

## 監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人西野裕久から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表します。

平成26年4月11日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	岸		秀	隆
同	神	田	加	津代
同	大	国	正	博

### 監査テーマ

奈良県の公の施設および指定管理者制度を適用する施設の管理運営に関する  
財務事務について

平成25年度

包括外部監査結果報告書

平成26年3月

奈良県包括外部監査人

西野裕久

# 包括外部監査結果報告書 目次

「奈良県の公の施設および指定管理者制度を適用する施設の管理運営に関する財務事務について」

第1． 包括外部監査の概要 .....	1
1. 監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件 .....	1
(1) 包括外部監査対象 .....	1
(2) 包括外部監査対象期間 .....	1
3. 事件を選定した理由 .....	1
4. 包括外部監査の方法 .....	2
(1) 監査対象機関 .....	2
(2) 監査要点 .....	2
(3) 主な監査手続 .....	2
5. 包括外部監査の実施期間 .....	3
6. 包括外部監査人を補助した者 .....	3
7. 利害関係 .....	3
第2． 監査対象の概要 .....	4
1. 奈良県の公の施設の概要 .....	4
(1) 「公の施設」の一覧 .....	4
(2) 公の施設の所在地 .....	9
2. 公の施設に関する法規制等 .....	10
(1) 「公の施設」の定義 .....	10
(2) 「公の施設」の設置運営に関する規制 .....	10
(3) 公の施設の使用上の規制 .....	11
(4) 公の施設の管理 .....	11
3. 奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針 .....	13
(1) 概要 .....	13
(2) 県の現状 .....	14
(3) 県におけるファシリティマネジメント導入の基本的考え方 .....	14

(4) ファシリティマネジメント推進のための実施方策.....	15
(5) 今後のスケジュール .....	16
4. 県における新地方公会計の整備状況及び監査への影響について.....	16
5. 県における指定管理者制度の概要と方針について .....	17
(1) 指定管理者制度の概要.....	17
(2) 県における指定管理者制度の概況.....	18
第3. 全般的事項に関する監査の結果及び意見.....	28
1. 直営施設について.....	28
2. 指定管理者導入施設について.....	31
(1) 指定管理者に対する全般的な意見.....	31
(2) 選定審査会による選定手続に関する意見.....	33
3. 公の施設全体について .....	34
第4. 個別施設に関する監査の結果及び意見.....	42
1. 直営の部.....	42
(1) うだ・アニマルパーク .....	42
(2) 奈良県文化会館.....	50
(3) 橿原文化会館.....	55
(4) 民俗博物館 .....	59
(5) 県立図書情報館.....	65
(6) 県立美術館 .....	71
(7) 万葉文化館 .....	76
(8) 心身障害者福祉センター（書面監査対象施設） .....	85
(9) 視覚障害者福祉センター（書面監査対象施設） .....	87
(10) 登美学園 .....	89
(11) 筒井寮 .....	97
(12) 精華学院 .....	108
(13) 女性センター（書面監査対象施設） .....	111
(14) 野外活動センター .....	113
(15) 橿原公苑（陸上競技場、野球場他） .....	121
(16) 中小企業会館（書面監査対象施設） .....	125

(17) 産業会館（書面監査対象施設）	127
(18) 奈良労働会館（書面監査対象施設）	130
(19) 中和労働会館（書面監査対象施設）	132
(20) 高等技術専門校（書面監査対象施設）	134
(21) 農業大学校（書面監査対象施設）	136
(22) ヘリポート（書面監査対象施設）	138
(23) 竜田公園（書面監査対象施設）	140
(24) 大和民俗公園（書面監査対象施設）	141
(25) 馬見丘陵公園	142
(26) 奈良公園（シルクロード交流館・新公会堂）及び観光自動車駐車場	148
(27) 平城京歴史館（書面監査対象施設）	160
(28) 県営住宅（直営/県営住宅管理事務所）	162
(29) 高等学校総合寄宿舍（畝傍寮）（書面監査対象施設）	176
(30) 高等学校総合寄宿舍（かぐやま寮）（書面監査対象施設）	177
(31) 同和問題関係史料センター（書面監査対象施設）	178
(32) 橿原考古学研究所附属博物館（書面監査対象施設）	180
2. 指定管理者の部	182
(1) 社会福祉総合センター	182
(2) 聴覚障害者支援センター（書面監査対象施設）	189
(3) 総合リハビリテーションセンター/県営福祉パーク/福祉住宅体験館	191
(4) 心身障害者福祉センター（歯科診療所）（書面監査対象施設）	201
(5) 西奈良県民センター（書面監査対象施設）	206
(6) 橿原公苑（明日香庭球場）（書面監査対象施設）	210
(7) 第二浄化センタースポーツ広場（書面監査対象施設）	213
(8) 大淵池公園（書面監査対象施設）	216
(9) 浄化センター公園（「まほろば健康パーク」及び「スイムピア奈良」）	218
(10) 国際奈良学セミナーハウス/吉城園	223
(11) 県営住宅（指定管理/近鉄住宅管理株式会社）	227
(12) 県営住宅（指定管理/株式会社東急コミュニティー）（書面監査対象施設）	233
(13) 社会教育センター（研修棟）	235

第5. 総括意見 .....	246
1. 直営施設の管理運営について .....	246
2. 指定管理者制度の運用について .....	247
3. 奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針に基づく取組について .....	248
4. 「公の施設管理指針」の必要性について .....	249
5. 施設管理組織のあり方について .....	250
6. 新たな管理方法の模索 .....	251
7. 終わりに .....	252

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。)

# 第 1 . 包括外部監査の概要

## 1 . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査である。

## 2 . 選定した特定の事件

### (1) 包括外部監査対象

奈良県の公の施設および指定管理者制度を適用する施設の管理運営に関する財務事務について

### (2) 包括外部監査対象期間

平成 24 年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 25 年度の一部についても監査対象とする。

## 3 . 事件を選定した理由

奈良県では、公の施設の管理コストを引き下げるとともに、県民サービス向上を図るために、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、現在 31 施設が対象となっている。

制度導入から 7 年経過していることを踏まえ、指定管理者制度が導入目的を達成し、施設管理においてうまく機能しているのか、改善すべき点がないかについて包括的な検討を行うことは、ファシリティマネジメントの考え方を今後さらに推進するうえで有用であると考えます。

また、公の施設のうち、直営で管理している施設についても監査の対象とし、管理状況を検討する。指定管理者制度を導入した施設と比較しながら、これまでの県における施設管理について全体的に検討・評価することで、今後の施設管理のあり方に活かせるよう検討を進める。

さらに、県では新公会計制度（基準モデル）の導入が進められており、固定資産台帳についても整備を進められている。台帳情報を活用したストック分析についても実施を検討する。

#### 4. 包括外部監査の方法

##### (1) 監査対象機関

ファシリティマネジメント室及び公の施設並びにその他関係部局

##### (2) 監査要点

- ① 公の施設が条例や規則に従って適切に運営されているか。
- ② 公の施設は行政目的に照らし有効に活用されているか。
- ③ 公の施設に係る財産管理や物品管理は適切に行われているか。
- ④ 公の施設に係る利用者負担は、施設の行政コストや施設の設置目的に照らして適切か。
- ⑤ 指定管理者などの施設管理者の選定方法は適切か。
- ⑥ 指定管理者制度の導入目的は達成されているか。
- ⑦ 直営の公の施設について、指定管理者の導入は検討されているか。
- ⑧ 施設の管理者が長期にわたり固定化するなど、競争性が働いていない事例はないか。
- ⑨ 公の施設の管理運営に関して、県、市町村、民間との役割分担は適切に行われているか。

##### (3) 主な監査手続

- ① ファシリティマネジメントに関する県としての長期的ビジョンやそのあり方についての関係資料の閲覧やヒアリングを行う。
- ② 指定管理者制度や公の施設管理に関する規程、資料を閲覧し検討する。
- ③ 公の施設の視察を行い、施設の維持管理、物品管理等の状況について検討を行う。
- ④ 公の施設に係る利用者負担の算定方法について、資料を閲覧し検討する。
- ⑤ 指定管理者の選定方法及び管理者からの実績報告に関する資料を閲覧し検討する。



- ⑥ 直営で管理する公の施設について、指定管理者制度の導入の検討状況を確認する。
- ⑦ 公の施設の管理及び指定管理者制度の適用に関して、導入対象施設の種類や契約の範囲、管理方法に関する他府県との比較検討を行う。
- ⑧ 県の固定資産台帳の分析を行い、施設の分野別、地域別の施設分布状況や、老朽化状況等について分析を実施する。
- ⑨ 平成 19 年度の包括外部監査に係る措置状況について検討する。
- ⑩ 必要に応じ、指定管理者に対して、指定管理事務に係るヒアリング・根拠資料の閲覧等を実施する。
- ⑪ その他監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

## 5. 包括外部監査の実施期間

自 平成 25 年 7 月 10 日 至 平成 26 年 3 月 19 日

## 6. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	蔵口	康裕
公認会計士	上森	太一郎
公認会計士	北岡	慎太郎
公認会計士	平岩	雅司
公認会計士	平川	理恵
公認会計士	有馬	浩二
公認会計士	中原	純一
弁護士	佐藤	竜一

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2. 監査対象の概要

### 1. 奈良県の公の施設の概要

#### (1) 「公の施設」の一覧

奈良県（以下、「県」と言う。）における「公の施設」の一覧は、次のとおりである。

所管課名	番号	管理対象施設名	現地 往査	管理形態	管理者
うだ・アニマルパーク振興室	1	うだ・アニマルパーク	C	直営	
文化振興課	2	奈良県文化会館	A, B	直営	
	3	橿原文化会館	A	直営	
	4	民俗博物館	C	直営	
	5	県立図書情報館	A	直営	
	6	県立美術館	A	直営	
	7	万葉文化館	A	直営	
	地域福祉課	8	社会福祉総合センター	C	指定管理
障害福祉課	9	心身障害者福祉センター	書面	直営	
	10	視覚障害者福祉センター	書面	直営	
	11	聴覚障害者支援センター	書面	指定管理	社団法人奈良県聴覚障害者協会
	12	登美学園	A	直営	
	13	筒井寮	A	直営	
	14	総合リハビリテーションセンター	B	指定管理	社会福祉法人奈良県社会福祉事業団
	15	心身障害者福祉センター (歯科診療所)	書面	指定管理	一般社団法人奈良県歯科医師会
長寿社会課	16	福祉住宅体験館	(B)	指定管理	社会福祉法人奈良県社会福祉事業団
子ども家庭課	17	精華学院	A	直営	
女性支援課	18	女性センター	書面	直営	
医療管理課	19	県立奈良病院		直営	
	20	県立三室病院		直営	
	21	県立五條病院		直営	
協働推進課	22	西奈良県民センター	書面	指定管理	青垣協同組合グループ
青少年・生涯学習課	23	野外活動センター	C	直営	
スポーツ振興課	24	橿原公苑（陸上競技場、野球場他）	A	直営	
	25	橿原公苑（明日香庭球場）	書面	指定管理	(有)ハードボールテニス
地域産業課	26	中小企業会館	書面	直営	
産業政策課	27	産業会館	書面	直営	
雇用労政課	28	奈良労働会館	書面	直営	
	29	中和労働会館	書面	直営	
	30	高等技術専門学校	書面	直営	
マーケティング課	31	中央卸売市場		直営	
農業水産振興課	32	農業大学校	書面	直営	
地域交通課	33	ヘリポート	書面	直営	
下水道課	34	流域下水道		直営	
	35	第二浄化センタースポーツ広場	書面	指定管理	サンアメニティ・Real Style 共同事業体
公園緑地課	36	竜田公園	書面	直営	
	37	大和民俗公園	書面	直営	

	38	馬見丘陵公園（公園館等）	C	直営	
	39	大洲池公園	書面	指定管理	青垣協同組合グループ
	40	浄化センター公園	C	指定管理	奈良新県営プール PFI 株式会社
	41	県営福祉パーク	(B)	指定管理	社会福祉法人奈良県社会福祉事業団
奈良公園室	42	観光自動車駐車場（登大路）	B	直営	
	43	観光自動車駐車場（大仏前）		直営	
	44	観光自動車駐車場（高畑）		直営	
	45	奈良公園（※シルクロード交流館）	書面	直営	
	46	新公会堂	書面	直営	
	47	国際奈良学セミナーハウス	B	指定管理	関西美建・今西酒造グループ
	48	吉城園	B	指定管理	関西美建・今西酒造グループ
平城宮跡事業推進室	49	平城京歴史館	書面	直営	
住宅課	50	県営住宅 26 団地	B	直営	
		榛原・吉野県営住宅		管理代行	宇陀市、吉野町
		売間、稗田県営住宅	B	指定管理	近鉄住宅管理株式会社
		紀寺、六条、北和、姫寺、平城、六条山、東高田、天理南、橿原 NT、阿部、山崎県営住宅		指定管理	近鉄住宅管理株式会社
天理・橿原・坊城・纏向県営住宅	書面	指定管理	株式会社東急コミュニティー		
学校支援課	51	高等学校総合寄宿舎（畝傍寮）	書面	直営	
	52	高等学校総合寄宿舎（かぐやま寮）	書面	直営	
人権・地域教育課	53	社会教育センター（研修棟）	C	指定管理	アスカ美装株式会社
	54	同和問題関係史料センター	書面	直営	
文化財保存課	55	橿原考古学研究所附属博物館	書面	直営	
水道局	56	県営水道		直営	
合計	56+45（県住）-1=100 施設				指定管理 31 施設

- ※ 19 県立奈良病院、20 県立三室病院、21 県立五條病院、31 中央卸売市場、34 流域下水道、56 県営水道については、過去に包括外部監査の対象となっていることから監査対象外とした。また 50 市町へ管理代行をしている県営住宅については管理形態が直営でも指定管理でもないため監査対象外とした。
- ※ 現地往査欄に括弧（ ）書きで記載している施設は、併設施設であるため併せて往査した施設である。

このうち、現地往査の対象としたのは、表の「現地往査」欄に A, B, C の記号を付した 24 施設であり、次のいずれかの条件に該当する施設である。

A：平成 24 年度の県税負担額が 1 億円以上かつ収入が 1 千万円以上の施設

B：平成 24 年度の総収入が 1 億円以上の施設

C：利用度や必要性の面から監査人が特に現地往査を必要と認めた施設

なお、現地往査欄に「書面」とあるのは上記条件に該当しなかったため、現地往査は実施せずに、書面にて監査を実施した施設である。

< 現地往査対象施設に対して実施した監査項目 >

現地往査対象施設については、監査のため施設に赴き、下記の監査要点について監査を実施した。

<b>1. 【全般事項】</b>	
①	パンフレット等を入手し、概要をヒアリングする。
②	施設利用規約・要綱・経理規程等の整備状況を閲覧し、整備内容に不足や不備がないか確認する。
③	予算と決算を比較し、異常な支出や多額の執行残等について原因を質問する。
④	その他、公有施設の老朽化・修繕の必要性や訴訟案件の有無、利用者のクレーム等、特殊な事項がないかを質問で確認する。
<b>2. 【現金預金・金庫実査】</b>	
①	入出金取引に関する証憑（請求書・領収書・出納帳・日計表等）の現物を全体的に閲覧する。
②	現金実査を行う。
③	釣銭・小口現金は県と出納員の貸付契約か確認する。
④	金庫実査を行う。
⑤	高額や適用に異常の認められる現金支出と領収書等との照合を行う。
⑥	領収書の管理体制を確認する。
<b>3. 【利用料・手数料及び債権管理（該当がある場合）】</b>	
①	利用料（手数料）について、制度・料金体系・条例設定の有無等、その概要を確認する。
②	利用料の徴収に関する内部統制を確認する。
③	債権管理簿を作成しているか。債権管理の内部統制を確認する。
④	長期滞留債権の有無及び対策について質問する。
⑤	高額の不納欠損（または貸倒処理）があればその理由を確認する。
<b>4. 【備品】</b>	
①	管理物品の管理台帳と備品の現物との照合の実施状況を確認する。 （実施人数、実施頻度、現物へのシール張付管理の有無、台帳と現物の不一致の有無等）
②	【指定管理者のみ】備品管理及び備品の所有に係る県と指定管理者の取り決め内容、また備品を廃棄する際の規定及び内部統制を確認する。
③	備品の廃棄の内部統制の確認確認。特に指定管理者については、県有備品とそれ以外の備品の廃棄の区分が適切になされているか確認する。
④	現物と固定資産台帳や備品台帳を実際に照合する。
<b>5. 【人件費・謝金】</b>	
①	職員体系、職員数、パートアルバイトの採用の有無、外部講師等謝金の有無、旅費の発生の有無等の全体的なヒアリングを行う。
②	【勤怠管理】常勤・非常勤の出勤簿を閲覧し、長期欠勤や無断欠勤等がないか、タイムカード等が整備されているか、超過勤務等を把握承認しているか、非常勤と雇用契約を結んでいるか、確認する。
③	【謝金・報償費】該当がある場合、謝金の実施状況と支払状況の照合、支払金額の異常性を確認する。
<b>6. 【その他経費全般・契約】</b>	
①	修繕費と固定資産計上の損建区分について、また、指定管理者については県への修繕費の請求または県の負担があればその妥当性について確認する。
②	任意の支出について請求書や納品書等各種証憑と照合する。
③	契約書を閲覧し、見積競争や入札は適切に実施しているか、特定の業者に便宜を図っていないか、決裁は適切か等を確認する。
④	立替金、仮払金、雑損に異常がないか通査する。
<b>7. 【施設運営全般】</b>	
①	利用者へのサービスの向上のために具体的に行っていることを質問する。
②	業務内容は明確か。 特に指定管理者については、県から定められている業務ルール及び各施設独自で定められている業務ルールを確認し、そのルールの適切性、ルール通りの運営がなされているかを確認する。
③	施設運営会議等が設置されている場合の構成員、開催回数を確認し、議事録があれば閲覧する。 月例報告を県に提出している場合の内容の確認及び実績と報告が一致しているかを確認する。
④	指定管理者については、修繕の実施及び修繕費の負担の範囲について、県との取り決め内容を、また自主事業がある場合にはその内容を確認する。
⑤	利用者からのアンケート調査や利用満足度調査の実施状況を確認する。利用者からのクレームがある場合の対応を確認する。利用者を不公平に制限していないか確認する。

<b>(指定管理者のみ)</b>	
8. 【県への実績報告及び委託料】	
①	県への実績報告書と、実際の利用人数や、計算書類との整合性を確認する。
②	委託料契約書を閲覧し、契約内容のとおり業務がなされているか。
③	委託料が実績人数に応じて増加する場合等において、利用人数の水増し等を行っていないか。
④	委託料が実費精算の場合、本来指定管理者が負担すべき費用が県に請求されていないか。
<b>(直営のみ)</b>	
9. 【指定管理者への移行】	
①	なぜ直営なのかヒアリングし、その理由の妥当性を検討する。
②	指定管理者に移行すべきかについて過去に検討がなされているのか、ヒアリングする。
③	今後の方向性についてヒアリングする。
<b>(H19 包括外部監査実施時の結果・意見のある施設のみ)</b>	
10. 【過年度指摘事項に対するフォロー】	
①	過年度指摘事項がある場合の改善状況を確認する。

< 書面監査対象施設に対して実施した監査項目 >

該当施設に対して実施した監査項目は下表のとおりであり、これは、現地往査対象施設から共通的に発見された事項を中心に、書面にて監査を実施したものである。

<b>1. 【現金管理】</b>	
①	釣銭用の現金に関する管理責任について、県と出納員との間で釣銭貸付契約書を締結しているか。
②	釣銭用現金並びに使用料収入等の現金につき、日々残高照合しているか。
③	残高照合の際、金種表を用いて残高照合し、照合書類を保管しているか。
④	切手管理簿を用いて、現物と管理簿との残高照合を実施しているか。
⑤	残高照合の頻度はどの程度か。
⑥	現金及び切手の残高照合については、照合担当者とは別の責任者の定期的な確認・承認を実施しているか。
<b>2. 【備品管理】</b>	
①	備品につき定期的な現物調査を実施しているか。
②	現物調査の結果、全て一致していたか。
③	管理備品全てに備品シールが貼り付けられているか。
④	現物調査の際、現物と管理簿と個別的な紐付けが可能か。
⑤	廃棄ないし修繕すべき備品が保管されたままの状態となっていないか。
⑥	重要物品がある場合、重要物品調書を作成し、本庁へ報告しているか。
<b>3. 【収入管理】</b>	
①	使用料収入等につき、滞留債権が発生していないか。
<b>4. 【指定管理者】</b>	
①	県への収入及び費用実績報告を正確に行っているか。（根拠証憑等を添付する等）
②	指定管理者の選定は公募か。非公募である場合、その理由。
③	県との協定書に記載のある事項（連絡会の開催やアンケート調査の実施等）は実施しているか。
<b>5. 【施設について】</b>	
①	遊休となっている施設が存在していないか。
②	施設内に未利用となっているスペースが存在していないか。
③	稼働率（使用率、集客率といった計画と実績の比率）は計画よりも上回っているか。
④	使用率が極端に低いスペースが存在していないか。
⑤	施設設置から相当程度年数が経過している場合について、耐震判断の結果、耐震工事必要の有無。

< 指定管理者の選定及び実績の評価方法に対して実施した監査項目 >

指定管理者が運営する公の施設については、指定管理者についても施設運営の範囲内で監査対象とし、また当該指定管理者の選定や実績の評価方法について監査を実施した。

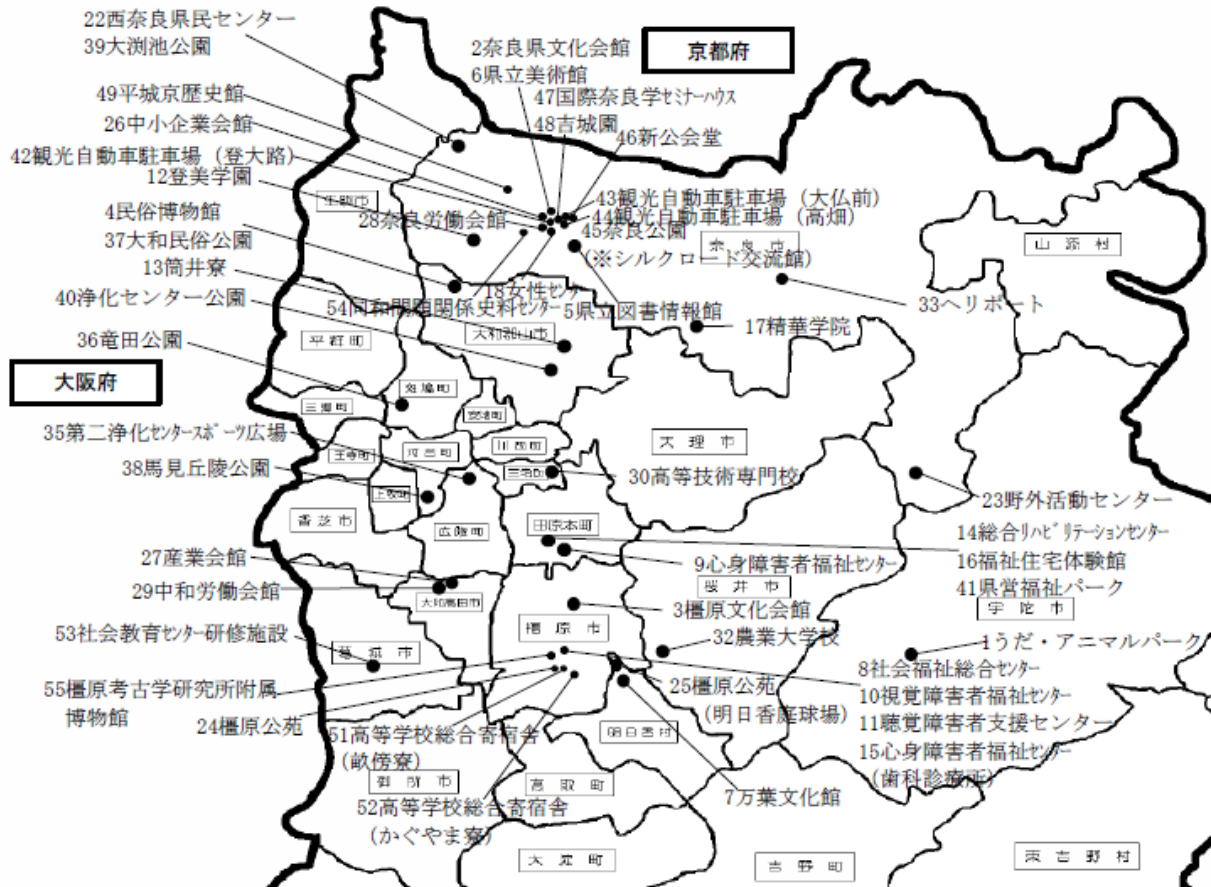
なお、監査にあたっては、県ファシリティマネジメント室が策定している「指定管理者制度導入・運用の手引き」（以下、「手引き」と言う。）を、県の所管課が適切な事務取扱を行っているかを判断するための参考資料として用いた。

【指定管理者全般】	
①	公の施設設置条例への必要事項の記載に関して、設置条例は適法か。
②	公募対象施設の範囲決定方法は妥当か。
③	非公募とした場合には、その合理性は認められるか。
④	公募施設の競争性確保の状況をどのようにしているか。
⑤	選定委員会による選定手続を確認する。
⑥	基本協定、年度協定の内容を確認する。
⑦	県と指定管理者との役割分担の明確性は協定書に明記されているか。
⑧	委託料の精算の有無を協定書で確認する。
⑨	修繕費の県と指定管理者の負担分担は協定書に明記されているか。
⑩	利用料金制を取ることの合理性はあるか。
⑪	サービス向上施策の提案内容の実施状況を確認する。
⑫	モニタリング、評価の実施状況を確認する。

監査の実施結果については、「第3. 全般的事項に関する監査の結果及び意見」及び「第4. 個別施設に関する監査の結果及び意見」にて後述する。

(2) 公の施設の所在地

県における公の施設の所在地については、以下のとおりである。



※1 19 県立奈良病院、20 県立三室病院、21 県立五條病院、31 中央卸売市場、34 流域下水道、56 県営水道については、監査対象外のため、省略

※2 50 県営住宅の所在地については、第4 1. 直営の部(28) 2. 指定管理者の部(11)、(12)参照

## 2. 公の施設に関する法規制等

### (1) 「公の施設」の定義

「公の施設」とは、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置した施設であり（地方自治法第244条第1項）、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、「公の施設」の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないこととなっている（同法第244条の2第1項）。

また、「公の施設」の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該「公の施設」の管理を行わせることができることとなっている（同法同条第3項）。

### (2) 「公の施設」の設置運営に関する規制

地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに（住民福祉増進の原則）、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（効率化の原則、同法第2条第14項）。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図らなければならない（合理化・規模適正化の原則、同法同条第15項）。

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならず（法令適合の原則、同法同条第16項）、この規定に違反して行った地方公共団体の行為はこれを無効とする（同法同条第17項）。

地方公共団体の経費は、その目的を達するための必要且つ最少の限度を超えて、これを支出してはならない（地方財政法第4条第1項）。

地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない（同法同条第2項）。

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない（同法第8条）。



### (3) 公の施設の使用上の規制

普通地方公共団体（後述する指定管理者を含む）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず（地方自治法第244条第2項）、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない（同条第3項）。

### (4) 公の施設の管理

#### ① 公の施設の管理に関する制度の変遷

平成3年の地方自治法改正により、「公共団体又は公共的団体」に限定されていた公の施設の管理委託先が「普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体もしくは公共的団体」に拡大された。この改正により、自治体の出資が2分の1を超える法人という規定等を満たせば、当該自治体出資法人が公の施設の管理受託者となることが可能になった。これを契機として、公の施設の管理の受け皿となる自治体出資法人が数多く設立され、いわゆる外郭団体を形成することになる。もともと、管理委託制度の下では、公物管理権のうち権力的性格のある使用（利用）許可（行政処分）は委託できないと解されていた。

平成15年の地方自治法改正により、公の施設の管理主体をあらかじめ法律上制限することなく、自治体が指定するものに管理権限を委任するという指定管理者制度が導入された（同法第244条の2第3項）。これに伴い、委託先には使用（利用）許可などの行政処分を含めた管理権限まで委任されることになった。

また、施設の管理権限委任のみならず、公共施設の建設・維持管理や運営までを民間企業に委託することができるPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が平成11年に制定されており、指定管理者制度とは別の手法も確立されている。

#### ② 直営管理

普通地方公共団体の長は、公の施設を設置し、管理し、及び廃止する権限を有している（地方自治法第149条第7号）。ただし、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、条例で定めなければならない（同法第244条の2第1項）。

このように、公の施設の設置主体が普通地方公共団体であるから、その管理についても、当該普通地方公共団体が行う方法（以下、「直営」と言う。）が原則である。

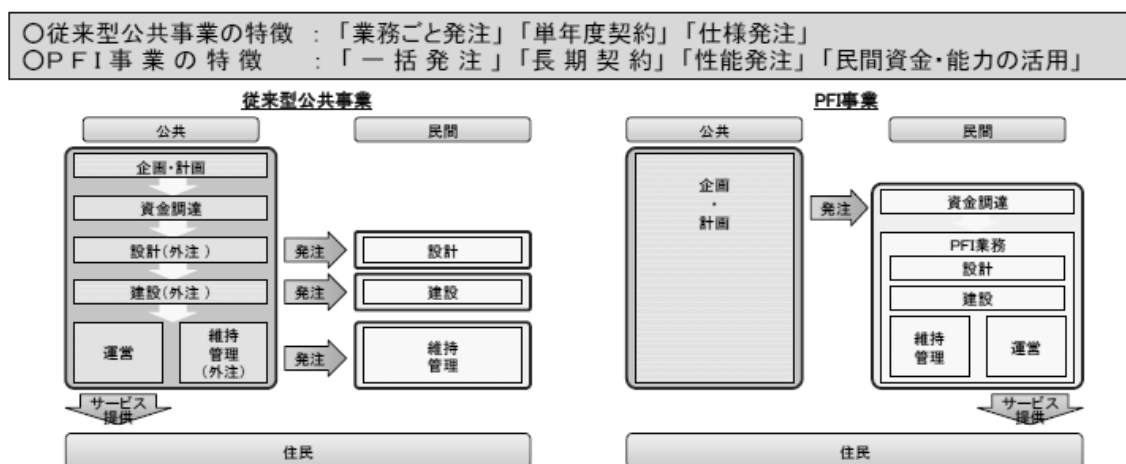
### ③ 指定管理者

普通地方公共団体は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」は、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下、「指定管理者」と言う。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる（同法同条第3項）。

### ④ PFI 事業

PFI 事業とは、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用して行う事業である。

従来型の公共事業が個別に業務ごとに発注していたのに対して、PFI 事業では設計、建設、維持管理や運営といった業務をすべて一括して発注する手法である点が相違している。PFI 事業では、通常よりも長期間の管理を行わせる点が特徴的である。事業者は長期計画に基づき柔軟な運営ができるように、創意工夫をこらした施設運営をすることが可能となる。維持管理や運営については、「③指定管理者」制度を組み合わせることも可能となっている。



出典：内閣府 民間資金等活用事業推進室 「PFI の概要について」

県においては、平成 26 年 7 月の開園を目指して、県で初めての PFI 事業による整備が浄化センター公園で行われている。これについては、浄化センター公園の頁において詳細に触れることとする。

#### ⑤ 利用料金制度

利用料金制度とは、指定管理者が管理する公の施設の利用に係る料金を条例の定めるところにより指定管理者が定め、当該指定管理者の収入として収受させることができる制度をいう（地方自治法第244条の2第8項第9項）。ただし、指定管理者が利用料金を定めるにあたっては、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない（同法同条第9項）。

平成3年の地方自治法改正により既に導入されていた制度であるが、指定管理者制度導入以後も引き続き同制度が採用されている。これにより、指定管理者は、条例で定められた基本的枠組みの中で、公の施設の管理を通じ利潤を上げることできる。

### 3. 奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針

#### (1) 概要

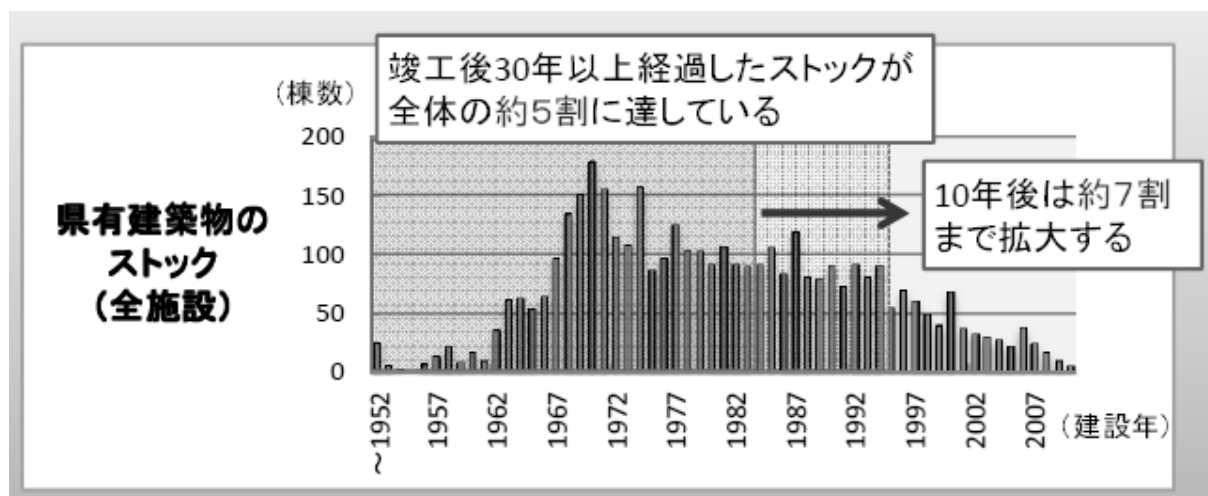
少子高齢化の進行、人口減少社会の到来など、県行政を取り巻く社会環境の変化と県民ニーズの多様化と高度化、さらには県の財政状況が厳しくなっていることから、効率的・効果的な行政運営を行うために、老朽化し建て替え時期が到来した施設への対処も含め、県が保有する資産の全てを行政経営にとって最適な状態にしていく必要が生じている。

そこで県では、県有資産について総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメントの手法を導入し、長期的・全庁的な視点に立って県有資産の更なる有効活用を図っていくことを目的として、平成 25 年 1 月に「奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針」を策定した。

## (2) 県の現状

県は県有資産として約 4,500 棟からなる約 800 の施設とその敷地及び約 170 もの土地を保有している。その施設のうち一般的に大規模な改修工事が必要とされる竣工後 30 年を経過した建物が全体の約 5 割に達しており、更に 10 年後はその比率が約 7 割にまで達する見込みであって、県有資産を現状のまま保有し続けることは難しく、公共サービスの質の維持、利用ニーズの変化への対応、耐震化等の施設の安全性の確保を行う必要が生じている。

### 【県有資産の老朽化の状況】



出典：奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針（概要版）

## (3) 県におけるファシリティマネジメント導入の基本的考え方

県有資産においては各資産の管理者が管理運営しているが、統一化された管理基準が存在せず、また改築や修繕等も各施設を所管する部局の判断による個別対応となっているため、必ずしも県有資産の最適化が図られていない可能性がある。そのため、県有資産をより効果的に活用するため、各部局を横断して全庁的な視点に立った戦略的なファシリティマネジメントを導入・実施するため、平成 25 年 4 月にファシリティマネジメント室を新たに設置し、全庁的な調整と各資産の所管部局との個別計画との調整にあたっている。

#### (4) ファシリティマネジメント推進のための実施方策

##### ① 具体的な取組施策

県のファシリティマネジメントは以下の3つを柱としている。

###### ア) 保有総量最適化

県として維持し続ける必要がある施設であるか否かを明確にし、利用見込みのない県有資産の売却を積極的に行い、資産総量の縮小・適性化を図る。また、現在余剰となっている施設や将来余剰となる可能性が高い施設の量的な見直しを行う。

###### イ) 県有資産の有効活用

低・未利用となっている県有資産については有効活用を推進する。また、利用者のニーズの変化に合わせて行政サービスの需給バランスや費用対効果、サービス提供にふさわしい場所や提供主体等を見極めながら資産の利用価値を最大化する。

###### ウ) 長寿命化の推進

将来にわたって利用する施設については、施設改修の優先順位の明確化と計画的な改修の実施により、施設全体に係るライフサイクルコストの軽減や平準化を図る。また、機器等が故障してから修繕・更新する事後保全から、故障する前に修繕・更新する予防保全への転換を進める。

##### ② 施設評価

施設の選択と投資の集中を推進するため、各施設を次の方法で評価する。

###### ア) 1次評価

施設の現状について、建物性能（耐震性、劣化度等）やニーズ・効率性（利用状況、管理コスト等）の客観的な数値による評価を行う。

###### イ) 2次評価

今後の方向性検討のため、設立目的、立地環境、規模・可変性等の視点から、現状の利用状況についてフローチャート形式で評価する。

###### ウ) 3次評価

2次評価を経て得られた方向性について、所管部局における個別計画やビジョン等との調整を行い、各施設のあり方について全庁的な合意形成を図る。

#### (5) 今後のスケジュール

平成 25 年度から平成 27 年度にかけて本格導入し、平成 28 年度には導入結果の評価と見直しを行う予定としている。

#### 4. 県における新地方公会計の整備状況及び監査への影響について

平成 18 年 8 月に総務省が公表した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において、各地方公共団体に対して新地方公会計モデルによる公会計整備が要請されている。新地方公会計モデルとは、企業会計に用いられている発生主義に基づく財務書類を整備する手法のことである。

普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義によっている。歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいうが、ここで収入とは現金の収納をいい、支出とは現金の支払をいうとされている（財政法第 2 条）。

これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理する考え方である。普通地方公共団体の会計処理に発生主義を取り入れることによって、民間企業の経理に求められるような、下記のような観点を明らかにできることが新地方公会計モデルの特徴である。

- ① 発生主義による正確な行政コストの把握
- ② 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握
- ③ 連結ベースでの財務状況の把握

また、この新地方公会計モデルにより財務書類を整備することによって、従前の官庁会計では不可能であった減価償却費を考慮した行政コストの計算も可能となる。

新地方公会計モデルには、決算統計情報を活用して作成できる総務省方式改訂モデルと、本格的な複式簿記を導入して作成する基準モデル等の複数のモデルが存在している。

県では平成 23 年度の決算までは総務省方式改訂モデルによる整備を進めてきたが、平成 24 年度の決算からは新たに複式簿記を用いた基準モデルへと切り替えている最中である。

今回の監査においてはこの基準モデルによる財務諸表の整備期間中であったため、監査資料としては用いることはできなかった。

また、基準モデルの導入に際しては固定資産台帳の適切な整備が必要であり、県では現在、台帳整備を行っているところであり、当該固定資産台帳は整備途上のため、今回の監査の基礎資料として用いることはできなかった。

以上により、今回の監査においては、当初予定していた新地方公会計の固定資産台帳を用いた施設の分野別、地域別の施設分布状況や、老朽化状況等についての分析は行っていない。

## 5. 県における指定管理者制度の概要と方針について

### (1) 指定管理者制度の概要

#### ① 概要

普通地方公共団体は、公の施設の管理、運営について、民間の法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）。この管理の委任を受けた者を指定管理者という。

その際には、条例により、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を規定する必要がある（同法同条第 4 項）。その他、指定管理者制度には、従来の管理委託制度とは異なり、指定管理者の指定には議会の議決を必要とすること、指定管理者は毎年度終了後事業報告書の提出を必要とすること及び利用料金制度を採用することができること等の特色がある（同法同条第 6 項、第 7 項及び第 8 項）。

#### ② 指定管理者制度導入の趣旨・目的

平成 15 年の地方自治法改正により、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入された趣旨・目的は、「多様化する住民のニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、

経費の節減等を図ること」にある（平成 15 年 7 月 17 日付け総行第 87 号総務省自治行政局長の各道府県知事宛て「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」）。

## （２）県における指定管理者制度の概況

### ① 導入方針

県は、以下の方針に該当するような公の施設について、指定管理者制度の導入を積極的に推進している。

#### （１）法令上の制約

法令の規定により、指定管理者制度を導入できない施設でないかどうか

#### （２）運営の効率性、サービスの向上の可能性

経費の節減、費用対効果の向上、サービスの向上等の面で、民間活力の活用が図られる可能性が高いかどうか

#### （３）施設の位置付け、管理運営のあり方

施設を設置した目的、政策実現のための施設の役割、施設管理の専門性、施設利用の公平性・公益性、個人情報の管理等に照らし、行政が直接運営しなければ担保されないものでないかどうか

#### （４）ふさわしい民間事業者の存在

指定管理者としてふさわしい民間事業者が想定できるかどうか

### ② 指定管理者制度の導入・運用手続

指定管理者制度に関して、包括的に定めた条例・規則等は存在しないが、県では「手引き」を作成し、指定管理者制度を円滑に導入・運用するための手続を明らかにしている。



【指定管理者制度導入・運用にあたっての一連の手続の流れ】

実施時期	実施項目	ポイント
【導入前年度】		
4～5月	選定審査会の設置（公募委員の募集を含む）	カ）選定審査会の設置
4～6月	委託料上限額の積算	ア）利用料金制度
6月	設置条例等関係条例の改正（6月県議会）	
	関係規則の改正	
7～8月	指定管理者の募集	ウ）募集要項の作成 イ）公募、非公募の決定 エ）管理の基準
9～10月	候補者の選定	
11月	指定管理予定者の決定	
	翌年度予算要求（指定管理委託料）	
12月	指定管理者の指定議案、債務負担行為補正（12月県議会）	
1～3月	協定の締結、利用料金の承認	キ）協定書の締結
	業務の引き継ぎ	
【導入年度】		
4月	指定管理開始 第1期委託料の支払い（以降四半期ごとに）	
5月上旬	例月業務報告書の受理（以後毎月繰り返し）	ク）管理運営のモニタリング
適時	利用者等満足度調査の実施及び結果報告（年1回以上実施）	コ）利用者等満足度調査の実施
随時	資料提出要求 立入調査（年1回以上）、監査、連絡会議の開催（年2回以上）	
11月	翌年度委託料予算要求	
【導入後年度】		
～翌年4月末	事業実績報告書の受理 履行確認 委託料精算	オ）委託料の精算 ケ）事業実績報告書の作成
～5月下旬	事業実績報告書の分析、評価、改善指示、評価調書の作成・公表	
法人事業年度終了後1ヶ月以内	決算書類の受理、財務分析	

出典：「指定管理者制度の導入・運用の手引き」を加工して監査人作成

指定管理者制度導入・運用にあたりポイントとなる事項について、「手引き」の内容を取り上げる。（以下において、「手引き」の引用部分は「」書きしている。）

#### ア) 利用料金に関する規定

県では、利用料金制度を「指定管理者による一層の経営努力を引き出す動機付けの仕組みとして活用できるとともに、会計事務の簡素化にも資する制度」としており、「使用料収入を指定管理者の収入とすることで、指定管理者の経営努力によるサービスの向上や利用者数の増加が期待できる場合など県が適当と認める場合」に利用料金制を導入することとしている。

#### イ) 指定管理者の公募・非公募の決定

指定管理者の募集方法として公募と非公募の 2 種類があるが、県では「様々な経営能力を持つ団体が幅広く参加できるよう、公募によることを基本」としている。

もつとも、「業務の高度の専門性などから、指定管理者として特定のものにしか当該施設の管理を効率的かつ効果的に行うことができないと県が判断する場合などは、県民や県議会の理解を得つつ、公募せずに特定の団体を指定管理者に指定することも可能」としている。

非公募の場合は、「県の施策との一体性や施設管理の専門性など、競争環境の中での選定を実施しない合理的な理由を明らかにし、説明責任を十分に果たすこと」を求めている。また、「指定管理者選定審査会によるヒアリングやプレゼンテーションを行」って、「審査の客観性、透明性を確保」することを求めている。

#### ウ) 募集要項等の作成

募集要項は、指定管理者導入に係る県の意図を申請希望者に明確に伝達し、優れた提案を得る上で重要な書類であると位置付けている。そのため、作成にあたっては「県の先行事例や他の自治体の類似施設の事例などの事前調査、全く新しい事業者が参入することの想定、公募条件が民間事業者にも魅力あるものか、どのような主体が応募し、どのような経営手法を發揮できるのか等、民間事業者等の動向等についても把握したうえで作成」することを求めている。

## エ) 管理の基準

募集要項の一項目として、指定管理者が実施する「管理の基準」を示すこととされている。具体的には、「条例、規則の管理の基準の規定に従い、施設の休館日、開館時間、管理運営の基本方針、遵守すべき法令などについて、それぞれの施設の実情に応じた管理の基準」を示すことが求められている。

なお、管理の基準は標準的な管理内容を示したものであり、提案者に、「利用時間の延長、開館期間の拡大、自主事業の実施など民間事業者ならではのサービス向上の積極的な提案を求める旨」を募集要項に記述することとしている。

また、「管理運営の基本方針として、指定管理者は、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、施設、設備を清潔に保つとともに、機能を正常に保持し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行うべき旨を募集要項に記述」することとしている。

## オ) 委託料の精算

同じく、募集要項に記載すべき事項として委託料の精算方法を挙げている。

具体的には、「提案された委託料については、利用料金収入や自主事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力によって剰余金が生じたとしても、原則として精算による返還を求めない旨記載し、休館日や開館時間の変更、自主事業の実施など、利用促進のための積極的な提案を期待する意図を明記」することとしている。

ただし、「必要な修繕が放置されることがないように、委託料に含まれる修繕費については、過去の実績等から算定した一定額を示し、不用額については精算を行う」ものとしている。

また、「利用料金収入額が管理経費を上回ることが見込まれる施設については、県に対する納付金額の算定基準を明らかに」することとしている。

## カ) 指定管理者選定審査会の設置

指定管理者の「候補者の選定には、公平性、透明性が強く求められる。そのため、「学識経験者や税理士、公認会計士などの専門家、利用者代表、類似施設の管理経験者などによる指定管理者選定審査会を設置し、候補者を選定することを原則」としている。

また、「設置目的が、候補者の選定審査を行うことに限定しているため、設置期間は指定管理開始までの 1 年以内の短期間の臨時的な組織とし、条例に基づく附属機関とはせず、設置要綱に基づき設置」するとしている。

#### キ) 協定書の締結

指定管理者を選定後、県では指定管理者と協定書を締結することとしている。指定管理者の業務の指定にあたり、管理の基準や業務の範囲等条例で定める事項のほか、「指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当である」とされており（平成 15 年 7 月 17 日付け総務省通知第 2-2-(3)）、それに従っているものである。

「協定の法的性格は、「指定」という行政処分の付款（条件）であるとされているので、協定書は契約書」ではないが、「地方公共団体と指定管理者の権利義務関係の細目を定める双方合意の形式をとる文書」であり、「公の施設の管理に関して問題が生じた場合にその責任の所在等を判断する根拠」となる。

県では、「指定管理業務の遂行に必要な事項は全て「基本協定書」に盛り込むこととし、特に別に定める必要が生じた場合のみ「年度協定書」を締結すること」としている。

#### ク) 管理運営のモニタリング

「利用者に対するサービスの提供が、協定書（業務仕様書）に従い適正かつ確実に行われているかどうかを確認するため」、所管課は「管理運営のモニタリングを実施」する必要がある。

「モニタリングは、例月業務報告や事業実績報告などの定期のモニタリングと、立入調査、資料提出要求などの随時のモニタリングに区分」される。

また、「モニタリングは単に書類のチェックをするだけでなく、現状分析をしたうえで課題や目標について指定管理者と意見交換（年 2 回以上の連絡会議開催）し、分析結果を施設の運営に反映し、施設運営の改善・向上につなげていくことが不可欠」であるとされている。

#### ケ) 事業実績報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成して、施設を設置する地方公共団体に提出しなければならない（法第 244 条の 2 第 7 項）。事業実績報告書の主な記載事項は下記のとおりであり、事業年度終了後 4 月 30 日までに提出させることとしている。具体的な記載事項は様式と併せて協定書で明示することとしている。

- ・業務の実施状況に関する事項  
管理運営体制、施設・設備点検結果、備品欠損状況、大規模修繕等の必要箇所、委託内容・委託先・委託額、広報実績、災害等訓練実績、職員研修実績、利用者等満足度調査結果・反映状況、個人情報保護への取組状況、環境配慮への取組状況
- ・施設の利用状況に関する事項  
月別使用区分別（施設・設備別、時間帯別、大小別）利用件数、利用者数、稼働率
- ・料金収入の実績に関する事項  
月別使用区分別（施設・設備別、時間帯別、大小別）収入額、減免額、対前年度比
- ・管理経費等の収支状況等に関する事項  
業務計画との比較
- ・修繕料の執行状況に関する事項  
実施時期、内容、金額（支出書類を添付）
- ・運営目標の達成度に関する事項
- ・自主事業の実施状況に関する事項  
実施時期、内容、参加者数、収支状況
- ・苦情、トラブル等に関する事項  
内容、対応状況

#### コ) 利用者等満足度調査

「指定管理者が自主的に行うアンケート等とは別に、県の指示のもと、利用者等満足度調査を年 1 回以上実施」させることとしている。

「予め、「利用者等満足度調査導入マニュアル」に基づく基本フォーマットを県が示し、それをもとに実施時期や内容等実施方法を検討させ、報告」させる。「実施方法が適切かどうかをチェックし、必要な指示等を行う」こととしている。

### ③ 指定管理者制度導入効果

ファシリティマネジメント室では、指定管理者制度が導入される前の状況と、導入後の運営状況について、次頁のとおり比較を行っている。

各施設ともに稼働率の改善やサービスの向上等が図られており、またコスト面でも導入前より大幅な削減が実現しており、指定管理者制度導入の効果が一定程度発現していることが窺える。

#### 【コスト面の比較】

施設名	指定管理導入前 委託料決算額 (A)	平成 24 年度指 定管理委託料 (B)	差引 (B-A=C)	削減率 (C/A)
社会福祉総合センター	88,946	70,930	△18,016	-20%
西奈良県民センター・大淵池公園	32,750	27,300	△5,450	-17%
橿原公苑（明日香庭球場）	2,818	2,147	△671	-24%
国際奈良学セミナーハウス・吉城園	29,556	19,320	△10,236	-35%
万葉文化館	362,290	226,502※	△135,788	-37%
リハビリセンター・県営福祉パーク・福祉住宅体験館	544,383	329,257	△215,126	-40%
心身障害者福祉センター（歯科診療所）	20,063	20,063	0	0%
浄化センター公園	22,111	12,664	△9,447	-43%
第二浄化センタースポーツ広場	18,107	11,940	△6,167	-34%
社会教育センター（研修棟）	44,365	37,500	△6,865	-15%
合計（14 施設）	1,165,389	757,623	△407,766	-35%

※平成24年度から直営のため、平成23年度数値。

※(A)欄：出典「指定管理者制度導入効果（経費節減）」平成24年11月行政経営課調べ

※(B)欄：今回の監査における各施設からの回答による。

【サービス面の比較】

施設名	指標	導入前※1 (A)	平成23年度 (B)	改善状況
社会福祉総合センター	施設稼働率 (%)	41.2	45.7	+4.5ポイント
西奈良県民センター	施設稼働率 (%)	49.9	70.2	+20.3ポイント
大淵池公園	テニスコート稼働率 (%)	70.2	90.4	+20.2ポイント
	体育館稼働率 (%)	69.2	83.3	+14.1ポイント
橿原公苑（明日香庭球場）	テニスコート稼働率 (%)	22.9	43.2	+20.3ポイント
国際奈良学セミナーハウス	宿泊利用者数 (人)	2,221	2,607	+17.4%
吉城園	入園者数 (人)	10,987	22,016	+100.4%
万葉文化館	入館者数 (人)	97,777	117,779%	+20.5%
リハビリセンター・県営福祉パーク・福祉住宅体験館	1日平均外来患者数 (人)	163.3	216.3	+32.5%
心身障害者福祉センター (歯科診療所)	延べ診療件数 (件)	1,690	2,487	+47.2%
浄化センター公園	プール利用者数 (人)	36,267	52,696	+45.3%
	野球場稼働率 (%)	23.7	26.2	+2.5ポイント
	テニスコート稼働率 (%)	39.0	48.3	+9.3ポイント
第二浄化センタースポーツ広場	プール利用者数 (人)	21,423	24,524	+14.5%
	運動場稼働率 (%)	22.4	28.5	+6.1ポイント
	テニスコート稼働率 (%)	23.8	22.5	(※2)▲1.3ポイント
社会教育センター（研修棟）	施設稼働率 (%)	15.8	15.9	+0.1ポイント
県営住宅（売間・稗田）	募集戸数 (戸)	54	56	+3.7%
県営住宅（天理・坊城・橿原・纏向）	募集戸数 (戸)	50	74	+48.0%

※1 基本的には、平成17年度の状況を表す。ただし、浄化センター公園及び第二浄化センタースポーツ広場のプール利用者数については平成16年度、社会教育センター（研修棟）の施設稼働率及び県営住宅（売間・稗田）の募集戸数については平成18年度、県営住宅（天理・坊城・橿原・纏向）の募集戸数については平成21年度の状況である。

※2 1月から3月中旬の開場開始により、営業日数が増加したため、稼働率が低下している。

※ 出典「指定管理者制度導入効果（経費節減）」平成24年11月行政経営課調べ。同一の評価基準では平成23年度まで集計していたため、平成23年度実績で記載している。

※ 県において調査している稼働率であり、今回の監査において各施設から個別に得た回答と一部一致しない施設がある。

【定性的なサービス改善状況】

施設名	具体的内容
社会福祉総合センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間・営業時間の延長（9:00～17:00→9:00～21:00）</li> <li>・利用料金支払の銀行振込制導入</li> <li>・ネットでの仮予約の導入</li> <li>・バリアフリー映画上映会・落語寄席の開催</li> <li>・カフェレストランの設置</li> </ul>
西奈良県民センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間・営業時間の延長（9:00～16:30→9:00～17:00）</li> <li>・スクール（書道・詩吟）・軽スポーツ体験の開催</li> <li>・土曜市の開催</li> </ul>
大淵池公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館期間・営業日の拡大（テニスコート夏季利用期間の延長（6/16～8/15→5/1～8/31））</li> <li>・開館時間・営業時間の延長（テニスコート夏季利用時間の延長（17:00迄→19:00迄））</li> <li>・低廉な利用料金の設定 テニスコート（通年設定） [午前]1,100円→600円、[午後]1,400円→600円、[全日]2,400円→950円</li> <li>・自然観察会等の開催</li> </ul>
橿原公苑（明日香庭球場）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間・営業時間の延長（9:00～17:00→9:00～19:00（6月～8月）、大会：8:00～18:00）</li> <li>・低廉な利用料金の設定（レディース&amp;シルバーデーの設定（毎週水曜日））</li> <li>・半日単位→1時間単位利用可</li> <li>・テニス教室の開催（初心者・個人及びグループレッスン）</li> <li>・企画試合の開催</li> </ul>
国際奈良学セミナーハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館期間・営業日の拡大（年末年始休館→年中無休）</li> <li>・開館時間・営業時間の延長（チェックイン:16:00→15:00、門限 23:00→撤廃）</li> <li>・予約受付開始期間の拡大（3カ月前→1年前）</li> <li>・ネット等による予約申込受付</li> <li>・教育講座の開催</li> <li>・奈良学セミナーの開催</li> <li>・オープンカフェの実施</li> </ul>
吉城園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館期間・営業日の拡大（火曜日・7月・12/28～3/31休園→火曜日・7月・3月開園）</li> <li>・低廉な利用料金の設定（セミナーハウス宿泊者への入園割引（100円引））</li> <li>・県民茶会（お茶の会）の開催</li> </ul>
万葉文化館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低廉な利用料金の設定（駐車場無料化 500円→無料）</li> <li>・庭園の飲食許可</li> <li>・喫茶室をカフェレストランに変更</li> </ul>
リハビリセンター・県営福祉パーク・福祉住宅体験館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館期間</li> <li>・営業日の拡大（入院患者への365日リハ開始）</li> </ul>
心身障害者福祉センター（歯科診療所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間・営業時間の延長（13:00～16:00→12:00～16:00）</li> <li>・予約方法の簡素化（市町村経由での予約→患者からの直接予約可へ）</li> </ul>
浄化センター公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低廉な利用料金の設定 テニスコート（冬季割引料金の設定 1/5～3/19） [午前]1,100円→900円、[午後]1,400円→1,100円、[全日]2,400円→1,900円</li> <li>・プールのシーズンフリーパス券の発行（プール利用可能残日数に応じた料金設定）</li> <li>・造園教室及びテニス教室の開催</li> <li>・ファミリープールのオープニングイベントの実施</li> </ul>
第二浄化センタースポーツ広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館期間・営業日の拡大（テニスコート 1月～3月中旬冬期休場→開場）</li> <li>・テニス教室の開催</li> <li>・親子スポーツイベントの開催</li> </ul>



社会教育センター（研修棟）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館期間</li> <li>・営業日の拡大（月曜休館→開館 ※年末年始を除く）</li> </ul>
県営住宅（売間・稗田）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館期間</li> <li>・営業日の拡大（現地出張窓口開設、土日祝の営業）</li> </ul>
県営住宅（天理・坊城・橿原・纏向）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館期間・営業日の拡大（現地出張窓口開設、土日祝の営業 ※火曜日定休）</li> <li>・開館時間・営業時間の延長（9:00～17:15→9:00～19:00）</li> </ul>

※出典「指定管理者制度導入施設におけるサービスの向上等」平成24年11月行政経営課調べ。

### 第3. 全般的事項に関する監査の結果及び意見

#### 1. 直営施設について

##### ① 直営施設における PDCA サイクルの必要性について（意見）

指定管理者制度の大きな特徴として、指定管理者は県に実績報告義務があり、かつ所管課による業績評価がなされ、それを受けて指定管理者は施設運営の改善を行い、指定期間終了後、選定委員会を経て次の指定管理者が採用されるという、施設管理に係る PDCA サイクルの仕組みが制度的に内在している。

一方、直営施設については指定管理者と対比すると、現状の管理の方法を確認する機会や第三者によって評価される機会、すなわち PDCA サイクルのうち C（Check、評価）及び A（Action、改善）に乏しい。

##### 【直営施設と指定管理者施設の C（Check、評価）及び A（Action、改善）の比較】

	具体的な内容	直営	指定管理者
Check (評価)	利用者満足度調査	任意	必須
	事業実績報告	所管課による	必須 月次報告と年次報告がある
	実績の評価	所管課による	県が実施
Action (改善)	評価の通知	通知はない	評価結果の通知
	改善指示	所管課による	県が実施

指定管理者は利用者のニーズに応えるため、利用時間の拡大や利用料金の割引、自主事業の実施等利用者目線の施設管理を提案・実施し、それを選定の際に競わせる過程で、民間の創意工夫による新たな施設管理の方法が生み出されるような仕組みとなっている。

一方、直営施設は、そのような競い合いの仕組みが存在しないため、所管課の改善の意識が高くなければ、上記のような新たな提案がなされにくい仕組みとなっている。

公の施設を管理運営していくという趣旨からは、常に利用者である県民のニーズに即した運営が生み出され改善され続けていくべきであって、その意味では PDCA サイクルを制度的に内在している指定管理者制度はそのような運営の改善がなされていくのに対して、直営施設では運営手法が県民ニーズに適合しなくなっていく恐れがある。

直営施設は行政の組織の一部として PDCA サイクルはあるものの、指定管理者制度のような県民や外部有識者など県民目線による評価が制度化されておらず、ニーズを反映した PDCA サイクルが希薄もしくは脆弱と考えられる。

実際に今回の監査において直営施設は指定管理者施設とは異なり、必ずしも満足度調査や県民アンケートを実施しておらず、また外部委員を踏まえた第三者委員会等による評価を行っていないもしくは会議体を有していない施設についても同様であった。

中には万葉文化館のように、かつて指定管理者であったころには第三者による委員会を実施していたものの、直営施設になってそのような委員会を開催しなくなった直営施設もある。

他にも、指定管理者は事業実績報告書の作成が必須であってそれをもとに評価されるが、直営施設については同種の報告書は作っているがそれを評価する仕組みに乏しい。

もっとも、独自にアンケート調査を行いその結果などを活用して利用者数の増加、満足度の向上といった成果を出している直営施設も複数存在している。直営ではあるが、抜本的な改革を行っている野外活動センターなどはその好例と言える。

**【野外活動センターで実施されている改革の例】**

- ・ 5つの部会を設け、それぞれにおいて PDCA サイクルを実践
- ・ 第三者委員会を設置し、外部有識者からの意見や見解を聴取し反映
- ・ 利用者アンケート調査を実施し業務を改善 など

一方、直営施設には、県が直営で行うことによって県との連携及び命令系統が一元化され、政策的な対応を機動的に反映できるというメリットがある。

直営施設のメリットを活かしつつ、管理運営を常に改善していくため、直営施設についても PDCA サイクルが確実に実施される仕組み作りが必要であると考えられる。

② 直営施設の運営部門のみを切り離しての指定管理者制度移行の検討について（意見）

今回の監査で、直営施設に勤務する学芸員・司書・専門職・現業職等の一部の県職員の処遇が問題となって、指定管理者に移行していない直営施設が複数確認されている。

このような専門職員等の県職員もしくは県と直接密接に連携して事業を実施しなければならない部署については施設の政策立案・企画調整部門として施設の管理運営部分とは切り分け、前者を直営とし、施設の管理運営部分に限って指定管理者制度とするといった手法も考えられる。

県の直営施設でこれに近い手法をとっているのは現在のところ社会福祉総合センターが挙げられるが、例えば橿原公苑（本体）に政策立案・企画調整を行う部署を直営組織として置き、残る公苑部分については指定管理者に運営を任せる方法等が考えられる。

この分離方式を採用することで、大半の文化系施設や貸館業を主体とする施設については運営部門のみを指定管理者とすることでより経済的・効率的な業務運営が可能となるものと考えられる。

### ③ 指定管理者制度導入の適否に関する横断的な再評価について（意見）

公の施設について、直営とすべきか指定管理者とすべきかの判断は所管課の判断によっており、県としての横断的な検討はファシリティマネジメント室が所管課に対してヒアリングを実施している程度にとどまっている。

これについては「第2. 監査対象の概要 5. 県における指定管理者制度の概要と方針について（2）県における指定管理者制度の概況 ①導入方針」の項に記載のとおり、「手引き」の中で各所管課における指定管理者制度導入の方針に関する記載はあるものの、検討項目が「法令上の制約」「運営の効率性、サービスの向上の可能性」「施設の位置付け、管理運営の在り方」「ふさわしい民間事業者の存在」という抽象的な記載にとどまっており、各所管課での検討結果についても書面等では残っておらず、県として統一的な判断基準に基づいて指定管理者制度導入の適否が検討されたのかは明らかではない。

現在県の直営となっている公の施設について、導入方針に照らして県として同一水準による判断がなされているか否かについて、ファシリティマネジメント室が中心になって、横断的に再評価する仕組み作りが必要である。

#### ④ 釣銭貸付契約の是非について（意見）

県では、直営の公の施設の現金収入に要する釣銭の準備については、県と出納員との釣銭貸付契約を締結する方法によっている。同契約には出納員が県に損失を与えた場合の損害賠償義務が定められており、私法上の契約であると思われる。

しかし、公金に係る現金収入の際に要する釣銭を私法上の契約により、出納員に貸し付ける形とすることは釣銭が公金からではなく、出納員個人の現金から支払われていることとなる。

この点、他の自治体では、会計規則に会計管理者が出納員に釣銭として歳計現金のうちから必要な現金を交付することを定めることで対応している例がある。県においては、会計規則において会計管理者が歳計現金のうちから釣銭を出納員に交付できる規定がなく、現状では当該方法を採用することはできないものと考えられる。

釣銭を適切に確保するためには、他の自治体で行われているように、会計規則に定める等して、適切に釣銭を確保できるようにすることを検討すべきである。

##### < 県と出納員が釣銭貸付契約を締結している施設 >

奈良県文化会館	中和労働会館
橿原文化会館	ヘリポート
民俗博物館	観光自動車駐車場（登大路）
県立図書情報館	観光自動車駐車場（大仏前）
県立美術館	観光自動車駐車場（高畑）
万葉文化館	新公会堂
女性センター	平城京歴史館
産業会館	県営住宅 26 団地
奈良労働会館	橿原考古学研究所附属博物館

## 2. 指定管理者導入施設について

### （1）指定管理者に対する全般的な意見

#### ① 指定管理者からの費用の実績報告について（意見）

県に対する費用実績の報告金額が実際の支出額と不一致であるものが多数確認された。同様に、外部業者との契約金額と、県に実績として報告している契約金額とが不一致となっていたものや、指定管理者と委託業者間の契約書が確認出来なかったものも散見された。

さらに、年度をまたいで実施された修繕について、前年度と当年度で二重に県に報告されているものもあった。

このように、現地往査した結果からは、県に対する指定管理者からの収支実績報告は不正確であるものがある。

実績金額に基づく収支状況実績報告の正確な作成を改めて周知すべきである。

【対象施設】社会福祉総合センター、県営住宅、社会教育センター（研修棟）

② 協定書に記載された事項の実施について（意見／結果）

一部の施設において協定書で実施が求められている、利用者満足度調査の未実施や連絡協議会の未開催が見受けられた。指定管理者制度は適切な PDCA サイクルの中で行われるべきものであり、これら利用者満足度調査や連絡協議会はその中核となるものであることから、協定書の記載事項については適切に実施する必要がある。

【意見対象施設】心身障害者福祉センター（歯科診療所）

【結果対象施設】総合リハビリテーションセンター、社会教育センター（研修棟）

③ 所管課の指定管理者に対するチェック項目の標準化について（意見）

県の「手引き」によれば、指定管理者に事業実績報告書について毎年4月30日までに提出を求め、所管課がこれをチェックすることとしている。

「手引き」ではこのチェックポイントをいくつか例示しているものの、「収支決算状況は適正か」「業務が適正かつ確実に実施されたか」等抽象的な記載となっているために上記①②に記載のような項目を所管課において発見できなかったものと考えられる。

すべての所管課で必要最低限のチェックが実施できるよう、具体的にチェックすべき項目をリスト形式等によって明確化することが必要であると考えられる。

④ 備品の維持修繕及び廃棄に関する規程の協定書における明記について（意見）

県の「手引き」に基づく、指定管理者協定書のひな形は、第4条で県から指定管理者に引き渡す備品を別紙にて明らかにするとともに、第44条で備品の県への譲渡及び引き継ぎすることを明確にしている。

しかしながらひな形には、備品が破損や劣化等により修繕ないし廃棄が必要となった場合の取り決めをした条文がない。

その結果、指定管理者側で適時な廃棄ないし修繕の措置をとることの判断ができずに、そのまま放置されている事例が複数見受けられた。

県は備品の取得のみならず破損や劣化時の取扱いについても、県と指定管理者との間で明確にすべきである。

#### ⑤ 委託料の精算範囲の拡大の検討について（意見）

指定管理者の委託料については、原則として精算による返還を求めないものの、公の施設の修繕が放置されることのないよう修繕費に限り精算行為が必要とされている。

しかしながら今回の監査において、指定管理者が管理する備品が老朽化したまま更新されず、劣化もしくは放置されている事例が見受けられた。施設の維持においては建物の修繕だけでなく備品も適時に更新していく必要があると考えられることから、備品費についても公の施設を維持するために必要な支出として精算費目の範囲に加えることを検討すべきである。

### （2）選定審査会による選定手続に関する意見

#### ① 採点表の不備について（意見）

指定管理者の再選定を行う場合、複数の応募者があり、かつ現指定管理者が応募した場合には、「前指定管理期間における評価の加減点」項目を設け、管理運営の実績を加減点評価として、各選定委員の評価点数に追加することとしている。

しかし平成23年度に実施した社会福祉総合センターの指定管理者応募者の採点表（4者応募）を閲覧したところ、当時の現指定管理者が応募していたのにもかかわらず、当該項目自体が設けられておらず、実績評価の結果、加減点がゼロなのか、加減点がありこれを反映しているのか、それとも反映していないのかが不明瞭であった。

今後の選定の際には、事後的な明瞭性の確保のため、採点表に当該項目を設けるべきである。

## ② 選定委員指摘事項の改善状況について（意見）

指定管理者の選定手続については、選定審査会を開催し、外部の有識者から構成される選定委員によって、選定審査基準に沿って評価項目ごとに採点（応募者が複数の場合）または選定審査基準に適合しているか（応募者が一者である場合）を審査しており、委員によっては、評価できる内容及び改善点等を各評価項目に対して記述している。

選定委員が指定管理者候補事業者に対して質問を行った際の議事録、評価表、採点表を閲覧したところ、選定委員によって記述された改善点等の指摘内容について、改善するための県の対応状況が十分でない点が見受けられた。

外部の選定委員の評価内容及び指摘内容は、指定管理者となった事業者が今後の運営を行う上で、非常に有益なものであるため、当該指摘内容については所管課と連携し、十分な検討を行うべきである。

## 3. 公の施設全体について

### ① 現物管理の共通ルール化について（意見）

県全体に共通する全般的なルールは制定されているが、事務的な現物管理のルールが規定されていないこともあり、公の施設の全体的な傾向として、現金管理及び備品管理等の現物管理体制について広範な範囲で問題があることが見受けられた。

費用支出及び収入調定については県の財政規律による内部統制が一定程度有効に働いているため、現金管理及び備品管理に比較して複数の施設にまたがるような問題は認められなかったものの、官庁会計が不得意としているストック情報、すなわち現金及び備品等の現物管理の体制については管理帳簿の整備不足や職員の意識不足もあり、次頁以降に指摘するような問題がみられる結果となった。

これについては県として、現金管理に関する会計規定の整備や共通的な現物管理のマニュアル等を明示し、管理の手法を確立する必要がある。



## ② 現金管理について

### ア) 釣銭用現金の貸付契約の未締結について (結果)

一部の施設において、釣銭用の現金に関する管理責任について、県と出納員との間で釣銭貸付契約書を締結していなかった。県の直営施設のうち、釣銭用現金がある施設では、県と出納員との間で貸付契約を締結することになっているため、早急に締結し、責任関係を明確にすべきである。

【現地往査対象施設】 登美学園、筒井寮

### イ) 残高照合に係る照合書類の保管について (意見)

一部の施設において、現金の残高照合の際、金種表を用いて残高照合していなかったか、もしくは照合書類を保管していなかった。県には現金を日々管理することを明記した規定はないが、現金管理は内部管理上、非常に重要であるため金種表の照合書類を適正に保管すべきである。

【現地往査対象施設】 図書情報館、民俗博物館、県営住宅 (指定管理者)

【書面監査対象施設】 産業会館、奈良労働会館、橿原考古学研究所附属博物館

### ウ) 残高照合の定期的な確認・承認について (意見/結果)

一部の施設において、現金及び切手の残高照合について、照合担当者とは別の責任者の定期的な確認・承認をしていなかった。残高照合した書類については、担当者が確認後、責任者が承認印を押印するといった管理を行い、職務分掌を明確にする必要がある。

また、照合を実施しているものの残高が不一致となっていたものがあったため、適切な事務処理が必要である。

(意見対象施設)

【現地往査対象施設】 筒井寮、県営住宅 (直営)、社会福祉総合センター

【書面監査対象施設】 奈良労働会館

(結果対象施設)

【現地往査対象施設】 うだ・アニマルパーク、野外活動センター、国際奈良学セミナーハウス/吉城園、社会教育センター (研修棟)

エ) 県の公金でない釣銭について (結果)

一部の施設において、釣銭として保持している現金が県の公金ではなく、個人あるいは他団体等の所有現金を釣銭として用いているものがあった。速やかに県において釣銭用の公金を確保する必要がある。

【現地往査対象施設】 登美学園、筒井寮

### ③ 備品の管理について

ア) 備品の定期的な現物調査について (意見/結果)

一部の施設において、備品の現物調査が定期的に実施されていなかった。適切な備品管理のために、定期的に現物と管理簿との照合が必要である。

(意見対象施設)

【現地往査対象施設】 うだ・アニマルパーク、民俗博物館

【書面監査対象施設】 視覚障害者福祉センター、女性センター、産業会館、奈良労働会館、中和労働会館、橿原考古学研究所附属博物館

(結果対象施設)

【現地往査対象施設】 県立美術館 (収蔵品)、登美学園、筒井寮、野外活動センター、橿原公苑、奈良公園、観光自動車駐車場、県営住宅 (直営)

イ) 備品の現物と管理簿との不一致について (意見/結果)

一部の施設において、備品の現物調査または各施設で実施している備品現物調査の結果、現物と管理簿とに不一致があった。これらについては、不一致の要因を適時に把握し、不一致を解消する必要がある。

(意見対象施設)

【現地往査対象施設】 うだ・アニマルパーク、万葉文化館、馬見丘陵公園、県営福祉パーク/福祉住宅体験館

【書面監査対象施設】 橿原公苑 (明日香庭球場)、農業大学校

(結果対象施設)

【現地往査対象施設】 図書情報館、県立美術館、筒井寮、橿原公苑、県営住宅 (直営)、社会福祉総合センター、社会教育センター (研修棟)

ウ) 備品シールの貼付について (意見)

一部の施設において、備品管理番号を特定するためのシールを各備品に貼付していないか、もしくは貼付しているものの管理番号等の必要事項がシールに記載されていないか。備品管理シールを貼付することで、同種同類の備品の識別ができ、また備品が施設内で移動した場合でも適切に管理簿との照合ができるため、備品管理シールによる管理が望ましい。

【現地往査対象施設】 図書情報館、登美学園、万葉文化館、橿原公苑、県営住宅（直営）、社会教育センター（研修棟）

【書面監査対象施設】 女性センター、西奈良県民センター、橿原公苑（明日香庭球場）、産業会館、中和労働会館、ヘリポート、第二浄化センタースポーツ広場、橿原考古学研究所附属博物館

エ) 廃棄もしくは修繕すべき備品の処理について (意見/結果)

一部の施設において、廃棄もしくは修繕すべき備品が保管された状態となっていた。廃棄を要するものは適時に廃棄した上で管理簿から削除し、また修繕を要するものは、他の備品とは区別して適切に管理し、適時に修繕する必要がある。

(意見対象施設)

【現地往査対象施設】 民俗博物館、社会福祉総合センター

【書面監査対象施設】 視覚障害者福祉センター、橿原公苑（明日香庭球場）、産業会館、農業大学校

(結果対象施設)

【現地往査対象施設】 図書情報館（図書）、県立美術館、万葉文化館（図書）、登美学園、筒井寮、国際奈良学セミナーハウス/吉城園

オ) 紙台帳と物品管理システムの二重管理について (意見)

県は平成 23 年度に新たに物品管理システムを整備し、従来紙台帳で管理していた備品について、同システムにデータ移管した。

しかしながら、同システムと併せ、紙台帳による管理もなされている所属が多く見られた。同システムが稼働し、システムによる管理とされたこと、また備品管理及び事務効

率化の観点から、紙台帳の内容とシステムのデータを照合し、早急にシステムによる管理とする必要がある。

#### ④ 少額債権の全庁的な管理方針について（意見）

今回の公の施設の監査を通じて、複数の施設において、利用者負担金等が支払われな  
いまま未収債権として滞留している事例が見受けられた。これら利用者負担金等は私債権  
と考えられ、最終的には訴訟等法的手続を取らないと回収ができない。

他方、極めて少額な債権について管理し続けるコスト、法的手続を取ってまで回収を  
図るべきかについても検討をする必要がある。私債権であるので、相手方が時効を援用し  
ないかぎり消滅せず、議会で放棄（地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号）しない以上は、  
徴収停止等（地方自治法施行令第 171 条の 5）の措置を取っても債権は消滅しない。

現在、私債権等の税外未収金の管理については平成 25 年 11 月に策定された「税外未  
収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に基づき適切に処理することとされているが、  
対象とした施設においては、どの程度まで管理を継続する必要があるのか、相手方の無資  
力やコストの関係で徴収できない少額債権について最終的にどのように処理をしたら良い  
のか不明のまま管理を継続している状況にある。

私債権については、上記で述べたとおり、相手方が時効を援用しないかぎり消滅せず、  
議会で放棄（地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号）しない以上は、徴収停止等（地方自治  
法施行令第 171 条の 5）の措置を取っても債権は消滅しない。しかし実際に徴収できない  
債権を存続させておくことは望ましいことではなく、適切に債権管理を行っても徴収でき  
ない少額債権については条例等により放棄することも検討すべきである。

近年、地方自治体では私債権や非強制徴収公債権を適切に管理するため、債権管理条  
例を定める地方自治体もある。係る債権管理条例では、徴収停止後に一定期間を経過すれ  
ば自治体の長が議会の議決によらず債権放棄が出来ることと定めているものがある。私債権の  
少額債権の適切な管理は、本件以外でも県全体で管理方法が問題となっているものと思わ  
れる。上記事例も参考にして、少額債権について適切な管理方針を明確にしていくべきで  
ある。

【現地往査対象施設】登美学園、総合リハビリテーションセンター、県営住宅（直  
営）、橿原文化会館、社会福祉総合センター等

⑤ 施設の稼働状況について

ア) 低稼働率となっている施設について（意見）

今回の監査において、稼働率が著しく低い施設が散見された。また、そもそも計画数値が設定されていないもしくは計画数値が低く見積もられているために、稼働率が低い可否かを判定することが困難と思われる施設も複数見受けられた。稼働率は施設の状況を判定する上で重要な指標であり、施設の性質上、公共性の観点からたとえ稼働率が低くても維持が必要な施設もあるが、稼働率が著しく低い施設については今後も保持する必要性があるか否かについて、十分な検討が必要である。

【低稼働率施設の例】

施設名	平成 24 年度実績
社会教育センター（研修棟）	14.4%

イ) 未利用スペースについて（意見）

今回の監査において、施設内の一部のスペースについて、未利用となっているものが散見された。これらのスペースは当初、なんらかの用務に供する目的で利用していたものの、その稼働率が著しく低下したもしくは用途の変更が必要となった等の理由により、未利用スペースとなったものである。

複数の施設では用途変更後にリースペースないし行政情報提供コーナーなどに転用している事例が見受けられたが、これらも実質的には未利用スペースと判断する。

これらの未利用スペースについては、有効活用の方策の検討が必要である。

【未利用となっているスペースが確認された施設及び当該スペースの例】

施設名	当初のスペースの目的	現在の使用方法
奈良県文化会館	2階行政情報提供コーナー （旧・図書館閲覧室）	閉鎖中（電気代削減のため）
	1階レストラン	交流サロン（行政情報提供コーナー）
橿原文化会館	1階レストラン	行政情報提供コーナー
社会教育センター（研修棟）	1階検索室	リースペース
産業会館 【書面監査対象施設】	常設展示場	未利用
ヘリポート 【書面監査対象施設】	格納庫用地	未利用

ウ) 低利用スペースについて（意見）

今回の監査において、下表のとおり低稼働率となっているスペースのある施設が散見された。低利用となっているスペースについては自主事業の実施など稼働率を向上する方策を検討すべきであるが、場合によっては施設そのものの存廃も含めた具体的な方策を検討する必要がある。

【低利用となっているスペースが確認された施設及びその稼働率の例】

施設名	低利用スペース	スペース稼働率
社会教育センター（研修棟）	スタジオ	0.3%
	調理研修室	1.9%
	視聴覚室	3.3%
馬見丘陵公園	2階研修室	10%
	花見茶屋A棟	23%
福祉住宅体験館（県営福祉パーク）	多目的運動ホール（有料利用）	26%
	研修室（有料利用）	17%
西奈良県民センター 【書面監査対象施設】	ピロティ	14%
産業会館 【書面監査対象施設】	特別会議室	15%

エ) 施設機能の集約及び不要施設の売却ないし転用について（意見）

今回の監査において、上記ア) イ) ウ) に記載の通り、全くの未利用または稼働率が低いスペースがある施設が散見された。未利用ないし低利用スペースを有効に活用する方法として、他の施設の一部の機能をこれら未利用ないし低利用スペースに移転集約させるとともに、移転元の施設については施設のあり方を抜本的に見直し、それによって不要となった施設については売却処分や転用を図る、という手法が考えられる。

施設機能の集約化とそれによる不要施設の売却ないし転用について検討が必要である。

⑥ 施設に併設された遊休資産について（意見）

施設に併設されている職員宿舎等について、完全な遊休状態となっているものがあった。

県では平成20年10月に「県有資産の有効活用に関する基本方針」を定め、遊休資産について全庁的な調査を行っていたにもかかわらず、今回の監査において、遊休のままとなっていた資産が確認された。これは、一つの資産の中に複数の建物（棟）がある場合、個々の建物についての利用状況を把握できていないことが原因と考えられる。

これらの資産については、早急に売却や有効利活用等の今後の方向性を検討する必要がある。

【対象施設】

施設名	遊休資産
筒井寮	職員宿舎
	保母宿舎
登美学園	職員宿舎

## 第4. 個別施設に関する監査の結果及び意見

### 1. 直営の部

#### (1) うだ・アニマルパーク



公の施設の名称	うだ・アニマルパーク【直営】
所在地	宇陀市大宇陀小附 89
所管部署	地域振興部 うだ・アニマルパーク振興室
設立目的	うだ・アニマルパークは、人と動物とのふれあいを通して、動物を学び、動物から学び、そして動物のために学ぶ「いのちの教育」を行い、広く県民に動物全般に対する理解を促進するとともに動物に対する愛護の思想について、普及啓発を図り豊かな社会づくりに寄与することを目的とした施設です。
敷地面積	97,544.73 m <sup>2</sup>
延床面積	うだ・アニマルパーク敷地面積 1,776.37 m <sup>2</sup> 動物愛護センター敷地面積 1,323.43 m <sup>2</sup>
開館（竣工）年月	平成 20 年 4 月 25 日
施設の内容	動物学習館、山羊・綿羊舎、ポニー・牛舎、小動物舎、公衆便所、多目的休憩施設 / 動物愛護センター(事務飼養棟・臨床管理棟)
職員配置の状況	(平成 25 年 4 月現在) 40 名
施設取得費	うだ・アニマルパーク建物取得費 507 百万円 動物愛護センター建物取得費 1,016 百万円
将来の修繕計画	平成 34 年 具体的な内容:空調設備改修 概算金額: 15,647 千円 財源: 一般財源 営繕課作成の中長期整備



		計画より			
年間収支 (千円)	総収入額		平成 22 年度 —	平成 23 年度 76	平成 24 年度 252
	施設運営費 (①+②+③)		—	47,178	83,633
	委託料①		—	26,945	42,430
	警備委託料		—	368	1,260
	清掃委託料		—	1,111	1,991
	設備保守委託料		—	9,938	14,703
	その他		—	15,528	24,476
	光熱水費②		—	7,262	14,381
	その他③		—	12,971	26,822
	人件費		—	235,200	262,200
	合計		—	282,378	345,833
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	300,000 人	300,000 人	300,000 人
	来園者数	実績②	111,525 人	121,210 人	165,590 人
		利用率②/①	37.2%	40.4%	55.2%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	—			

※うだ・アニマルパーク振興室は、平成 23 年 10 月 1 日に組織改編で新たに設置されているため、平成 23 年度収支関係は参考記載。



## ① 概要

うだ・アニマルパークは、近鉄榛原駅からバスで12分の五十軒から、さらに徒歩で5分の場所に位置し、都市公園法に基づき運営されている施設であり、毎週月曜日及び年末年始（12月28日から1月4日）を休園日とし、朝9時から夕方5時まで開園し、入園料及び駐車料は無料である。牛・ポニー・やぎ・羊・ウサギなどのさまざまな動物と触れ合いを楽しむことができ、また遊具広場や展望広場等を配し、来園者は思い思いの時間を過ごすことができる。

敷地内には、農林部が所管する「畜産技術センターゾーン」、地域振興部が所管する「都市公園ゾーン」及び医療政策部が所管する「愛護センターゾーン」の3つのゾーンで構成されている。従前より本敷地内の「県畜産技術センター」では60年以上にわたり、牛・豚・鳥の試験研究を行っていたが、平成13年4月に大家畜（牛）部門が宇陀郡御杖村の「みつえ高原牧場」に移転したことにより、跡地の有効活用として、動物とのふれあいを通して次代を担う子どもたちの健全な育成を目指すとともに、県内外のみなさんにレクリエーションの場を提供し、社会全体の発展に寄与することを目指して「うだ・アニマルパーク」を平成20年度に開所した。人と動物とのふれあいを通して動物を学び、動物から学び、そして動物のために学ぶ「いのちの教育」を行い、広く県民に動物全般に対する理解を促進するとともに、動物に対する愛護の思想について、普及啓発を図り豊かな社会づくりに寄与することを目的とし設立された。

開所後も事業目的を追求し、“人と動物が共生できる社会づくり”を進めるために、また、施設周辺の地域振興、うだ・アニマルパーク内での動物とのふれあい体験や“いのちの学習”を幅広く実践することを目的として、平成23年10月の組織改正により地域振興部の所管となり「畜産技術センター」を分離している。



都市公園ゾーンでは、牛の乳しぼり及びバター作り体験（体験料 300 円/人）、ポニーの乗馬体験、やぎ・羊のえさやり体験ができ、動物とのふれあいの場となっている。

また、平成 24 年度より、モデル校 39 校の小学校を対象に「いのちの教育プログラム」を提供している。間隔を空けた 3 回のプログラムであり、3 回のうち 2 回は教員資格や獣医師資格を有する職員が小学校に赴き事前及び事後学習を行い、3 回のうち 1 回は生徒にうだ・アニマルパークに来場してもらい実施する。人間と動物との関わりに気付き、動物にも感情や要求があり、動物と人間のいのちは同じであることを感じ、人間が動物に果たす責任とは何かを考える一連の教育となっている。モデル校以外にも 185 校の小学校を対象に、うだ・アニマルパークにていのちの教育を行っている。

## ② 目標来園者数の見直しについて（意見）

平成 24 年度のうだ・アニマルパークの目標年間来園者数は 30 万人であり、これは設立当初地元住民との間で公約した目標数値となっている。これに対し平成 24 年度の実来園者数は 16.5 万人であり、設立当初の平成 20 年度の実来園者数 7 万人と比較すると順調に増加している。

### 【年間来園者数】

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
来園者数	7.0 万人	8.2 万人	11.1 万人	12.1 万人	16.5 万人

### 【平成 24 年度月間来園者数】

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
来園者数	1.9 万人	2.6 万人	0.9 万人	0.7 万人	1.2 万人	1.6 万人
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
来園者数	2.6 万人	1.1 万人	0.3 万人	0.5 万人	0.7 万人	1.9 万人

毎年 5 月や 10 月は来園者がピークになり、平成 24 年 5 月の来園者は 2.6 万人に及び、単純平均で約 900 人前後/日となる。ゴールデンウィーク時は特に来園者が増加し、牛の乳しぼり体験やポニーの乗馬体験、やぎや羊のえさやり等のアクティビティについては、混雑時には 30 分から 1 時間程度並ぶこともある。また動物の頭数も限られているため一日の参加者数が限られ、来園者に対するふれあいの場の提供が困難となる。

仮に目標年間来園者数である 30 万人を超える人数が入園した場合は、年間を通してゴールデンウィーク並もしくは閑散期を考慮するとそれ以上の来園者が想定されるため、職

員の対応や駐車場のスペース（現在 120 台、平成 29 年 9 月頃追加 250 台分拡充予定）を考慮すると対応が困難になることが容易に推測される。また、駐車場や入園料は徴収しておらず、入園者増加により園内の維持費等が増加すると考えられるため、目標年間入園者数である 30 万人の受け入れは現実的には困難である。

目標入園者数を現実的な数値に再設定し、当該数値に合わせて将来を見据え、運営維持を行うべきである。

### ③ 自動販売機、売店設置に係る無償使用許可について（意見）

アニマルパーク内の自動販売機設置場所 5 区画（5.6 m<sup>2</sup>）及び売店（2 店舗分、48 m<sup>2</sup>）について、宇陀市に対して、無償で行政財産の使用許可がなされていた（光熱水費は別途徴収している）。

使用許可は平成 20 年から毎年 1 年更新で実施されており、無償で使用許可を行う理由は以下のとおりであった。

- ・ 内容が観光情報、特産品の展示となっており、市の観光産業の振興を目的としたものと認められ、営利を主目的とするものではなく公益性の強いものと考えられる。
- ・ アニマルパーク来場者にとっても、宇陀地域観光等の情報を得ることが期待でき、結果的に来場者の増加等を含めて施設の利便性の向上に資することが認められる。

うだ・アニマルパークは、都市公園である一方で、犬猫等の処分施設としての性格も有しており、その設置にあたっては地元の理解が必要であり、そういった面で尽力した宇陀市に対して便宜供与を行うことにつき肯首できる部分もあるが、開園から 5 年が経過し、公園の努力によって入園者数が大幅に増加している現状に鑑みれば、地元に対する貢献は一定果たしているともいえる。また、入園者数の増加（平成 20 年度：7 万人→平成 24 年度：16 万人）に伴って、自動販売機・売店を設置することにより得られる収益性も大幅に高まっていると推測されるため、有償での使用許可に改めるべく、宇陀市と調整を行うことが必要である。

④ 「いのちの教育プログラム」の学習内容の充実について（意見）

①概要でも述べたとおり、平成 24 年度より小学生に対し「いのちの教育」を行っている。受講生であるモデル校 39 校の小学生に対し、うだ・アニマルパーク来園前後でアンケートを実施し、「いのちの教育プログラム」の効果測定を試みている。

しかしながら、当初のアンケートは問題数が 36 問と多く小学生（低学年）には回答が困難であるため、アンケート結果の利用が難しいと職員から聴取しており、アンケート内容については教諭と連携をとり改善していることを確認している。施設の設立目的の一つとして重要なプログラムである「いのちの教育プログラム」は、教育的な側面からも大変素晴らしい内容であるため、例えば、プログラム受講の小学生だけでなく、担任教師にもアンケートを実施したり、改善後のアンケート結果を有効に利用すること等により、「いのちの教育プログラム」の内容をより一層充実し、継続的に運営されることが期待される。

⑤ 切手使用状況の上席者の確認漏れ（結果）

動物学習館で保管している切手（21,790 円）及びレターパック（2,800 円）の管理簿について、当事業年度以降上席者がその内容を確認したことを示す承認押印がなかった。月末等のタイミングで、定期的に上席者が使用状況を確認すべきである。

⑥ 奈良県畜産農業協同組合連合会との共同事業に係る契約関係について（結果）

動物学習館において、バター作り体験をはじめとする各種体験事業を奈良県畜産農業協同組合連合会（以下、「畜連」と言う。）が実施している。各種体験事業の事業形態を整理すると以下のとおりである。

【うだ・アニマルパークで実施している主なイベントの種類及び基本料金並びに事業形態】

実施時期	メニュー	基本料金	事業形態
常時実施イベント	バター作り&乳搾り体験事業	300 円	県との共同事業
月例イベント	アイスクリーム作り体験事業	1,800 円	
	ソーセージ作り体験事業	1,500 円	県からの委託事業
	豚まん作り体験事業	500 円	
	からあげ作り体験事業	700 円	
	羊毛フェルト作り体験事業	800 円	
	みつろうキャンドル作り体験事業	2,000 円	

これらの事業について、利用者は動物学習館の受付において県に現金を支払い、県は利用者から受け取った現金を調定せずに一旦預かり金として処理したうえで、畜連に振り込んでいる。

これらについて、以下の問題が確認された。

ア) 共同事業に関する契約書が未整備 (結果)

バター作り体験事業及びアイスクリーム作り体験事業は平成 20 年度の開園当初から県と畜連とが共同で行っている事業であるが、この共同事業に関する覚え書きや契約書が存在しなかった。事業内容や実施主体等を明確にするためにも、早急に明文化する必要がある。

イ) 県が体験料を一時的に預かることについて (意見)

豚まん作り体験事業、ソーセージ作り体験事業、羊毛フェルト作り体験事業、キャンドル作り体験事業、からあげ作り体験事業は県からの委託事業であり、県と畜連との間で委託契約書が締結されている。当該契約書の条文上は、体験料について畜連が徴収できるとされているが、実務上は動物学習館の受付において県に現金を支払い、県は利用者から受け取った現金を調定せずに一旦預かり金として処理したうえで畜連に振り込む形としており、契約書上の業務の記載内容と実務にやや相違が見られる。

現状の実務では、県の事業であることを根拠として県が一旦体験料を受け取ることに一定の理解はできるものの、県が一時的に畜連の体験料を預かることについて契約書上の記載がないため、当該預かり金の責任の所在が不明瞭となっているものと考えられる。

契約内容を実務に適合するよう、一旦県が収受して畜連に振り込むことを明文化する形で見直すか、または実務を変更して、徴収事務も畜連が行い実績報告を畜連から県に報告する形とすることを検討すべきである。

⑦ 釣銭現金について (意見)

動物学習館では、当該体験事業のため釣銭現金 80,000 円を保管している。質問したところ、これは県の公金ではなく畜連の現金であるとのことであったが、上記にも記載したとおり、県が畜連から 80,000 円の現金を預かっている旨の契約書や覚え書き等はなく、

また、畜連から県に対して 80,000 円の現金を預かっている旨の照会確認もないため、この 80,000 円を畜連が自身の現金として認識しているのかは不明であった。

このような所有権が不明瞭な現金について、仮に紛失や盗難等の事故があった場合、責任の所在が不明瞭なため、県が責任を負う可能性もあるため、当該現金は畜連に返還するか、もしくは上述の契約書の中で釣銭を預かることの明文化を検討すべきである。

#### ⑧ 重要物品について（結果）

重要物品台帳については、現在システム管理が行われている。うだ・アニマルパーク振興室に係る重要物品台帳を確認したところ、平成 24 年 3 月に購入された 100 万円を超える備品（クリーパー）について、台帳に登載されていなかった。重要物品に該当するのであれば、早急に登録が必要である。

#### ⑨ 備品の現物調査について（意見）

備品について、現物調査が実施されていなかった。物品購入時や所属転換による受入れ時には現物を確認しているとのことであるが、定期的に備品の所在を確認する現物調査は実施されていなかった。

また、備品シールの貼付について、ここ 1、2 年に取得した備品については実施できているが、それ以前に取得した備品については、貼付されていないものがあった（例えば、KEIRIN 車いす）。

うだ・アニマルパーク振興室は、上述のとおり様々な部署の統合を経て組成されており、過去からの管理状況が追跡し難い状況となっている。備品台帳と現物の照合が行えない状況は問題であるので、業務に支障のない範囲で、備品の現物調査及び備品シールの貼付を進められたい。

(2) 奈良県文化会館



公の施設の名称	奈良県文化会館【直営】			
所在地	奈良県奈良市登大路町6-2			
所管部署	地域振興部 文化振興課			
設立目的	県民の文化の振興を図る			
敷地面積	17,882.65 m <sup>2</sup>			
延床面積	17,038.07 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和43年6月1日			
施設の内容	国際ホール、小ホール、各種会議室、展示室、他			
職員配置の状況	12名 (平成25年4月現在)			
施設取得費	昭和43年当初建築費	1,286,500千円		
	平成6年度整備費	4,688,250千円		
	平成18年度展示ホール拡張等改修	237,300千円		
	合 計	6,212,050千円		
将来の修繕計画	平成26年度 音楽専用練習室新設工事設計 概算金額 12,000千円 音楽専用練習室新設工事 概算金額 125,410千円 同時に、機能向上及び耐震改修のための設計の策定(工事着工 平成28年度予定)。 その他、空調自動制御設備改修工事、パッケージエアコン改修工事等必要な改修工事を施工。			
年間収支 (千円)		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	総収入額	139,805	130,286	123,080
	(うち使用料)	136,139	126,322	119,573
	(うち雑入)	3,666	3,964	3,507



	施設運営費 (① ②+③)		150,051	139,992	137,775
	委託料①		104,003	94,082	97,438
	警備委託料		11,134	9,353	8,379
	清掃委託料		14,238	11,442	12,366
	設備保守委託料		30,782	26,672	26,817
	その他		47,849	46,615	49,876
	光熱水費②		34,834	33,020	32,710
	その他③		11,214	12,890	7,627
	人件費		107,800	92,800	92,800
	合計		257,851	232,792	230,575
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	1,689 コマ	1,755 コマ	1,671 コマ
	国際ホール・小ホール貸出コマ数及び利用率	実績②	955 コマ	870 コマ	840 コマ
		利用率②/①	56.5%	49.6%	50.3%
利用状況 2	指標名	計画①	11,934 コマ	11,973 コマ	11,856 コマ
	会議室貸出コマ数及び利用率稼働率	実績②	5,283 コマ	5,066 コマ	4,628 コマ
		利用率②/①	44.3%	42.3%	39.0%
利用状況 3	指標名	計画①	3,672 コマ	3,684 コマ	3,648 コマ
	展示室コマ数及び利用率	実績②	2,399 コマ	2,038 コマ	2,062 コマ
		利用率②/①	65.3%	55.3%	56.5%
計画①：対象年度において貸出可能であったコマ数を記入した。 実績②：実際に貸し出したコマ数を記入した。					
類似施設	国所管		—		
	県所管		橿原文化会館		
	市所管		やまと郡山城ホール		

## ① 概要

奈良県文化会館は、近鉄奈良駅から徒歩で約 5 分、県庁のすぐそばに位置し、奈良県民の文化の発展に寄与するために設立された。主要施設である 1,313 席の国際ホールは大規模な会議・学会等に対応するとともに、音響効果に優れた空間はクラシック演奏等にも高い評価を得ている。また、展示室・会議室等大小様々な規模の施設を備えており、美術展示、学会、講演会、音楽練習等、多彩な利用が可能である。

以下は各施設の概要及び施設使用料であり、会館時間は午前 9 時から午後 9 時 30 分、休館日は月曜日（休日の場合は翌日以降の平日）及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までである。以下の施設以外に、41 台収容の駐車場（駐車料 1 日 1 回 1,000 円）があり、会館のエントランス前には“つどいの広場”と名付けられた 1,840 m<sup>2</sup>の広大な庭園が眼前に広がる。

施設	室数	定員	面積	料金（平日 午後 1～5 時の場合）
国際ホール	1 ホール	1,313 名	6,407.45 m <sup>2</sup> (客席部 1F686.12 m <sup>2</sup> 、 2F306.66 m <sup>2</sup> 、舞台 669.91 m <sup>2</sup> )	79,000 円 ※入場料無料の場合 ※午後 1～4 時
小ホール	1 ホール	300 名	341.24 m <sup>2</sup>	13,400 円
展示室 A～E 及び特別室	6 室	指定なし	138.66 m <sup>2</sup> ～420.63 m <sup>2</sup> (壁 179.23 m <sup>2</sup> ～695.77 m <sup>2</sup> )	10,400 円～21,000 円 ※午前 9 時～午後 4 時
展示ロビー	3 エリア	指定なし	72.71 m <sup>2</sup> ～154 m <sup>2</sup>	—
会議室	3 室	各 50 名	91.5 m <sup>2</sup> ～93.94 m <sup>2</sup>	各 3,900 円
集会室	7 室	12～50 名 ※2 室を合わせると 100 名可。	16.45 m <sup>2</sup> ～89.23 m <sup>2</sup> ※2 室を合わせると 176.21 m <sup>2</sup>	1,600 円～13,400 円
和室	2 室	指定なし	各 12 畳	各 2,000 円
多目的室	1 室	指定なし	148.19 m <sup>2</sup>	4,300 円

当館は、昭和 43 年に開館し、平成 6 年度に前庭及びエントランスにおける大規模な整備改修を行い、さらに平成 18 年度に元図書室を展示ホールに改装する拡張工事を行っている。開館以降全般的な大型改修は行っていないため、目立った損傷はないものの老朽化への対応が今後必須となっており、機能改善について、平成 26 年度から平成 27 年度中に耐震補強を念頭に実施設計を策定し、平成 28 年度にかけて耐震補強と併せて実施する予定である。

## ② 現金管理について（意見）

釣銭用の現金 40,000 円を日々現物確認しているが、残高照合時の金種表を作成していなかった。県においては、出納員と県との間で釣銭に関する貸付契約が締結されており、出納員が釣銭を預ることとされているため、職責を明確化する観点から、日々の残高照合時の金種表を作成し、上長の承認を得るといった統制が求められる。

## ③ 平成 10 年度における利用料（手数料）の値上げについて（意見）

条例にて利用料（手数料）が定められているが、平成 10 年度の変更時点において、どのような経緯で値上げの決定がなされたのか、確認することができなかった。今後の施設のあり方を検討する上で、利用料（手数料）についても合わせて検討する必要があると考えられ、その際には利用者である県民が納得できるため、検討結果に係る説明責任を果たせるよう努めるべきである。

#### ④ 低利用スペースについて（意見）

平成 17 年度に県立図書情報館（（5）を参照）が整備されるまで、奈良県文化会館の 2 階には県立図書館としてのスペースが設置されていた。平成 17 年度に県立図書情報館が整備されたことから、不要となった同スペースに対して 2 億 37 百万円を投じて改装し、平成 18 年度に新たに展示室 C、D 及び E として再整備を行った。

しかしながら、従前から活用されていた A、B 展示室の利用率が概ね 70%程度を維持しているのに対して、D 展示室の利用率は 40%から 50%台程度、E 展示室については 30%程度となっている。これは、A、B 展示室が既に老朽化が見られるものの 1 階にあってアクセスが容易であるのに比べ、D 及び E 展示室は最新でありながらロケーションが会館の 2 階にあって特に高齢の方等にとってはアクセスが不便となっていることが起因しているものと考えられる。また、施設使用料は利便性に関わらず、スペースの広さに応じて設定されている。

県民の更なる展示室の利用を促すため、アクセスが不便な 2 階の D 及び E 展示室は、1 階の展示室と比べて安価な施設使用料とする等、何らかの対策を講じる必要がある。

階数	施設区分	施設使用料 (平日 9 時～16 時の場合)	摘要
1 階	展示室 A	10,400 円	パネル 10 枚
	展示室 B	10,400 円	パネル 10 枚
	展示室 C	10,400 円	パネル 10 枚
2 階	展示室 D	21,000 円	パネル 20 枚
	展示室 E	10,400 円	パネル 10 枚

#### ⑤ 未利用スペースについて（意見）

奈良県文化会館の 2 階には、行政情報提供コーナーとして用いられている広いフリースペースがある。これについて館内視察したところ、施錠され閉鎖されていた。これについて節電対応のためとの回答を得たが、当該フリースペースは 2 階展示室 D、E の入り口に位置しており、展示室の待合スペース等として活用できるものである。

2 階展示室 D、E の稼働率の向上策と併せて、当該閉鎖スペースの活用を検討すべきである。

⑥ 1階のレストラン跡地の利用について（意見）

奈良県文化会館の玄関から入館し、すぐ右に行政情報コーナー「交流サロン」が設置されている。当該スペースは、かつてレストランの営業スペースとして提供されていた場所であったが、平成 25 年 12 月末でレストラン事業者が撤退したため、機能改善及び耐震改修工事完了までの間、一時的に、来館者の交流・休憩スペース及び情報コーナーとして使用しているものである。

機能改善及び耐震改修工事完了後にむけて、有効な活用方法を検討するべきである。

⑦ 文化施設の整備及び更新のあり方について（意見）

当施設は昭和 43 年開館で、当時奈良県最大のホール（1,313 人収容）を擁する施設であった。その後、平成 11 年に奈良市が「なら 100 年会館」（1,692 人収容）を市内にオープンさせており、市外においても、県営では橿原文化会館（昭和 57 年に開館、収容 1,304 人）、市営についても数か所開設し、現在県内で 1,000 人以上の規模を有する公営の大ホールは、下表のとおりとなっている。奈良県文化会館は他の会館と比較すると、開館時期が最も早く、老朽化が進んでいる。

上述のとおり、県では複数の文化施設を所有し、また同種の市営施設が近隣に所在する状態である。文化会館の整備及び運営に関し、施設の維持更新費用に限られる中、今後、県内における県営文化会館の整備及び更新のあり方について検討し、方針に沿った維持管理を実施する必要がある。

施設名称	運営主体	開館時期	大ホール収容人数
奈良県文化会館	県営	昭和 43 年	1,313 人
橿原文化会館	県営	昭和 57 年	1,304 人
なら 100 年会館	市営	平成 11 年	1,692 人
大和高田さざんかホール	市営	平成 8 年	1,040 人
やまと郡山城ホール	市営	平成 13 年	1,013 人
桜井市民会館	市営	昭和 56 年	1,201 人

(3) 橿原文化会館



公の施設の名称	橿原文化会館【直営】			
所在地	橿原市北八木町3丁目65-5			
所管部署	地域振興部 文化振興課			
設立目的	県民の文化の振興を図るため			
敷地面積	5,500 m <sup>2</sup>			
延床面積	8,882.62 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和57年6月開館			
施設の内容	大ホール(1,304席)、小ホール(300席)、展示室、会議室、音楽練習室			
職員配置の状況	11名 (平成25年4月現在)			
施設取得費	1,366百万円			
将来の修繕計画	平成26年 具体的な内容:昇降機設備更新工事 概算金額:28,750千円 具体的な内容:舞台照明設備改修工事 概算金額:244,103千円			
年間収支 (千円)		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	総収入額	43,015	42,872	38,757
	施設運営費 (①+②+③)	107,997	99,729	98,184
	委託料①	68,236	61,221	59,185
	警備委託料	9,186	5,916	4,511
	清掃委託料	9,450	6,405	5,040
	設備保守委託料	8,474	6,710	6,237
	その他	41,126	42,190	43,397
光熱水費②	25,521	27,315	26,540	

	その他③	14,240	11,193	12,459	
	人件費	71,800	65,800	68,800	
	合計	179,797	165,529	166,984	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	834 コマ	768 コマ	807 コマ
	大ホール稼働率	実績②	340 コマ	354 コマ	300 コマ
		利用率②/①	40.8%	46.1%	37.2%
利用状況 2	指標名	計画①	819 コマ	768 コマ	840 コマ
	小ホール稼働率	実績②	338 コマ	346 コマ	323 コマ
		利用率②/①	41.3%	45.1%	38.5%
利用状況 3	指標名	計画①	1,830 コマ	1,848 コマ	1,836 コマ
	会議室稼働率	実績②	1,110 コマ	1,133 コマ	1,085 コマ
		利用率②/①	60.7%	61.3%	59.1%
類似施設	国所管	—			
	県所管	奈良県文化会館、新公会堂			
	市所管	万葉ホール			

### ① 概要

橿原文化会館は、近鉄大和八木駅から徒歩約 3 分の場所に位置し、奈良県民の文化の振興を図ることを目的として開館した。会館の駐車場は狭隘であるが、最寄駅が近いいため電車やバス等公共機関での来場を推進している。

主要施設として舞台、照明、音響設備、映写設備等を備えた 1,304 席の多目的大ホールを擁しており、学会や研究発表会、人形劇、市民公開講座、成人式など、また可動式反響板も設置しているため各音楽会などでも利用可能となっている。県中部以南最大のホールとなっている。

以下は各施設の概要及び施設使用料であり、開館時間は午前 9 時から午後 9 時 30 分、休館日は木曜日（休日の場合は翌日以降の平日）及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までである。

施設	室数	定員	面積	料金（平日 午後 1～4 時の場合）
大ホール	1 ホール	1,304 名	—	41,000 円 ※入場料無料の場合
小ホール	1 ホール	300 名	—	11,600 円
展示室	1 エリア	指定なし	展示室 232.79 m <sup>2</sup> 展示ホール 53.83 m <sup>2</sup>	8,300 円 ※午前 9 時～午後 4 時
会議室	2 室	各 51 名	72.94 m <sup>2</sup>	各 2,900 円
音楽練習室	1 室	指定なし	42.72 m <sup>2</sup>	2,400 円

当館は、中学校跡地を県が取得し、昭和 57 年に開館したが、経年により老朽化が進んでいる。長期修繕計画は策定しているものの、予算不足により、開館以降大規模な修繕工事は行っておらず、ホールの舞台の大迫りや吊物機構のワイヤーロープなど、事故を未然に防ぐために必要不可欠な箇所から優先的に修理を行っている。設置機器や空調等は開館当初のものを使用しており、追加で必要な道具類は、主催者の持ち込みが必要となっている。洗面所も開館当初のものを継続利用しており、和式便器の比率が全体の 61%と高いため、利用者に対する満足度アンケートにおいて、洗面所に関するクレームが多くなっている。

## ② 工事の検査報告書の作成について（結果）

施設の屋外に設置する給水設備の工事につき、工事内容を屋外給水配管設備工事と受水槽給水装置整備の 2つの工事に分けて契約しており、かつ同一業者が受注していたが、どちらも検査報告書がなかったため、検査報告書の作成が必要である。

（単位：円）

契約決議日	契約先	金額	摘要	応札	見積の実施
平成 24 年 8 月 1 日	野矢設備工業所	996,450	屋外給水配管設備	随意契約	3 社見積り合わせ
平成 24 年 8 月 29 日	野矢設備工業所	997,500	受水槽給水装置整備	随意契約	3 社見積り合わせ

## ③ 1 階のレストラン跡地の利用について（意見）



橿原文化会館の玄関から入館し、すぐ左に行政情報コーナーが設置されている。

当該スペースは、かつてレストランの営業スペースとして提供されていた場所であったが、平成 21 年にレストラン事業者の撤退後、使用見込みがないため厨房入口を封鎖した上で、行政情報コーナーとして使用しているものである。

事業者撤退後、数社から利用の可否についての引き合いはあったものの賃料や改装費で折り合わず、レストラン再開の目途はたっていないとのことであるが、今後の有効な活用方法を積極的に検討すべきである。

#### ④ 滞留債権について（意見）

かつてロビーコンサートを実施していた際に演者に支払われた報償費について、所得税の源泉徴収が実施されていなかったことが税務調査により判明した。税務署に対しては、会館が源泉徴収不足額の納付をしているが、当該納付額について、現在も滞留債権となっているものである。金額 4 万円程度である。

会館は、債権回収のために対象者に訪問督促しているが、報償費の支払いから 2 年経過していたこと、また報酬を 4 名で均等割りして受領している経緯もあり、支払えないとのことであったが、交渉の結果、平成 26 年 4 月末までに返済する旨の書面の確約を得たとのことである。

少額債権に対する全庁的な取り組みの必要性については「第 3 3. ④少額債権の全庁的な管理方針について」で触れているが、入金まで回収努力を続ける必要がある。

#### ⑤ 文化施設の整備及び更新のあり方について（意見）

昭和 57 年に開館した当施設は、1,304 人を収容する大ホールを要する施設であるが、開館後大規模な修繕はなされておらず、老朽化が進んでいる。奈良県内における 1,000 人以上を収容するホールを擁する会館は、県営市営を併せて複数存在している状態である（（2）奈良県文化会館⑦参照）。これら文化会館の整備及び運用に関し、施設の維持管理費用に限られる中、今後、県営文化会館の整備及び更新のあり方について検討し、方針に沿った維持管理を実施する必要がある。



(4) 民俗博物館



公の施設の名称	奈良県立民俗博物館【直営】			
所在地	大和郡山市矢田町 545			
所管部署	地域振興部 文化振興課			
設立目的	郷土の風俗、慣習及びこれに伴う生活用具等で生活の推移の理解に欠くことのできない資料の保存と活用を図り、県民文化の向上に資する。			
敷地面積	210,974 m <sup>2</sup>			
延床面積	6,354 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和 49 年 11 月			
施設の内容	館内では、常設展「大和の暮らし」のほか、企画展や講演会、体験学習などを開催している。			
職員配置の状況	（平成 25 年 4 月現在）			
	9 名			
施設取得費	763 百万円			
将来の修繕計画	－			
年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	1,531	1,596	1,451
	施設運営費 (① + ② + ③)	37,553	45,007	42,531
	委託料①	18,561	26,920	26,841
	警備委託料	12,417	12,525	12,411
	清掃委託料			
	設備保守委託料	4,466	3,937	3,041

	その他		1,678	10,458	11,389
	光熱水費②		8,046	8,090	7,380
	その他③		10,946	9,997	8,310
	人件費		71,600	71,600	65,600
	合計		109,153	116,607	108,131
利用状況			平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用状況1	指標名	計画①	27,400人	27,400人	27,400人
	入館者数	実績②	20,522人	21,155人	19,730人
		利用率②/ ①	74.9%	77.2%	72.0%
類似施設	国所管	奈良文化財研究所 飛鳥資料館			
	県所管	橿原考古学研究所附属博物館			
	市所管	市立五條文化博物館 安堵町歴史民俗資料館 十津川村歴史民俗資料館 他			
施設の概要	奈良県立民俗博物館は、この地域に暮らす人々が、その風土の中で育み、改良工夫を重ねながら維持してきた生活文化財、民俗資料を収集・保存・展示公開する博物館として、昭和49年に開館した。常設展「大和のくらし」のほか、企画展や講演会、体験学習などを開催している。				

#### ① 概要

奈良県立民俗博物館は、奈良（当時の大和国）の人々が用いた生活用具等民俗資料を収集し、これらを保存、展示公開する博物館であり、昭和49年に開館した。

博物館内には約42,000点もの民俗資料が収納されており、これらの一部については常設展「大和のくらし」の他、時期に応じて企画展やコーナー展により公開展示している。



常設展「大和のくらし」。人形を用いた民具の使い方をわかりやすく展示している

また博物館は大和民俗公園（後述（24）、書面監査対象施設）の敷地内にあり、同公園内には移築復元された江戸時代に建てられた古民家が15棟（そのうち、重要文化財3棟、県指定文化財が10棟）あり、民俗博物館ではこれらの維持管理も所管している。



国指定重要文化財のひとつ、旧白井家住宅

古民家の茅葺き屋根を総葺き替えするには一棟あたり数千万円の修繕費が必要となる。民俗博物館の年間修繕費の予算は全体で 2 百万円程度しかなく、状況を見て修繕を行っている状態にある。

## ② 民俗資料の未整理について（意見）



保管場所がなく、ぶらさげたブルーシート上で保管される民俗品



修繕室。整理未了のものだけでなく、整理済みであるが保管場所がないためにここに保管されているものもある

昭和 49 年開館当初、市町村の協力を経て民俗資料を収集し、その後も外部から県への寄贈により約 42,000 点の民俗資料を収集されている。

約 42,000 点の内、吉野林業に係る民俗資料 1,908 点については国指定の重要有形民俗文化財として、また、農業に係る牛耕用具 544 点及び大和万歳資料 48 点は、県の有形民俗文化財に指定されている。

42,000 点の中から民俗博物館の常設展示として約 800 点、2、3 カ月ごとに実施する企画展やコーナー展など全体で約 1,000 点を展示しており、展示準備に応じて民俗資料の整理を進めている。

しかしながら、学芸員不足等により整理が進まず、多くの収蔵品について収蔵品台帳と現物とを適時に紐付けることが困難であり、また一部の収蔵品については専用の保管庫に収まっておらず、展示や文献としての利用等に資することが困難な状態になっている。

民俗資料は、整理・分類されることにより、郷土の風俗、慣習、生活様式に係る文化的価値が生じ、これらを適切に保管し、また、定期的に展示することで県民の文化振興に資する。多くの民俗資料について、未整理状態が今後も解消されなければ、設立目的としての県民文化の向上に資する郷土資料の保存と活用がままならない。専門家が出席する県立民俗博物館運営協議会等において、4万点を超える大量の収蔵品につき、どのようにして民俗資料として管理していくべきか、整理の方向性を決め、収蔵品の未整理状態を早急に解消すべきである。

### ③ 金種表の作成及び定期的な責任者の確認・承認の必要性について（意見）

釣銭について、担当者は日々確認しているが、金種表の照合書類を保管していなかったため、担当者は金種表を用いて現金確認を行い、当該書類を適切に保管すべきである。また、現金の現物確認結果について、別の責任者（出納員）の確認・承認がなされていない。

職責の明確化の観点から、現金の定期的な確認・承認行為を行い、適正な残高管理を行うべきである。

### ④ 民俗博物館運営協議会の未実施について（結果）

奈良県立民俗博物館では、外部有識者の委員のみから構成される奈良県立民俗博物館運営協議会を設置運営している。

平成24年度については3月30日を実施予定としていたが、急遽委員が欠席し、参加人数が当初予定よりも減ったことから実施が中止され、そのまま未実施となっていた。

同運営協議会は平成22年度及び平成23年度にさかのぼる限り適切に開催されており、設置要綱上は開催の義務規定はないものの、民俗博物館としての当施設の位置付けに鑑みれば年に一度は外部有識者の協議会を持つことは必要であると考えられ、平成24年度についても実施しておくべきであった。

また、委員について、現状は民俗学に関する大学教授等の学識者のみで構成されているが、集客施設の運営に精通した専門家や教育関係者や地域住民等、当施設のあり方について、より広い意見を聴取できるような構成を検討すべきである。

⑤ 供用に付されていない視聴用設備（重要物品）について（結果）



長期故障中の視聴設備。利用人数が減少したため使われなくなり、受付カウンター内に荷物が置かれている

施設内には無形民俗文化財（伝承、道具の作成経緯、使用方法、しぐさ・音楽等）を記録した映像を公開するための視聴ブースが 5 基備えられており、最大 27 人が同時に映像を閲覧することが可能となっている。

視察したところ、そのうちの 1 基 6 人分の視聴設備について、パーテーションで区切られ供用がなされていない状態にあった。これはモニターが故障したものの、修繕費の予算が足りず、修繕ができないまま、少なくとも 1 年以上にわたって未供用となっているものであった。

なお、平成 24 年度の民俗博物館の利用者実績は 19,730 人であり、年間の開館日数からすると一日平均でおよそ 66 人/日程度の利用人数であり、かつ視聴ブースにある受付カウンターが今は使用されていない点等に鑑みると、視聴ブースの 27 台という台数が今の施設利用人数においては過剰設備となっているようにも思われる。

この視聴ブースの利用率等について民俗博物館では調査を実施していないため、利用率を把握して、まずは必要な稼働台数を算出することを検討すべきである。

その上で、当視聴用設備の修繕が必要か否かを判断すべきである。

品名	数	金額	規格	備考
視聴用ブース 6連 VHS	1	4,366,200	15型テレビ6台、視聴者センサー、操作パネル等	故障しているものの、修繕費の予算が不足しているため、供用に付していない

⑥ 勤怠管理のシステムへの入力誤り（結果）

嘱託職員の 3 月度の勤怠情報をサンプルとして抽出して確認したところ、当該職員の 3 月 3 日について出勤簿上は年次有給休暇となっており、事前申請及び承認も適切に事務処理されていた。

しかしながら勤怠システムに勤務状況を登録する際の登録誤りによって、3 月 3 日が年次有給休暇ではなく休日として扱われていたため、事務取扱に留意が必要である。

なお、これによる給与計算への影響はない。

⑦ 展示展開の見直しについて（意見）

昭和 49 年 11 月に「風土と暮らし」を基本コンセプトとして「大和の生業」、「日々の暮らし」の 2 つをテーマに展示室全体を常設展として開館された。その後、常設展を見直すとともに、常設展を補完する形で企画展が開催されている。

現在、身近で親しみの持てる博物館として、新たに常設展コーナー（「昔の暮らし」）を設置し、見るだけでなく「触れる」、「体験する」などといった参加型の展示手法にも取り組んでいるものの、今後もさらなる時代や環境、展示スタイルの変化などに対応し、来館者にとって魅力ある展示展開を検討すべきである。

また、約 42,000 点ある民俗資料の内、多くが保管庫に収納されているが、設置目的に鑑みれば、より多くの民俗資料を展示し、県民文化の向上に資する方策を練る必要がある。

(5) 県立図書情報館



公の施設の名称	奈良県立図書情報館【直営】			
所在地	奈良市大安寺西 1-1000			
所管部署	地域振興部 文化振興課			
設立目的	県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する			
敷地面積	31,638.00 m <sup>2</sup>			
延床面積	11,820.91 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	平成 17 年 11 月 3 日			
施設の内容	一般資料スペース、専門資料スペース、交流ホール、セミナールーム、デジタルスタジオ、編集室（オーサリングルーム）、アトリエ、AVブース、他			
職員配置の状況	48 名 (平成 25 年 5 月現在)			
施設取得費	約 115 億円（総事業費）			
将来の修繕計画	－			
年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	12,816	13,391	12,406
	施設運営費 （①＋②＋③）	103,621	99,519	99,165
	委託料①	55,405	55,005	47,239
	警備委託料	9,526	9,585	8,269
	清掃委託料	6,426	5,166	4,939
	設備保守委託料	13,020	13,020	9,702
	その他	26,433	27,234	24,329
	光熱水費②	34,463	32,951	31,996

	その他③		13,753	11,563	19,930
	人件費		266,500	266,300	254,300
	合計		370,121	365,819	353,465
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	300,000 人	300,000 人	300,000 人
	入館者数	実績②	589,685 人	590,666 人	578,072 人
		利用率②/①	196.6%	196.9%	192.7%
利用状況 2	指標名	計画①	296 日	296 日	295 日
	交流ホール稼働率	実績②	235 日	268 日	237 日
		利用率②/①	79.4%	90.5%	80.3%
利用状況 3	指標名	計画①	296 日	296 日	295 日
	セミナールーム稼働率	実績②	177 日	225 日	214 日
		利用率②/①	59.8%	76.0%	72.5%
類似施設	国所管	国立国会図書館			
	県所管	-			
	市所管	奈良市立中央図書館 他公共図書館			

### ① 概要

奈良県立図書情報館は、従前の県立奈良図書館（奈良市登大路町）と県立橿原図書館（橿原市畝傍町）を統合し、平成 17 年 11 月に、奈良市大安寺西 1 丁目に開館した。

当館は、県内の中核的公共図書館、奈良県の歴史・文化に関する専門図書館、情報発信拠点という 3 つの機能を備えた施設として計画された。

#### ア) 県内の中核的な図書館としての機能

図書をはじめとする資料の収集・閲覧・貸出、調査・研究支援といった基本的な機能及びサービスのほか、県立館として、レファレンス（※）機能の高度化と専門的・学術的資料や各分野のオンラインデータベースの提供を通して、県民の調査・研究や多様なニーズへの対応など、サービスの一層の充実を図るとともに、県内市町村図書館との搬送便の運行等、市町村図書館を支援する機能も有している。

（※）図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務のこと。





自動書庫（100万冊の収蔵能力をもつ）

#### イ) 奈良県の歴史・文化に関する専門図書館としての機能

県の図書館として、歴史・文化をはじめ、県に関わるあらゆる分野の資料を網羅的に収集し、整理し、保存し、奈良県を総合的に蓄積し、利用に供している。また、県の公文書館として、明治から現在に至る歴史資料として重要な奈良県公文書等の収集・整理・保存し、閲覧利用に供するとともにその調査・研究機能を有する。また、古文書講座を開講するなど、教育活動も行っている。



貴重書庫

#### ウ) 情報発信拠点としての機能

当施設では、情報創造・編集・発信の機能を強化するとともに、さまざまな媒体から発信される情報を図書などの紙媒体の資料と双方向に利用し、多様な情報を立体的に活用できるよう情報関連施設や情報機器を充実させている。また、これまでの図書館機能に加え、多彩なイベントや企画展などによって、館自らが文化のメディアとしてさまざまな情報発信を行うことにより、新たな利用者の開拓を進めるとともに、利用者の知的好奇心を触発し、利用者同士の交流を促進しながら、新たな情報創造のきっかけづくりとそれをかたちにする場を目指している。当館に集まる人々のアイデア

をかたちにする場を提供することにより、利用者自らが文化の発信を行う舞台としての役割も担っている。

## ② 現金管理について（意見）

図書情報館では、館内のコピー機、両替機、駐車場、小口現金の釣銭用として合計 800,000 円を管理保管している。出納員は、それらを業務終了後、日々残高照合しているが、残高照合時の金種表が保存されていなかった。

奈良県においては、出納員と県との間で釣銭に関する貸付契約が締結されており、出納員が釣銭を預ることとされているため、職責を明確化する観点から、日々の残高照合時の金種表を作成し、上長の承認を得るといった統制が求められる。

## ③ 備品管理について（結果）

備品現在簿からサンプルを抽出し、現物との照合を実施したところ、下表のとおり不整合な点が何点か発見された。また、下表以外にも館内にあるイス等の備品へシールが貼られていないものが散見された。平成 23 年度に備品実査を実施していると聴取しているが、再度、網羅的な備品実査を実施し、備品管理簿への登録の確認、使用不可なもの除却処理、網羅的なシールの貼付といった適正な備品管理が求められる。

管理番号	品名	単価	数量	金額	照合結果
2-2-7	保管庫（鍵つき）	30,906	8	247,248	カウント数 9、シール貼付無
N/A	シャープアクオス、65V 型	1,680,000	1	1,680,000	シール貼付無、台帳記載なし（重要物品調書にはあり）

## ④ 資料の適切な管理について（結果）

利用者に貸し出した資料で一定期間を経過した「未返却図書」及び蔵書点検で所在不明が判明した「亡失（所在不明）図書」の取扱いについては、「奈良県立図書情報館資料除籍基準」に基づいて、慎重に判断を行った上で適切な除籍処理を行うこととされている。

「未返却図書」については、延滞者にこまめな督促を行い、資料の回収に努めているところであるが、督促を行ったにも関わらず、返却予定日から起算して 3 年以上経過し、回収が不可能、または著しく困難になったものなど一定期間経過した資料については、資

料選定会議で除籍の要否を検討し、慎重に判断を行った上で除籍処理を行う等、適切な管理に努められたい。

また、「亡失（所在不明）図書」についても蔵書点検時に所在不明となった資料については、「同基準」等により、慎重に判断を行った上で、適切に除籍処理を行う必要がある。

【未返却図書】

(平成 25 年 11 月 28 日時点)

返却予定日	人数	冊数
平成 17 年度	13	23
平成 18 年度	48	104
平成 19 年度	44	101
平成 20 年度	41	97
平成 21 年度	49	106
合計	195	431

※3 年以上経過する未返却図書

【亡失（所在不明）図書】

蔵書点検実施時期	亡失（所在不明）冊数		点検後所在確認冊数 (a) - (b)
	蔵書点検時 (a)	平成 24 年度末 (b)	
平成 17 年度	1,070 冊	993 冊	77 冊
平成 19 年度	199 冊	128 冊	71 冊
平成 23 年度	112 冊	101 冊	11 冊
合計	1,381 冊	1,222 冊	159 冊

⑤ 欠勤日の勤怠システムへの入力方法誤り（結果）

日々雇用職員が年次有給休暇をすべて消化したうえで休暇を取ったため、欠勤届の提出を受けて欠勤としたが、勤怠管理担当者が勤務情報を勤怠システムに手入力する際に、本来であれば当該欠勤日を欠勤として入力すべきところ、錯誤により当初から勤務がなかった日として入力していた。

当該職員は日々雇用職員であって勤務日数に基づいて給与が支給されるため、これによって給与計算に影響は与えないが、これが嘱託職員等の月給職員であった場合には給与の過払いが生じる恐れがあったところである。適切な事務処理が必要である。

⑥ 契約途中で日々雇用職員から嘱託職員に再雇用された際の退職関係書類の不完備（結果）

嘱託職員 1 名分をハローワーク及びホームページ等を通じて公募したところ、既に日々雇用職員として勤務していた者が応募し、採用試験の結果、その者が採用となった。

当該職員は、日々雇用契約を自己都合で一旦退職し契約解除としたうえで、あらためて公募により嘱託職員として採用されているのが本来あるべき事務処理と考えられるが、退職願の提出がなされていないまま嘱託職員として採用されていた。

退職に関して適切な事務処理が必要である。

⑦ 随意契約の見直しについて（意見）

空調設備維持保守点検業務について図書情報館では随意契約となっており、他の施設では見られない特殊な空調設備であることから当初導入業者との随意契約によっていることの説明を受けたが、当該業者が唯一事業を実施可能な者であるのか否かについては改めて検討する必要がある。随意契約をより慎重に行い、随意契約とする必要がないと思われるものについては指名競争入札あるいは見積競争を導入し、維持費用の削減につなげることが望ましいと考えられる。

(6) 県立美術館



公の施設の名称	奈良県立美術館【直営】			
所在地	奈良市登大路町 10-6			
所管部署	地域振興部 文化振興課			
設立目的	県民の文化振興			
敷地面積	5,529.69 m <sup>2</sup>			
延床面積	5,451.20 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和 48 年 3 月 4 日開館（昭和 47 年 7 月 31 日竣工）			
施設の内容	美術館			
職員配置の状況	18 名 (平成 25 年 4 月現在)			
施設取得費	965 百万円			
将来の修繕計画	平成 26 年度 旧館及び新館接続棟展示室等改修工事 概算金額：65,190 千円 アメニティ向上修繕工事 概算金額：11,500 千円 平成 28 年度以降 耐震工事・改修工事を実施する方向で検討中 概算金額、財源 未定			
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	50,053	22,543	39,150
	施設運営費 (①+②+③)	110,776	102,548	82,168
	委託料①	41,381	31,824	25,388
	警備委託料	9,870	8,511	8,229
	清掃委託料	8,669	5,754	4,830
	設備保守委託料	8,562	9,108	8,911

	その他		14,280	8,451	3,418
	光熱水費②		23,413	20,400	21,753
	その他③		45,982	50,324	35,027
	人件費		105,389	81,707	70,642
	合計		216,165	184,255	152,810
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	138,395	42,069	98,263
	年間観覧者数	実績②	81,859	36,938	149,542
		利用率②/①	59.1%	87.8%	152.2%
利用状況 2	指標名	計画①	310	1200	1080
	関連事業参加者数	実績②	228	1127	1077
		利用率②/①	73.5%	93.9%	99.7%
類似施設	国所管	奈良国立博物館			
	県所管	奈良県立万葉文化館			
	市所管	入江泰吉記念奈良市写真美術館			

## ① 概要

奈良県立美術館は、近鉄奈良駅から徒歩 5 分のところに位置し、美術の振興を図り、県民文化の向上に資する目的で、江戸時代の絵画・工芸品を中心とした吉川観方面伯のコレクションの寄贈を受けて昭和 48 年 3 月に開館した。

その後、江戸時代など中近世の絵画と書を核とした由良コレクション、1960 年代の抽象絵画がまとまった大橋コレクションなどの寄贈があり、また富本憲吉の近代陶芸作品をはじめ、奈良にゆかりの深い作家の絵画・彫刻・工芸品なども積極的に蒐集し、現在では、約 4,100 件の美術品を収蔵するに至っている。

また、蒐集活動と調査研究を基にして、様々な館蔵品展、特別展を開催する中で、1988 年のなら・シルクロード博を契機に国際交流美術展を加えるなど、多様なニーズに応える幅広い活動を行っている。

## ② 領収書管理について（結果）

領収書（4 枚綴り）について書き損じた場合、当該領収書全てにバツを記入し、領収書の束から切り離さずに保管することとなっているが、物品販売に係る領収書の束を確認したところ、購入者に渡す納付書兼領収証書（2 枚目）がない状態で保管されているものが 1 通発見された。日々実施している在庫の現物調査の状況を確認した結果、在庫数にズレはなく、不正に使用された可能性は低いですが、領収書は不正に使用されやすいため、管

理を厳重に行う必要がある。書き損じが生じた場合には、4枚をホッチキス止めするなど、使用済領収書について適正な保管が求められる。

③ 備品台帳と現物の照合作業の遅延について（結果）

平成24年度より物品管理システムが導入され、現在、現物とシステム台帳の照合作業を実施しているところであるが、今なお作業が完了できていない状態にある。

そのため、システム台帳上で現物を確認できないものが複数確認された。例えば下記のような品が台帳上は登録されているが、現物は確認できなかった。

早急に備品台帳との照合作業が必要である。

年月日	物品番号	品名	現在高	単価	価額
S54.10.31~S60.5.28	10536908~10536911	寝台	4	10,000~20,650	50,650
S54.10.31~H01.6.15	複数	消火器	合計53本	8,450~34,500	501,100

④ 備品の廃棄事務の遅延について（結果）

廃棄予定の物品が地下にまとめられているが、平成25年度に入ってから廃棄は一度もなされていなかった。これは上記の備品の照合作業が未了であるために廃棄ができず滞留しているものである。

上記の備品の照合作業とあわせ、早期に廃棄処理を行う必要がある。

⑤ 寄付受けした財産の備品システム台帳上の登録漏れについて（意見）

平成24年6月24日付で寄付受けした備品につき、稟議による寄付受けの決裁を得ていたものの、システム台帳への登録を漏らしていた。

また、平成25年度に入ってから登録漏れに気づき対応をしていたものの、現物に備品シールの貼付をしていなかった。

寄付受けした財産について、適切な事務処理が必要である。

⑥ 収蔵品の台帳管理について（意見）

収蔵品については、紙ベースの台帳を正として、また管理上の便宜のために表計算ソフトの台帳整備も行っている。紙の収蔵品台帳を閲覧したところ、蔵品番号と資料名のみ記載され、制作年、制作者、数量等がブランクとなっているものがあつた。（No3990 から No4024、No4032 から 4034）

表計算ソフトの台帳には記載があるとのことであるが、現状は紙の台帳を正として管理を行っているのであり、紙台帳にも必要情報を漏れなく記載しておく必要がある。

⑦ 収蔵品、寄託品の現物調査について（結果）

収蔵品について、定期的な現物調査が実施されていなかった。不定期かつ部分的な現物調査については実施されているとのことであるが、現物調査の都度、未搭載であつた収蔵品が複数追加登録されており（たとえば、No3988 十三鐘は、昭和 51 年度に保管転換を受けながら、平成 23 年に登録）、一度、全館での網羅的な現物調査を実施すべきである。

もっとも、収蔵品の受け払いは、展示時や他館への貸し出し時、補修のための搬出時等に限られ、頻繁に出入りするものではないことから、3 から 5 年周期の循環的な現物調査を行うことで足りると考えられる。

また、寄託品についても定期的な現物調査が実施されていない。寄託品は、所有者に対して預かり証を発行して県が預かっているものであり、寄託者から返却要請があれば、適時に返却を行うことが必要となる。現物調査を実施して、所在を定期的に確認することの必要性は、一層高いと考えられるので、速やかに検討されたい。

⑧ 寄託品の表計算ソフトの台帳の整備について（意見）

収蔵品については、前述のとおり、紙台帳のほか表計算ソフトの台帳が整備されており、台帳の検索性を高めている。寄託品についても、表計算ソフトの台帳の整備が進められているが、1 年以上更新が滞っており、監査時点で最新の状況に更新されていなかった。

表計算ソフトの台帳は、正式な台帳ではないため、必ずしも整備を要するものではない。しかしながら、寄託品は、寄託後所有者に返却するケース、所有者から買い取って県



の所有に改めるケース等が多く、かなりの数の寄託品が台帳から削除（取り消し線を引いている）されており、現在、どの寄託品を県が預かっているのかについて、一覧性に乏しい状況となっていた。

表計算ソフトの台帳であれば、現在寄託されているもの、過去に返却等を行ったものについて、目印をつけることによって、現有資産の検索を容易にすることができるため、現物管理の有効性、効率性を高める観点からも、表計算ソフトの台帳の整備を進められたい。

(7) 万葉文化館



公の施設の名称	奈良県立万葉文化館【直営】			
所在地	高市郡明日香村大字飛鳥 10 番地			
所管部署	地域振興部 文化振興課			
設立目的	万葉集及びこれに関連する古代文化に関する調査研究を行うとともに、万葉文化に親しむ場を提供し、もって県民文化の向上に資するため。			
敷地面積	42,228.73 m <sup>2</sup>			
延床面積	11,186.23 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	平成 13 年 9 月 15 日（平成 13 年 3 月 30 日）			
施設の内容	総合文化施設（美術館・博物館・研究機関）			
職員配置の状況	32 名 (平成 25 年 4 月現在)			
施設取得費	3,536 百万円			
将来の修繕計画	平成 26 年	展示設備機器改修工事	110,798 千円	
	平成 27 年以降	吸収式冷温水器維持修繕	10,500 千円	
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額			20,620 千円
	施設運営費 (① ②+③)	—	—	139,750 千円
	委託料①	—	—	94,487 千円
	警備委託料	—	—	10,353 千円
	清掃委託料	—	—	15,120 千円
	設備保守委託料	—	—	20,895 千円
	その他	—	—	48,119 千円

	光熱水費②		—	—	29,573 千円
	その他③		—	—	15,690 千円
	人件費		—	—	165,000 千円
	合計		—	—	304,750 千円
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	45,000 人
	有料入館者数	実績②	—	—	33,056 人
		利用率②/①	—%	—%	73.5%
利用状況 2	指標名	計画①	—	—	147 日
	企画展示室稼働率	実績②	—	—	84 日
		利用率②/①	—%	—%	57.1%
利用状況 3	指標名	計画①	—	—	2,310 人
	講座受講者数	実績②	—	—	1,640 人
		利用率②/①	—%	—%	71.0%
類似施設	国所管	奈良文化財研究所(飛鳥資料館)、奈良国立博物館			
	県所管	橿原考古学研究所(附属博物館)、奈良県立美術館			
	市所管	—			

#### ① 概要

奈良県立万葉文化館は、橿原市の近鉄橿原神宮前駅からバスで約 20 分のところ（高市郡明日香村）に立地し、日本で最も古い歌集である「万葉集」を軸とした、「展示」「調査・研究」「図書・情報サービス」の 3 つの機能を兼ね備えた古代文化に関する総合文化施設である。当該施設は、平成 7 年度に施設全体の基本構想が策定され、建設場所の選定や用地の取得、万葉日本画の制作委託並びに図書資料・情報の収集等を経て、平成 13 年 9 月に開館した。

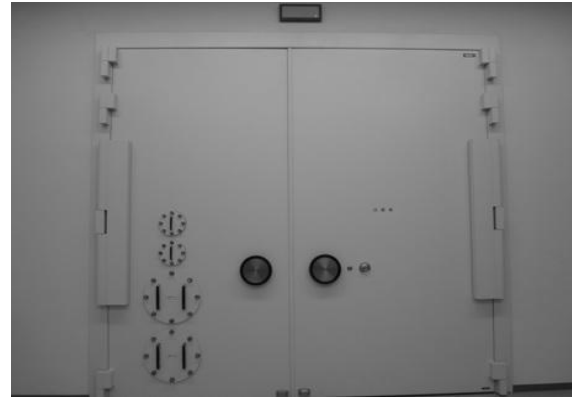
当施設は、平成 18 年度から平成 23 年度まで指定管理者（財団法人奈良県万葉文化振興財団）によって運営されていたが、平成 23 年度末で同財団が解散したことにより、平成 24 年度より直営施設として運営が行われている。

#### ア) 展示

当施設 1 階には、日本画展示室（観覧料：常設展一般 600 円）が設置されており、現代の日本画壇を代表する画家が万葉の秀歌を題材に描いた作品 154 点を収蔵しており、寄贈を受けた美術品や他館から借用した美術品等とともに、当展示室に順次展示されている。また、地下 1 階には収蔵庫を設置しており、美術品等は、厳重に保管されている。



日本画展示室（1階）

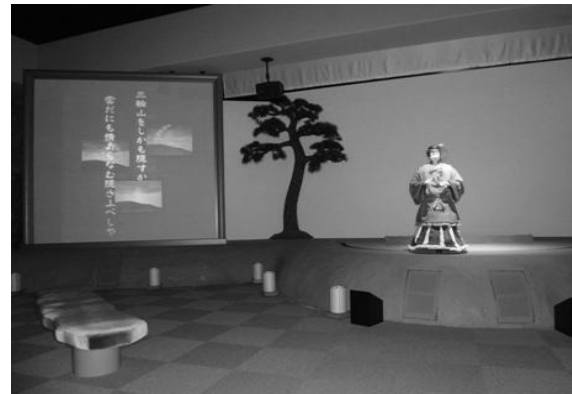


収蔵庫前室にある収蔵庫扉（地下1階）

当施設地下1階には、万葉の世界を体験できる展示空間として一般展示室（観覧料：無料）が設置されており、主には、万葉時代の生活の様子を再現した広場や柿本人麻呂といった万葉を代表する歌人の歌をもとに、人形や映像、特殊照明など複合的な手法で歌人の心情や時代背景などを紹介する劇場などがある。



当時の「市」を再現した「歌の広場」（地下1階）



人形による万葉劇場（地下1階）

#### イ) 調査・研究

「万葉集」を中心とした万葉古代学は、文学研究はもとより、歴史学、民俗学、宗教学、考古学、歴史地理学、環境学、自然科学など幅広い分野からの総合研究を行っており、万葉歌の胎動地、飛鳥から新しい研究成果を日々、発信している。

#### ウ) 図書・情報サービス

当施設1階に、万葉図書・情報室が設置されている。万葉集をはじめ、日本の古代文化に関する図書資料を広範囲に収集し、江戸時代刊行の貴重な「寛永版本万葉集」をはじめ約15,000冊を収蔵している。また、全国では初めて「万葉集」や万葉に関する情報を収録した本格的なデータベース（万葉百科システム）を構築しており、万葉集に関する情報が簡単に検索可能となっている。



万葉図書・情報室（1階）

## ② 現金管理・金庫管理

### ア) ミュージアムショップの釣銭用現金について（意見）

施設内にあるミュージアムショップについては、現在、直営で行われており、釣銭用現金 800,000 円のうち、400,000 円をショップ内の釣銭として使用している。しかしながら、そのうち使用している現金は、200,000 円のみであるため、残額である 200,000 円については、事務室の金庫内で保管すべきである。

### イ) 釣銭用現金残高の妥当性について（意見）

上述のア) のとおり、釣銭用現金残高は 800,000 円であり、他の施設に比べて多額である。ゴールデンウィーク等の繁忙期には、金融機関において両替ができず釣銭が不足する恐れがあるためとのことだが、平成 25 年度より施設の一部を無料化していること、ミュージアムショップで使用しているのは 200,000 円のみであることから、800,000 円の釣銭が本当に必要かどうか、適正な現金の保有残高について検討することが求められる。

### ウ) 切手の管理について（意見）

金庫内を実査したところ、下記の切手が保管されていた。当該切手は、作家への図録の郵送や展覧会・イベント・講座等の案内を送付するために購入したものであるが、往査日現在も送付に至っておらず、また送付時期も未定であることから、切手の購入、使用意図が不明である。さらに、当該切手の残高管理は、定期的に残高照合を行っているが、切手の枚数が膨大であることにより、担当者の現物照合作業の負担が増大している。

適正な枚数での残高管理が求められる。そもそも購入の必要性の検討が不十分であったと考えられる。

種類 (円)	枚数 (枚)	金額 (円)
10	1,200	12,000
50	1,500	75,000
80	1,800	144,000
90	1,900	171,000
100	900	90,000
120	500	60,000
140	400	56,000
200	200	40,000
合計	8,400	648,000

### ③ 釣銭の貸付契約書の不備 (結果)

県と当施設の出納員は釣銭用現金 800,000 円の貸付契約を締結している。当該契約書を閲覧したところ、決裁が行われた契約書の文言に不備があった。契約書を再作成するとともに、適切な書類作成・保管に努められたい。

### ④ 所在不明図書の除籍処理について (結果)

開館から平成 23 年度までの所在不明図書につき、平成 24 年度まで除籍されないままとなっていた。規定上、不明図書が発生してから 5 年で除籍処理すべきであったと考えられるため、規程に沿った運用の徹底を今後実施すべきである。

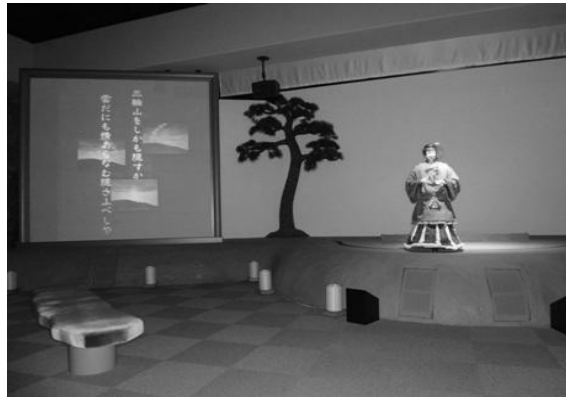
不明年度	冊数	除籍年度
平成 13 年度	19 冊	平成 24 年度
平成 14 年度	8 冊	平成 24 年度
平成 15 年度	6 冊	平成 24 年度
平成 17 年度	1 冊	平成 24 年度
平成 19 年度	1 冊	平成 24 年度
合計	35 冊	

### ⑤ 備品台帳に記載のない備品の洗い出しについて (意見)

当施設は、平成 23 年度末に財団法人奈良県万葉文化振興財団が解散し当財団から引き継いだ台帳をもとに平成 25 年度に一斉にシールの貼付を実施しているが、シールの貼付のない備品もあり、これについては台帳に記載がない可能性がある。

万葉文化振興財団は購入していた備品を県に報告していたが、過年度の備品の報告漏れまたは登録漏れが発生しているおそれもあることから、登録のない備品の洗い出しを行うことが望ましい。

⑥ 高額の随意契約について（意見）



柿本人麻呂及び額田王については前述のとおり精巧なロボットであるが、当該ロボットを含む一般展示室の保守に係る業者との契約 12,579,000 円が随意契約となっている。当該業者は展示設備制作会社であり、ロボットの制御プログラムを熟知しており既に製造が中止されている修理用部品を先に購入して保管しているといったことや、特注品も存在することが随意契約となっている要因であり、また業務に特殊性があることは認めるが、随意契約としては特に高額であり、金額の妥当性等について慎重な検討が必要と思われる。

⑦ 地下 1 階の一般展示室の改装にあたっての将来費用の検討について（意見）

上記⑥に記載のとおり、地下 1 階の一般展示室は高額な維持費がかかっており、かつ将来の維持保管に懸念が生じている。そのため、万葉文化館では平成 26 年度に 1 億 10 百万円を投じて地下 1 階の一般展示室等の機器更新を予定している。更新にあたっては、将来の維持管理費用も踏まえた設備更新計画を作成し、それに合わせた形での入札による業者の選定が必要である。

⑧ 報償費の単価設定について（意見）

講演会等での講師謝金については、県では大学教授等の職種に応じた1日当たりの報酬予算単価を定めている。それに対して芸術家については、著名度や経歴や他所との均衡等を勘案し、その都度金額が決定されているが、大学教授を上回る報酬額になっていることが多い。

一律に単価を定められない部分もあると思われるものの、一定のルールの整備を検討する必要がある。

⑨ 施設運営について

ア) 館内会議について（意見）

毎月1回館内会議として、来館者数の報告や今後の方針等を議論しているとのことだが、会議の検討結果を記した明確な資料がなく、会議の結果が今後どう活かされているのかといった具体的な方針等を確認することができなかった。

館内会議を充実させ、それに係る議事録や検討結果資料を適正に保管することは、今後の具体的な運営方針を打ち出し、改善策を図る上で必要不可欠である。

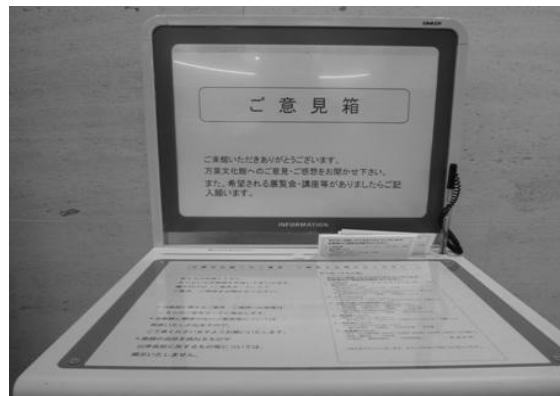
イ) ご意見箱設置・アンケート実施について（意見）

平成24年度において、施設1階にご意見箱を設置し、来館者の意見・感想を調査している（実績：106件）。また、アンケート調査についても、調査対象人数1,680人に対して実施している。

しかしながら、下表のようにアンケート項目が来館者の実態把握が中心の質問項目であり、今後の運営方法の参考にし難い内容となっている。当該施設の運営に今後活かすためには、施設の清潔度や空調の快適度といった施設に関する内容、スタッフの対応の良さや講座・イベント等の内容に関する満足度に関するアンケート項目を増やす必要があると考えられる。



アンケート項目	
1.	年齢
2.	住所
3.	来館回数
4.	来館目的
5.	来館者の満足度（全般）
6.	来館時の宿泊
7.	宿泊地
8.	来館時の立ち寄り状況



ご意見箱（1階）

#### ウ) 外部からの意見の聴取について（意見）

当施設は、万葉文化に親しむ場を提供することを目的として、絵画、文学、図書、古文書、イベント、遺跡等様々な要素を包括的に含んだ総合文化施設である。財団法人時代は、理事及び評議員に、画家や大学教授等の有識者が多数含まれていたが、直営になってから、当該外部有識者等による意見を聴取する場が設置されていない。

PDCA サイクルを実現するためには、外部の関係者や有識者による第三者委員会等の設置が必要である。

#### エ) 無料化の効果について（意見）

平成 25 年 4 月から地下一階（一般展示室・特別展示室）及び学校行事で来館する県外からの小中高校生を対象に無料化している。

しかしながら平成 25 年 11 月時点で、入館人数は前年度同期比で 8%増加しているのに対して、収入総額は前年度同期比で 51.8%減少しており、無料化の効果が十分とはいえず、抜本的な対策が必要である。

全般的に当施設は高額な費用がかかっていることから、県税負担の必要性について、検討が必要である。

	平成 23 年 11 月 (※)	平成 24 年 11 月	平成 25 年 11 月
入館人数	95,711 人	80,049 人	87,110 人 (+8%)
収入総額 (4-11 月)	指定管理者のため不明	23,838 千円	11,474 千円 (△51.8%)

※平成 23 年度は開館 10 周年記念事業を実施しており入館者数が多い

#### ⑩ 指定管理者制度の導入について (意見)

当施設は、県 100%出捐団体であった財団法人奈良県万葉文化振興財団が解散したため、県の直営とした施設である。平成 18 年度から平成 23 年度まで当施設の指定管理者に万葉文化振興財団が指定されており、同財団の解散時には県の職員が 9 名派遣されていた。しかしながら、大阪高等裁判所において神戸市の外郭団体への派遣職員に支出した人件費が違法であるとの判断が下されたことやその他公益法人を取り巻く状況の変化等を踏まえ、同財団は解散している。

同財団が解散したことから現在は直営となっているが、指定管理者制度による利用者サービスの向上や費用面における県の負担の削減効果が期待できることから、将来的な指定管理者の導入については検討する必要がある。

(8) 心身障害者福祉センター（書面監査対象施設）

公の施設の名称	心身障害者福祉センター【直営】				
所在地	磯城郡田原本町宮森 34-4				
所管部署	健康福祉部 障害福祉課				
設立目的	障害がある人たちの健康の維持・増進、教養の向上、スポーツ及びレクリエーションを促進し、社会参加の機会を増し、豊かな日常生活を送るために設置				
敷地面積	3,933 m <sup>2</sup>				
延床面積	2,419 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和 54 年 4 月				
施設の内容	福祉会館 体育館 簡易宿泊所 屋外プール				
職員配置の状況	6 名 (平成 25 年 4 月現在)				
施設取得費	714 百万円				
将来の修繕計画	耐震工事 設備等の老朽化対策				
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	15	15	18	
	施設運営費 (①+②+③)	11,117	11,034	10,142	
	委託料①	3,765	3,489	3,447	
	警備委託料	819	814	797	
	清掃委託料	1,987	1,987	1,987	
	設備保守委託料	683	412	414	
	その他	276	276	249	
	光熱水費②	4,126	4,102	4,126	
	その他③	3,226	3,443	2,569	
人件費	42,000	42,000	42,000		
	合計	53,117	53,034	52,142	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	—
	利用者数	実績②	24,206 人	24,194 人	26,283 人
		利用率②/①	—%	—%	—%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	—			
施設の概要	スポーツ・文化教室の実施、相談、講習会及び福祉に関する情報提供を行う。これらの目的のために体育館、プール、研修室及び宿泊棟などの設備がある。				

① 施設の低利用の改善について（意見）

心身障害者福祉センターについては、平成 19 年度の包括外部監査において閲覧室、パソコン室、講習室等につき、年間 2 割以下の日数しか使用されていない低利用施設があることが意見として指摘されている。

この改善状況を書面監査で質問したところ、閲覧室は他の施設に事業を引き継ぐ形で廃止し、パソコン室も廃止の上で別用途に転用するなどの対策を講じるとともに、利用できる個人、団体に対して声をかけ使用することを促している旨の回答を得た。

心身障害者福祉センターについては、利用計画数の設定がなく稼働率が算定できないため、利用人員の推移を平成 19 年度の包括外部監査時と 3 カ年平均で比較すると、下記のとおり、当施設の利用人数はさらに低下していることが明らかとなった。なお、平成 24 年度単年で見ると、直前年度を上回っている。

平成 19 年度包括外部監査			今回		
平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
27,386 人	27,141 人	25,265 人	24,206 人	24,194 人	26,283 人
3 カ年合計 79,792 人(100.0)			3 カ年合計 74,683 人(93.6)		

( ) 括弧内は平成 16 年度から平成 18 年度までの合計利用人数を 100 とした場合の割合

利用者に対して声をかけ利用を促進するだけでなく、アンケート調査等により原因分析を行った上で、より一層の利用を促すような、具体的な方策を検討する必要がある。

(9) 視覚障害者福祉センター（書面監査対象施設）

公の施設の名称	視覚障害者福祉センター【直営】			
所在地	橿原市大久保町 320-11			
所管部署	健康福祉部 障害福祉課			
設立目的	視覚障害者の更生を援護し、福祉の向上を図るため			
敷地面積				
延床面積	740.43 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	平成 6 年 3 月（現所在地に移転）			
施設の内容	点字図書館			
職員配置の状況	7 名 (平成 25 年 4 月現在)			
施設取得費	—			
将来の修繕計画	—			
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	12,523	12,554	14,361
	施設運営費 (①+②+③)	3,667	3,994	4,014
	委託料①	—	—	—
	警備委託料	—	—	—
	清掃委託料	—	—	—
	設備保守委託料	—	—	—
	その他	—	—	—
	光熱水費②	—	—	—
	その他③	3,667	3,994	4,014
人件費	45,000	45,000	38,800	
合計	48,667	48,994	42,814	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	—	—
	利用者数	実績②	15,278 人	17,437 人
		利用率②/①	—%	—%
類似施設	国所管	—		
	県所管	—		
	市所管	—		
施設の概要	奈良県社会福祉総合センター3階 事務室、閲覧室、点字校正室、対面読書室、相談室、研修室、貸出作業室、書庫、点訳作業室、音訳作業室、録音室			

① 備品の定期的な現物調査について（意見）

「第 3 3. ③ ア) 備品の定期的な現物調査について」に記載したとおり、備品の定期的な現物調査が行われていないため、今後定期的に実施し、適切に備品を管理すべきである。

② 廃棄もしくは修繕すべき備品の処理について（意見）

「第3 3. ③ エ) 廃棄もしくは修繕すべき備品の処理について」に記載したとおり、廃棄もしくは修繕すべき備品について、適切な処理がなされていない備品があったため、備品の適切な管理のため、適時に必要な処理を行うべきである。

(10) 登美学園



公の施設の名称	奈良県立登美学園【直営】			
所在地	奈良市菅野台2番43号			
所管部署	健康福祉部 障害福祉課			
設立目的	障害のある児童の入所保護等（根拠法令：児童福祉法第42条）			
敷地面積	学園敷地 11,750.28 m <sup>2</sup> 職員宿舎敷地 943.00 m <sup>2</sup>			
延床面積	学園建物延 2,758.47 m <sup>2</sup> 職員宿舎建物延 396.80 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和38年4月			
施設の内容	中軽度児棟（大和寮） 本館・重度児棟（太平・若葉寮） 指導訓練棟 旧太平寮等			
職員配置の状況	50名 (平成25年4月現在)			
施設取得費	331百万円			
将来の修繕計画	筒井寮と一体整備による建替え予定			
年間収支 (千円)		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	総収入額	89,019	92,035	93,550
	施設運営費 (①+②+③)	39,817	38,563	41,859
	委託料①	2,768	2,642	2,810
	警備委託料	—	—	—
	清掃委託料	—	—	—
	設備保守委託料	726	600	607
	その他	2,042	2,042	2,203
	光熱水費②	9,758	9,430	9,568

	その他③		27,291	26,491	29,481
	人件費		323,200	321,600	298,100
	合計		363,017	360,163	339,959
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	50 人	50 人	45 人
	入所児童数 月平均	実績②	45.1 人	41.1 人	48.2 人
		利用率②/①	90.2%	82.2%	107.1%
利用状況 2	指標名	計画①	562 日	521 日	1,162 日
	短期入所利用 日数(年間延)	実績②	937 日	1,433 日	1,779 日
		利用率②/①	166.7%	275.0%	153.1%
利用状況 3	指標名	計画①	532 人	499 人	993 人
	日中一時支援 利用者数 (年間延)	実績②	791 人	1,387 人	1,168 人
		利用率②/①	148.7%	278.0%	117.6%
類似施設	国所管	—			
	県所管	筒井寮			
	市所管	—			

#### ① 概要

奈良県立登美学園は、児童福祉法第 42 条に基づく「福祉型障害児入所施設」であり、「主に知的障害がある児童を入所させて、保護し、日常生活の指導を行い、生活に必要な知識や技能を育てるよう支援すること」が施設の目的である。

平成 24 年 4 月の児童福祉法改正前においては、同施設は知的障害児入所施設であった。法改正により、従来の各障害別に分かれていた障害児入所施設については、「障害児入所施設」として一元化された。原則、3 障害（身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む））に対応することとなったが、障害特性に応じた支援の提供も可能であることから、主として知的障害のある児童を入所させる施設として運営している。



## ② 遊休となっている職員宿舎について（結果）

県では平成 20 年 10 月に「県有資産の有効活用に関する基本方針」を定め、遊休資産について全庁的な調査を行っている。それにもかかわらず、園から北に約 50m 離れたところに、平成 12 年以降完全な遊休状態となっている職員宿舎（土地 943 m<sup>2</sup>、建物 396 m<sup>2</sup>）があることが確認された。

平成 25 年度の路線価で 66 千円/m<sup>2</sup>での売却が見込まれ、住宅街に囲まれており、売却可能性も非常に高い。後述する筒井寮との一体化整備時の仮宿舎としての利用を検討しているとのことではあるが、10 年以上使用しておらず修繕にも費用に係る状況にある。

これについては、早急に売却を検討する必要がある。



平成 12 年より未利用の職員宿舎と登美学園の位置図

### ③ 旧・太平寮の遊休及び農耕地の低利用について（意見）

昭和 38 年に建築された旧・太平寮跡は、昭和 57 年以降遊休であり、廃屋と化している。さらに当初設立時の昭和 38 年から状況が変わり、設立当時は農作業訓練用であった農地についても現在では農業を将来の生業とする者が減少したことにより、稼働状況が低くなっている。なお、当該遊休跡地については一体化整備計画の建設地として検討しているとのことである。

また、旧・太平寮跡の地下には未使用となっているボイラー用の重油の保管タンクがあるが放置されているため、建替整備の際に早期に改善が必要である。



旧・太平寮跡（昭和 38 年築）  
廃屋となったまま取り壊されずに残されている



農耕地の遠景  
ほとんど稼働していない

### ④ アンケート調査等の実施について（意見）

玄関入ってすぐのフェンスに意見箱を設置しているものの、投函が一切ない状態である。意見要望等については保護者面談の折等に個別に伺っているとのことであるが、対面では伝えにくいことや保護者会等の公の場では発言しにくいことなどもあると考えられ、利用者の意見を吸い上げるためにアンケート調査等の実施を検討すべきと考えられる。



意見箱

⑤ 重要物品の処分決議が決裁のないまま処分されていたことについて（結果）

平成 24 年度に処分されたクーラー1 台（1,694,350 円）について、システム上は払出処分されているが、事前稟議決裁（学園長決裁）の書類が残されていなかった。当該物品は取得金額が 100 万円を超えており、重要物品にあたる。

重要物品の処分の際には、「物品処分調書」に学園長の決裁を受け、適切に備品を管理すべきである。

⑥ 備品の適切な管理について（結果）

備品管理簿と現物との照合ができないものが存在した。管理簿上採番されている物品番号があるものの現物の確認時に番号の記載がないために把握できず、また、定期的な現物と備品管理簿とのチェックが行われていないため、備品管理簿と現物との対応関係が把握できていない状況である。

備品の適正管理を行うべきである。

⑦ 釣銭用現金の釣銭貸付契約の不存在について（結果）

釣銭用現金確保のため、県では通常、事業年度開始直後に各施設の担当者に貸出し事業年度末直前に担当者から県に返済しているが、登美学園では、本手続がなされていないため、職員が釣銭用の現金を負担していたと聴取している。

釣銭貸付契約そのものが法的な観点から妥当なものであるかどうかについては全体意見の「第3 1. ④ 釣銭貸付契約の是非について」にて記載しているものの、職員が業務用の釣銭を個人で用意することは問題であり、早急に是正しなければならない。早急に貸付金を予算確保し、釣銭を県で準備しなければならない。

⑧ 保護者会からの釣銭用現金について（結果）

平成 24 年度末に保護者会に 203,000 円の寄付があったが、その内 200,000 円は保護者会費の収入に計上されているのに対して、残る 3,000 円については保護者会の収入として認識せず、上述の釣銭用現金の一部として利用されていた。

当該 3,000 円は県の公金ではないため、私金を釣銭として利用すべきではなく、釣銭については県で準備すべきである。

⑨ 直接処遇職員についての正規職員と嘱託職員の割合について（意見）

登美学園の直接処遇職員（児童と直接接する児童指導員、保育士）については 36 名中半数が常勤の嘱託職員となっており、正規職員と嘱託職員との割合がほぼ同じとなっている。

これは登美学園と筒井寮のあり方を検討する中で、今後の方針が現時点で決まっていないことから、定年退職した職員の補充については嘱託職員として採用してきたことによる。

しかし、嘱託職員は

- ・ 1 年毎の契約となること
- ・ 正規職員が受けられるような県職員としての研修が受けられない

等の事情があり、正規職員と比して対児童との関係での経験、スキルが十分でない場合もある。例えば登美学園においては、平成 24 年中に、入所児童への対応で嘱託職員による適切とは言えない対応が問題となった事例があった。これは児童への対応についての基本的知識や研修が十分でなかったことが要因の一つであったようである。

上記事案は、定年退職者の補充が平成 17 年度以来全て嘱託職員であった弊害が出たものと考えられる。こうした点からすると、一体化整備に向けた検討においては、児童に対処する直接処遇職員について、正規職員と嘱託職員をどのような割合とすることが望ましいかについても検討を行う必要があると考える。

また、検討結果が出るまでの暫定的課題として、嘱託職員の割合が高いことに伴う上記問題が今後も継続することが危惧される。

そこで、検討結果が出るまでの暫定期間においても、職員が児童と接するあるべきルールが嘱託職員にも徹底されるべきと考える。具体的には、登美学園においては児童への対応を含めた手引きとして「登美学園サービス支援マニュアル」を作成している。もっともこれは、各寮事務室に備え付けられ共用されているが、嘱託職員各人に徹底するまでに至っていないのが現状である。今後は嘱託職員採用時に、これらマニュアルを利用して、児童と接するに際してのルールの確認等をより一層徹底すべきである。

また、県では嘱託職員に対する県職員研修を実施していないとのことであるが、嘱託職員に対しても公務員としての接遇、報告・起案等のルールなどに関する基本研修は受講できるよう検討するべきである。

#### ⑩ 感染症防止対策について（意見）

登美学園と筒井寮の一体化整備については、現在基本計画を検討中であり、施設に費用をかけることが難しい状況にあることは理解ができる。しかし、現在登美学園では風邪等の感染症が疑われる児童を他の児童と離して様子を見る部屋が確保できていない状況にある。施設を確認した際には、風邪を引いた児童を隔離する部屋については、一応設けられていたものの、天井部分が空いており、かつ、他の児童の部屋とも近接している状況であった。かかる状況では、一旦児童が感染症に罹患すると、他の児童にも広がる恐れがないとはいえない。医師等の専門家の意見を徴した上で、一体化整備までに暫定的に取るべき方策（施設改修を含めて）を検討すべきである。

上記と関連する点としてインフルエンザの予防接種がある。現在、入所児童には予防接種が県の費用で行われるが、直接処遇職員は自己負担で行っているとのことである。県では職員に対する予防接種補助制度はないとのことであるが、直接処遇職員については、児童との接触も多くインフルエンザの予防接種は励行されるべきであるから、補助を行う等して希望者が予防接種を受けやすい体制を築くべきである。

#### ⑪ 少額債権の徴収等について（意見）

登美学園の利用には、入所、短期入所、日中一時支援があるが、いずれの場合にも利用者の一部利用者負担金が発生する場合がある。問題となるのは、利用者負担金に未納が生じた場合である。入所者の中には、何回にもわたって利用者負担金を滞納するケースがある。かかるケースについては「利用契約書」に定める事業者からの解除条項（利用者負担金の支払いが3ヶ月以上遅延し催告したにも関わらず払わない場合）を説明して、その解消に努める必要がある。

更に問題となるのは、少額債権について未納となるケースである。

例えば、短期入所や日中一時支援のケースでは、利用終了後に利用者負担金を徴収することになっているが、保護者の都合で未納となり、その後かかる状態が継続する場合もあるとのことである。かかる未納金は一件当たりについては、少額である場合が多いが、平成 25 年 3 月末現在で、通常入所、短期入所・日中一時支援を全て含めた利用者の負担金の滞納額は 154 万円余となっている。

少額債権に対する全庁的な取り組みの必要性については「第 3 3. ④少額債権の全庁的な管理方針について」で触れているが、まずは施設において私債権の少額債権の適切な管理をすべきである。

(11) 筒井寮



公の施設の名称	奈良県立筒井寮【直営】			
所在地	大和郡山市丹後庄町 423			
所管部署	健康福祉部 障害福祉課			
設立目的	障害のある児童の入所保護等（根拠法令：児童福祉法第 42 条）			
敷地面積	5,982 m <sup>2</sup>			
延床面積	1,663.06 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和 44 年 4 月			
施設の内容	本館、給食浴場棟、指導訓練棟、職員宿舎、保母宿舎			
職員配置の状況	26 名 (平成 25 年 4 月現在)			
施設取得費	120 百万円			
将来の修繕計画	登美学園と一体整備による建替え予定			
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	43,068	40,141	41,715
	施設運営費 (①+②+③)	11,810	10,078	11,301
	委託料①	625	625	625
	警備委託料	—	—	—
	清掃委託料	227	227	227
	設備保守委託料	345	345	345
	その他	53	53	53
	光熱水費②	3,024	2,487	2,490
	その他③	8,161	6,966	8,186
	人件費	179,400	176,600	157,000

	合計		191,210	186,678	168,301
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	15 人	12 人	8 人
	入所児童数	実績②	12 人	8 人	8 人
		利用率②/①	80%	67%	100%
利用状況 2	指標名	計画①	160 人	170 人	170 人
	短期入所 児童数	実績②	168 人	171 人	85 人
		利用率②/①	105%	100%	50%
利用状況 3	指標名	計画①	1220 人	1350 人	1600 人
	日中一時支援 利用数	実績②	1341 人	1597 人	2396 人
		利用率②/①	109%	118%	149%
類似施設	国所管	—			
	県所管	福島県郡山光風学園			
	市所管	—			

### ① 概要

奈良県立筒井寮は、大和郡山市の近鉄筒井駅から徒歩約 15 分のところに立地し、18 歳までの主に視覚・聴覚障害児の将来の自立に向けた支援を行う、児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設である。当該施設は、昭和 30 年 6 月に奈良市油坂町 4 丁目に盲・ろうあ児施設として「平城寮」として開設され、昭和 44 年 4 月には現在地である大和郡山市に新築移転し、「奈良県立筒井寮」に名称を変更して以来、直営として長きにわたって運営がなされている。

「子ども 1 人ひとりの人権と人格を尊重し、安心して生活できる環境の中で、豊かで健全なこころと身体の発達を保証し、将来の自立に向けた支援を行う」といった基本理念のもと、視覚又は聴覚に障害のある子どもが集団生活をする入所支援事業と在宅の視覚又は聴覚に障害のある子どもを一時的に預かるショートステイ事業（短期入所・日中一時支援）といった事業を行っている。

なお、現在の入所人員は、下表のとおりとなっている。

(平成 25 年 11 月現在)

	入所支援事業		ショートステイ事業	
	定員	現員	短期入所	日中一時支援
視覚障害児	24 名	2 名	定員 10 名	登録者数：60 名 契約市町村数：16 市町村
聴覚障害児	30 名	7 名		



## ② 備品管理について

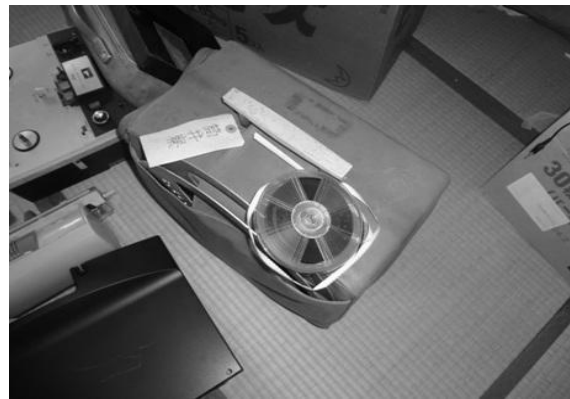
### ア) 網羅的な備品の現物調査及び早期の廃棄処理（結果）

備品管理簿を閲覧したところ、昭和44年に取得した映写機（188,000円）、平成3年に保管転換したその他耳鼻咽喉科用具（1,480,934円）といった使用が困難なものが備品管理簿に記載されていた。現物を確認したところ、現在、遊休状態である保母宿舎内に保管されており、使用が困難な状況であった。

当施設では、過去に備品の廃棄ないし処分処理が行われていないため、網羅的な備品の現物調査自体も実施されていないものと推察される。上記備品については、早急に廃棄処理するとともに、網羅的な備品の現物調査の実施が求められる。



その他耳鼻咽喉科用具



映写機



保管場所（保母宿舎内）

また、備品管理簿からサンプル抽出して、照合を行ったところ、下記の備品について現物照合ができなかった。これらは、取得日から相当期間経過したものであり、かつ往査時点では現物確認ができなかった備品である。上記と同様、網羅的な備品の現物調査を実施

した上で、現物がないもの及び現物はあるが使用不可なものは早急に廃棄処理すべきである。

取得日	物品番号	品名	金額（円）	備考	照合結果
H03. 3. 10	11211589	矯正及び補装器科用具	1,794,000	障害福祉課 より保管転換	現物なし
S56. 9. 3	10448318	オーバーヘッドプロジェクター	136,000	購入	現物なし
S56. 3. 30	10448216	光学ディスクプレーヤー（BD/DVD/CD/LD）	39,000	購入	現物なし

#### イ) 重要物品の実査（意見）

重要物品については年 1 回実査し本庁に報告することとなっているが、上表のとおり、矯正及び補装器科用具（金額：1,794 千円）については往査時点では現物は確認できなかった。

後日、当該現物を確認することができたが、今後、重要物品についての適切な対応が求められる。

#### ③ 出勤簿の押印誤りの訂正漏れ（結果）

平成 24 年 4 月から勤務する嘱託職員について、平成 25 年 1 月及び 2 月の勤務実績を、誤って平成 24 年 1 月及び 2 月の出勤簿に押印する誤りがあった。この誤りについて平成 25 年 1 月及び 2 月分の出勤簿を適切に再作成していたが、平成 24 年 1 月及び 2 月の出勤簿に取消線や訂正等がなされていなかったため、あたかも平成 24 年 1 月及び 2 月に出勤があったかのように見える状態にあった。

出勤簿は勤務実績を示す重要な証憑であり、その記載誤りについては適切に修正する必要がある。

また、当該誤りは 2 ヶ月にわたって発見されなかったことから、上席者は 1 月分の出勤簿について出勤確認を漏らしていたものと推定される。上席者は適切に出勤の確認をする必要がある。

#### ④ 郵券類の現物管理（意見）

切手については、使用の都度、切手管理簿に記載し、月次で現物と管理簿の照合作業（切手種類別では管理しておらず、合計額のみ照合）を実施しているが、切手管理簿を

閲覧したところ、数ヶ月にわたって、合計額が修正されていた。月次照合の結果、不一致があり修正を行う場合、合計額の照合のみでは、どの切手に何枚不一致があったのか、いつ不一致が生じたのか等、切手種類別の検証が困難な状況となっているため、切手種類別に管理簿ないしメモを作成して管理しておくといった、より効果的な照合作業を実施すべきである。

⑤ 使用済領収証書束の管理（意見）

当施設では、使用済の領収証書の束について箱にまとめて保管しているが、往査時点では、使用済である領収証書綴番号 9077 を閲覧することができなかった。後日、当該領収証書綴番号 9077 の束は発見され確認することができたが、今後の紛失等のリスクに備え、領収証書使用済管理簿を作成し、領収証書 1 束の使用が終わる都度、領収証書綴番号、使用期間、No. 1 から No. 50 まで連番であることの確認、上席者の確認承認印の押印などといった統制を行い、領収証書の適切な保管に努めるべきである。

⑥ 釣銭用現金の釣銭貸付契約の不存在について（結果）

釣銭用現金確保のため、県では通常、事業年度開始直後に各施設の担当者に貸出、事業年度末直前に担当者から県に返済しているが、奈良県立筒井寮では、本手続がなされていないため、職員が釣銭用の現金を負担していたと聴取している。

釣銭貸付契約そのものが法的な観点から妥当なものであるかどうかについては全体意見の「第3 1. ④ 釣銭貸付契約の是非について」のところで記載しているものの、職員が業務用の釣銭を個人で用意することは問題であり、早急に是正しなければならない。早急に貸付金の予算を確保し、釣銭を県で準備しなければならない。

⑦ 児童手当の通帳管理（意見）

入所児童の児童手当については、筒井寮で一時的に預っており、児童が退寮する際に返却する運用がなされている。

金庫内実査を実施したところ、児童手当に係る通帳が保管されていたが、その通帳に係る印鑑は、児童の担当である各保育士が保管しており、金庫の解錠は、管理職員のみならず、各保育士全員が解錠可能な状況となっていた。

管理職員が、児童手当管理簿で残高管理をしており、一定の牽制は働いていると考えられるが、現状、不正利用できる状況となっているため、未然に不正を防止する観点からも通帳及び印鑑の保管方法を検討する必要がある。

#### ⑧ 遊休施設の有効活用について（意見）

敷地内に保母宿舎や倉庫、職員宿舎などの建物があるが、ほとんど使用されておらず遊休状態となっており、特に倉庫については内部も相当荒れている状態であった。運動場を挟んで寮建物と反対側にあることから目も届きにくく、犯罪などに使用される危険性もないとは言えない。

上記で述べた備品については、倉庫のみではなく、職員宿舎、保母宿舎にも一部保管しているため、後述する登美学園との一体化整備を踏まえた上で、上記施設や保管している備品の有効活用について検討する必要がある。



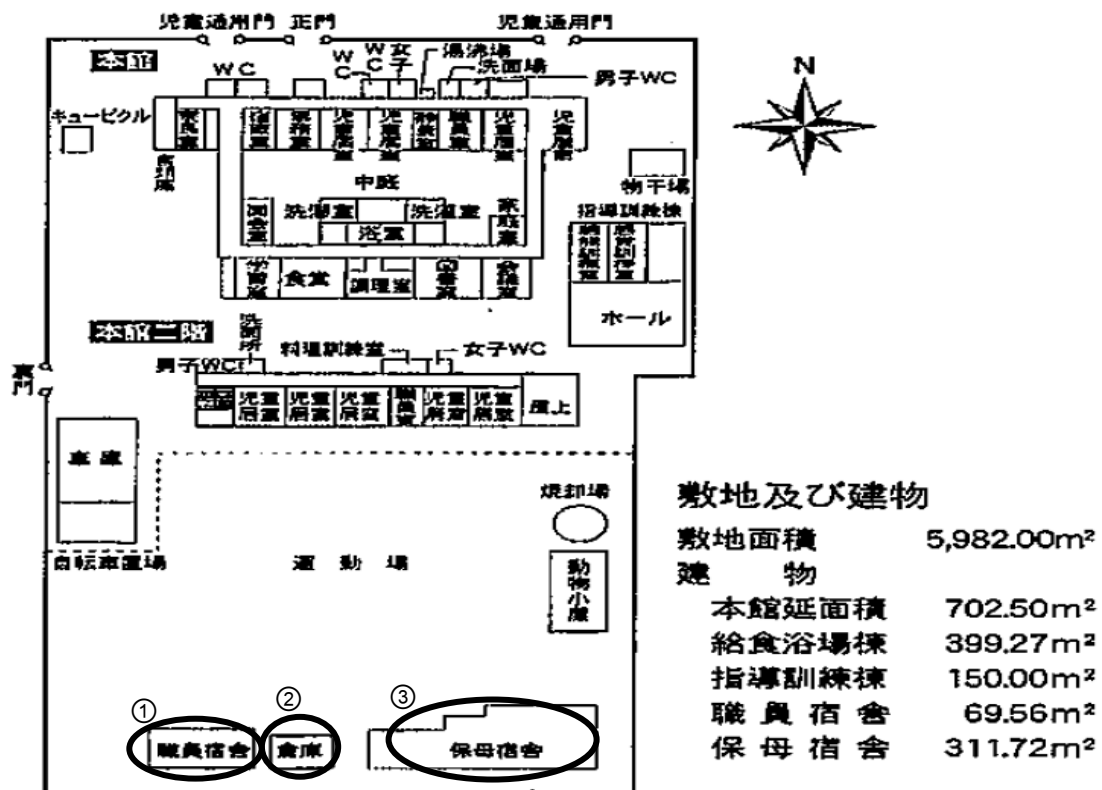
職員宿舎（下図①）



倉庫（下図②）



保母宿舎（下図③）



⑨ 長期滞留債権について（意見）

平成 19 年度から平成 23 年度にかけて発生した収入未済額が、131 千円（5 件）あり、その内 112 千円（4 件）はすでに退所した児童に係る施設利用料である。

退所した 4 名に対する督促は、年に 1 回納付書を郵送し、担当していた保育士からの電話連絡を行っており、また入所中の児童に係る未済額については、保護者に対して都度督促を行っているとのことである。

少額債権に対する全庁的な取り組みの必要性については「第3 3. ④少額債権の全庁的な管理方針について」で触れているが、未済の長期化を防止するために、施設においても適時適切な対応をすることが求められる。

⑩ 一時利用料の収納について（意見）

日中一時支援利用料は、契約上、サービス終了時（児童を迎えに来た時）に収納することとなっているが、2回分をまとめて収納している例がある。学校が始まる前の朝の時間帯に利用し夕方方は利用しない場合に、翌日に翌日利用分とまとめて収納しているとのことであるが、やむを得ない事情がない限り、原則どおり利用料は当日に収納する必要がある。保護者への説明と収納方法の改善が必要である。

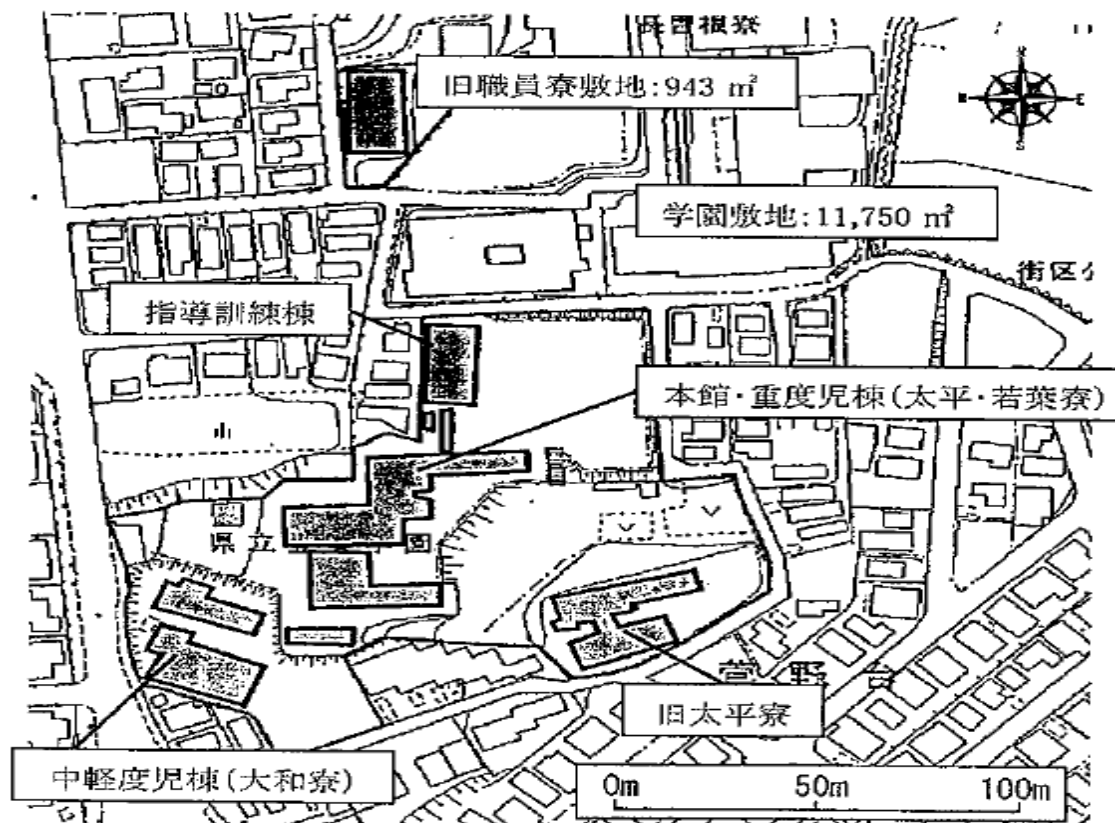
【（１０）登美学園と（１１）筒井寮の一体化整備計画について】

登美学園と筒井寮は、一体化整備予定であるため、共通的な意見として以下にまとめて記載する。

① 登美学園と筒井寮の一体化整備計画について

現在の登美学園及び筒井寮の両施設は、建物の老朽化により、利用する児童の安全性に大きな課題があることに加え、改修費や運用面などにおける非効率性も顕著化し、施設を利用する障害児の特性やその保護者からのニーズに応えることができなくなっている。

県では平成 23 年度に、県立障害福祉施設のあり方検討報告書を、平成 24 年度には前年度のあり方検討を受けた基本構想報告書を発表しており、その中で筒井寮と登美学園を同一の敷地内に一体化整備することとし、整備地を現登美学園敷地とすることとしている。なお、平成 25 年度は、基本計画を策定予定である。



登美学園の構造は図のとおりとなっている。登美学園における建替えについては、学園の総敷地面積が 11,750 m<sup>2</sup> と広く、さらに学園から北におよそ 50m 離れたところに遊休となっている旧職員宿舎（指摘内容については（１０）登美学園「②遊休となっている職

員宿舎について」を参照)もあることから、建替えをするにあたってその敷地面積に余裕がある。

特に、右下の旧太平寮(現在は廃屋。指摘内容については(10)登美学園「③旧・太平寮の遊休及び農耕地の低利用について」参照)と隣接する農耕地(現在は稼働率が非常に低い。)がいずれも廃屋または低稼働率となっていることから、この土地を利用して新施設の建設整備が可能である。

このように登美学園を利用した一体化整備は、県で検討したすべての案の中で登美学園が最も広大な敷地を有しており、それを利用する形で同一敷地内で実施が可能であること、また知的障害児を受け入れることについて地域が理解しているというメリットがある。

## ② 筒井寮と登美学園の一体化整備計画に関する総括的な意見

### ア) 筒井寮の今後について

#### a. 筒井寮の建物の今後の方向性について(意見)

一体化整備後の筒井寮の建物の活用方法について、現状では未定となっている。

筒井寮の建物は老朽化が著しく、再利用するには施設の更新と耐震化工事が必要である。取り壊して更地にするのか、耐震化工事を行った後で別事業の用途で用いるのかについて、早急にその方向性を検討する必要がある。

#### b. 筒井寮土地の今後の活用について(意見)

筒井寮は市街化調整区域にあり、更地にしても売却可能性が見込まれないと考えられる。登美学園と筒井寮を登美学園敷地に一体化整備するにあたり、筒井寮跡地を今後使用しないことを決定した場合には、遊休地となってしまう土地の活用方法について検討しなければならない。

また、取り壊す場合には取壊費用が発生することも考慮しておくべきである。

#### c. 筒井寮利用者に対する一体化整備後の処遇について(意見)

筒井寮の入所児童は、寮の移転に伴い盲学校、ろう学校への通学にバス等を使用する必要がある。筒井寮利用者に対するサービスの低下が無いよう、配慮が必要である。



イ) 登美学園の必要面積の計画段階からの精査について (意見)

現状では一体化整備後の施設定員や規模が固まっていないため、登美学園の現在の敷地である 11,750 m<sup>2</sup>の全てが必要かどうか不明である。

再整備にあたって不要となる敷地部分についても検討し、敷地の一部について売却が可能であれば、売却可能な範囲についても計画策定段階から検討しておく必要がある。

ウ) 施設運営方式について (意見)

運営方式については、現在、直営方式となっているが、指定管理者制度の導入についても検討が必要である。なお、運営方式については、現状検討中であり、結論は出ていないとのことである。この点については(10)登美学園「⑨ 直接処遇職員についての正規職員と嘱託職員の割合について」とも関係するが、いずれにせよ一体化整備後の運営方式については、早急に結論を得る必要がある。その結論にあたっては、児童の福祉と暮らしやすさの視点を踏まえて検討すべきである。

(12) 精華学院



公の施設の名称	奈良県立精華学院【直営】			
所在地	奈良市高樋町 172 番地			
所管部署	健康福祉部 こども・女性局こども家庭課			
設立目的	当該施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。			
敷地面積	31,983.00 m <sup>2</sup>			
延床面積	4,279 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和 40 年 3 月 23 日（平成 22 年 8 月 本館改築）			
施設の内容	入所児童に対し、小舎制による寮生活を提供するとともに、本館棟において施設内学級を設け、少人数クラスでの学校教育に準じた教育を行う。 本館棟、寮（5 寮）、体育館、グラウンド、プール			
職員配置の状況	30 名 (平成 25 年 4 月現在)			
施設取得費	879 百万円（建物）			
将来の修繕計画	大規模修繕については現在計画なし			
年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	18,678	19,942	37,283
	施設運営費 (①+②+③)	33,051	31,053	29,978
	委託料①	1,393	1,059	1,048
	警備委託料	0	0	0

	清掃委託料		0	0	0
	設備保守委託料		1,004	1,054	1,043
	その他		389	5	5
	光熱水費②		6,530	7,365	7,438
	その他③		25,128	22,629	21,492
	人件費		160,900	161,458	159,654
	（常勤職員）		153,897	154,720	147,371
	（嘱託職員）		5,181	4,934	10,433
	（日々雇用）		1,823	1,805	1,851
	合計		193,951	192,511	189,632
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	—
	入所児童数	実績②	255 人	303 人	289 人
		利用率②/①	—%	—%	—%
利用状況 2	指標名	計画①	365 日	366 日	365 日
	施設利用実績	実績②	365 日	366 日	365 日
		利用率②/①	100%	100%	100%
類似施設	国所管	国立武蔵野学院、国立きぬ川学院			
	県所管	—			
	市所管	—			

### ① 概要

奈良県立精華学院は、奈良市の近鉄奈良駅からバスで約 20 分のところに位置し、小規模な家庭的環境の中で、一人ひとりの気持ちを尊重した支援を行い、人間関係をとおした信頼関係の形成、特定の大人との信頼関係の構築等により、「生きる力」を養い、希望を持って社会に自立していくための支援を行うための、児童自立支援施設である。

当施設には、男子 22 名、女子 7 名の計 29 名が在籍しており、全て中学生である。また、彼らは、当施設の近くに設けられた寮（寮舎計 5 棟）に寮長・寮母とともに、生活を共にしている。



春日寮（寮は計 5 つある）

② 郵券類の管理について（意見）

切手と切手管理簿の現物照合を実施しているが、上席者の承認印が押印されていないかった。

責任の明確化の観点から、上席者の月次ないし定期的な確認・承認印が求められる。

③ 備品の管理台帳の更新について（結果）

物品管理簿（システム台帳）について、平成 22 年度の当初入力時以降更新がなされておらず、現物と帳簿が不一致となっている。紙の管理台帳は整備運用されているが、県では平成 24 年度より備品はシステムで管理される方針となっており、平成 24 年度以降は、物品調達サブシステム及び物品管理サブシステムにおいて、各施設で備品の購入・廃却・異動の登録を行うことで、物品管理簿（システム台帳）に自動的に各備品の情報が転記されるが、本施設では、運用方針変更前の手順を踏襲していた。

平成 22 年度以降の備品の購入・廃却・異動について、早急にシステムへの反映を実施し、備品の残高について、現物との一致を確かめる必要がある。

(13) 女性センター（書面監査対象施設）

公の施設の名称	奈良県女性センター【直営】				
所在地	奈良市東向南町6番地				
所管部署	健康福祉部 子ども・女性局女性支援課				
設立目的	① 国連婦人の10年(昭和51年～60年)の期間に、女性の社会的地位向上と福祉の増進をめざし、県が推進してきた女性諸施策の集約として開設。②男女が平等・対等にあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を推進するための拠点とする。				
敷地面積	410.57 m <sup>2</sup>				
延床面積	1,142.71 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和61年4月1日				
施設の内容	多目的スタジオ 和室 講座室 託児室 女性団体活動支援コーナー 情報資料コーナー				
職員配置の状況	22名 (平成25年4月現在)				
施設取得費	540百万円				
将来の修繕計画	平成27年度 防水修繕 4,936千円 外壁修繕 8,990千円 電力設備修繕 2,743千円 通信設備修繕 1,467千円 空調設備更新 2,499千円 ボイラー更新 1,371千円 受水槽・高架水槽更新 5,607千円				
年間収支 (千円)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	総収入額	3,614	4,273	3,990	
	施設運営費 (①+②+③)	23,225	18,584	12,927	
	委託料①	5,796	5,769	5,412	
	警備委託料	2,560	2,407	2,244	
	清掃委託料	1,421	1,701	1,701	
	設備保守委託料	1,528	1,313	1,252	
	その他	287	348	215	
	光熱水費②	2,248	2,206	2,280	
	その他③	15,181	10,609	5,235	
人件費	70,576	70,617	70,208		
合計	93,801	89,201	83,135		
利用状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
利用状況1	指標名	計画①	H18～H22計 1,200人	H23～H27計 1,300人	同上
	女性のチャレンジ支援関連	実績②	2,214人	293人	554人
		利用率②/	185%	23%	43%

	講座受講者数	①			
利用状況 2	指標名	計画①	—	—	—
	女性相談コーナー相談件数	実績②	3,093 件	3,413 件	3,223 件
		利用率②/ ①	—%	—%	—%
利用状況 3	指標名	計画①	—	—	—
	女性団体活動支援コーナー打ち合わせ件数	実績②	159 件	165 件	162 件
		利用率②/ ①	—%	—%	—%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	奈良市男女共同参画センター あすなら			
施設の概要	<所在地> 〒630-8216 奈良市東向南町 6 番地 TEL:0742-27-2300 FAX:0742-22-6729 <開館時間> 午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分 (ただし、日・祝日は午後 5 時まで) <休館日> 月曜日(祝日と重なるときはその直後の平日) 年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)				

① 備品の定期的な現物調査について (意見)

「第 3 3. ③ ア) 備品の定期的な現物調査について (意見)」に記載したとおり、備品の定期的な現物調査が行われていないため、今後定期的に実施し、適切に備品を管理すべきである。

② 備品シールの貼付について (意見)

「第 3 3. ③ ウ) 備品シールの貼付について」に記載したとおり、備品管理番号を特定するためのシールが添付されていない備品があったため、現物と管理簿を適切に照合し管理するために、管理シールの貼付が望まれる。

(14) 野外活動センター



公の施設の名称	奈良県立野外活動センター【直営】			
所在地	奈良市都祁吐山町 2040 番地			
所管部署	暮らし創造部 青少年・生涯学習課			
設立目的	野外活動を普及奨励して心身の健全な発達を図る			
敷地面積	122,329 m <sup>2</sup>			
延床面積	4753.06 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和 44 年 7 月			
施設の内容	管理棟、宿泊施設、野外炊事施設、野外活動施設			
職員配置の状況	（平成 25 年 4 月現在）			
	12 名			
施設取得費	建物：390 百万円			
将来の修繕計画	多目的ホール（旧体育館）、大型ロッジについて耐震改修と併せて修繕等を予定			
年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	7,298	39	181
	施設運営費 （①＋②＋③）	20,307	20,295	14,786
	委託料①	1,733	1,733	1,218
	警備委託料	—	—	—
	清掃委託料	236	236	198

	設備保守委託料		1,206	1,206	843
	その他		291	291	177
	光熱水費②		3,713	3,118	2,250
	その他③		14,861	15,444	11,318
	人件費		92,600	68,600	68,600
	合計		112,907	88,895	83,386
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	—
	利用者数	実績②	29,666 人	17,228 人	18,897 人
		利用率②/①	—%	—%	—%
利用状況 2	指標名	計画①	2,082 人	1,319 人	1,660 人
	主催事業 参加者数	実績②	1,922 人	1,354 人	1,896 人
		利用率②/①	92.3%	102.6%	114.2%
利用状況 3	指標名	計画①	—	—	—
	森林環境教育 利用児童数	実績②	1,565 人	3,509 人	1,940 人
		利用率②/①	—%	—%	—%
類似施設	国所管	国立曽爾青少年自然の家			
	県所管	—			
	市所管	奈良市青少年野外活動センター			

## ① 概要

### ア) 概要

奈良県立野外活動センターは、宇陀市の近鉄榛原駅からバスで約 20 分のところ（奈良市都祁吐山町）に立地し、地域社会や学校と密接に連携を図りながら、児童・生徒の成長を促すための学校教育・社会教育の場として、また、生涯学習の視点から、企業研修や各種団体・家族グループ等の活動の場として幅広く利用されることを目的として設立された施設である。

### イ) 経緯

当該施設は、昭和 44 年 7 月に第 1 センターを開所、昭和 48 年 12 月には第 2 センターを開所したが、設立から 40 年弱が経過し、近年の利用者数の減少や本館・宿泊棟といった施設の老朽化が著しかったことにより、平成 19 年度の包括外部監査指摘事項となり、「建替えや大規模修繕の実施を行う」「管理棟などの建物は解体し、キャンプ場は無料開放する」「民間移管又は廃止する」というような様々な選択肢を検討し、改革方針を掲げる必要があるとして施設のあり方に関して抜本的な見直しをせまられた。

平成 20 年度には、あり方検討委員会を設置し、検討の結果、平成 22 年度に第 2 センターを日本ボーイスカウト奈良県連盟に貸与することで民間移管したうえで、第 1



センターを県が管理することとし、本館・宿泊棟（昭和 44・45 年度建設）の閉鎖・撤去、シャワー、トイレ、管理棟の新設やロッジ・テントサイトの改修・補修といった施設の大規模な修繕の実施を決定し、当センターの運営を引き続き直営として行うことを決定している。



本館・宿泊棟（現在は閉鎖中）

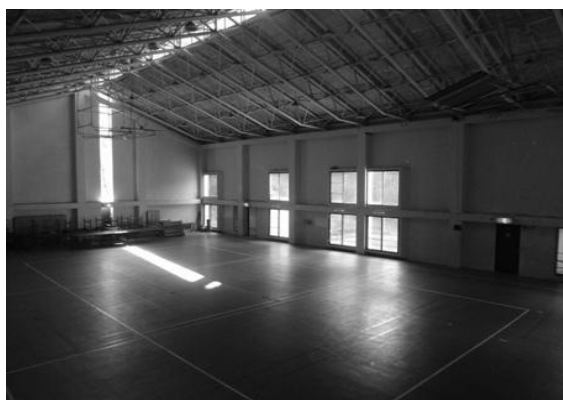
#### ウ) 新たな展開

野外活動センターは、新概念「子どもから大人まで幅広い年代の人々が、豊かな自然の中での野外活動を通して、日常では味わえない充実した時間を過ごし、満足感を得られる施設」を掲げ、その達成に向け、以下の2つの取り組みを実施している。

##### a. 今後の施設整備の方向性

施設の修繕計画については、新管理棟が完成したものの、多目的ホール（旧体育館）や大型ロッジといった施設については耐震改修が未了となっており、危険な状況となっている。これらについては、耐震改修と併せて老朽化対応、機能向上のための改修を実施予定であり、また、利用者の利便性、安全性向上のため、構内道路の一部舗装を実施予定である。

なお、本館・宿泊棟の撤去後の有効利用策の検討も進めているところである。



旧体育館（老朽化が進んでいる）

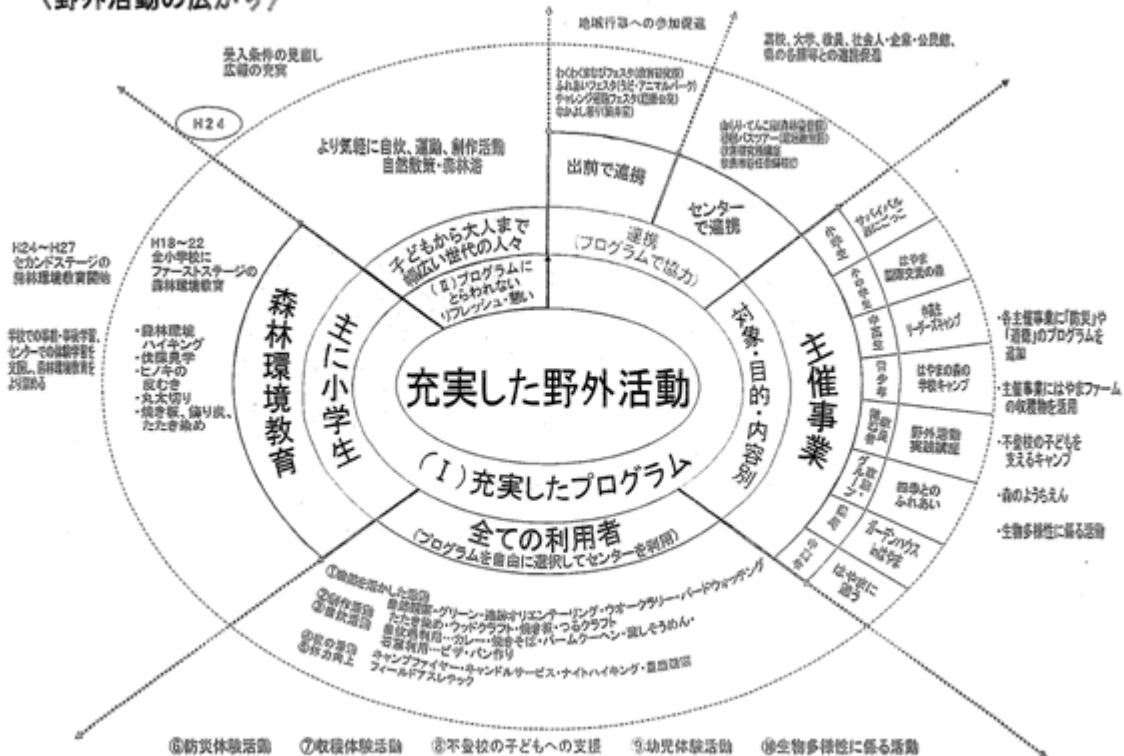


大型ロッジ（老朽化が進んでいる）

b. 今後の運営の方向性

平成 23 年度に施設使用料の無料化を行ったのかわきりに、多様な利用の促進を図るべく、活動プログラムの充実を図り、所員によるプロジェクトチームを組織し、センターの魅力を高める取り組みを実行している。また、ホームページの充実、タウン情報誌への掲載や誘致活動を積極的に行うといった広報を行いながら各種イベント等に参加をすることで利用者数の増加を目指している。

〈野外活動の広がり〉



出典：「野外活動の広がり」より

エ) 現在の取り組み状況

a. 所員の業務内容の明確化

当センターでは、各所員について個人別に具体的な所務内容を定め、年度ごとに運営方針とスローガンを定めている。また、企画の運営から評価までをモニタリングする独自のプロジェクトチーム (5 班) を編成し、事業ごとの具体的な方針を打ち出している。下表は、プロジェクトチーム編成と具体的方針である。

子どもから大人まで幅広い年代の人々が、豊かな自然の中での野外活動を通して、日常では味わえない充実した時間を過ごし、満足感を得られる施設を目指す…各プロジェクトチームの方向性から

プロジェクト	成果	課題・改善策	進捗	センター具体的指針	
<b>A活動プログラム充実班</b> ①主催事業の検証 ②日常のプログラムやアクティビティの提供・提案 ③マーケティング	<b>①</b> 事業評価シートで事業の検証を実施 <b>②</b> アンケートの集約や利用者からの聞き取りを実施 <b>③</b> マーケティング: 課題のある子どもたちへの支援 県下の幼稚園等の情報収集等 ボランティア: 社山ファームや自然物の活用 自然物やスタッフのスキル分析、日報・プログラム分析	<b>課題・改善策</b> 年間計画に計画的に主催事業を入れる 課題の改善、事業利用者のアンケート・マニュアル作成 多様な活動団体の利用促進 地域に伝えている活動の活用促進(社山ファーム等) ☆新規プログラムの開発(森のようちんぐ等) 写真・バウムクーヘン、草木染め等をプログラムに活用	<b>H24年度</b> 満足度向上	<b>平成25年度に向けて</b> ○どの年代の人も気軽に野外活動を楽しめるプログラムを開発 ○森林を楽しめるアクティビティを開発 ○看板・展示物の充実と生物	<b>①</b> 利用ニーズをアンケート等で具体的に分析する。 <b>②</b> どの年代の人々も楽しめるプログラムやアクティビティを開発する。特に、H25年度は、幼児と中高齢者の利用促進を追求する。 <b>③</b> チラシ配付やHPの充実で多様な啓発活動を追求する。 <b>④</b> 各サイトのテーマを決め、その施設改善を行う。 <b>⑤</b> 各評価を"難力"への改善につなげる。
<b>B啓発充実班</b> ①HPの活用 ②TVや情報誌 ③ポスター・チラシ ④その他のアピール ⑤⑥各種団体との連携	<b>①</b> ブログを重点的に活用。HPからの参加もあり <b>②</b> TV取材・新聞への掲載あり <b>③</b> イオンとの連携。多数のチラシ作成。風のコーナーの活用 <b>④</b> 県民Hのバネル展、地産物・産市長官会への参加 <b>⑤⑥</b> イオンデパート店舗、フェスタやなかよし祭り参加	<b>課題・改善策</b> ☆H25年度用のHPへ、ブログの更新、研究習上の連携 広報・報道社に呼び、継続 ☆印刷物の整理、チラシ等の検定・配付計画 パネル展の継続、啓蒙情報誌利用 フェスタ参加の継続、サテーズ利用、中高齢者利用の積極	<b>継続分析</b> チラシ HPの効果向上	○幼小中校園所やサテーズ・道の駅へのチラシ配布 ○イオンや企業への利用誘致の促進 ○高齢者利用の拡大	
<b>C地域つながり班</b> ①地域広報 ②地域素材活用 ③地域の利用促進 ④社山ファーム ⑤その他	<b>①</b> 都府府に参加。利用促進に繋がる広報やマップの検討 <b>②</b> 地域行事へ補助員が参加。ハイキングマップを作成 <b>③</b> 都府府公民館への協賛 <b>④</b> 各種収穫物の主催事業での利用促進。収穫体験も実施 <b>⑤</b> 社山フェスタで社山太鼓踊りを披露	<b>課題・改善策</b> ☆幼児・高齢者の利用やイベントや木工作品も実施検討 主催と異なる。補助員の確保が必要。 マップを利用者へ紹介。誘致・広報活動・連携につなげる 公民館活動との連携推進、センターの活動を公民館等に提供 自治会や地元消防署との連携。自治会や産官会への広報活動 自主している種物の栽培や年季利用の検討 開催施設にポスターの掲示を依頼する。認定保育園との利用促進	<b>新規参画</b> 都府府 公民館 収穫体験 太鼓踊りへの参加	○地元利用ニーズの分析を行い、公民館・自治会・認定保育園等の利用促進を図る ○幼児から高齢者まで楽しめる事業の組み立てを検討	
<b>D施設安全管理班</b> ①安全点検 ②改善計画 ③委託管理業務 ④管理業務 ⑤消防訓練	<b>①</b> 毎月一回のルートで実施。 <b>②</b> 陸地、球磨を巡回 <b>③</b> 委託先計画的に実施 <b>④</b> H24年度新規棟建設、H25年度事業棟の整備方針を作成 <b>⑤</b> 消防訓練は、新管理棟にあつたものを計画中	<b>課題・改善策</b> 日常点検を随時実施する。H25 不審者対応センター設置。 所員作業や重要委託で迅速対応 利用者に不便をかけないよう効率的に実施 ☆H25年度、耐震性・環境・安全面での改善実施 共通システム・避難経路の見直しと訓練の実施	<b>新規</b> 所員点検 日直活動の実施	○新管理棟運営のための緊急対応マニュアル作成と訓練 ○所員点検と所員作業の計画化と実行を継続 ○安全管理の充実に向けた施工計画と実行	
<b>E評価検証班</b> ①個人面談の実施 ②評価システムの構築 ③センタービジョンの作成	<b>①</b> 面談時期を設定し、所員の意見の把握を実施 <b>②</b> 年間の自己評価実施。3月に事業評価委員会の開催 <b>③</b> 2月にチーム会議をもち、O-Aを検討 <b>④</b> 3月にビジョン作成の決定	<b>課題・改善策</b> 施設からセンターの改善点を熟考し、改善に努める ☆新規事業評価委員会を発足させ、意見をいただく チーム会議を持ち、改善点の検討を実施 ☆H25年度にビジョンを作成し、難力も取組を追求	<b>新規</b> PDCA構築 評価委員自己評価の実行	○チーム会議とPDCAサイクルの継続 ○2年任期の事業評価委員会と自己評価の定着 ○共通理解の出来るビジョン作り	

出典：「各プロジェクトチームの編成と具体的方針」より

## b. 施設運営会議

施設運営会議については、センターと青少年・生涯学習課との連絡打合せ、月1回の所員会議、そして、適宜の運営会議（次長・係長・調整員）や上記のプロジェクトチームでの会議を実施している。また、年1回、外部の有識者を含めた第三者委員会（事業評価委員会）を設置・開催し、さらなる施設の有効活用についての検討を実施している。

## c. PDCA サイクルの実施

プロジェクトチームについては、チームごとに、企画の運営から評価までを月別に明確な目標を設けて実施し、それを PDCA サイクルに沿う形で、フィードバックしている。フィードバックについては、利用者へのアンケートを実施した結果を分析し、上述の定期的な施設運営会議での傾向・対策を立てたり、第三者委員会（事業評価委員会）の開催により、より深度の深いフィードバックを実施している。

野外活動センターをみんなでより「魅力ある施設」にするために！

24. 5. 28

◎ワーキングチームでPDCA作戦（地域つながり班）

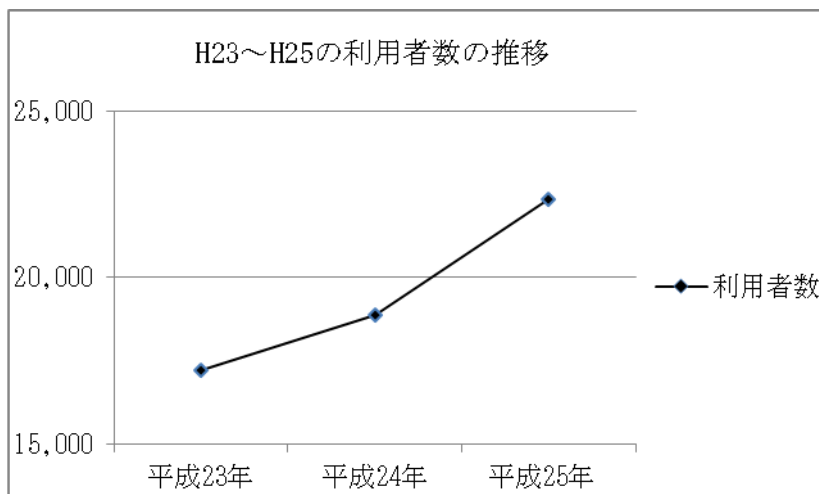
チームの重要課題（現状と課題）		地域にある文化・自然を活用したり、地域と共に事業を行ったり、地域の人に利用してもらおうこと。						
地域への広報		地域素材の活用		地域の利用促進		吐山ファームの活用		
2月	ねらい 地域のイベントに参加させてもらい、センターの活動の一端を知ってもらおう。	ねらい 地域のイベントに参加してもらい、都府地域のよさを伝える。	ねらい センターを拠点にハイキングをし、都府地域の自然や文化にふれてもらい、楽しく健康作りをしてもらおう。	ねらい 都府地域の公民館活動と連携して事業を行う。	ねらい 自治会などの防災研修の支援として、実技や防災について学ぶ機会を提供する。	ねらい 高齢者の会などにレクリエーションや創作活動などを提供する。	作付け計画（ブルーベリー・さつまいも・じゃがいも） 収穫後の活用について	
3月	企画 都府まつり会場の一画にブースをいただき、木工クラフトを作成してもらおう。	企画 活動プログラムにナイトハイイクを取り入れ、「脱燈会」に参加してもらおう。	企画 センターを拠点にいくつかハイキングコースを設定し、利用してもらおう。 地域住民対象も。	企画・準備 公民館活動の情報収集 共催できる内容の検討	企画 避難所体験や炊き出しなどのプログラムを実施。	準備 自治会等への協力依頼 広報活動		
4月	準備 参加申し込み （※参加費5000円） 日程・場所等の打合せ チラシ・広告等の内容 木工材料・道具	準備 日程確認 移動コースの確認 プログラムの編成	準備 コースの設定 プログラムの編成 ガイド役の後計 （地域の方）				○日帰り利用 ○出前利用	
5月								
6月								
7月							栽培 収穫後の活用について	
8月		D 脱燈会：ナイトハイイク						
9月		C 参加者アンケートによる 事業評価 自己評価	D 都府ウオーク		D 防災研修キャンプ		ガーデンで食材として活用	
10月	A 評価をもとに改善点をまとめ次年度につなぐ		C 参加者アンケートによる 事業評価 自己評価		C 参加者アンケートによる 事業評価 自己評価		C 栽培計画について反省 主催事業等とのつながりを考える	
11月	D 都府まつり（11/3-4） クラブ教室		A 評価をもとに改善点をまとめ次年度につなぐ	A 評価をもとに改善点をまとめ次年度につなぐ	A 評価をもとに改善点をまとめ次年度につなぐ	C 参加者アンケートによる 事業評価 自己評価	A 評価をもとに改善点をまとめ次年度につなぐ	
12月	C 参加者アンケートによる 事業評価 自己評価							
1月	A 評価をもとに改善点をまとめ次年度につなぐ					A 評価をもとに改善点をまとめ次年度につなぐ	A 24年度の栽培状況を見て、次年度には、体験活動として利用していく。	

出典：PDCA サイクル表のサンプル（プロジェクトチーム名：地域つながり班）

その結果、当センターの利用者数は、年々増加傾向であり、平成25年10月末時点で前年度の実績数値を3,400人ほど上回っている。利用者数の推移については、下表のとおりである。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	17,228人	18,897人	22,363人

※平成25年度は10月31日までの集計



以上から、直営施設の中でも、効果的かつ効率的な運営が実施されている施設といえる。

## ② 備品管理について（結果）

昭和 44 年度設立以降平成 23 年度まで、備品廃棄時に備品管理簿から適切に除却処理されていなかった。また、昭和 44 年度設立以降、備品管理簿と現物との確認が定期的になされていなかった。

平成 23 年度以前取得分の備品については、備品と備品管理簿との対応が不明確であるため、備品管理簿の網羅性・実在性の確認が困難な状態となっている。当該備品について、管理簿と現物との確認を行い、廃棄された備品を特定し台帳を整備する必要がある。

また、備品取得時に採番される物品番号を記載したシールを現物に貼付する等により、現物と備品管理簿との特定ができるように管理する必要がある。

なお、平成 24 年度以降取得分の備品については、備品取得時に適切に物品番号シールを貼付し、廃棄時には適切に備品管理簿から除却処理されている。

## ③ 郵券類の管理について（結果）

切手付葉書（5,000 円分）と管理簿（5,050 円）とが不一致であった。

現物管理の徹底が必要である。

## ④ 日々雇用職員の書類保管の不備について（結果）

日々雇用職員 1 名につき、人事課から採用を承認した「日々雇用職員採用協議書」の平成 24 年 4 月から 6 月までの分の原本が野外活動センターではなく、同センターの所管課である青少年・生涯学習課にて保管されていた。本来であれば当該「日々雇用職員採用協議書」は野外活動センターに保管しておかなければならない書類であるため、適切な書類の保管に留意が必要である。

## ⑤ 今後の運営方針について

### ア) 本館・宿泊棟の撤去後跡地の利用可能性について（意見）

現在、本館・宿泊棟については、新管理棟が完成したことにより全館閉鎖し、使用していない。本館・宿泊棟は今後撤去予定であり、跡地の有効利用策は検討中とのことである。

当センターは、利用者のサービス向上のために様々な活動プログラムを PDCA サイクルに基づいて実践しており、跡地を有効活用すればさらなる利用者のサービス向上に資すると考えられるため、跡地の有効利用策を積極的に検討すべきである。

イ) 利用者の計画目標値について (意見)

野外活動センターは、①の概要で述べたとおり、新コンセプトを掲げ、PDCA サイクルに基づいた自主事業等を実施し、利用者数を上げるための方策をセンター一体となって運営実施している。ただし、現在は各事業の定員といった事業ごとの目標を掲げるのみに留まっている。

今後は、今の運営形態を継続することに加えて、詳細な分析結果に基づいた利用者数の計画目標値を掲げ、より効果的な広報活動、普及活動の糧とされることを望む。

(15) 榎原公苑（陸上競技場、野球場他）



公の施設の名称	榎原公苑【直営】			
所在地	榎原市畝傍町 53 番地			
所管部署	くらし創造部 スポーツ振興課			
設立目的	一般公衆の体育及び文化に関する関心を高め、その普及と向上発展を図る。			
敷地面積	104,744 m <sup>2</sup>			
延床面積	22,161 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和 24 年 7 月			
施設の内容	公苑本館、相撲場、弓道場、陸上競技場、野球場、柔剣道場、体育館（第 1 体育館及び第 2 体育館）及び庭球場			
職員配置の状況	22 名 (平成 25 年 4 月現在)			
施設取得費	不明			
将来の修繕計画	平成 25 年度スポーツ施設等調査業務により検討			
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	28,418	35,615	32,932
	施設運営費 (①+②+③)	57,393	67,834	51,601
	委託料①	19,458	18,126	14,985
	警備委託料	4,892	4,796	1,640
	清掃委託料	4,840	4,309	3,147
	設備保守委託料	9,016	8,895	8,833
	その他	710	126	1,365
	光熱水費②	22,596	25,627	24,464
その他③	15,339	24,081	12,152	

	人件費		140,200	157,600	157,600
	合計		197,593	225,434	209,201
利用状況			平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用状況	指標名	計画①	—	—	—
	施設別稼働率	実績②	別表のとおり	別表のとおり	別表のとおり
		利用率②/①	—%	—%	—%
類似施設	国所管	—			
	県所管	都道府県が所有する総合スポーツ施設			
	市所管	市が所有する総合スポーツ施設			

【別表】過去3年間の施設別稼働率（メインの3施設）

	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	使用のあった日	使用できなかった日	稼働率(%) ※1	使用のあった日	使用できなかった日	稼働率(%) ※1	使用のあった日	使用できなかった日	稼働率(%) ※1
陸上競技場	243	71	83	306	43	95	324	10	91
野球場	118	193	69	169	120	69	160	122	66
第1体育館	299	23	87	323	16	93	305	27	90

※1 稼働率＝使用のあった日÷（年度全日数－使用できなかった日※2）×100

※2 整備日・施設点検日等

① 概要

奈良県立橿原公苑は、橿原市の近鉄橿原神宮前駅から徒歩5分のところに立地し、野球場・陸上競技場・体育館などの運動施設を備えた総合スポーツ施設である。当該施設は、昭和15年に「橿原道場」として創立され、その後、昭和24年7月に「奈良県立橿原公苑」と名称変更して以来、長きに亘って県内の各種大会で活用されるとともに、県競技スポーツの拠点としての役割を果たしている。また、近年は、野球場にネーミングライツの手法を導入し、施設整備の財源確保に寄与しているところでもあり、さらに健康に対する県民の関心や需要の高まりに対応するべく、県民の誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの拠点施設としての役割も果たしている。

② 金庫管理について

ア) 郵券類等の管理（結果）

切手保管ファイルの中に下表の現金・はがき・切手があった。当該郵券類及び現金は、管理している郵券類ではなく、担当者もいつから存在しているのか認識していない不明なものであり、相当期間経過しているものである。また、当該郵券類及び現金について残高管理もなされていないため、不正に使用されていたとしても現状わからない状況である。



その後の調査で公益財団法人奈良県体育施設協会から預かっている現金及び切手と推定されるとの回答を得たが、このような公金ではない現金及び現金同等物を不明のまま預かっていること自体が適当ではないため、所管課と相談の上、適切な事務執行が必要である。

種類	内訳	金額
現金		240 円
はがき	50 円×7 枚	350 円
切手	10 円×12 枚	120 円
	40 円×1 枚	40 円
	41 円×1 枚	41 円
	90 円×2 枚	180 円
	80 円×4 枚	320 円
合計		1,291 円

#### イ) 金庫の施錠について (意見)

金庫には、ダイヤル式及び鍵の二つの施錠方法があるが、日中及び業務終了後の退出時ともにダイヤル式の施錠のみ (鍵は使用していない) となっており、ダイヤルナンバーは、管理者のみではなく、担当者も解錠できる状態になっている。金庫管理を適切に行うためには、業務終了後、ダイヤル及び鍵の双方で施錠する、もしくはダイヤルナンバーを変更し上席者のみ管理するといった方法の検討が求められる。

### ③ 備品管理について

#### ア) 備品管理簿と現物の不一致 (結果)

備品として管理されている円盤につき実査した結果、備品台帳上 62 枚となっているところ、実際に確認できたのは 54 枚であった。当該 54 枚の円盤のうち 13 枚については、ルール変更に伴い規格外となったものであったが、廃棄せず別途に保管されていた。これらについて廃棄に関する一定のルールを設け、不要となった運動用器具について適時に廃棄処理する必要がある。

#### イ) 備品貸出簿の未作成 (意見)

備品を貸し出しする際、備品申請書に記載の個数が利用終了時に返還されたことを確認しているのみで、備品貸出簿を作成していなかった。この点が整備されていれば、上述の備品の不足は未然に防げた可能性があり、貸出簿の作成が望ましい。

ウ) 重要物品以外の実査（意見）

重要物品については年 1 回実査し本庁に報告しているが、その他の備品については現物調査をしていなかった。年 1 回もしくは場所ごとに数年で 1 回一巡するサイクルを設けて備品の現物調査をする必要がある。

エ) 物品番号の未記載（意見）

備品について物品シールが張り付けられていたが、物品番号が記載されていないため、備品台帳と照合することができなかった。物品シールに物品番号を記載する必要がある。なお、円盤等の運動用器具には競技に影響を与える可能性のある物品シールは添付できないため、1 か所にまとめて管理する等、管理方法に工夫が必要である。

④ ジョギング&サイクリングステーションについて（意見）

平成 25 年に橿原公苑に新たに設置されたジョギング&サイクリングステーションは、奈良県スポーツ推進計画の一環として、ジョギングやサイクリングを楽しむ人たちのサロンや更衣室、シャワー室として設置されたものである。開業から利用者数は増加しつつあるが、絶対数としては依然として低い水準にある。

シャワー室は 4 月から 8 月の 5 カ月間で 470 回の利用となっている。もっとも、そのうち奈良マラソン実行委員会による団体利用（3 回）が 229 回含まれているが、もともと想定しているジョギング・サイクリング者のシャワー室の利用率が伸びていないのが現状である。

橿原公苑の周囲は、自然や文化遺産等に恵まれ、ジョギング・サイクリングを楽しむロケーションとして優れており、ステーションの認知度をさらに高めること、利用促進のためのさらなる周知徹底を図ることが必要である。

## (16) 中小企業会館（書面監査対象施設）

公の施設の名称	奈良県中小企業会館／奈良県商工観光館【直営】				
所在地	奈良市登大路町 38-1				
所管部署	産業・雇用振興部 地域産業課				
設立目的	中小企業の振興、本県の伝統工芸品・特産品の紹介や展示・販売による地域産業の振興				
敷地面積	1,785.87 m <sup>2</sup>				
延床面積	3,507.77 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和 53 年 12 月 12 日				
施設の内容	会議室利用 テナント利用 ショップ利用				
職員配置の状況	8 名 (平成 25 年 4 月現在)				
施設取得費	1,082 百万円				
将来の修繕計画	耐震工事 屋上防水 防火水槽交換				
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	24,803	22,385	22,024	
	施設運営費 (①+②+③)	20,311	23,320	22,963	
	委託料①	9,419	8,008	9,726	
	警備委託料	832	832	832	
	清掃委託料	6,536	5,238	4,993	
	設備保守委託料	1,750	1,750	1,740	
	その他	301	188	2,161	
	光熱水費②	7,640	7,528	7,240	
	その他③	3,252	7,784	5,997	
	人件費	8,800	8,800	8,800	
	合計	29,111	32,120	31,763	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	1,436 人	1,436 人	1,436 人
	会議室稼働率	実績②	873 人	852 人	899 人
		利用率②/ ①	60.79%	59.33%	62.60%
利用状況 2	指標名	計画①	8 団体	8 団体	8 団体
	テナント利用状況	実績②	8 団体	8 団体	8 団体
		利用率②/ ①	100%	100%	100%
利用状況 3	指標名	計画①	100,000 人	70,000 人	70,000 人
	きてみてなら SHOP 入館者数	実績②	96,625 人	66,435 人	62,409 人
		利用率②/ ①	96.63%	94.91%	89.16%
類似施設	国所管	—			
	県所管	産業会館			

	市所管	—
施設の概要	1F 展示即売場「きてみてならSHOP」 2F 3F 中小企業振興の関係団体オフィス 4F 会議室（大、中A、中B、小）	

書面監査の結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

## (17) 産業会館（書面監査対象施設）

公の施設の名称	産業会館【直営】				
所在地	大和高田市幸町 2-33				
所管部署	産業・雇用振興部 産業政策課				
設立目的	産業の振興を図るため				
敷地面積	8,370.32 m <sup>2</sup>				
延床面積	6,533.18 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	平成 22 年 4 月 1 日				
施設の内容	会館 駐車場				
職員配置の状況	7 名 (平成 25 年 4 月現在)				
施設取得費	3,090 百万円				
将来の修繕計画	平成 26 年度 空調設備改修工事				
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	43,842	43,552	41,261	
	施設運営費 (①+②+③)	66,494	59,297	59,545	
	委託料①	34,255	34,305	34,164	
	警備委託料	555	555	555	
	清掃委託料	13,566	13,682	13,646	
	設備保守委託料	19,616	19,566	19,461	
	その他	518	502	502	
	光熱水費②	15,376	17,264	17,022	
	その他③	16,863	7,728	8,359	
	人件費	32,800	32,800	32,800	
合計	99,294	92,097	92,345		
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	—
	利用率（稼動 コマ数÷利用 可能コマ数）	実績②	28.2	29.6	28.9
		利用率②/ ①	—%	—%	—%
利用状況 2	指標名	計画①	—	—	—
	HP アクセ ス数/月	実績②	—	1,308 件	1,378 件
		利用率②/ ①	—%	—%	—%
類似施設	国所管	—			
	県所管	橿原文化会館			
	市所管	大和高田さざんかホール			
施設の概要	1 階 大ホール、展示ホール 3 階 中会議室、会議室 1、会議室 2 5 階 大会議室、特別会議室				

① 現金の残高照合及び照合書類の保管について（意見）

「第3 3. ②現金管理について」に記載したとおり、現金の残高照合時に使用している、金種表の照合書類を保管していなかったため、残高照合した照合書類を適切に保管すべきである。

② 備品の定期的な現物調査について（意見）

「第3 3. ③ ア）備品の定期的な現物調査について」に記載したとおり、備品の定期的な現物調査が行われていないため、今後定期的に実施し、適切に備品を管理すべきである。

③ 備品シールの貼付について（意見）

「第3 3. ③ ウ）備品シールの貼付について」に記載したとおり、備品管理番号を特定するためのシールが添付されていない備品があったため、現物と管理簿を適切に照合し管理するために、管理シールの貼付が望まれる。

④ 廃棄もしくは修繕すべき備品の処理について（意見）

「第3 3. ③ エ）廃棄もしくは修繕すべき備品の処理について」に記載したとおり、廃棄もしくは修繕すべき備品について、適切な処理がなされていない備品があったため、備品の適切な管理のため、適時に必要な処理を行うべきである。

⑤ 未利用スペースについて（意見）

「第3 3. ⑤ イ）未利用スペースについて」に記載したとおり、常設展示場が未利用スペースとなっていることから、有効活用の検討が必要である。

なお、現在ファシリティマネジメントの観点から中和労働会館の機能の受け入れ及び会館内での適正配置を検討しており、当該未利用スペースについても有効に活用できるよう平成26年度から措置するところである旨の回答を得ている。

⑥ 低利用スペースについて（意見）

「第3 3. ⑤ ウ) 低利用スペースについて」に記載したとおり、特別会議室の稼働率が低いと、稼働率の向上の方策を検討すべきである。

なお、当該特別会議室は机及び椅子等の備品が会議室に固定されていることが利便性を低下させていると考えられることから、稼働率を向上するための方策を検討する必要がある。

## (18) 奈良労働会館（書面監査対象施設）

公の施設の名称	奈良労働会館（エルトピア奈良）【直営】				
所在地	奈良市西木辻町 93-6				
所管部署	産業・雇用振興部 雇用労政課				
設立目的	奈良県労働者の文化の向上と福利の増進を図り、あわせて労使関係の健全な発展に資するため				
敷地面積	1,976.56 m <sup>2</sup>				
延床面積	1,354.33 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和 48 年 7 月				
施設の内容	鉄筋コンクリート 3 階建て				
職員配置の状況	4 名 (平成 25 年 4 月現在)				
施設取得費	94 百万円				
将来の修繕計画	耐震改修工事				
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	10,023	11,101	10,303	
	施設運営費 (①+②+③)	8,560	8,688	8,296	
	委託料①	3,190	2,905	2,739	
	警備委託料	450	450	450	
	清掃委託料	1,510	1,458	1,439	
	設備保守委託料	1,148	949	802	
	その他	82	48	48	
	光熱水費②	4,008	4,148	4,102	
	その他③	1,362	1,635	1,455	
	人件費	8,800	8,800	8,800	
	合計	17,360	17,488	17,096	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	4,380 枠	4,440 枠	4,350 枠
	稼働率	実績②	2,552 枠	2,877 枠	2,567 枠
		利用率②/①	58.26%	64.79%	59.01%
類似施設	国所管	-			
	県所管	-			
	市所管	-			
施設の概要	奈良の貸し会議室エルトピア【最大 156 名収容・マイク使用料等無料・駐車場完備】				

## ① 残高照合に係る照合書類の保管について（意見）

「第 3 3. ②現金管理について」に記載したとおり、現金の残高照合時に使用している、金種表の照合書類を保管していなかったため、残高照合した照合書類を適切に保管すべきである。



② 残高照合の定期的な確認・承認について（意見）

「第3 3. ②現金管理について」に記載したとおり、切手の残高照合の際には、切手受払簿等を使用し、定期的な確認・承認を実施すべきである。

③ 備品の定期的な現物調査について（意見）

「第3 3. ③ ア) 備品の定期的な現物調査について」に記載したとおり、備品の定期的な現物調査が行われていないため、今後定期的に実施し、適切に備品を管理すべきである。

## (19) 中和労働会館（書面監査対象施設）

公の施設の名称	中和労働会館（エルトピア中和）【直営】				
所在地	大和高田市西町 1-60				
所管部署	産業・雇用振興部 雇用労政課				
設立目的	奈良県労働者の文化の向上と福利の増進を図り、あわせて労使関係の健全な発展に資するため				
敷地面積	2,325.9 m <sup>2</sup>				
延床面積	777.59 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和 53 年 3 月				
施設の内容	鉄筋コンクリート 2 階建て				
職員配置の状況	4 名 (平成 25 年 4 月現在)				
施設取得費	138 百万円				
将来の修繕計画	-				
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	3,429	3,421	3,845	
	施設運営費 (①+②+③)	4,931	5,493	5,147	
	委託料①	1,875	1,829	1,644	
	警備委託料	499	499	499	
	清掃委託料	861	861	861	
	設備保守委託料	489	447	262	
	その他	26	22	22	
	光熱水費②	2,600	2,525	2,592	
	その他③	456	1,139	911	
	人件費	8,800	8,800	8,800	
	合計	13,731	14,293	13,947	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	3,504 枠	3,552 枠	3,476 枠
	稼働率	実績②	1,594 枠	1,565 枠	1,258 枠
		利用率②/①	45.49%	44.05%	36.19%
類似施設	国所管	-			
	県所管	-			
	市所管	-			
施設の概要	奈良の貸し会議室エルトピア【最大 157 名収容・マイク使用料等無料・駐車場完備】				

## ① 備品の定期的な現物調査について（意見）

「第 3 3. ③ ア）備品の定期的な現物調査について」に記載したとおり、備品の定期的な現物調査が行われていないため、今後定期的に実施し、適切に備品を管理すべきである。

② 備品シールの貼付について（意見）

「第3 3. ③ ウ) 備品シールの貼付について」に記載したとおり、備品管理番号を特定するためのシールが添付されていない備品があったため、現物と管理簿を適切に照合し管理するために、管理シールの貼付が望まれる。

## (20) 高等技術専門校（書面監査対象施設）

公の施設の名称	奈良県立高等技術専門校【直営】				
所在地	磯城郡三宅町石見 440				
所管部署	産業・雇用振興部 雇用労政課				
設立目的	地域における労働者の職業の安定及び産業の振興に資するため (1) 新規学卒者等に対し必要な知識・技能の付与 (2) 産業構造の変化等に伴う離転職者や高齢者、出産・育児を終えて再就職を望む女性等に対する新たな職業への適応促進 (3) 就職を希望する知的障害者に対し個々の適性・能力に応じた職業訓練を実施することにより、就職に必要な知識・技能の付与 (4) 労働者一人ひとりの職業能力のレベルアップ、とりわけ技術革新等に伴う知識・技術の高度化・複合化に対応した能力の向上等 (5) 職業能力開発に関する情報提供・相談サービス等の援助を積極的に展開することにより、地域社会に開かれた職業能力開発のための総合センター機能				
敷地面積	20,151.45 m <sup>2</sup>				
延床面積	6,183.94 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和 43 年 12 月				
施設の内容	鉄筋コンクリート造り 3 階一部平屋建て 他				
職員配置の状況	30 名 (平成 25 年 4 月現在)				
施設取得費	654 百万円				
将来の修繕計画	耐震補強工事及び大規模改修工事				
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	534	537	573	
	施設運営費 (①+②+③)	6,392	6,239	6,402	
	委託料①	1,301	1,224	1,238	
	警備委託料	818	818	818	
	清掃委託料	88	31	98	
	設備保守委託料	395	375	322	
	その他	—	—	—	
	光熱水費②	3,010	2,924	2,893	
	その他③	2,081	2,091	2,271	
	人件費	194,500	191,000	182,000	
	合計	200,892	197,239	188,402	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	170 人	165 人	172 人
	就職率	実績②	137 人	150 人	142 人
		利用率②/①	80.59%	90.91%	82.56%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	—			
施設の概要	(1) 普通訓練課程の実施（全日制 1 年訓練） (2) 短期訓練課程の実施（全日制 1 年及び 6 か月訓練）				

	(3) 委託訓練の実施 (4) 在職者訓練（短期課程）の実施
--	-----------------------------------

書面監査の結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

(21) 農業大学校（書面監査対象施設）

公の施設の名称	農業大学校【直営】				
所在地	桜井市池之内 130-1				
所管部署	農林部 農業水産振興課				
設立目的	新規の農業経営者の養成				
敷地面積	64,566 m <sup>2</sup>				
延床面積	8,011 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和 46 年 4 月				
施設の内容	農業技術等習得の教育機関				
職員配置の状況	15 名 (平成 25 年 4 月現在)				
施設取得費	661 百万円				
将来の修繕計画	平成 26 年度 解体、新築				
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	10,498	13,197	13,686	
	施設運営費 (①+②+③)	16,416	17,002	19,311	
	委託料①	3,465	3,465	3,465	
	警備委託料	2,774	2,774	2,774	
	清掃委託料	299	299	299	
	設備保守委託料	392	392	392	
	その他	—	—	—	
	光熱水費②	2,443	2,048	2,262	
	その他③	10,508	11,489	13,584	
	人件費	128,800	128,800	134,800	
合計	145,216	145,802	154,111		
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	100	100	100
	就農率	実績②	82.4	62.5	50
		利用率②/ ①	82.4%	62.5%	50%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	—			
施設の概要	意欲ある担い手等の確保・育成を図る				

① 備品の現物と管理簿との不一致について（意見）

「第3 3. ③ イ) 備品の現物と管理簿との不一致について」に記載したとおり、備品現物調査の結果、現物と管理簿とが一致しない備品があった。平成 28 年の「(仮称)なら食と農の魅力創造国際大学院」の設置に向け、平成 25 年度末において現在の校地（桜井市池之内）を一旦閉鎖し、農業総合センター（橿原市四条町）へ仮移転する予定

である。このため、備品について整理を行ったところ、古い図書等について備品の管理基準の変更に対応していなかったもの等が一部見受けられ、これらについて、仮移転に伴う備品整理の中で備品台帳を修正し、平成 26 年度には適正化を図る予定であると聴取している。

② 廃棄もしくは修繕すべき備品の処理について（意見）

「第 3 3. ③ エ) 廃棄もしくは修繕すべき備品の処理について」に記載したとおり、廃棄もしくは修繕すべき備品について、適切な処理がなされていない備品があったため、備品の適切な管理のため、適時に必要な処理を行うべきである。なお、前述の備品整理作業の中で、今後とも使用する物(新大大学校での使用)と使用しない物を分類整理し、農業大大学校として不要な物については、希望を募り県の他の施設へ保管転換を図るほか、適正な廃棄処分等を行い、備品台帳の変更とともに平成 26 年度には適正化を図る予定であると聴取している。

## (22) ヘリポート（書面監査対象施設）

公の施設の名称	ヘリポート管理事務所【直営】			
所在地	奈良市矢田原町 2446 番地			
所管部署	県土マネジメント部 地域交通課			
設立目的	奈良県における航空交通の用に供するため			
敷地面積	95,500 m <sup>2</sup>			
延床面積	管理事務所：704 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	平成 10 年 12 月 12 日（供用開始）			
施設の内容	着陸帯等飛行場施設、航空保安施設、格納庫等付帯施設			
職員配置の状況	6 名 (平成 25 年 4 月現在)			
施設取得費	2,400 百万円			
将来の修繕計画	ヘリポート施設保守計画及び県有建築物中長期整備計画に基づき修繕を実施予定。			
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	17,214	17,331	17,168
	施設運営費 (①+②+③)	7,405	7,910	7,661
	委託料①	4,050	3,888	3,491
	警備委託料	261	261	261
	清掃委託料	589	589	589
	設備保守委託料	1,376	1,376	1,176
	その他	1,824	1,662	1,465
	光熱水費②	1,334	1,235	1,286
	その他③	2,021	2,787	2,884
	人件費	29,800	23,800	23,800
合計	37,205	31,710	31,461	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	—	—
	ヘリポート 着陸回数	実績②	766	881
		利用率②/①	—%	—%
類似施設	国所管	該当なし		
	県所管	該当なし		
	市所管	該当なし		
施設の概要	設置管理者：奈良県 着陸帯・滑走路：長さ 35 ㍎、幅 30 ㍎ 誘導路：52.7 ㍎、幅 9 ㍎ エプロン：面積 6,175 m <sup>2</sup> 5 バース 運用時間：午前 7 時から午後 8 時			



① 備品シールの貼付について（意見）

「第3 3. ③ ウ) 備品シールの貼付について」に記載したとおり、備品管理番号を特定するためのシールが添付されていない備品があったため、現物と管理簿を適切に照合し管理するために、管理シールの貼付が望まれる。

② 未利用スペースについて（意見）

「第3 3. ⑤ イ) 未利用スペースについて」に記載したとおり、格納庫用地が未利用スペースとなっていることから、有効活用の検討が必要である。

当該スペースは格納庫用地であり、全5区画のうち、現在3区画が使用されている。残りの2区画について、利用募集を続けてきた結果、今般1区画分の使用許可申請があり、平成26年度から使用開始予定である。

残りの1区画分については今なお未利用であるため、今後も引き続き募集を行う必要がある。

(23) 竜田公園（書面監査対象施設）

公の施設の名称	竜田公園【直営】			
所在地	生駒郡斑鳩町稲葉車瀬ほか			
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 公園緑地課			
設立目的	都市公園			
敷地面積	140,000 m <sup>2</sup>			
延床面積	231.48 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和41年4月			
施設の内容	河川敷緑地、管理事務所、駐車場、便所、四阿、橋梁等			
職員配置の状況	1名 (平成25年4月現在)			
施設取得費	-			
将来の修繕計画	-			
年間収支 (千円)		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	総収入額	32	28	28
	施設運営費 (①+②+③)	5,200	4,897	5,526
	委託料①	1,484	1,386	1,255
	警備委託料	-	-	-
	清掃委託料	1,043	945	850
	設備保守委託料	290	290	255
	その他	151	151	150
	光熱水費②	1,710	1,658	1,708
	その他③	2,006	1,853	2,563
	人件費	3,000	3,000	3,000
合計	8,200	7,897	8,526	
類似施設	国所管	-		
	県所管	吉城園		
	市所管	外堀緑地		
施設の概要	竜田川の河川敷を利用した、昔から紅葉の名所として親しまれてきた公園。			

書面監査の結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

## (24) 大和民俗公園（書面監査対象施設）

公の施設の名称	大和民俗公園【直営】			
所在地	大和郡山市矢田町 545			
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 公園緑地課			
設立目的	都市公園			
敷地面積	226,000 m <sup>2</sup>			
延床面積	4,249.02 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和 60 年 4 月			
施設の内容	公園内には、移築復元された民家、里山、みんぱく梅林、しょうぶ園、花の谷、多目的広場、児童広場を設置。（民俗博物館を含む。）			
職員配置の状況	3 名 (平成 25 年 4 月現在)			
施設取得費	-			
将来の修繕計画	-			
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	12	11	7
	施設運営費 (①+②+③)	22,409	24,665	26,970
	委託料①	8,973	8,578	9,294
	警備委託料	-	-	-
	清掃委託料	8,473	8,578	9,098
	設備保守委託料	500		196
	その他	-	-	-
	光熱水費②	-	-	-
	その他③	13,436	16,087	17,676
	人件費	9,000	9,000	9,000
合計	31,409	33,665	35,970	
類似施設	国所管	平城宮跡歴史公園		
	県所管	馬見丘陵公園		
	市所管	-		
施設の概要	大和郡山市西郊、矢田丘陵の一角に位置する大和民俗公園は、野外博物館的要素をもった特色ある都市公園である。自然と人との共存の場として、近年注目されている「里山」の環境を生かしつつ、「みんぱく梅林」「しょうぶ園」ほか四季折々の草花を楽しむことができる。			

書面監査の結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

(25) 馬見丘陵公園



公の施設の名称	馬見丘陵公園【直営】			
所在地	北葛城郡河合町佐味田 2202			
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 公園緑地課			
設立目的	大和平野のほぼ中央にある古墳群が集中している馬見丘陵に位置し、歴史と文化の遺産や豊かな自然環境を、県民に憩いの空間として広く活用してもらう。			
敷地面積	56.2ha			
延床面積	2,945.99 ㎡ (左以外に四阿 924.37 ㎡)			
開館(竣工)年月	平成3年4月(全面開園:平成24年6月)			
施設の内容	公園館、菖蒲園、バラ園、花の道、カリヨンの丘、梅林、ダリア園、馬見花苑、集いの丘、大型テント、大型遊具、砂場、徒渉池、緑道、花見茶屋、カフェレストラン、駐車場4箇所、臨時駐車場3箇所、園内トイレ9箇所、四阿など			
職員配置の状況	(平成25年4月現在)			
	10名			
施設取得費	405億83百万円(用地取得277億円、施設整備費128億円を含む)			
将来の修繕計画	長寿命化計画			
年間収支 (千円)		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	総収入額	503	542	2,690
	施設運営費 (①+②+③)	538,126	239,657	191,174
	委託料①	74,952	94,629	112,738
	警備委託料	717	717	2,437
	清掃委託料	4,643	3,572	5,735
	設備保守委託料	1,981	2,644	2,574

	その他		67,611	87,696	101,992
	光熱水費②		7,763	9,662	10,100
	その他③		455,411	135,366	68,336
	人件費		47,800	47,800	62,800
	合計		585,926	287,457	253,974
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	—
	推定来園者数	実績②	約 78 万人	約 57 万人	約 67 万人
		利用率②/①	—	—	—
利用状況 2 H22：全国都市緑化 フェア(58 日間)	指標名	計画①	40 万人	—	10 万人
	イベント来園者数	実績②	約 43 万人	約 8.8 万人	約 10.8 万人
		利用率②/①	107.5%	—	108.0%
利用状況 3	指標名	計画①	160 人	380 人	1,060 人
	講座等 参加者数	実績②	131 人	414 人	898 人
		利用率②/①	81.9%	108.9%	84.7%
類似施設	国所管	国営飛鳥歴史公園			
	県所管	奈良公園			
	市所管	—			

#### ① 概要

馬見丘陵は、香芝市・広陵町・河合町など 2 市 3 町に跨る標高 70m 程度の東西約 3km、南北約 7km に及ぶ低い丘陵地であるとともに、この丘陵は馬見古墳群のエリアと一致し、古墳の集積地となっている。

昭和 40 年代後半より丘陵西部で大規模宅地開発が始まったが、丘陵東部に位置する馬見丘陵公園は、これらの開発から自然や古墳群を保全するため、「歴史と自然に囲まれた憩いの空間」を目指して、昭和 59 年 8 月に都市公園（広域公園）として都市計画決定し、同年度より公園事業に着手したものである。

平成 24 年度に最終的な整備を終え全面開園するとともに、組織図上も馬見丘陵公園館は高田土木事務所から公園緑地課に移管され、同時に農林部所管のフラワーセンターと組織統合している。

園内には小学校高学年用の歴史教科書の題材に取り上げられるほどの古墳も存在しており、また、平成 22 年度に全国都市緑化ならフェアを開催して以降、毎年各種のイベントを積極的に開催しているところである。



ある。なお、その他の備品については、物品番号の簡易シールを貼付しているため、台帳と現物とを照合することができる。

今後、物品番号シールの活用等により、備品の適正管理を行うべきである。

③ 保管転換された備品の備品台帳登録について（意見）

農林部所管のフラワーセンターから平成 24 年 4 月に保管転換された備品について、システム上の備品台帳に登録されていなかった。

保管転換された備品についても、取得した備品と同様、適時の台帳登録が必要である。

④ 利用率の低い貸出スペースの有効利用方法の検討について（意見）

北駐車場に入ってすぐのところに、平成 22 年度に新たに整備された花見茶屋 A 棟及び花見茶屋 B 棟がある。花見茶屋 A 棟は研修または講習会等を行うスペースとして、また花見茶屋 B 棟は飲食店等を行うことが可能なスペースとして整備されたものである。

このうち花見茶屋 B 棟については、開所後しばらく飲食店等を運営する民間業者が見つからない状態となっていたものの、平成 24 年 11 月に新たに民間業者が入店してカフェをオープンして成功を収めている。しかしながら、研修・講習用である花見茶屋 A 棟についてはいまだに利用率が非常に低い状態にある。



花見茶屋 A 棟  
平成 22 年度に新規整備された。



花見茶屋 B 棟  
平成 24 年 11 月にカフェが入居した。

また、それとは別に、開園当初から公園館 2 階には、同様に有料貸出している研修室があるものの、これも稼働率が著しく低い。

この花見茶屋 A 棟及び花見茶屋 B 棟並びに公園館 2 階研修室の平成 24 年度の毎月の稼働実績を示すと下記のとおりである。

【平成 24 年度の花見茶屋 A 棟・B 棟及び公園館 2 階研修室の利用日数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計	稼働率
2 階研修室	4	4	3	2	1	0	9	4	2	0	3	0	32	10.4%
花見茶屋 A 棟	0	4	6	4	2	10	20	14	7	1	1	2	71	23.1%
花見茶屋 B 棟	0	0	0	0	0	2	14	30	31	31	28	31	167	54.2%

※1 平成 24 年度は 9 月 29 日から 10 月 14 日まで馬見フラワーフェスタを開催していた。

※2 B 棟は公募の結果、11 月 1 日からカフェが入居している。

※3 稼働率は合計数を年間開園日数（月曜日及び年末年始は休園）で除したものである。

2 階研修室については平成 19 年度の包括外部監査においても低い稼働率が指摘事項となっていた。平成 19 年度実績では年間総利用日数が 6 日であったのに対して、平成 24 年度においては 32 日となっており、改善が図られているとはいえものの、開園日が年間 308 日であることを踏まえると利用率換算にして稼働率は 11%にすぎず、他の公の施設の利用率と比較しても、やはりなお著しく低い状態にあると言わざるを得ないところである。公園館 2 階研修室は実態として、庁舎としての入札室、会議室としての利用が多く、方策の一つとしてたとえば一般利用の貸館施設ではなく、庁舎機能に用途変更すること等を検討する必要がある。

また、花見茶屋 B 棟については平成 24 年前半まではこちらも未利用の状態が続いていたが、平成 24 年秋よりカフェが入居したことにより改善がみられている。しかしながら、花見茶屋 A 棟の利用率についても、低い状態にあると言わざるを得ない。

これらの活用方法として、平成 24 年度に組織統合されたフラワーセンターの行っていた自主事業の実施場所として活用するなどの改善策の検討が必要であり、そのためには上述のような自主事業を増やす必要がある。

⑤ アンケート調査の実施及びその結果の反映について（意見）

馬見丘陵公園では平成 24 年度に、外部業者に委託して、大規模なアンケート調査を実施している。

当該アンケートの結果によれば、特に花や緑、花壇の充実を希望する声が多数見受けられている。



平成 22 年度の全国都市緑化ならフェアを契機として毎年実施している馬見フラワーフェスタをはじめとする各種イベントをもとに、平成 24 年度からフラワーセンターと統合効果を発揮し、アンケートに要望されているような花や緑の充実に努められたい。

また、かつては 2 年に 1 回の頻度で一般アンケートを実施していたが、平成 22 年度の全国都市緑化ならフェアを実施して以降、毎年イベントを実施するようにしたことからアンケート調査もイベントにしばった形で毎年実施するような形に変更されている。

この点、普段においても利用者の意見も聞くことのできるよう、常設の意見箱の設置などが望まれるところである。

#### ⑥ イベント時の交通対策の検討について（意見）

馬見丘陵公園においては、毎年、イベントを行っており、9 月から 10 月に開催した馬見フラワーフェスタについては平成 24 年で 10 万 8 千人の来園があった。15 日間の来園者なので、1 日あたりは相当数に及び、期間中の休日には 1 万人を超える日もあったとのことである。

馬見丘陵公園の駐車場は現在無料としており、駐車可能台数は 822 台となっている。したがって、イベント期間中で来園者が多いときは駐車場不足の問題が生じる。現状では、イベント時には他の施設の駐車場を借りる等により対応している状況である。他方、イベント開催時以外は十分駐車場が足りている状況であり、普段から駐車場を確保する必要はない。

イベントの際には、周辺が車で混雑することから近隣からも交通対策の要望が出ているとのことであり、マイカー利用から公共交通機関利用を促進するなどの交通対策が必要となる。方策の一つとしては、イベント時は駐車場を有料化するなどして、車による来園をできるだけ少なくするよう検討するべきである。

(26) 奈良公園（シルクロード交流館・新公会堂）及び観光自動車駐車場

【公園内の公の施設】（書面監査対象施設）



公の施設の名称	奈良公園シルクロード交流館【直営】			
所在地	奈良市雑司町 469 番地			
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室			
設立目的	奈良県立都市公園条例 (都市公園の効用を全うするために設けられた公園施設)			
敷地面積	2,423.46 m <sup>2</sup>			
延床面積	2,335.01 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	平成 2 年			
施設の内容	展示施設			
職員配置の状況	6 名 (平成 25 年 4 月現在)			
施設取得費	690 百万円			
将来の修繕計画	—			
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
総収入額		1,800	6,320	6,206
施設運営費 (①+②+③)		5,413	2,307	2,092
委託料①		3,527	1,711	1,474
警備委託料		282	220	216
清掃委託料		1,989	1,448	1,202
設備保守委託料		—	—	—
その他		1,256	43	56
光熱水費②		990	592	486

	その他③		896	4	132
	人件費		—	—	—
	合計		5,413	2,307	2,092
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	25,000 人	25,000 人	25,000 人
	来館者数	実績②	20,852 人	13,176 人	14,910 人
		利用率②/①	83%	53%	60%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	—			

【公園内の公の施設】（書面監査対象施設）



写真は新公会堂内側の庭園部分

公の施設の名称	奈良県新公会堂【直営】				
所在地	奈良市春日野町 101 番地				
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室				
設立目的	伝統芸能の振興、国際交流の促進等を図り県民文化の向上に資する				
敷地面積	4,748.53 m <sup>2</sup>				
延床面積	9,089.00 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	平成元年 4 月 1 日				
施設の内容	貸館、コンベンション施設				
職員配置の状況	8 名 (平成 25 年 4 月現在)				
施設取得費	4,245 百万円				
将来の修繕計画	—				

年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	96,199	70,062	80,501	
	施設運営費 (①+②+③)	124,012	126,622	118,083	
	委託料①	78,137	71,159	74,847	
	警備委託料	12,350	11,074	10,536	
	清掃委託料	6,169	5,545	4,986	
	設備保守委託料	12,876	10,495	9,645	
	その他	46,741	44,045	49,679	
	光熱水費②	32,121	28,447	30,235	
	その他③	13,754	27,015	13,001	
	人件費	65,800	50,800	50,800	
	合計	189,812	177,422	168,883	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	312 日	311 日	313 日
	能楽ホール 稼働率	実績②	151 日	123 日	141 日
		利用率②/ ①	48%	40%	45%
類似施設	国所管	—			
	県所管	淡路夢舞台国際会議場			
	市所管	神戸国際会議場			

#### ① 概要

奈良の都は今から遡ることおよそ 1300 年前の西暦 710 年（和銅三年）、飛鳥藤原宮から平城京に遷都し、山城国長岡に移るまで 74 年間首都であり、当時の信仰の場として東大寺、興福寺など南都七大寺と春日大社等の社寺仏閣が創建或いは移築され、門前町から観光の都市へとその位置づけが変遷していった。

一般的に理解されている奈良公園は、660 ヘクタールの広大な地域にまたがる、貴重な歴史的文化遺産を包蔵する東大寺、興福寺、春日大社、保存のための文化施設である国立博物館、正倉院等々と、これらを取りまく自然が調和した歴史的な公園であり、奈良の大仏と緑と鹿で代表される、古都奈良の顔でもある。

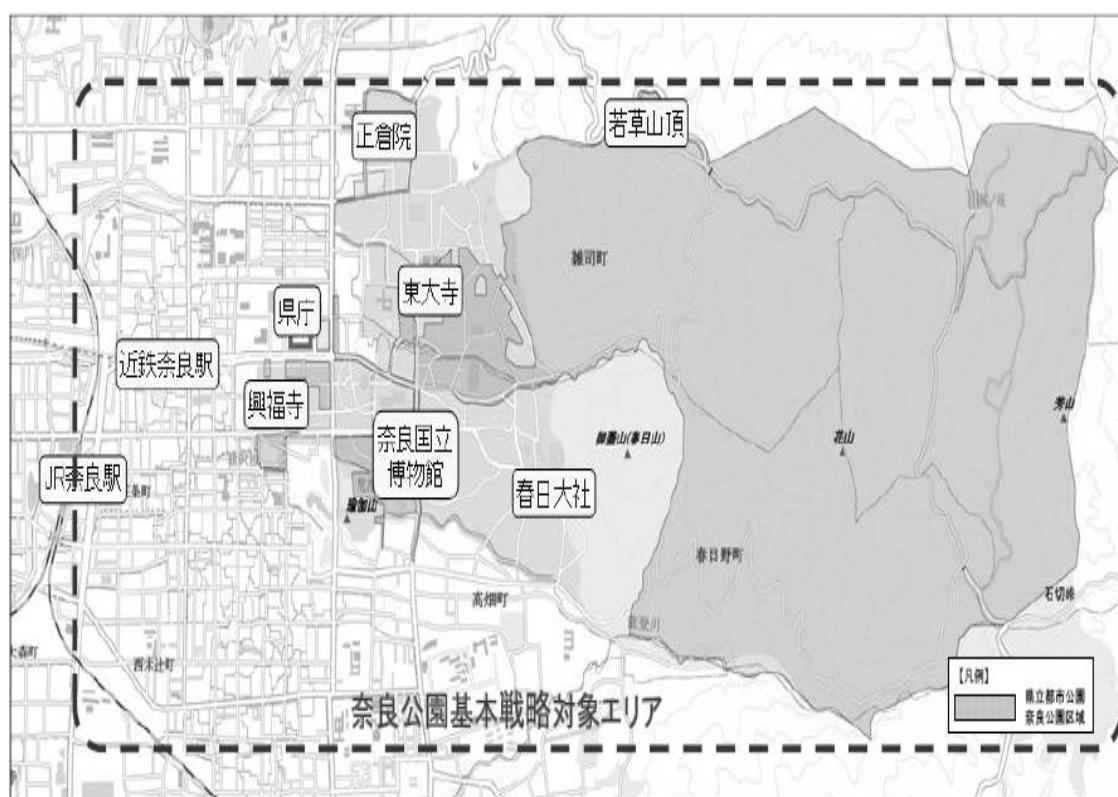
このいわゆる奈良公園とは、国有地及び国有施設、社寺仏閣、県有地及び県有施設、私有地及び私有施設などから構成されており、県は国から国有地を公園として借りて利用する形で、明治 13 年 2 月 14 日より「奈良県立都市公園 奈良公園」とした。

今回の監査対象となるのは、都市公園法及び奈良県立都市公園条例に基づき、公の施設としての「奈良県立都市公園 奈良公園」であり（次頁の図において濃いグレーで表示された部分）、その維持管理を行う奈良公園管理事務所について監査を実施した。

## ② 奈良公園基本戦略

以上のように、一般的な奈良公園とは、国・社寺・県・民間など、複数の組織体で構成されている。

そこで、県が奈良公園のトータルマネジメントを行い、奈良公園の価値を積極的に維持し、さらなる魅力の向上や創出に努めることによって、一人でも多くの方に奈良公園へ訪れてもらうため、奈良公園の抱える課題を解決し、奈良公園を名実ともに「世界に誇れる公園」にしていくことを目指すための基本的な考え方や今後の方向性、重点的な取組を整理したものととして、県は平成 24 年 2 月に新たに「奈良公園基本戦略」を策定したところである。



「奈良県立都市公園 奈良公園」の区域及び基本戦略の対象エリア図

奈良公園基本戦略においては、公園内の整備、植生や環境や文化財の保全、公共交通機関の利用促進及びマイカー規制とパーク＆ライドの実施、情報発信の促進、来訪者満足度の向上の取り組みなど、さまざまな検討課題を明らかにしている。

③ 備品の現物調査の未実施（結果）

奈良公園管理事務所の備品台帳を閲覧したところ、備品の現物調査が未実施であり、廃棄済みの備品が削除されないまま残っていた。備品の現物調査と適切な備品の管理が必要である。

④ 日々雇用職員に対する超過勤務手当の計算について（結果）

奈良公園管理事務所では、日々雇用職員の超過勤務手当の計算について、本来であれば県の給与例規に基づいて、月ごとに合算した超過勤務時間を 30 分未満は切り捨て、30 分以上については 1 時間に切り上げて支給しなければならないところ 1 分単位で計算しており、給与規程に反していた。この計算は過去から行われており、日々雇用職員について過年度から累積的に超過勤務代金の未払または過払が発生していた。

この場合、過払分については不当利得返還請求権として公法上の債権として 5 年間（地方自治法第 236 条第 1 項）、未払分の追給については 2 年で請求権が消滅する（労働基準法第 115 条）。

以上に基づき、2 年分について調査したところ、その金額は、平成 24 年度で 16,042 円、平成 25 年度で 3,042 円の未払及び平成 24 年度で 3,688 円、平成 25 年度で 830 円の過払いが確認された。

今後、適切な事務処理を行う必要がある。

⑤ 奈良公園内の便益施設の住居としての利用について（意見）

奈良公園の大仏前商店街を含む売店等の店舗について、住居として使用している例が見受けられた。これら店舗は、都市公園法第 2 条第 2 項第 7 号に規定する便益施設として都市公園法第 5 条第 1 項に基づき設置許可を受けたものである。

便益施設は、都市公園の効用を全うするために設置が許可されるものであり、住居としての使用は許されるものではない。

居住実態のある店舗の中には、都市公園法施行前から店舗兼住居として使用されてきたという過去の経緯に基づくものもある。これは奈良公園が元々、東大寺等の社寺の土地が国有地となり、公園となった経緯に由来するのであるが、このような過去の経緯に

照らしても昭和 31 年の法施行後も長期間にわたって是正が出来ていない点は問題がある  
と考える。

県が、平成 24 年度に行った実態調査では、35 件中 14 件の施設について該当があった  
が、その中には、被許可者が高齢のため被許可者の子が実質経営を行い、子の家族が便  
益施設内に居住しているという例があった。

都市公園法施行前からの居住実態があったとはいえ、被許可者の子の家族まで居住し  
ている点は、従前からの経過があったとしても許されるものではない。かかる事案は、  
被許可者の子が成長し結婚をして、別に家族を持ったような場合は、子やその家族の居  
住は認めないとの指導・働きかけを従前から行っていけば防げたものと考えられる。し  
かし、現実にはかかる働きかけが行われてこなかった。

また、他の事案では被許可者（法人）の代表者及びその家族が平成 20 年になって、転  
居してきたというものもあった。

更に、居住実態を有する便益施設の中には、被許可者が高齢であったり、同時に病気  
等であって、臨時休業を余儀なくされる施設もある。

便益施設の使用料は都市公園条例及び規則により徴収されることになっているところ、  
公園施設を設置する場合の使用料は、宿泊施設については 1 m<sup>2</sup> 1 月、138 円、売店飲食  
店は 1 m<sup>2</sup> 1 月、75～109 円と、民間商業施設等と比して低廉な金額となっている。この  
ように便益施設の使用料が低廉に設定される理由は、都市公園の効用を全うするためと  
いう便益施設の存在意義に根拠が認められるのであり、この点からも兼住居として使用  
させることは許されない。

県では、平成 24 年度の実態調査以降、被許可者に対して、速やかに退去するよう是正  
指導が行われているが、現時点（平成 26 年 3 月）において、14 件中 3 件が改善された  
のみで、今後も継続的に是正を図っていくべきである。

現在、上記便益施設の許可は 3 年単位で行われている。県においては、許可に際して、  
各便益施設の設置者から個別にヒアリングを実施し、必要な是正指導を行っている。

しかし、現在行われているような 3 年毎の個別ヒアリングでは居住実態の改善方策と  
しては不十分である。そこで、次のような方策を取るべきであると考えます。

まず、現在のように 3 年毎にヒアリングを行うのではなく、1 年に 1 回は便益施設の居  
住実態が把握できるようヒアリングや報告の徴収を行うべきである。なぜなら、先の例  
でみたような被許可者の子の家族が新たに住み始める事例を防ぐ必要があるからである。

次に、便益施設の現状把握については、営業状態の把握についても所得税、法人税等の申告書等を提出させるなどして客観的資料により把握するべきである。なぜなら、便益施設として許可がされたのは、売店に使用する等の一定目的が都市公園の効用を高めることに資するからであり、かかる目的に従った利用をせずに、主に住居として使用しているというなら、許可の前提に欠けるからである。

次に、被許可者への是正指導にあたっては、被許可者の中には、別宅の有無など状況は様々であり、各自の状況を踏まえた改善方策の基準づくり等を検討すべきである。

先述のとおり便益施設の設置については、都市公園法第 5 条第 1 項に基づく設置許可を受ける必要がある。県は、許可に際して条件を付しているところ（都市公園法第 8 条）、目的外用途による使用を禁止している。便益施設を住居として使用することは、目的外用途による使用であるから、県はかかる状態を認めた場合は許可を取り消し、原状回復を命じることができることが原則である（都市公園法第 27 条第 1 項柱書、同項 2 号）。

上記で見たとおり、現在便益施設に居住している者の中には、都市公園法施行前からの住居としての使用という過去の経緯では、何ら説明が付かない者も存する。

そこで県としては、違反状態の程度に応じて、適切な措置を講じるべきである。すなわち、是正指導後においても居住している実態を有する場合は、一定期間を区切って是正を促し、これに応じない場合は、許可取消や、期間満了時に新たな許可を与えないことを検討すべきである。また、ヒアリングや報告の徴収により、便益施設としての営業を行っていないことが判明した場合も同様に考えるべきである。

過去の経緯や実態に照らして、許可取消や、期間満了時に新たな許可を与えないことまで行うことが不適當な場合は、継続的な働きかけと指導により改善していくべきである。

#### ⑥ 便益施設の使用料について（意見）

便益施設の使用料は都市公園条例及び規則により徴収されることになっているところ、宿泊施設については 1 m<sup>2</sup> 1 月、138 円、売店飲食店は 1 m<sup>2</sup> 1 月、75～109 円と、民間商業施設等と比して低廉な金額となっている。



県では平成 21 年に使用料改訂を行い、従前の使用料より最大で 1.62 倍の増額改定を行ったとのことであるが、低い水準であることは否めない。売店や飲食店が、公園利用者に対する簡単な飲料や食べ物を提供するだけでなく、お土産物屋を営み、本格的な食事を提供し、宿泊施設としても営業している点にも留意する必要がある。

現在の使用料設定は、公園近隣地の同種物件（名勝指定区域）と、近畿府県の名勝公園（円山、嵐山、箕面公園）の使用料を参照して設定したものである。

今回の使用料改訂の際には、急激な料金改定が難しいことは当然であるが、便益施設の使用実態も勘案しながら、現行の基準としたままで良いのか、新たな適正な評価手法等も勘案していくべきなのかについても検討する必要があると考える。

【観光自動車駐車場】



写真は太前観光自動車駐車場入り口

公の施設の名称	観光自動車駐車場（登大路）工事中【直営】			
所在地	奈良市登大路町 76			
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室			
設立目的	観光自動車の駐車 の 便宜 を 図 る た め			
敷地面積	(南) 9,744.95 m <sup>2</sup> (北) 5,315.50 m <sup>2</sup>			
延床面積	—			
開館（竣工）年月	(南) 昭和 42 年 3 月 12 日 (北) 平成 8 年 7 月 1 日			
施設の内容	(南) 普通車 250 台 (北) 普通車 275 台			
職員配置の状況	(平成 25 年 4 月現在) 1 名			
施設取得費	1,936,692 百万円			
将来の修繕計画	—			
年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
総収入額		165,794	145,532	139,288
施設運営費 (① ②+③)		17,131	16,803	16,046
委託料①		5,082	4,340	3,969
警備委託料		1,703	961	1,134
清掃委託料		—	—	—
設備保守委託料		3,379	3,379	2,835
その他		—	—	—
光熱水費②		1,171	1,161	1,128
その他③		10,878	11,302	10,949
人件費		—	—	—
合計		17,131	16,803	16,049

利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	—
	駐車台数	実績②	165,794	145,532	139,288
		利用率②/①	—%	—%	—%
類似施設	国所管	国営飛鳥歴史公園駐車場			
	県所管	奈良県文化会館 有料駐車場			
	市所管	ならまちセンター地下駐車場			

公の施設の名称	観光自動車駐車場（高畑）【直営】				
所在地	奈良市高畑町 1205-1				
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室				
設立目的	観光自動車の駐車 の 便宜 を 図 る た め				
敷地面積	6,132.25 m <sup>2</sup>				
延床面積	—				
開館（竣工）年月	昭和 27 年 10 月 6 日				
施設の内容	普通車 166 台 バイク 40 台				
職員配置の状況	1 名 (平成 25 年 4 月現在)				
施設取得費	39,244 百万円				
将来の修繕計画	—				
年間収支 (千円)			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額		32,329	24,526	26,900
	施設運営費 (① ②+③)		4,040	3,174	2,772
	委託料①		561	288	161
	警備委託料		561	288	161
	清掃委託料		—	—	—
	設備保守委託料		—	—	—
	その他		—	—	—
	光熱水費②		463	493	453
	その他③		3,016	2,393	2,158
	人件費		—	—	—
	合計		4,040	3,174	2,772
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	—
	駐車台数	実績②	33,212	25,788	28,165
		利用率②/①	—%	—%	—%
類似施設	国所管	国営飛鳥歴史公園駐車場			
	県所管	奈良県文化会館 有料駐車場			
	市所管	ならまちセンター地下駐車場			

公の施設の名称	観光自動車駐車場（大仏前）【直営】			
所在地	奈良市水門町 82			
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室			
設立目的	観光自動車の駐車 の 便宜 を 図 る た め			
敷地面積	9,657.00 m <sup>2</sup>			
延床面積				
開館（竣工）年月	昭和 33 年 4 月 1 日			
施設の内容	バス 70 台			
職員配置の状況	（平成 25 年 4 月 現在）			
	2 名			
施設取得費	95,291 百万円			
将来の修繕計画	－			
年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	167,073	123,622	124,984
	施設運営費 （①＋②＋③）	24,000	22,898	18,121
	委託料①	244	255	235
	警備委託料	54	118	98
	清掃委託料	－	－	－
	設備保守委託料	137	137	137
	その他	53	－	－
	光熱水費②	4,548	3,550	3,690
	その他③	19,208	19,093	14,196
	人件費	－	－	－
合計	24,000	22,898	18,121	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	－	－
	駐車台数	実績②	102,531	84,131
		利用率②/①	－%	－%
類似施設	国所管	国営飛鳥歴史公園駐車場		
	県所管	奈良県文化会館 有料駐車場		
	市所管	ならまちセンター地下駐車場		

### ① 概要

観光自動車駐車場は、奈良公園の利用者や観光客のための県営駐車場であり、登大路・大仏前・高畑の 3 か所について有料となっている。

これらのうち、既に平成 23 年度から奈良大仏前自動車駐車場及び奈良高畑自動車駐車場は団体観光バス優先の予約制駐車場としていたが、新たに、登大路駐車場についてもバス専用のターミナルとして改修工事中であり、最終的に奈良公園周辺の県営駐車場はすべてバス専用となる見込みである。

奈良県観光自動車駐車場事業は特別会計で実施されており、過去から、多数の一般乗用車の多額の使用料収入により、黒字の経営がなされていた事業である。

先述の奈良公園基本戦略において、今後、公共交通機関の利用の促進及びマイカーの規制並びにパーク&ライドを実施することを明らかにしていることから、奈良公園への自家用車によるアクセスを規制する目的で、観光自動車駐車を相次いでバス専用とし、公園全体の最適化を図っていこうとしているところである。

## ② 備品の現物調査の未実施（結果）

駐車場の備品は、奈良公園管理事務所で一括して管理しており、管理事務所の指摘と同様、備品の現物調査が未実施であり、廃棄済みの備品が削除されないまま残っていた。備品の現物調査と適切な備品の管理が必要である。

## (27) 平城京歴史館（書面監査対象施設）

公の施設の名称	平城京歴史館【直営】				
所在地	奈良市二条大路南4丁目6-1				
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 平城京跡事業推進室				
設立目的	遣唐使の派遣という歴史的事実を通して、激動の東アジアの中で、日本の国づくりの礎を構築した先人達の情熱と歴史が体験できる場を提供する。				
敷地面積	1,586 m <sup>2</sup>				
延床面積	1,356.77 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	平成22年3月				
施設の内容	集客施設				
職員配置の状況	6名 (平成25年4月現在)				
施設取得費	663百万円 施設建設費（奈良県支出）であり、うち340百万円は内装、展示物等に関する支出（1300年協会支出）である。1300年協会が支出した部分については、平成23年度に1300年協会から奈良県へ寄付されている。				
将来の修繕計画	平成28年度 平城宮跡の活動拠点施設の一部（休憩・宮跡展望施設）として再整備予定				
年間収支 （千円）		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	総収入額	—	19,894	15,487	
	施設運営費 （①+②+③）	—	121,306	77,618	
	委託料①	—	113,051	68,733	
	警備委託料	—	309	309	
	清掃委託料	—	3,083	2,036	
	設備保守委託料	—	12,232	16,087	
	その他	—	97,427	50,301	
	光熱水費②	—	5,550	5,335	
	その他③	—	2,704	3,550	
	人件費	—	29,600	29,600	
合計	—	150,906	107,218		
利用状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
利用状況1	指標名	計画①	—	250,000人	80,000人
	来館者数	実績②	—	56,021人	49,271人
		利用率②/ ①	—%	22%	62%
類似施設	国所管	平城宮跡資料館			
	県所管	—			
	市所管	—			
施設の概要	平成22年の開館後、平成22年度は平城遷都1300年協会が運営、平成23年度以降は奈良県が運営を行っている施設。平城京歴史館は、日本の国づくりの歴史、それに伴う大陸や半島との交流、当時の平城京の様子や人々の暮らしなどを映像や展示で紹介している。				

書面監査の結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

(28) 県営住宅（直営/県営住宅管理事務所）



直営による県営住宅の例（小泉団地）

公の施設の名称	県営住宅【直営】			
所在地	次表参照			
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 住宅課			
設立目的	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し国民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。			
敷地面積	合計 857,337 m <sup>2</sup> （指定管理分含む）			
延床面積	合計 489,675 m <sup>2</sup> （指定管理分含む）			
開館（竣工）年月	昭和 28 年（現存する県営住宅）以降順次（法華寺団地ほか）			
施設の内容	県営住宅			
職員配置の状況	（平成 25 年 4 月現在）			
	13 名（奈良県営住宅管理事務所）			
施設取得費	合計 46,734 百万円（指定管理分含む）			
将来の修繕計画	H25 吉野団地給水ポンプ取替工事 執行予定金額 113,925 千円 （財源は、国費 1/2、県債 1/2）			
年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	758,271	725,394	307,580
	施設運営費 （①+②+③）	186,518	149,651	62,440
	委託料①	159,168	38,537	10,068
	設備保守委託料	0	14,623	6,119
	その他	159,168	23,914	3,950
	需用費②	0	90,513	50,507
	修繕費	0	84,357	45,190
光熱水費	0	3,103	516	



	その他		0	3,054	4,802
	その他③		27,350	20,602	1,866
	人件費		0※	143,800	101,800
	合計		186,518	293,451	164,240
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	5,364 戸	5,285 戸	3,258 戸
	入居率	実績②	4,177 戸	3,991 戸	2,125 戸
		利用率②/①	77.87%	75.52%	65.22%
類似施設	国所管	雇用促進住宅			
	県所管	—			
	市所管	市町村営住宅、改良住宅			

※平成 22 年度の人件費がゼロとなっているのは、平成 22 年度まで奈良県住宅供給公社であったため。

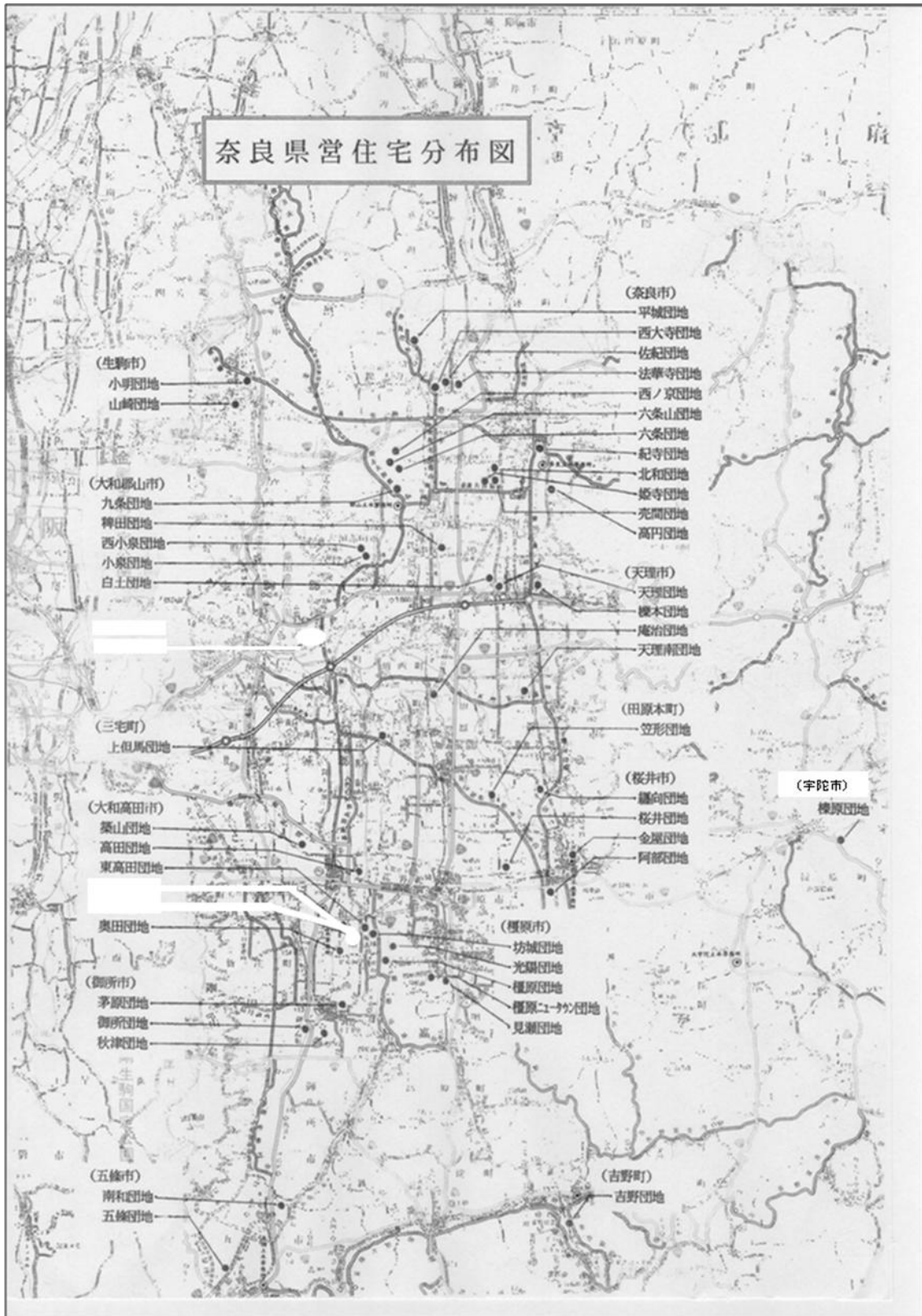
### ① 概要

県営住宅は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき住宅に困窮する低額所得者向けに建設され、低廉な家賃で賃貸される住宅である。現存する県営住宅のうち、最も古いものは、昭和 28 年竣工の法華寺団地（奈良市法華寺）であり、現在 45 団地を有している。総戸数は 8 千戸余り存在する。（募集停止の空き家を含む。）

#### ア) 県営住宅全般

県では、下表の現在、45 団地を有しており、その内 28 団地を直営で管理し、13 団地を近鉄住宅管理株式会社、4 団地を株式会社東急コミュニティーが指定管理者制度により管理している。なお、直営 28 団地の内、吉野団地及び榛原団地は吉野町及び宇陀市が管理代行している。

【県営住宅の所在地】



出典：県住宅課により作成

県営住宅の状況等									
No.	施設の名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	竣工年 (年)	施設取得費 (百万円)	建物構成	戸数 (戸)
1	法華寺団地	奈良市法華寺北町 1048-3	1,685	246	245	1953	2	全6棟 住宅6棟	7
2	佐紀団地	奈良市佐紀新町 3333	5,170	1,960	3402	1968	108	全18棟 住宅17棟、集会所	80
3	西大寺団地	奈良市佐紀町 16-1	2,304	453	822	1972	330	全9棟 住宅8棟、集会室	16
4	西の京団地	奈良市五条西2丁目5	15,721	3,350	4,473	1962	76	全27棟 住宅27棟	110
5	高円団地	奈良市古市町 2208-9 他	23,273	5,154	9,602	1965	237	全39棟 住宅37棟、西集会所、東集会所	230
6	九条団地	大和郡山市九条町 734-2 九条町泉ヶ丘 1150 他	11,369	2,339	2,813	1956～ 1959	30	全14棟 住宅14棟	75
7	小泉団地	大和郡山市小泉町 1678-1, 小泉町市場 229 他	56,890	8,392	19,324	※1958 ～2006	2,681	全41棟 住宅40棟、集会所	264
8	西小泉団地	大和郡山市小泉町 2958	5,657	2,783	8,329	1970	101	全6棟 住宅6棟	60
9	白土団地	大和郡山市白土町餅田 520	30,611	8,874	13,939	1970	820	全56棟 住宅55棟、集会所	228
10	築山団地	大和高田市大谷 649、 築山 777-1	4,126	997	997	1955～ 1957	23	全6棟 住宅6棟	32
11	高田団地	大和高田市昭和町 5-1 他	1,507	316	632	1956	9	全2棟 住宅2棟	16
12	奥田団地	大和高田市奥田 140-2 他	43,150	10,221	17,799	1965	385	全81棟 住宅80棟、集会所	430
13	櫛本団地	天理市櫛本町 2321-2	1,927	646	646	1960	8	全5棟 住宅5棟	18
14	庵治団地	天理市庵治町 488	18,082	6,941	13,834	1970	283	全39棟 住宅38棟、集会所	201
15	茅原団地	御所市茅原 163-3 他	1,051	835	834	1956	8	全4棟 住宅4棟	24
16	御所団地	御所市三室新町 550 他	18,018	4,482	5,128	1963	112	全33棟 住宅33棟	140
17	秋津団地	御所市池之内 733-1 他	36,095	8,070	21,874	1970	975	全42棟 住宅42棟	387
18	桜井団地	桜井市西之宮 203-1 他	27,581	6,417	11,191	1965	258	全52棟 住宅51棟、集会所	280
19	金屋団地	桜井市金屋 254-1	11,113	1,657	5,700	1974	372	全9棟 住宅8棟、集会所	100
20	見瀬団地	橿原市見瀬町 590	2,836	602	760	1957	9	全4棟 住宅3棟、集会所	20
21	光陽団地	橿原市光陽町 53 他	2,995	627	626	1961	14	全5棟 住宅5棟	18
22	五條団地	五條市岡町 1014 他	5,580	1,636	1,636	1965	33	全12棟 12棟	52
23	南和団地	五條市住川町 1264	27,105	4,304	8,390	1976	917	全29棟 住宅28棟、集会室	136
24	笠形団地	田原本町笠形 208	24,831	5,301	9,933	1972	460	全42棟 住宅41棟、集会所	208
25	上但馬団地	三宅町上但馬	3,174	521	520	1958	1	全9棟 住宅9棟	18
26	小明団地	生駒市桜ヶ丘 4-12 他	1,223	369	368	1959	4	全3棟 住宅3棟	10
<b>県営住宅管理事務所 26 団地</b>			<b>383,074</b>	<b>87,495</b>	<b>163,817</b>	<b>-</b>	<b>8,256</b>	<b>-</b>	<b>3,160</b>
27	紀寺団地	奈良市東紀寺町 3丁目1	11,113	3,063	10,859	1996	2,783	全5棟 住宅5棟	139
28	六条団地	奈良市六条西 4丁目5	15,606	2,973	9,480	1990	1,927	全6棟 住宅5棟、集会所	120
29	売間団地	奈良市東九条町 788 他	39,383	6,982	29,337	1967	719	全23棟 住宅22棟、集会所	648
30	北和団地	奈良市東九条町 1424	30,718	4,556	22,058	1971	888	全14棟 住宅13棟、集会所	452
31	姫寺団地	奈良市東九条町 960	23,464	3,053	14,577	1974	987	全9棟 住宅8棟、集会室	250
32	平城団地	奈良市秋篠町 1294-1 他	44,697	5,077	24,224	1977	1,983	全12棟 住宅11棟、集会室	350
33	六条山団地	奈良市六条西 3丁目26	21,703	2,651	12,468	1978	1,119	全7棟 住宅6棟、集会所	180

34	稗田団地	大和郡山市稗田町 476 他	45,831	8,386	39,495	1976	3,295	全 21 棟 住宅 20 棟、集会所	600
35	東高田団地	大和高田市西坊城 133-1 他	18,703	3,398	11,336	1993	3,068	全 7 棟 住宅 6 棟、集会所	158
36	天理南団地	天理市永原町 116	9,110	1,164	5,655	1972	263	全 4 棟 住宅 3 棟、集会所	112
37	阿部団地	桜井市阿部 650 他	5,038	1,760	4,006	1970	669	全 4 棟 住宅 3 棟、集会所	54
38	榎原ニュータウン団地	榎原市白檜町 4 丁目他	11,289	1,847	9,290	1967	308	全 9 棟 住宅 8 棟、集会所	200
39	山崎団地	生駒市山崎新町 11-1	1,899	529	940	1987	153	全 4 棟 住宅 4 棟	12
<b>近鉄住宅管理株式会社 13 団地</b>			<b>278,555</b>	<b>45,438</b>	<b>193,725</b>	<b>-</b>	<b>18,162</b>	<b>-</b>	<b>3,275</b>
40	天理団地	天理市樺本町 1575 他	58,647	8,807	36,837	1994	8,606	全 20 棟 住宅 19 棟、集会所	453
41	纏向団地	桜井市辻 67	22,333	3,842	18,488	1971	846	全 12 棟 住宅 11 棟、集会所	370
42	榎原団地	榎原市川西町 77 他	74,316	12,710	55,054	1984	8,370	全 36 棟 住宅 35 棟、集会所	710
43	坊城団地	榎原市東坊城町 416-1 他	33,769	5,867	20,349	1979	2,305	全 15 棟 住宅 14 棟、集会所	302
<b>株式会社東急コミュニティー 4 団地</b>			<b>189,064</b>	<b>31,225</b>	<b>130,728</b>	<b>-</b>	<b>20,127</b>	<b>-</b>	<b>1,835</b>
44	榛原団地	宇陀市榛原松牧 1120-1	3,503	852	852	1968	20	全 8 棟 住宅 8 棟	25
45	吉野団地	吉野町丹治 494 他	3,140	712	2,708	1973	169	全 3 棟 2 棟、集会所	48
<b>宇陀市、吉野町（管理代行）2 団地</b>			<b>6,643</b>	<b>1,564</b>	<b>3,560</b>	<b>-</b>	<b>189</b>	<b>-</b>	<b>73</b>
<b>合計</b>			<b>857,337</b>	<b>165,723</b>	<b>491,830</b>	<b>-</b>	<b>46,734</b>	<b>-</b>	<b>8,343</b>

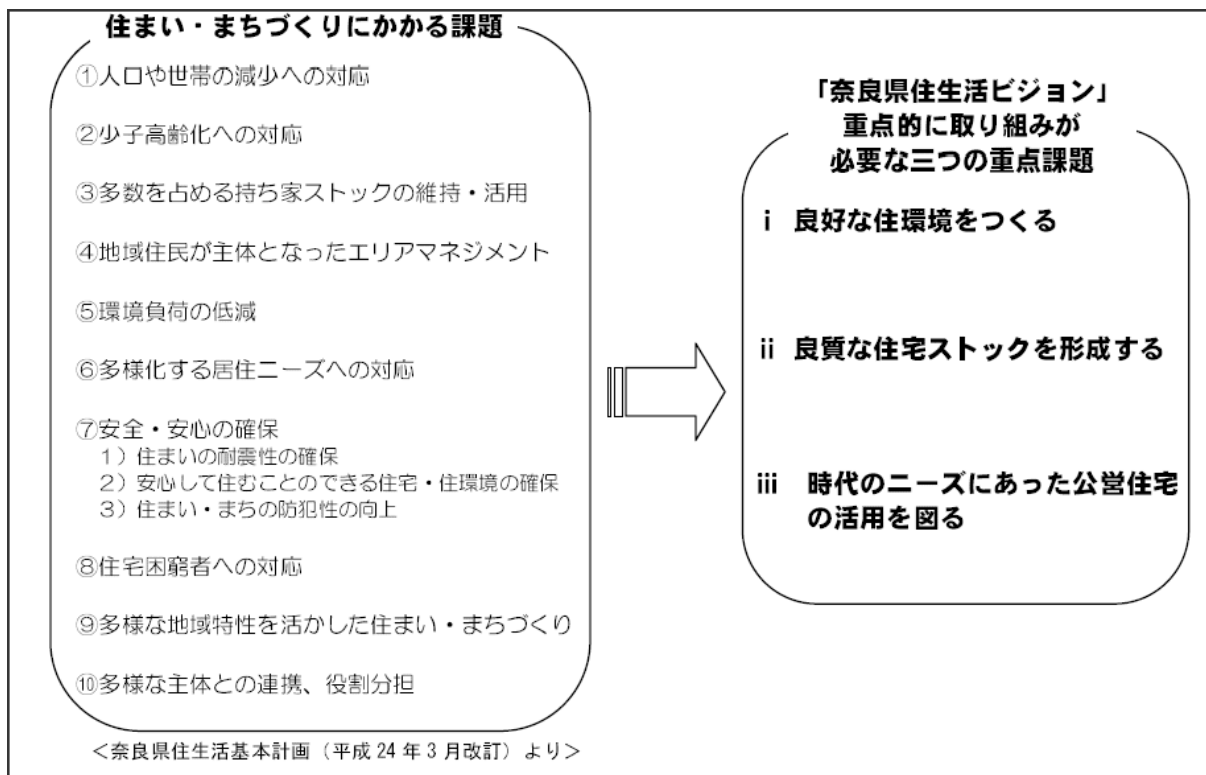
※小泉団地は、現在建て替え事業を実施しており、2006 年及び 2011 年に一部が完了している。また、同建て替え事業により、同団地及び周辺三団地を集約する予定。

老朽化が進んでいる団地については直営管理とし、それ以外の団地については指定管理者制度により管理している。老朽化の程度は、竣工年、構造別に応じて判別している。

#### イ) 県営住宅の今後の方針について

県は住宅に困窮する低額所得者への的確な住宅供給の重要性を認識しており、居住者が安全で安心して暮らせることが出来る住環境の整備の推進に取り組む姿勢である。

“奈良県住生活ビジョン（平成 24 年 9 月）”において、特に“重点的に取組が必要な三つの重点課題”を定め、解決に向けた方針及び具体的な施策を定め、関係部局、市町村、その他関係団体等との連携により施策の実施を進める方針である。



出典：奈良県住生活ビジョン

更に県営住宅に係る今後の具体的な方針については、以下のとおり定めている。

a. 現存する団地に係る今後の方針について

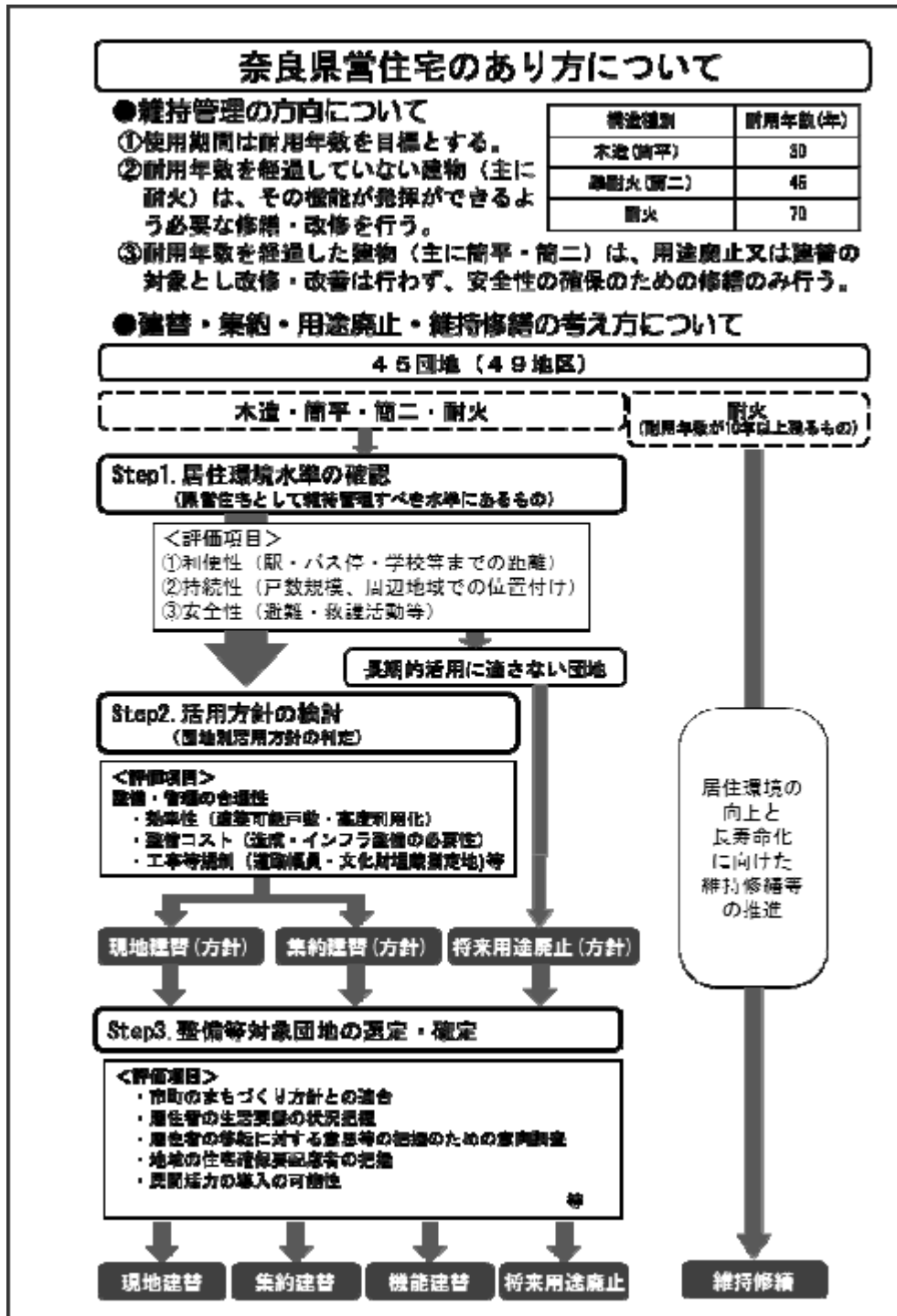
県営住宅の耐用年数の経過状況を踏まえ、各団地につき『維持保全』『建替・用途廃止』に種別する。県営住宅の構造種別は以下のとおりであるが、これらの内構造種別が“耐火”でかつ残存耐用年数が10年以上の県営住宅は、『維持保全』の対象とし、空き家は適切に修繕を行い、的確な供給を進める。

構造種別	耐用年数	内容
木造	30年	木造建て
簡平	30年	簡易耐火構造平屋建て
簡二	45年	簡易耐火構造二階建て
耐火	70年	耐火構造

『建替・用途廃止』とした団地については、「居住環境水準（例：利便性、持続性建替、安全性）」「活用方針（例：効率性、整備コスト、工事等規制）」により『現地建替』『集約建替』『将来用途廃止』に種別する。整備対象団地選定・確定は、市町のまちづくり方針との調整や、「居住者の生活実態の状況」「居住者の移転に対する意向の調査」「地域の住宅確保要配慮者の状況」及び「民間活力の導入の可能性」を観点に行う。

『建替』にあたっては、地域の住宅確保要配慮者の状況等も踏まえ、必要とされる戸数を確保する機能建替も合わせて、市町村と協働で検討する。

『将来用途廃止』とした団地の跡地利用は、「市町のまちづくり方針」及び「県有地の活用方針」を基本にし、地域周辺の状況等を考慮に入れて解体撤去の方針を検討する。



出典：奈良県住生活ビジョン

b. 市町村との連携及び民間活力の活用に係る今後の方針について

県営住宅と市町村営住宅が隣接する公営住宅団地が県内に数カ所あること等から、県は、県・市町村が連携し地域における居住の安定化を図る必要性を認識しており、今後の課題として検討対象に織り込んでいる。

また、県営住宅の管理業務や高齢者向けの介護サービス向上等、県営住宅における様々な事業において、民間事業者の導入を進めることにより、入居者へのサービス向上を目指している。

② 今後の県営住宅の方針について

ア) ニーズ調査の必要性について（意見）

県は、平成 24 年 9 月付で公表された“奈良県住生活ビジョン”の中で現存する県営住宅を『維持保全』『建替・用途廃止』に種別し、更に『建替・用途廃止』の対象となった住宅については『現地建替』『集約建替』『将来用途廃止』の 3 つに種別し、老朽化が進んだ県営住宅の今後のあり方を見極める方針である。

各団地の状況に鑑み、今後の方針を確定するにあたっては「市町のまちづくり方針との適合」、「地域の住宅確保要配慮者の把握」等を踏まえて行うとある。また、各団地を含む周辺地域を適切に把握し市町村との役割分担のもと、各地域における公営住宅の需要戸数を把握し的確に供給を図ることが重要と考えられる。

現在、県では公営住宅の需要戸数の予測が困難との回答があるが、将来的な適正規模の投資の観点から、需要戸数の把握が必要と考える。

イ) 民間集合住宅の活用について（意見）

“奈良県住生活ビジョン”の中で、奈良県全体の人口・世帯数は平成 12 年度をピークに減少し、社会経済状況等を背景に低所得者層が拡大、また高齢化が拡大して平成 32 年度には高齢化率は 30%を超えると予測しており、今後減少する世帯数に比べて住宅ストック数は上回っている状況であり、住宅の着工件数は年々減少傾向にあると分析している。そのため、公営住宅における民間住宅ストックの有効活用を促す取組が必要と認識している。

民間住宅を活用した借上公営住宅制度は、平成 8 年の公営住宅法の改正において導入された制度であり、県でも県営住宅事業における民間活力の導入に合わせて同制度の検討を行うことが必要と考える。借上公営住宅の活用を進めることにより、老朽化した県営住宅の建替や改修に係る投資を抑制することが出来ると考えられる。

また、国土交通省の事業として、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業という取組がなされている。既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに、空き家を有効に活用することにより住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図り、また災害等には機動的な公的利用を可能とする環境を構築することを目的とした事業であり、空き家となっている民間住宅の改修工事費の一部を国が支援するものである。以下は国土交通省のホームページにて発表されている本事業の概要である。

項目	内容
対象となる事業	高齢者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある民間住宅に対し、耐震改修工事、バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事のいずれかを含む改修工事を行う事業。
応募者	建設工事請負契約を締結して空き家（住棟）の改修工事を発注する者
補助額	補助事業要件を満たす改修工事費用の 1/3（上限戸数×100 万円）
改修工事後の管理要件	10 年間は次の項目に従い管理する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事後の最初の入居者を住宅確保要配慮者とする</li> <li>・住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと</li> <li>・地方公共団体または居住支援協議会から要請を受けた場合、当該要請に係る者を優先的に入居させるよう努めること</li> <li>・災害時において被災者の利用のために提供する対象となる住宅であること</li> <li>・リフォーム後の家賃について、都道府県ごとに定められる家賃上限額を超えないこと 等</li> </ul>

出典：国土交通省ホームページ、平成 25 年度募集分

上表の改修工事後の管理要件に記載したとおり、本事業を利用した民間住宅については、地方公共団体との連携が求められているため、こういった国の取組を最大限活用することで、県営住宅や市町村営住宅への投資を抑制する一助になると考えられる。

### ③ 老朽化した県営住宅について（意見）

現存する県営住宅は、最も古いもので昭和 28 年に竣工した木造の法華寺団地、それ以降にも順次建てられ耐用年数を経過した団地が数多く残存しているが、直営管理の 26 団地の内、今後も募集を予定している団地は、西小泉団地、金屋団地、秋津団地等の中層耐火構造を中心に募集を進めていく。

今回の監査において、西の京団地の団地全体の外観及び簡平・簡二の空き家をそれぞれ 1 室ずつ視察したが、視察対象となった簡平は床が抜け落ち著しく老朽化していた。



視察対象となった西の京団地以外にも、老朽化が著しく進んでいることから、募集を停止している団地がある。また、そのほとんどが木造・簡平・簡二構造となっており、各住居には庭が付随しているが、空き家の管理責任は県が負うため、除草作業や不法投棄の対応等、職員が日々の業務として実施している状態が続いている。耐用年数の残存年数が10年未満の団地は廃止予定と聴取しているが、廃止に際して住民の移住対応等検討事項が残るため、方針の確定と取組は急務と考えられる。



西の京団地/外観



西の京団地/外観



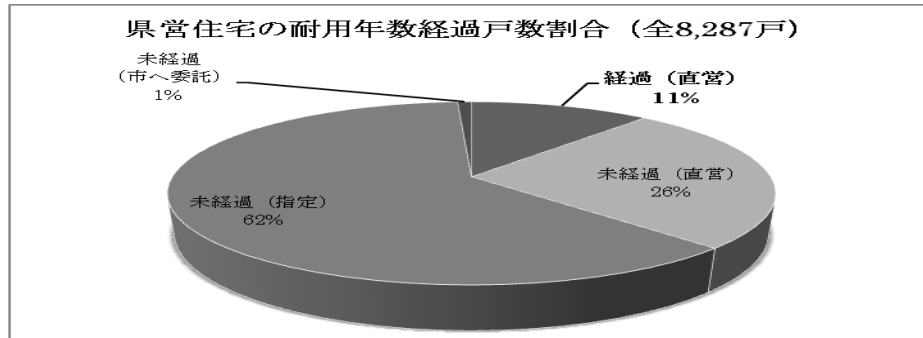
西の京団地/空き家内部（簡平）



西の京団地/空き家内部（簡二）

【総戸数に係る平成 25 年度時点の耐用年数到来状況】

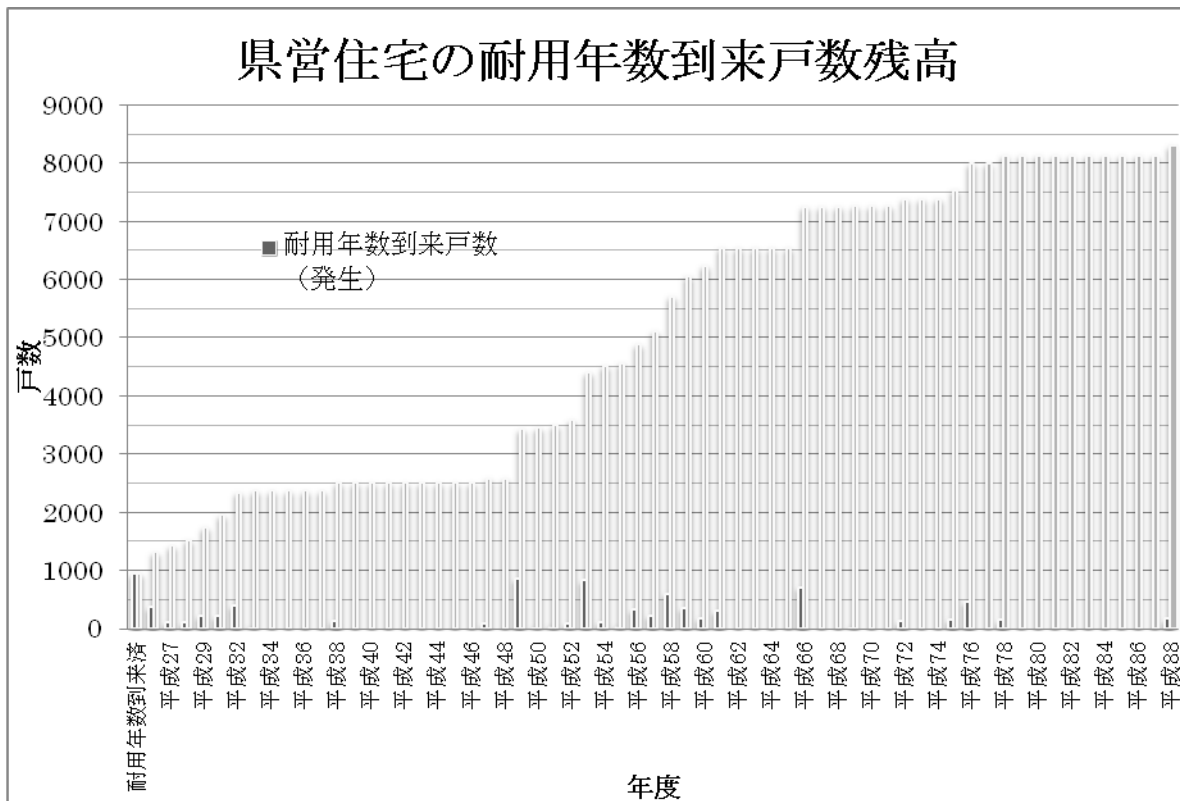
平成 25 年度末現在、県営住宅の総戸数 8,287 戸の内、耐用年数が既に経過している住宅は、直営管理の 944 戸（11%）であり、耐用年数未経過の住宅は 7,343 戸（89%）である。耐用年数未経過の住宅は、その多くを指定管理者が管理している（5,110 戸）。



【耐用年数到来戸数残高】

下表は、耐用年数が到来した住宅戸数を将来にわたり積み上げたグラフである。

平成 25 年度末現在、住宅総戸数 8,287 戸の内、既に 944 戸については耐用年数が到来しており、耐用年数到来住宅総戸数は平成 38 年度 2,500 戸に到達する。



## 【県営住宅管理事務所】

### ④ 現金管理について（意見）

釣銭用現金 30,000 円の実査については業務終了後、毎日及び切手については、現物と管理簿との照合を月次にて担当者（分任出納員）が実施しているが、別の責任者（出納員）の確認・承認が年度 1 回のみとなっており、定期的なダブルチェックがなされていない。

職責の明確化の観点から、現金及び切手の定期的な確認・承認行為を行い、適正な残高管理を行うべきである。

### ⑤ 備品管理について（結果）

備品管理簿を閲覧したところ、単価がゼロで入力されているものや、重要物品台帳に登録されていない公用車（1,208 千円）が存在した。また、備品には県営住宅管理事務所の管理シール貼付がなされていないこともあり、現物と台帳との紐付けが困難な状態となっており備品管理が適切になされていない。

備品については、奈良県住宅供給公社から県住宅課へ引き継がれ、奈良県営住宅管理事務所へ保管されたものがほとんどであるが、その際に単価が入力されていないものがあったことや、引継ぎが十分になされていなかったことが原因と考えられる。

備品に関する全般的な再整備が必要である。

#### ⑥ 収納率について（意見）

家賃の収納率が年々、減少傾向にある。下表のとおり、過年度分の収納率が年々減少していることが主要因と考えられる。

過年度分も含め団地別・月別・個人別の分析等を行った上で、嘱託職員が、各住宅を直接まわり、収納業務を実施しているが、収納率の改善には至っていない状況である。

現在、滞納者への督促・収納は、概ね嘱託職員のみが実施しているが、今後、収納率をあげるためには正職員も含めて収納に関する督促を行う、相談対応をより積極的に行う、といった検討もすべきである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
現年度	98.0%	98.1%	98.0%
過年度	17.1%	12.4%	9.5%
合 計	88.2%	87.7%	86.9%

#### ⑦ 緊急修繕に係る契約について（結果）

緊急修繕とは、住宅に水漏れや水洗詰まりなど、住民の生活上直ちに修繕すべき事象が発生した場合に、速やかに行われる修繕のことをいう。

緊急修繕請負契約は、その性質を考慮して、通常の契約とは異なり、1年間に上期・下期に区分してその期間を通じて施工を担当する業者を指名競争入札により決定している。入札段階では、どの程度の修繕が実際に発生するのか予想できないため、県が入札のために設定した緊急修繕の内容について入札を行うこととしている。入札実施後、予定価格と落札価格から計算される落札率を、予定価格で用いた工種毎の単価に乗ずることにより、実際に工事が発生した際の単価を決定している。また、契約上「発注限度額」を定めており、緊急修繕の実施累計額が限度額を超過した場合、当該契約は終了することとされている。なお、残期間（上期であれば9月末まで）については、入札の暇がないため当該施工業者と随意契約を行い、修繕を実施している。これらの事務取扱について、県は「県営住宅緊急修繕業務事務処理要領」を定めており、同要領に則って事務が行われている。

平成24年度における当初契約終了後の契約を確認したところ、「緊急修繕業務請負契約書」ではなく、複数の緊急修繕工事実施後にまとめて「建設工事請負契約書」を作成している事例がみられた。例えば、奈良ブロックにおいて10月3日から1月7日に実施された複数の工事がまとめて起案され、契約書が作成されていた。

県の説明によれば、契約書様式を錯誤し、建設工事請負契約の様式を使用したため、業務終了後に契約書を作成する結果となったとのことである。契約書以外については、「県営住宅緊急修繕業務事務処理要領」に則った事務手続が実施されており、様式の錯誤という事務処理上の誤りであるということは理解するが、今後このようなことがないように留意が必要である。

また、緊急修繕工事の性格に鑑みれば、上期、下期の各々について、期間内は入札より契約した業者が適時に緊急修繕に対応するように、期間全体をカバーするような契約形態にする必要がある。たとえば、緊急修繕契約の仕方として、契約の上限金額に修繕額が到達することが見込まれる場合に、契約上限を見直せる条項を付す、という方法も考えられるため、検討されたい。

#### ⑧ 緊急修繕契約に係るエリア分けについて（意見）

緊急修繕の契約にあたり、奈良県を 4 つのエリアに区分して、区分毎に競争入札を実施している（奈良、郡山、桜井、高田・五條）。参加できる業者は当該区分に所在する業者とされている。

入札関係書類を確認したところ、郡山エリア以外の 3 エリアが 6 社以上による競争入札となっているのに対し、郡山エリアの入札業者が 2 社にとどまっていた。

県が直営で管理している住宅戸数がここ数年で大幅に減少していることに鑑み、エリア区分についても大括りとする方向で見直すことが必要である。

## (29) 高等学校総合寄宿舎（畝傍寮）（書面監査対象施設）

公の施設の名称	奈良県立高等学校 総合寄宿舎 畝傍寮【直営】				
所在地	橿原市御坊町2				
所管部署	教育委員会 学校支援課				
設立目的	交通条件に恵まれない山間部に住所を有する等通学に困難な事情のある高等学校の生徒に対し、宿泊の便宜を供するとともに、秩序ある共同生活を通じて、健全な心身の育成を図るため。				
敷地面積	1,424.79 m <sup>2</sup>				
延床面積	795.04 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和52年4月				
施設の内容	学生寮				
職員配置の状況	4名 (平成25年4月現在)				
施設取得費	74百万円				
将来の修繕計画	老朽度、緊急度等を総合的に判断しながら、施設の改善を実施				
年間収支 (千円)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	総収入額	1,272	1,455	1,048	
	施設運営費 (①+②+③)	4,649	5,239	5,134	
	委託料①	29	13	13	
	警備委託料	—	—	—	
	清掃委託料	—	—	—	
	設備保守委託料	13	13	13	
	その他	16	—	—	
	光熱水費②	3,049	3,452	3,400	
	その他③	1,571	1,774	1,721	
	人件費	18,000	18,000	18,000	
合計	22,649	23,239	23,134		
利用状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
利用状況1	指標名	計画①	50	50	50
	在籍者数/定員 (入寮式時点)	実績②	20	27	17
		利用率②/①	40.0%	54.0%	34.0%
類似施設	国所管	—			
	県所管	奈良県立高等学校 総合寄宿舎 かぐやま寮			
	市所管	—			
施設の概要	1 施設・設備の概要 1) 本館 鉄筋コンクリート造 3階建 2) 寮室 25室 (全室冷暖房完備) 3) その他 食堂・浴室・洗濯場  2 定員 男子 50名				

書面監査の結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

(30) 高等学校総合寄宿舎（かぐやま寮）（書面監査対象施設）

公の施設の名称	奈良県立高等学校 総合寄宿舎 かぐやま寮【直営】				
所在地	橿原市栄和町 32-1				
所管部署	教育委員会 学校支援課				
設立目的	交通条件に恵まれない山間部に住所を有する等通学に困難な事情のある高等学校の生徒に対し、宿泊の便宜を供するとともに、秩序ある共同生活を通じて、健全な心身の育成を図るため。				
敷地面積	2,583 m <sup>2</sup>				
延床面積	1,598.54 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	平成10年4月				
施設の内容	学生寮				
職員配置の状況	4名 (平成25年4月現在)				
施設取得費	690百万円				
将来の修繕計画	老朽度、緊急度等を総合的に判断しながら、施設の改善を実施				
年間収支 (千円)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	総収入額	2,049	1,627	1,471	
	施設運営費 (①+②+③)	7,325	7,627	7,591	
	委託料①	1,240	1,207	1,209	
	警備委託料	—	—	—	
	清掃委託料	—	—	—	
	設備保守委託料	1,240	1,207	1,209	
	その他	—	—	—	
	光熱水費②	4,892	4,413	5,122	
	その他③	1,193	2,007	1,260	
	人件費	21,000	21,000	21,000	
	合計	28,325	28,627	28,591	
利用状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
利用状況1	指標名	計画①	48	48	48
	在籍者数/定員 (入寮式時点)	実績②	28	28	28
		利用率②/①	58.3%	58.3%	58.3%
類似施設	国所管	—			
	県所管	奈良県立高等学校 総合寄宿舎 畝傍寮			
	市所管	—			
施設の概要	<p>1 施設・設備の概要</p> <p>1) 本館 鉄筋コンクリート造 5階建</p> <p>2) 寮室 24室 (全室冷暖房完備)</p> <p>3) その他 洗面洗濯室4室 自習室1室 談話室3室 食堂 浴室</p> <p>2 定員</p> <p>女子 48名</p>				

書面監査の結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

## (31) 同和問題関係史料センター（書面監査対象施設）

公の施設の名称	県立同和問題関係史料センター【直営】				
所在地	奈良市大安寺1丁目1-23				
所管部署	教育委員会 人権・地域教育課				
設立目的	同和問題に関する史料の保存及び調査研究をおこない同和問題の解決に資することを目的とする。				
敷地面積	728.97 m <sup>2</sup>				
延床面積	935.87 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	平成5年12月				
施設の内容	鉄筋コンクリート造 地上3階				
職員配置の状況	7名 (平成25年4月現在)				
施設取得費	275百万円				
将来の修繕計画	空調設備更新 揚水ポンプ更新 拡声設備更新				
年間収支 (千円)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	総収入額	1	1	1	
	施設運営費 (①+②+③)	6,191	6,188	5,965	
	委託料①	3,691	3,691	3,691	
	警備委託料	365	365	365	
	清掃委託料	2,100	2,100	2,100	
	設備保守委託料	1,226	1,226	1,226	
	その他	0	0	0	
	光熱水費②	1,422	1,229	914	
	その他③	1,078	1,268	1,360	
	人件費	29,800	29,800	29,800	
	合計	35,991	35,988	35,765	
利用状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
利用状況1	指標名	計画①	—	—	—
	史料収集 点数	実績②	7,200点	7,500点	7,900点
		利用率②/ ①	—%	—%	—%
利用状況2	指標名	計画①	—	—	—
	常設展示 入館者数	実績②	1,300人	1,300人	1,500人
		利用率②/ ①	—%	—%	—%
利用状況3	指標名	計画①	—	—	—
	学習会等 参加者数 (累計)	実績②	30,325人	25,668人	41,289人
		利用率②/ ①	—%	—%	—%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	—			



施設の概要	このセンターは、同和問題に関する史料の保存及び調査研究を行い、同和問題の解決に資することを目的としています。 次のような事業を行っています。 ○史料の調査収集及び研究 ○史料集・研究紀要などの発行 ○史料展示・県民歴史講座の開催
-------	--

書面監査の結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

(32) 橿原考古学研究所附属博物館（書面監査対象施設）

公の施設の名称	奈良県立橿原考古学研究所附属博物館【直営】				
所在地	橿原市畝傍町 50-2				
所管部署	教育委員会 文化財保存課・文化財保存事務所				
設立目的	考古学的遺物及び遺跡に関する資料の収集・保管・展示及び講習会・研究会等の開催。				
敷地面積	9,553 m <sup>2</sup>				
延床面積	4,798.34 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和 55 年 10 月 12 日				
施設の内容	第 1～3 展示室 特別展示室 講座室 展示ホール 図書閲覧室 収蔵庫 A～C 特別収蔵庫 A・B 書庫 等				
職員配置の状況	18 名 (平成 25 年 4 月現在)				
施設取得費	1,473 百万円				
将来の修繕計画	平成 26 年度（予定） ハロン容器・容器弁交換 収蔵庫漏水修繕工事				
年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	23,978	17,151	14,644	
	施設運営費 （①＋②＋③）	33,505	32,562	31,384	
	委託料①	11,713	13,064	12,838	
	警備委託料	2,161	2,210	2,210	
	清掃委託料	2,001	2,000	2,000	
	設備保守委託料	5,449	6,448	6,042	
	その他	2,102	2,406	2,586	
	光熱水費②	10,320	9,752	9,623	
	その他③	11,472	9,746	8,923	
	人件費	43,822	50,204	42,403	
合計	77,327	82,766	73,787		
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	50,000 人
	年間利用者数	実績②	62,447 人	48,689 人	51,157 人
		利用率②/ ①	—%	—%	102.31%
類似施設	国所管	奈良国立博物館			
	県所管	奈良県立民俗博物館			
	市所管	橿原市千塚資料館			
施設の概要	橿原考古学研究所が 1938 年以来行ってきた発掘調査の出土資料を中心に展示を行っています。				

	<p>博物館の特色は、橿原考古学研究所の調査・研究活動と一体となっていて、学芸活動として展示公開を行っていることです。展示は発掘調査で出土した実物資料が中心で、常設展「大和の考古学」は日本考古学の基準資料をもとに「目でみる日本の歴史」になっています。</p> <p>春秋2回の特別展は、学芸部門の研究成果や社会のニーズにあった企画を行っています。夏の企画展「大和を掘る」は毎年の奈良県内の発掘調査の速報です。</p>
--	--

① 残高照合に係る照合書類の保管について（意見）

「第3 3. ②現金管理について」に記載したとおり、現金の残高照合時に使用している、金種表の照合書類を保管していなかったため、残高照合した照合書類を適切に保管すべきである。

② 備品の定期的な現物調査について（意見）

「第3 3. ③ ア) 備品の定期的な現物調査について」に記載したとおり、備品の定期的な現物調査が行われていないため、今後定期的に実施し、適切に備品を管理すべきである。

③ 備品シールの貼付について（意見）

「第3 3. ③ ウ) 備品シールの貼付について」に記載したとおり、備品管理番号を特定するためのシールが添付されていない備品があったため、現物と管理簿を適切に照合し管理するために、管理シールの貼付が望まれる。

## 2. 指定管理者の部

### (1) 社会福祉総合センター



公の施設の名称	奈良県社会福祉総合センター【指定】
所在地	橿原市大久保町 320-11
所管部署	健康福祉部 地域福祉課
設立目的	社会福祉に関する活動の振興を図り、もって県民の福祉の増進に資する。
敷地面積	5,165.00 m <sup>2</sup>
延床面積	11,555.08 m <sup>2</sup>
開館（竣工）年月	平成 6 年 4 月
指定管理者	日本管財株式会社
施設の内容	大ホール、大会議室、中会議室、第一会議室、第二会議室、第三会議室、研修室A、研修室B、研修室C
職員配置の状況	8名 (平成 25 年 4 月現在)
自主事業の有無 (有の場合はその内容)	有 ・簡易喫茶店や授産商品販売所の運営（障害者就労支援を行うNPO法人との協働） ・バリアフリー映画上映会 ・高齢者対象落語寄席
施設取得費	7,625 百万円
将来の修繕計画	エレベーター制御装置修繕

県の年間収支 (千円)			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額		31,607	32,402	30,425
	うち使用料等収入額		29,229	30,251	28,462
	県の行政財産使用料		8,775	8,813	7,882
	指定管理者の収入		20,454	21,438	20,580
	歳出 (①+②)		121,333	84,984	138,183
	指定管理委託料①		70,000	70,000	70,930
	その他②		51,333	14,984	67,253
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	9,693 枠	9,720 枠	9,693 枠
	稼働率	実績②	4,392 枠	4,393 枠	4,789 枠
		利用率②/①	45.2%	45.2%	49.4%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	—			

【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	日本管財株式会社
所轄部署	健康福祉部 地域福祉課
設立年度	昭和 40 年(1965 年)
設立目的	不動産フルラインサービスプロバイダとしての事業に資するため
事業内容	建物管理運営事業・環境施設管理事業、その他
県の出資団体である場合県の出資額	なし
役職員の状況 (うち県職員、OB)	役員 20 名(執行役員含む)、監査役 4 名。(うち県職員、OB なし)
指定管理者としての実施施設	奈良県では無し
指定期間	平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間
公募・非公募の別	公募
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	・応募数 4 者 ・審査方法 選定審査基準に基づき選定審査会で選定
県の説明会への参加者数	8 者
応募団体が 1 団体しかない場合におけるその理由	—
非公募である場合その理由	—
県からの委託料 (千円)	70,930

## ① 概要

奈良県社会福祉総合センターは橿原市の近鉄畝傍御陵前駅から徒歩 3 分のところに立地する、県の総合福祉施設である。当施設は、福祉施設としての機能と、一般の方も対象とした貸館としての機能の、2つの側面を持った施設である。

奈良県社会福祉総合センター条例第 1 条は、「社会福祉に関する活動の振興を図り、もって県民の福祉の増進に資するため、奈良県社会福祉総合センター(以下「センター」と言う。)を橿原市に設置する。」と定め、第 2 条において、実施する事業を以下のとおり定めている。

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一 社会福祉に関する情報提供、研修等を行うこと。

二 センターの施設を一般の利用に供すること。

三 その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

ここで、第 2 条第 1 項の「社会福祉に関する情報提供、研修等を行うこと。」とは、施設内に行政財産の使用許可を得て施設を利用する奈良県社会福祉協議会（以下、県社協と略す。）をはじめとする各種福祉団体及び同団体が実施する各種の社会福祉に関する事業並びに奈良県視覚障害者福祉センター、奈良県聴覚障害者支援センター、奈良県心身障害者歯科衛生診療所等において提供される社会福祉サービスを指し、同条第 2 項の「センターの施設を一般の利用に供すること。」とは、同施設の貸館業としての機能を主に指しているものと考えられる。

## ② 滞留債権について（意見）

奈良県教育委員会事務局向けの滞留債権があった。

利用日	金額（円）	内容
平成 25 年 4 月 25 日	22,000	会議室の利用

滞留理由は、利用者が請求書を紛失したためであり、既に再発行済みであった。

利用者が奈良県のため未回収となる恐れはないと考えられるが、利用日より 5 ヶ月近くが経過しており、督促して早急に回収することが望まれる。

③ 使用申請用紙の様式変更に伴うコスト削減について（意見）

申込用紙は「使用申込書」、「使用申込書（控）」、「使用承認書」、「使用料金徴収明細書」の4枚で1セットとなっている。現在の既定の4枚1セットは、1セットあたり80円とのことである。

他の貸館の申込用紙は、「使用申込書（控）」がない3枚で1セットのものもあり、また利用者に、「使用申込書（控）」と「使用承認書」の2枚を返却する必要性も乏しいと考えられる。

社会福祉総合センターの場合、既定の4枚1セットであるが、コスト削減のために、指定管理者にて、「使用申込書（控）」のない3枚1セットへの仕様変更の検討が望まれる。

④ 切手及び収入印紙の管理体制について（意見）

切手及び収入印紙の現物照合を担当者は使用者ごと、センター長は月次に残高照合しているが、センター長が照合したことの承認印がなかった。

責任を明確にするため、承認印を押しておくべきである。

⑤ 指定管理者の管理する区域と行政財産使用許可先との区分について（意見）

センター5FのAエリアは、指定管理者の倉庫に区分されているが、当該エリアを視察したところ、県社協の車いす等の備品が複数保管されていた。

県社協に対しては、センターの一部フロアを別途行政財産の使用許可により貸し付けているが、指定管理者の管理区域とは明確に区別されるべきものである。指定管理者と関係のない備品を置くのであれば、県社協への貸付手続を行って、使用料を徴収する等、適切に対応する必要がある。

⑥ 清掃業務の監督について（意見）

指定管理者は、平成25年度の清掃業務を業者に委託しており、清掃の実施状況については業者に清掃業務日報を作成させ、指定管理者が確認を行っている。

平成 25 年 8 月の清掃業務日報を確認したところ、本来月に 6 回実施するとされている  
歯科診療室の清掃について、4 回しか実施されていなかった。

清掃の実施水準を適正に保つためにも、清掃業務日報について適切に確認を行い、実  
施回数が不足している場合等には、適切に業者を指導監督することが望ましい。

⑦ 備品管理について（結果）

備品台帳と現物とを照合した結果、確認した現物（ガラス展示棚 12 架）について、備  
品台帳にリストアップされていないなど、一部に備品台帳と整合しないものがあった。ヒ  
アリングしたところ、備品の現物確認は実施していたものの、従前より台帳と現物との紐  
付けが困難なため、網羅的に整合性を確認できていなかったとのことであった。

台帳と現物の不整合を洗い出し、適切に管理する必要がある。

⑧ 備品の管理責任の明確化について（結果）

上記のような備品台帳と現物の不整合が生じた場合について県と指定管理者のいずれ  
に責任があるのかを質問したところ、明確な回答が得られなかった。

県の備品の管理責任について、その責任関係を明確にすべきである。

⑨ 故障中及び廃棄予定とされたまま放置されている備品について（意見）

備品台帳上、故障中及び廃棄予定と備考に記載されているものがあった。

現物を確認した結果、実際に使用不可の状況であったが、修理もしくは廃棄処理につ  
いてはなされていなかった。

修理もしくは廃棄につき適切に意思決定を行い、修理については予算措置を講じる等  
の対応が必要である。

品名	摘要	数量	単価	場所
300 インチプロジェクター	タラリア	1	39,140,000 円	大ホール
ホワイトボード	180×90cm	1	-	5 階大会議室



⑩ 外部業者の備品が県の備品台帳に記載されていたことについて（結果）

外注先業者の資産が、県の備品とともに同じ備品台帳上に記載されていた。

当該資産は、外注先業者が保有し、大ホールにて備品利用希望者に貸与しているものであって県の備品ではないため、同一の備品台帳で管理を行うことは所有を混同する恐れがある。

預り備品は、県所有の備品とは別に管理する必要がある。

品名	摘要	数量	単価	場所
プロジェクター	EPSONEB-1735W	1	448,000 円	大ホール
DVD デッキ	東芝 SD-310J	1	6,980 円	大ホール

⑪ 県への実績報告書に記載された委託契約の金額と、実際の契約金額の不一致があることについて（意見）

実績報告書に記載されている 23 件の委託業務の内、一部において委託業者との契約金額と、県への報告金額に差額が生じている部分が見られた。

例えば、空調設備点検業務（吸収式冷温水機保守点検）において、報告金額は 1,800,000 円となっているが、実際の契約書記載の金額は 1,100,000 円となっている。

あるいは、空調設備点検業務（空調設備定期点検 フィルター清掃）については、報告金額が 619,200 円となっているが、契約書記載金額は 1,190,000 円となっていた。

指定管理者の説明では、実績報告書記載の契約金額については、指定管理者である日本管財株式会社における、社内の点検保守部門に対する社内発注相当額とのことであった。

この点、県の「指定管理者制度導入運用の手引き」には指定管理者からの契約金額の実績報告額について、最終業者に対する外注金額を記載するのか、社内発注額とするのかの記載はないため、これをもって実績報告の記載上の義務違反であるとは言い切れなかった。

しかし、実績報告書の本来の趣旨に鑑みれば、指定管理者としての日本管財株式会社ではなく、法人としての日本管財株式会社の利益が収入との差額によって示されるべきであり、実績報告書に記載する契約金額は指定管理者と業者との委託契約額実額が記載されるべきであると考えられる。そうでなければ、指定管理者による正確な収支状況を県が実績報告書によって把握することができないからである。今後については改善が図られるべきである。

- ⑫ 県への実績報告書と実際の経費支出額が修繕費及び水道光熱費を除き不一致であることについて（結果）

県への費用の実績報告の金額が、修繕費及び水道光熱費を除き、当初予算と同額で計上していたが、実際の支出額と不一致であった。

これについては、日本管財株式会社が指定管理者の指定を受けた初年度であって、正確に報告できる体制が整っていなかったことが要因とのことであった。

指定管理者側で正確な報告が可能となるよう体制を整える必要がある。

- ⑬ 県への実績報告書と実際のその他収入額が不一致であることについて（結果）

大ホールのオプション設備売上代金につき、実際には 7,980 円で売上を計上しているところ、県への実績報告書では誤って 79,800 円と報告していた。

適切な報告が必要である。

- ⑭ 今後の当施設の方向性について（意見）

当該施設は福祉施設機能と貸館業機能の 2 つの側面を持った施設であり、今回の指定管理者はこのうちの貸館業機能を中心に管理している。当該施設の指定管理者への公募には 4 者が応札しており、指定管理者の競争性も十分に働いていると考えられる。

当施設は平成 6 年築と県下施設の中では比較的新しい施設であるにもかかわらず、視察したところ雨漏れ、壁紙の損壊、カーペットの劣化など、多数の劣化が見受けられた。

これは、施設の修繕を怠ったために劣化していったものと考えられるが、当施設は比較的新しいことから、適切に修繕され、より有効に活用すべきである。

(2) 聴覚障害者支援センター（書面監査対象施設）

公の施設の名称	聴覚障害者支援センター【指定】				
所在地	橿原市大久保町 320-11				
所管部署	健康福祉部 障害福祉課				
設立目的	聴覚障害者の自立と社会参加を支援				
敷地面積	—				
延床面積	242.47 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	平成 24 年 9 月 1 日				
指定管理者	社団法人奈良県聴覚障害者協会				
施設の内容	身体障害者福祉法第 34 条に定める聴覚障害者情報提供施設				
職員配置の状況	(平成 25 年 4 月現在) 5 名				
自主事業の有無 （有の場合はその内容）	有 （手話に関する啓発事業）				
施設取得費	43 百万円 ※施設改修費及び備品購入費				
将来の修繕計画	—				
県の年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	—	—	—	
	うち使用料等収入額	—	—	—	
	県の行政財産使用料	—	—	—	
	指定管理者の収入	—	—	—	
	歳出（①+②）	—	—	16,867	
	指定管理委託料①	—	—	16,867	
その他②	—	—	—		
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	2,000
	延べ 施設利用者数	実績②	—	—	4,274
		利用率②/①	—	—	213.7%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	—			
施設の概要	聴覚障害者の自立と社会参加を支援するための各種事業を実施  研修室、交流スペース、相談室、字幕ビデオ・DVD ライブラリー、字幕ビデオ・DVD 制作室、倉庫、更衣室				

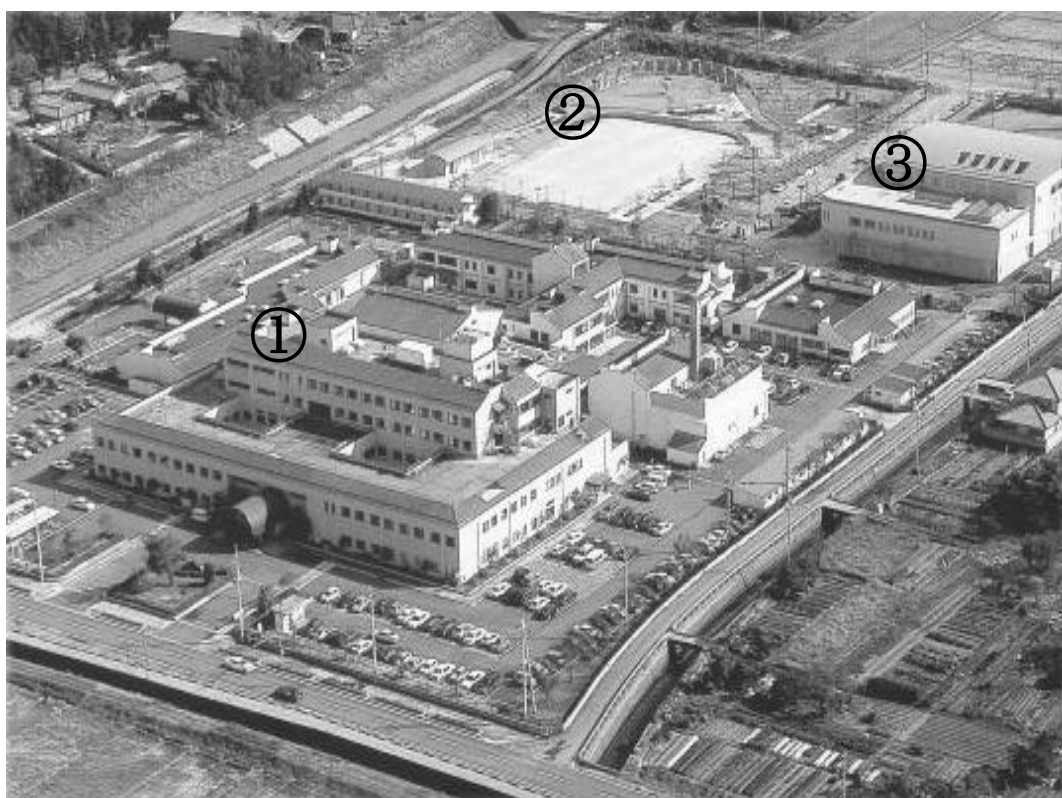
【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	社団法人奈良県聴覚障害者協会
所轄部署	健康福祉部 障害福祉課
設立年度	昭和 23 年
設立目的	聴覚障害者の福祉の増進
事業内容	聴覚障害者の福祉の向上のための各種事業
県の出資団体である場合県の出資額	—
役職員の状況（うち県職員、OB）	理事長 1 名 副理事長 1 名 理事 18 名
指定管理者としての実施施設	奈良県聴覚障害者支援センター
指定期間	H24. 9. 1～H29. 3. 31
公募・非公募の別	公募
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	1 者、指定管理者選定審査会を開催し、委員の評価により選定
県の説明会への参加者数	—
応募団体が 1 団体しかない場合におけるその理由	当該施設の運営には聴覚障害に関する専門的な知識や手話等の専門的なコミュニケーション技術が必要であるためと考えられる
非公募である場合その理由	—
県からの委託料（千円）	—

書面監査の結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3) 総合リハビリテーションセンター/県営福祉パーク/福祉住宅体験館



①奈良県総合リハビリテーションセンター【左手前の複数棟】

②県営福祉パーク【写真中央上部のグラウンド及びその周辺】

③福祉住宅体験館【右奥の建物】

公の施設の名称	奈良県総合リハビリテーションセンター・県営福祉パーク・福祉住宅体験館【指定】
所在地	磯城郡田原本町大字多 722 番地
所管部署	健康福祉部 障害福祉課、長寿社会課 県土マネジメント部 まちづくり推進局 公園緑地課
設立目的	【奈良県総合リハビリテーションセンター】 障害者及びこれに準ずる者(以下「障害者等」と言う。)に対し、医療、指導、訓練等を総合的に行い、もって障害者等の社会自立の促進に寄与する等その福祉の増進を図ることを目的に設置。 【福祉住宅体験館・県営福祉パーク】 高齢社会に対応するため、福祉のまちづくりの推進及び介護に関する知識・技術の普及向上を図ることを目的に、高齢者や障害者、その他多くの人達に、介護に関する情報を提供するとともに、よりよい生活を送るための福祉機器や改善住宅の展示を行っている。
敷地面積	奈良県総合リハビリテーションセンター 30,143.26 m <sup>2</sup> 県営福祉パーク 22,000 m <sup>2</sup>
延床面積	奈良県総合リハビリテーションセンター 16,647.36 m <sup>2</sup> 県営福祉パーク（福祉住宅体験館他） 3,269.95 m <sup>2</sup>
開館（竣工）年月	昭和 63 年 3 月 31 日竣工
指定管理者	社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団
施設の内容	奈良県総合リハビリテーションセンター ・わかくさ愛育園（障害児通所支援事業所他） ・自立訓練センター（障害者支援施設、障害福祉サービス事業所） ・社会就労センター（障害福祉サービス事業所）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療部（病院）</li> <li>県営福祉パーク</li> <li>・福祉住宅体験館（福祉機器情報提供、個別相談、介護実習等）</li> </ul>				
職員配置の状況	（平成 25 年 4 月現在）				
	職員名簿のとおり				
自主事業の有無 （有の場合はその内容）	有 （医療技術者等の実習生受入）				
施設取得費	総合リハビリテーションセンター 7,241 百万円 県営福祉パーク 1,983 百万円				
将来の修繕計画 （千円）	H27 外壁修繕（社会就労センター）8,618 H27 消防設備監視盤更新 10,000 H28 屋上防水修繕（自立訓練センター、わかくさ愛育園）17,236 H28 発電設備更新 8,300 H28 受変電設備更新 60,000 H29 浴室改修（自訓センター） H29 外壁修繕（自立訓練センター）				
県の年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	1,524,311	1,553,118	1,637,590	
	うち使用料等収入額	1,524,311	1,553,118	1,637,590	
	歳出 （①+②）	350,576	307,286	329,257	
	指定管理委託料①	350,576	307,286	329,257	
	その他②	—	—	—	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	81,450	81,276	82,345
	病院 （延患者数）	実績②	82,621	84,637	84,306
		利用率②/ ①	101.4%	104.1%	102.4%
利用状況 2 ～H23：毎月契約数 H24：出席児童数	指標名	計画①	143	143	64
	障害児施設（通園児数）	実績②	141.6	136.1	59.8
		利用率②/ ①	99.0%	95.2%	93.4%
利用状況 3	指標名	計画①	97	101	92.2
	障害者施設（利用者数）	実績②	97	89.9	90.7
		利用率②/ ①	100%	89.0%	98.4%
利用状況 4	指標名	計画①	—	—	—
	パーク （延来館者数）	実績②	50,490	50,573	52,204
		利用率②/ ①	—%	—%	—%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	—			

【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団
所轄部署	健康福祉部 障害福祉課
設立年度	昭和 62 年度
設立目的	この社会福祉法人は、奈良県が設置する奈良県総合リハビリテーションセンターの運営について奈良県から委託を受け適切、かつ、能率的に行うことにより、奈良県における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
事業内容	<p>一 第一種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設の管理及び経営（自立訓練センター）</li> </ul> <p>二 第二種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業（自立訓練センター、社会就労センター、わかくさ愛育園）</li> <li>・ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（わかくさ愛育園）</li> </ul> <p>三 一、二の掲げるほか次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奈良県総合リハビリテーションセンター診療部の管理及び経営</li> <li>・ 福祉住宅体験館、介護実習・普及センターの管理及び経営</li> <li>・ 奈良県営福祉パークの管理及び経営</li> <li>・ リハビリテーション研究事業</li> <li>・ その他、国・県が実施する社会福祉事業の受託</li> </ul>
県の出資団体である場合県の出資額	10,000 千円
役職員の状況（うち県職員、OB）	役員名簿のとおり
指定管理者としての実施施設	奈良県総合リハビリテーションセンター・県営福祉パーク・福祉住宅体験館
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	非公募
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	—
県の説明会への参加者数	—
応募団体が 1 団体しかない場合におけるその理由	—
非公募である場合その理由	<p>過去 5 年間（平成 18～22 年度）の実績に照らし、収支改善及びサービス向上を担う経営能力を備えていること。</p> <p>今後の新たな県の施策の方向性に即した運営が可能と見込まれること。</p> <p>「リハビリ病院と障害者・児施設の複合施設」としてのリハビリテーションセンターの独自性に即した運営実績を有すること。</p> <p>入所施設の運営は継続性が保たれること。</p>
県からの委託料（千円）	1,699,246

## ① 概要

奈良県総合リハビリテーションセンターは、障害者等の社会自立を促進する目的で、医療と福祉施設が一体となった奈良県初の総合的な施設であり、昭和 63 年に設置された。障害者等の各種相談に応じると共に、障害の早期発見、検査・治療・機能回復訓練等を一貫して行っており、施設の内容は大きく、医療を専門とする医療部門と、障害者（児）福祉を専門とする福祉部門、その他に分かれている。

さらに平成 10 年には隣接する敷地に、新たに福祉住宅体験館と、県営福祉パークが整備された。

### ア) 医療部門

医療部門は昭和 63 年開所当時から、障害の診断・治療及びそれぞれの障害の内容・程度に応じた医療を行っている。

近年、超高齢社会の到来という社会情勢の変化に伴い、リハビリテーション病院という特性を活かして、肩、膝、腰などの運動器機能障害に対する治療並びに機能回復訓練にも取り組んでいる。

### イ) 福祉部門

福祉部門は、医療型児童発達支援、福祉型児童発達支援、障害者の自立訓練、障害者の就労継続支援などにさらに細分化されており、障害者（児）のニーズに合わせたリハビリやケアを施すことが可能となっている。

### ウ) その他

指定管理ではなく県の機関として、教育研究所特別支援教育部及び更生相談所が設置されている。また、指定管理者である社会福祉事業団に対する委託契約事業として、相談、高次脳機能障害支援も行っている。

### エ) 福祉住宅体験館

高齢者や障害者、その他多くの人達に、介護に関する情報を提供するとともに、よりよい生活を送るための福祉機器や改善住宅の展示を行う場所として平成 10 年に整備された。

### オ) 県営福祉パーク

機能回復訓練や各種軽スポーツができる場所や、公共施設のモデルとしてバリアフリーの道路や、交差点、バス停留所、車椅子使用者の駐車場・給水栓、屋外トイレが整備



され、住みよい福祉のまちづくりの推進に役立てるための場所として平成 10 年に整備された。

## ② 指定管理者について

社会福祉法人奈良県社会福事業団は昭和 62 年に県 100%出捐金で、当該総合リハビリテーションセンターの運営のために設立された社会福祉法人であり、昭和 63 年の開所当時から現在に至るまで一貫して、同事業団による管理委託もしくは指定管理契約がされている。

この平成 18 年当時の第 1 回応募時は公募によったが、同事業団 1 者のみの応札であった。指定管理期間が満了し指定管理者の第 2 回目の更改の時期である平成 23 年度においては、公募によらず、非公募で指定管理者を決定している。

この際の、県の非公募とした理由は次のとおりである。

- ・ 過去 5 年間（平成 18 年度～22 年度）の実績に照らし、収支改善及びサービス向上を担う経営能力を備えていること。
- ・ 今後の新たな県の施策の方向性に即した運営が可能と見込まれること。
- ・ 「リハビリ病院と障害者・児施設の複合施設」としてのリハビリテーションセンターの独自性に即した運営実績を有すること。
- ・ 入所施設の運営は継続性が保たれること。

社会福祉法人奈良県社会福事業団が非公募であることに関しては、後ほど「⑭ 総合リハビリテーションセンター（福祉部門）の指定管理者制度の在り方について」のところで述べる。

## ③ 総合リハビリテーションセンター医療部門の地方独立行政法人化について

平成 25 年 9 月の奈良県議会において、平成 26 年 4 月 1 日の奈良・三室の県立 2 病院の地方独立行政法人化に総合リハビリテーションセンターの医療部門を加え、3 病院で法人化を進めることが公表された。

## 【総合リハビリテーションセンター】

### ④ 収入印紙の管理簿について（意見）

総務課庶務係の金庫内で保管されている収入印紙について、受払管理簿が作成されていなかった。有価物に関しては受払管理簿で出入りを管理するとともに、定期的の実査を行うことが必要である。

### ⑤ 長期滞留債権について（意見）

自立訓練センター利用者の利用料未納は、平成 25 年 3 月末時点で 3,782 千円（20 名）あり、その内 2,957 千円は 2 名の者に対する未納額である。

より積極的な回収努力が必要である。

### ⑥ 収入伺いの証憑について（結果）

障害者の授産活動に係る収入伺いは、各発注元企業からの支払い代金を収入計上する際に作成しているが、その証憑として、振込入金の場合、振込先が分かる通帳コピーが添付され、現金入金は手書きメモのみとなっている。

手書きのメモは入金証憑として適切ではなく、領収書控え等を用いる必要がある。

### ⑦ 工賃の配分計算について（意見）

就労支援利用者に対する毎月の工賃配分計算は、発注元企業から支払い代金の当月入金分を、就労支援利用者の当月中の作業日数や業務評価に基づいて行っている。

しかし発注元企業からの入金は、請求締め日の関係上、前月 1 日から末日もしくは前月 21 日から当月 20 日の納品実績に対するものである。工賃配分の事務負担を考慮する必要があるが、可能な限り利用者の工賃配分計算は納品実績の期間と対応させることが望ましい。

⑧ 利用者等の満足度調査の実施について（結果）

指定管理に関する基本協定書第 15 条によると、指定管理者は県に対して利用者等の満足度調査を実施し、その結果を県に報告することとされている。

ところが奈良県総合リハビリテーションセンターの福祉部門においては、自立訓練センターのみ満足度調査を実施しているが、その他の施設（わかき愛育園、社会就労センター）については満足度調査を実施していないとのことであった。なお、県営福祉パークについては利用者へのアンケート調査を実施しているとのことであった。

指定管理者によると、満足度調査をこれまで実施していなかった理由は、事前に利用者の要望を聞き取って、施設利用者に利用してもらっていること、利用者（児）又は保護者等からの苦情解決制度があることからとのことであった。

しかし、指定管理における満足度調査は、県が施設を指定管理とすることが適切かどうかの判断チェックを行う意味も有している。こうした観点から基本協定書にも利用者の満足度調査実施について定められているのであるから、今後は自立訓練センター以外の施設についても満足度調査を実施すべきである。

⑨ 指名競争入札について（意見）

奈良県社会福祉事業団では会計規程を定めており、同規程第 56 条以下に契約する場合の定めがある。奈良県総合リハビリテーションセンターの管理業務については、上記規程に基づき一部が指名競争入札でその他が随意契約により業者が選定されている。

指名競争入札で業者選定を行っているもののうち、清掃業務、警備業務、電気設備・建築機械設備・建築建物等保全管理業務については、指名された業者が 5、6 者で重複していた。奈良県社会福祉事業団は奈良県会計局総務課作成の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であることや、奈良県内に本社、支社等を有することを選定基準として定めているが、上記のとおり特定の業務について指名される業者が固定される場合は、落札金額が高止まりしていることも考えられる。

今後は、指名業者が固定しないよう指名業者の選定基準や運用が現状のままでよいのか検討を行うべきである。

⑩ 社会就労センターにおける就労支援事業について（意見）

社会就労センターにおいては、就労支援事業として働く意欲を持ちながらも雇用されるのが困難な障害者に働く場所を提供している。協力業者と奈良県社会福祉事業団とは業務委託等の契約関係を結ぶことになるが、現状では契約書等の書面は交わしていないとのことであった。

工賃の単価や、納期、不具合が発生した場合の対応等、契約内容についての基本的事項については書面を取り交わしておくことが望ましい。

【県営福祉パーク/福祉住宅体験館】

⑪ 金庫管理について（意見）

金庫実査を実施したところ、金庫内に持主が不明の図書券があった。当該図書券は封がされており、現在の所長も認識していないものである。当該図書券は、以前の職員から引き継がれているものと推察できるが、不明な金券類が、金庫内にあることは不正使用につながる恐れもあるため、法人ないし県の所管課と検討の上、適正な対応が求められる。

⑫ 備品管理について（意見）

備品台帳からサンプル抽出し、現物との照合を行ったところ、全てシールが張られており、不一致もみられなかった。しかしながら、介護実習室にある長机とイスの十数台については備品台帳に計上されていなかった。管理備品については、網羅的に台帳に計上する必要がある。

⑬ 福祉住宅体験館の貸館の稼働率について（意見）

福祉住宅体験館内には、貸館として多目的運動ホール及び研修室（ミーティングルーム）を設置し、貸館業務を行っているが、施設利用料を徴収している件数に限った場合の稼働率は下表のとおりである。

多目的運動ホールの稼働率は約 26%、研修室（ミーティングルーム）の稼働率は約 17%と、両施設共に月平均の稼働率が 30%未満であり、稼働率が低い状態となっている。施設利用料

を徴収した上での利用以外の時間については、随時、無料の介護講座や体験講座等を実施しているとのことだが、それらを含めた稼働率を記した資料を作成しておらず、また、計画・目標値を掲げた上でそれに向けた稼働率改善の方策も立てられていないため、貸館の有効利用ができているとは言い難い。稼働率が低い状態となっている原因分析を行い、利用促進策を策定し実施する必要がある。

多目的運動ホール

(単位：件)

	午前	午後	全日	合計	稼働率 (※)
4月	4	3	1	8	18%
5月	5	3	0	8	16%
6月	7	3	1	11	24%
7月	5	8	0	13	26%
8月	8	9	0	17	34%
9月	3	5	0	8	16%
10月	4	6	1	11	24%
11月	5	6	2	13	30%
12月	3	8	1	12	26%
1月	3	5	1	9	20%
2月	6	8	1	15	32%
3月	11	9	0	20	40%
合計	64	73	8	145	26%

研修室（ミーティングルーム）

(単位：件)

	午前	午後	全日	合計	稼働率 (※)
4月	1	1	1	3	8%
5月	0	3	0	3	6%
6月	2	1	8	11	38%
7月	2	2	2	6	16%
8月	1	0	6	7	26%
9月	1	2	1	4	10%
10月	1	0	2	3	10%
11月	1	3	9	13	44%
12月	0	2	3	5	16%
1月	1	2	2	5	14%
2月	2	2	1	5	12%
3月	1	2	0	3	6%
合計	13	20	35	68	17%

※午前・午後1コマ、全日2コマカウント 月25日換算し、月利用可能コマ総数50コマ  
稼働率＝実績利用件数÷月利用可能件数（50）

【施設全体】

- ⑭ 総合リハビリテーションセンター（福祉部門）の指定管理者制度の在り方について（意見）

平成 26 年 4 月から、総合リハビリテーションセンターの医療部門については、地方独立行政法人奈良県立病院機構に承継されることとなった。

これに関して、奈良県近郊の自治体の、総合リハビリテーションセンターと同様に医療と福祉施設を一体化した施設の運営体制を比較したものが下記の表である。

【全国のリハビリテーションセンターの運営形態の比較】

自治体	病院	障害者支援施設	障害児支援施設	備考
奈良県	指定管理⇒ 地方独立行政法人 100 床	指定管理 168 人 (社会福祉法人)	指定管理 115 人 (社会福祉法人)	事業団形式
大阪府	地方独立行政法人 87 床	直営 180 人		
兵庫県	指定管理 330 床 (社会福祉法人)	民間譲渡 327 人 (社会福祉法人)	民間譲渡 30 人 (社会福祉法人)	事業団形式
広島県	指定管理 160 床 (社会福祉法人)	指定管理 150 人 (社会福祉法人)	指定管理 125 人 (社会福祉法人)	事業団形式
京都市	直営 40 床	直営 70 人		
広島市	直営⇒地方独立行政法人 100 床	直営⇒地方独立行政 法人 115 人		

自治体によって運営主体は直営・地方独立行政法人・指定管理者とさまざまであり、また、運営主体を同一とするのか、異なる運営主体とするのかについてもさまざまである。

今般医療部門のみを分割して地方独立行政法人奈良県立病院機構に承継することとなったが、施設が一体不可分のものである以上、本来的には運営主体も同一であるほうが望ましい。

そのため、今後、福祉施設と医療施設を分離し、福祉施設部分のみを引き続き指定管理者制度で実施していくのであれば、両施設間での連携が有効に働く仕組み作りが必要である。

また、現状、指定管理者は非公募となっており、その理由のひとつに「リハビリ病院と障害者・児施設の複合施設」であることが掲げられているが、次の選定においては今回の総合リハビリテーションセンター医療部門の分離に伴う有効な連携の仕組みを考慮した上で公募を積極的に検討する必要がある。

(4) 心身障害者福祉センター（歯科診療所）（書面監査対象施設）

公の施設の名称	心身障害者福祉センター（歯科診療所）【指定】			
所在地	橿原市大久保町 320-11 県社会福祉総合センター内			
所管部署	健康福祉部 障害福祉課			
設立目的	一般の歯科診療所での診療が困難な障害者の歯科診療を行うため			
敷地面積	-			
延床面積	658 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	平成 6 年 3 月 現所在地に移転（当初開設は昭和 55 年）			
指定管理者	一般社団法人奈良県歯科医師会			
施設の内容	歯科診療所			
職員配置の状況	(1 診療日あたり) 21 名			
自主事業の有無 （有の場合はその内容）	無			
施設取得費	-			
将来の修繕計画	-			
県の年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	-	-	-
	うち使用料等収入額	-	-	-
	県の行政財産使用料	-	-	-
	指定管理者の収入	-	-	-
	歳出（①+②）	23,808	20,747	20,063
	指定管理委託料①	20,089	20,747	20,063
その他②	3,719	-	-	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	-	-
	延べ診療件数	実績②	2,385	2,487
		利用率②/①	-	-
利用状況 2	指標名	計画①	-	-
	初診件数	実績②	1,370	1,467
		利用率②/①	-	-
類似施設	国所管	-		
	県所管	-		
	市所管	奈良市障害者歯科診療所		
施設の概要	一般の歯科診療所での診療が困難な障害者の歯科診療を行うことを目的として設置されたもの  待合室、予診室、診察室、エックス線撮影室、技工室、訓練指導室、倉庫、医局			

【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	一般社団法人奈良県歯科医師会
所轄部署	健康福祉部 障害福祉課
設立年度	大正 3 年
設立目的	歯科医学医術の研究及び歯科保健の普及による県民福祉の向上
事業内容	歯科に関する予防・啓発事業等
県の出資団体である場合県の出資額	—
役職員の状況（うち県職員、OB）	会長 1 名 副会長 2 名 専務理事 1 名 常務理事 6 名 理事 11 名、監事 222 名（県職員、OB は該当なし）
指定管理者としての実施施設	奈良県心身障害者福祉センター （歯科衛生診療所）
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	非公募
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	—
県の説明会への参加者数	—
応募団体が 1 団体しかない場合におけるその理由	—
非公募である場合その理由	当該施設の運営に必要な障害者歯科診療に関する専門的な知識・技術及び運営体制を有する事業者は他に存在しないと考えられるため
県からの委託料（千円）	2,836

① 事業実績報告書の提出遅延について（結果）

年度毎の事業実績報告書については、県の「手引き」の協定書ひな形においては、「4 月末までに県に提出しなければならない」と記載されている。

しかしながら、心身障害者福祉センター（歯科診療所）では平成 24 年度の事業実績報告書が平成 25 年 5 月 31 日付で提出されていた。その理由は、診療報酬が確定するのが 2 カ月遅れるため、5 月末でなければ収支実績が最終確定しないことによるものである。



指定管理者の業務運営状況を確認し、指定管理料の精算を完了させるためには4月30日の段階で事業実績報告を提出させる必要があるため、現状の事務取扱については是正が必要である。

② 評価結果通知書の提出遅延について（意見）

指定管理者からの事業実績報告書を受けて、県は指定管理者の業務運営を評価し、「評価結果通知書」により指定管理者に通知することとされている。

しかしながら、心身障害者福祉センター（歯科診療所）では評価結果通知書が平成25年9月に提出されていた。

評価結果通知書を県から指定管理者に通知する期日は特に定められていないが、他の指定管理者については、6月頃には通知がなされている。業務運営の評価結果を適時に通知し、指定管理者に対して改善を要する点については速やかに改善させるためにも、適時に評価結果通知書を伝達することが望まれる。

③ 事業実績報告書の記載事項について（意見）

事業実績報告書に記載する事項は、協定書において明示されており、当該指示に従って記載されている。心身障害者福祉センター（歯科診療所）の事業実績報告書においても必須事項の記載が求められているところである。

事業実績報告書のチェックポイントに基づいて、各指定管理者においてチェックが行われているが、心身障害者福祉センターからの提出資料からでは、例えば、利用者拡大のための広報の実施状況や、災害訓練の状況、個人情報保護に関する状況を窺い知ることができなかった。

県におけるモニタリングを適切に実施する観点から、チェックすべき事項を網羅した形で事業実績報告の記載事項を定めておくことが望まれる。

④ 利用者満足度調査の実施規定が協定書にないことについて（意見）

心身障害者福祉センター（歯科衛生診療所）の指定管理者である一般社団法人奈良県歯科医師会は非公募により指定されているが、利用者満足度調査を実施することが協定書に規定されていなかった。

当該事業が障害のある方に限定して実施されているものであって利用者満足度調査になじまないという理由から過年度において実施していなかったとのことであるが、利用者満足度調査は利用者のサービス向上を目的として実施されることを鑑みると、利用者満足度調査を実施しないことの根拠となると捉えることは難しい。利用者満足度調査を実施し、満足度が低い項目について原因の分析とサービスの向上に努める必要がある。

なお、県の行政経営課（当時）の内部指導により、協定書には記載がないものの、平成 24 年度からは指定管理者が利用者満足度調査を実施している。

⑤ 協定書に備品の帰属に関する規定がないことについて（結果）

心身障害者福祉センター（歯科衛生診療所）の協定書を閲覧したところ、「指定管理者が指定管理料の範囲内で購入した備品は県に帰属する」旨の条項がなかった。

これは初回の指定管理協定(平成 18 年度から 22 年度)においては、備品に関する定めがなく、必要な部品は県が購入手続を行っていた。2 回目の協定(平成 23 から 27 年度)からは突然の備品の故障等にも臨機応変に対応するために、指定管理料に備品購入費も含め、県と協議のうえ指定管理者が備品の購入手続を行うこととしたが、その際に備品の帰属に関する規定を盛り込むことを失念したものである。

県は、指定管理料の範囲内で購入した備品については県に帰属すると認識しており、また指定管理者も購入した備品について県に報告しているとのことであるが、協定書の文面を閲覧する限りでは県に所有権があることを明記した文面が一切ないことから、早急に対応を図る必要がある。

⑥ 廃棄もしくは修繕すべき備品の処理について（意見）

「第3 3. ③ エ) 廃棄もしくは修繕すべき備品の処理について」に記載したとおり、廃棄もしくは修繕すべき備品について、適切な処理がなされていない備品があったため、備品の適切な管理のため、適時に必要な処理を行うべきである。

(5) 西奈良県民センター（書面監査対象施設）

公の施設の名称	西奈良県民センター【指定】				
所在地	奈良市登美ヶ丘2丁目1-51				
所管部署	暮らし創造部 協働推進課				
設立目的	県と県民及び県民相互の対話と交流を促進し、ゆたかな県民生活の実現を図るため。				
敷地面積	3,175 m <sup>2</sup>				
延床面積	1,133.13 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和46年9月				
指定管理者	青垣協同組合グループ				
施設の内容	ホール、第1集会室、第2集会室、和室				
職員配置の状況	（平成25年4月現在）				
	5名				
自主事業の有無 （有の場合はその内容）	土曜日・特別市（県内産野菜・果物・加工食品等の直売市）の開催、書道教室、詩吟教室、マージャンクラブ、軽スポーツ体験教室				
施設取得費	81百万円				
将来の修繕計画	未定				
県の年間収支 （千円）		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	総収入額	15	13	13	
	うち使用料等収入額	15	13	13	
	歳出 （①+②）	26,754	26,000	27,598	
	指定管理委託料①	26,754	26,000	27,300	
その他②			298		
利用状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
利用状況1	指標名	計画①	59%	62%	64%
	稼働率 （ピロティを除く）	実績②	69.40%	70.20%	70.30%
		利用率②/①	—	—	—
利用状況2	指標名	計画①	11%	11%	12%
	ピロティ 稼働率	実績②	10.80%	17.30%	14.20%
		利用率②/①	—	—	—
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	公民館			
施設の概要	県と県民相互の対話と交流を促進・豊かな県民生活の為の施設				

【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	青垣協同組合グループ
所轄部署	くらし創造部 協働推進課
設立年度	平成 17 年
設立目的	西奈良県民センター及び大淵池公園の指定管理業務を受託するため
事業内容	西奈良県民センター及び大淵池公園指定管理業務
県の出資団体である場合県の出資額	なし
役職員の状況（うち県職員、OB）	代表構成員 青垣協働組合 構成員 株式会社恵水園 構成員 大和日昇緑化株式会社
指定管理者としての実施施設	西奈良県民センター及び大淵池公園
指定期間	平成 24 年度～26 年度
公募・非公募の別	公募
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	1 者 奈良県公の施設指定管理者選定審査会において審査
県の説明会への参加者数	2 者
応募団体が 1 団体しかない場合におけるその理由	募集要項で指定管理業務委託料の上限額を示しているが、その金額では利益が見込めないことなどが考えられる。一方、青垣協働組合グループは平成 18 年度より指定管理業務を受託しており、ノウハウも蓄積していることから引き続き受託可能な状態であると考えられる。
非公募である場合その理由	
県からの委託料（千円）	81,100

① 概要

西奈良県民センター及び大淵池公園（（8）に記載）は一体の施設として、平成 18 年度から指定管理者制度が導入されており、3 期とも青垣協同組合グループが指定管理者として選定されている。

当施設の指定管理者制度が導入されてからの稼働率は下記のとおりであり、指定管理者制度導入以後、施設稼働率は一度も前年を下回ることがなく、明らかな改善がみられている。

【西奈良県民センターの稼働率の推移】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
稼働率	49.9	53.9	59.7	62.1	67.3	69.4	70.2	70.3

② 備品シールの貼付について（意見）

「第3 3. ③ ウ) 備品シールの貼付について」に記載したとおり、備品管理番号を特定するためのシールが添付されていない備品があったため、現物と管理簿を適切に照合し管理するために、管理シールの貼付が望まれる。

③ 低利用スペースについて（意見）

「第3 3. ⑤ ウ) 低利用スペースについて」に記載したとおり、書面監査を実施したところ、ピロティについて、平成24年度の稼働率が14%と低い旨の回答を得た。

この改善策について、当該ピロティは悪天候時は風雨が吹き込むなど使用条件が良くなく、催しには向いているが多くの利用者のニーズである文化活動には使用しづらいため、稼働率の大幅な改善は見込めないとのことであった。青垣協同組合グループは指定管理者制度が導入された平成18年度当初から指定管理を受託しており、指定管理者の3期目の選定の際に、ピロティの有効活用の提案し選定委員に評価された。提案内容から実施可能な県内産野菜・果物・加工食品等の直売市を自主事業として開催するなどピロティの有効活用に取り組んでいるが、依然として低い稼働率に留まっていることから、さらなる活用方法を検討する必要がある。

④ 運動場の予約について（意見）

平成23年度の指定管理者の選定委員会議事録を閲覧したところ、西奈良県民センターの運動場については、学園前のテニス愛好家がグループを作り、ほぼ毎日使用しているとの記載があった。

この点、一部の者に独占されており、住民の平等利用の確保、公平の見地から問題があると当時の選定委員から指摘を受けており、その際の議事録では、予約方法を含めて、今後の検討事項であると記載されていた。

予約方法についての改善状況を確認したところ、平成25年7月1日より予約から使用承

認手続までの運用を変更しており、上記グループ以外の団体ないし個人でも予約しやすい運用形態になっていた。実際、運用変更前まで上記グループがほぼ毎日使用していたものが、運用変更後は、上記グループ以外の団体ないし個人の申請者についても予約がされており、一定の改善が確認された。

今後も住民の平等利用を確保すべく、予約状況のモニタリングが引き続き必要である。

(6) 橿原公苑（明日香庭球場）（書面監査対象施設）

公の施設の名称	橿原公苑（明日香庭球場）【指定】				
所在地	高市郡明日香村小山 183				
所管部署	くらし創造部 スポーツ振興課				
設立目的	県内のテニス競技の振興				
敷地面積	64,831 m <sup>2</sup>				
延床面積	管理棟 241.93 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和 50 年 4 月				
指定管理者	(有)ハードボールテニス				
施設の内容	人工芝コート 20 面 クレーコート 8 面 管理棟 1 棟 倉庫 3 棟 便所 1 棟				
職員配置 の状況	4 名 (平成 25 年 4 月現在)				
自主事業の有無 （有の場合はその 内容）	有 ・テニス教室 ・プライベート、グループレッスン ・特別レッスン 等				
施設取得費	不明				
将来の修繕計画	故障箇所を随時修繕 なお、平成 27 年度に大規模整備予定				
県の年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	20,028	19,953	23,095	
	うち使用料等収入額	13,450	13,965	13,916	
	歳出 （①+②）	1,290	978	2,347	
	指定管理委託料①	1,056	738	2,147	
その他②	234	240	200		
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	50%	50%	50
	稼働率	実績②	42.60%	43.20%	42.90%
		利用率②/①	85.20%	86.40%	85.80%
類似施設	国所管	—			
	県所管	・まほろば健康パークテニスコート ・橿原公苑テニスコート			
	市所管	橿原運動公園テニスコート（橿原市）			
施設の概要	奈良県立橿原公苑（通称＝明日香庭球場）は、奈良県高市郡明日香村にある奈良県立のテニス場です。 奈良県の指定管理者制度により平成 18 年 4 月より有限会社ハードボールテニス指定管理者として運営しています。 テニスコートの予約、テニス教室、各種大会の主催や、クラブ活動の支援などを中心とした活動を行っています。				



【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	(有)ハードボールテニス
所轄部署	くらし創造部 スポーツ振興課
設立年度	平成 14 年
設立目的	スポーツ練習場の運営・経営及びその仲介
事業内容	スポーツ練習場の運営・経営及びその仲介
県の出資団体である場合県の出資額	なし
役職員の状況（うち県職員、OB）	代表取締役及び取締役（0）
指定管理者としての実施施設	榎原公苑（明日香庭球場）
指定期間	平成 24 年度～26 年度
公募・非公募の別	公募
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	2 者 書類審査及びプレゼンテーションによる選定審査
県の説明会への参加者数	5 者
応募団体が 1 団体しかない場合におけるその理由	
非公募である場合その理由	
県からの委託料（千円）	6,439

① 備品の現物と管理簿との不一致について（意見）

「第 3 3. ③ イ) 備品の現物と管理簿との不一致について」備品現物調査の結果、現物と管理簿とが一致しない備品があった。昭和 40 年代から引き継いだ備品について、管理簿への記載漏れがあったことが要因である旨、書面にて回答を得ている。現在の状況を確認し、現物と管理簿とを整合させる必要がある。

② 備品シールの貼付について（意見）

「第 3 3. ③ ウ) 備品シールの貼付について」に記載したとおり、備品管理番号を特定するためのシールが添付されていない備品があったため、現物と管理簿を適切に照合し管理するために、管理シールの貼付が望まれる。

③ 廃棄もしくは修繕すべき備品の処理について（意見）

「第3 3. ③ エ) 廃棄もしくは修繕すべき備品の処理について」に記載したとおり、廃棄もしくは修繕すべき備品について、適切な処理がなされていない備品があったため、備品の適切な管理のため、適時に必要な処理を行うべきである。

(7) 第二浄化センタースポーツ広場（書面監査対象施設）

公の施設の名称	奈良県第二浄化センタースポーツ広場【指定】				
所在地	北葛城郡広陵町萱野 100-1				
所管部署	県土マネジメント部 下水道課				
設立目的	浄化センターの環境を保全し、併せて県民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興に資するため				
敷地面積	81,864 m <sup>2</sup>				
延床面積	736.72 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和 63 年 4 月				
指定管理者	サンアメニティ・Real Style 共同事業体				
施設の内容	スポーツ・レクリエーション施設				
職員配置の状況	（平成 25 年 4 月現在）				
	46 名				
自主事業の有無 （有の場合はその内容）	有 ・テニススクール ・野球スクール ・サッカースクール 等				
施設取得費	532 百万円				
将来の修繕計画	トイレのリニューアル（洋式化）、プールの塗装の塗り替え、運動場バックネット修繕、プールのスライダーポンプ更新、テニスコート修繕、キュービクル更新、遊具の更新 等				
県の年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額※ 1	0	0	0	
	うち使用料等収入額	—	—	—	
	歳出 （①+②）	11,760	13,073	51,785	
	指定管理委託料①	11,760	11,760	11,940	
	その他②	—	1,313	39,845	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	22,000 人	22,500 人	22,500 人
	ファミリープール入場者数	実績②	24,497 人	24,524 人	29,567 人
		利用率②/①	111.35%	109%	131.41%
利用状況 2	指標名	計画①	507 面	497 面	436 面
	運動場稼働面数	実績②	436 面	408 面	435 面
		利用率②/①	86%	82.1%	99.8%
利用状況 3	指標名	計画①	805 面	805 面	726 面
	テニスコート稼働面数	実績②	701 面	643 面	756 面
		利用率②/①	87.1%	79.9%	104.1%
類似施設	国所管	—			
	県所管	奈良県浄化センター公園			
	市所管	—			
施設の概要	・施設は、奈良盆地のほぼ中央に位置しており、大和川上流流域下水道の処理施設である第二浄化センターの環境改善を図るとともに県民にスポーツ、レクリエーション場所を提供するために設置している。				

	・年間を通して、テニスコート、運動場、夏の日を家族で愉快地に過ごせるファミリープール等があり、県民に広く利用されている。
--	--

【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	サンアメニティ・Real Style 共同事業体	
所轄部署	県土マネジメント部 下水道課	
	株式会社サンアメニティ	株式会社 RealStyle
設立年度	昭和 54 年 2 月	平成 17 年 4 月
設立目的	建物内外の総合清掃管理業務、警備保安及び受付、管理業務他	スポーツイベントの企画、スポーツセミナーの企画他
事業内容	公共施設運営、ビル総合管理、スポーツ施設、イベント企画、IT 他	スポーツ DVD 製作販売、スポーツイベント企画運営、スポーツスクール運営、指定管理事業サポート他
県の出資団体である場合県の出資額	—	
役職員の状況（うち県職員、OB）	—	
指定管理者としての実施施設	奈良県第二浄化センタースポーツ広場	
指定期間	平成 24～26 年度	
公募・非公募の別	公募	
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	2 者が共同事業体として応募 審査方法…審査委員会 審査項目…①指定管理者の経営姿勢及び運営実施体制について、②施設の平等及び公平な利用の確保について、③コンプライアンスについて、④施設の効用の最大限発揮について、⑤広報活動事業について、⑥管理運営経費について、⑦施設管理について、⑧安全管理等について、⑨地域との協力について、⑩モニタリングについて、⑪特記内容について、⑫収支計画書について	
県の説明会への参加者数	4 者	
応募団体が 1 団体しかない場合におけるその理由	—	
非公募である場合その理由	—	
県からの委託料（千円）	35,820（3 年間）	

① 備品シールの貼付について（意見）

「第3 3. ③ ウ) 備品シールの貼付について」に記載したとおり、備品管理番号を特定するためのシールが添付されていない備品があったため、現物と管理簿を適切に照合し管理するために、管理シールの貼付が望まれる。

## (8) 大渕池公園（書面監査対象施設）

公の施設の名称	大渕池公園【指定】				
所在地	奈良市大渕町奈良市中山町西1丁目ほか				
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 公園緑地課				
設立目的	都市公園				
敷地面積	232,000 m <sup>2</sup>				
延床面積	932.82 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和55年4月				
指定管理者	青垣協同組合グループ				
施設の内容	3地区に点在  西地区…ファミリー広場、少年運動広場、児童広場、駐車場、遊具、噴水、樹林地等 東地区…体育館、テニスコート、芝生広場、駐車場、大型遊具、樹林地等 池地区…大渕池、展望施設等				
職員配置の状況	6名  (平成25年4月現在)				
自主事業の有無（有の場合はその内容）	竹やぶ整備ボランティア 樹林地整備ボランティア 環境教育学習会				
施設取得費	-				
将来の修繕計画	-				
県の年間収支（千円）		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	総収入額	0(7,806)	0(7,981)	0(8,006)	
	うち使用料等収入額	0(7,806)	0(7,981)	0(8,006)	
	県の行政財産使用料	-	-	-	
	指定管理者の収入	-	-	-	
	歳出（①+②）	26,754	26,000	27,300	
	指定管理委託料①	26,754	26,000	27,300	
その他②	0	0	0		
利用状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
利用状況1	指標名	計画①	83%	84%	85%
	体育館 昼間稼働率	実績②	88.2%	85.8%	90.3%
		利用率②/ ①	-	-	-
利用状況2	指標名	計画①	74%	78%	79%
	体育館 夜間稼働率	実績②	88.3%	78.3%	85.6%
		利用率②/ ①	-	-	-
利用状況3	指標名	計画①	80%	82%	84%
	テニスコート 稼働率	実績②	87.4%	90.4%	89.0%
		利用率②/ ①	-	-	-
類似施設	国所管	-			
	県所管	県営福祉パーク			

	市所管	大和高田市馬冷池公園
施設の概要	<p>奈良市西部の住宅地のなかにあつて、大淵池を中心に周辺の樹林地を含めた豊かな緑と水の公園です。</p> <p>豊かな自然のなかのやすらぎの場として、散策に、休息に、日頃の体力づくりに、また子供連れのレクリエーションに幅広く利用できる総合公園です。</p>	

【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	青垣協同組合グループ 代表構成員 青垣協同組合
所轄部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 公園緑地課
設立年度	平成 14 年度
設立目的	本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もつて組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。
事業内容	組合員が行う造園工事、土木工事、舗装工事、その他工事の共同受注
県の出資団体である場合県の出資額	—
役職員の状況（うち県職員、OB）	—
指定管理者としての実施施設	奈良県西奈良県民センター及び大淵池公園
指定期間	平成 24 年度～平成 26 年度
公募・非公募の別	公募
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	応募団体 1 者 指定管理者選定審査会による選考
県の説明会への参加者数	2 者
応募団体が 1 団体しかない場合におけるその理由	西奈良県民センターと大淵池公園を一体で管理運営する募集となるが、大淵池公園が東地区、西地区、池地区の 3 箇所、西奈良県民センター 1 箇所の合計 4 箇所に点在しており一体的に効率的な管理が地理的に難しく、広大な公園の植栽剪定や草地管理については、再委託することなく直営で実施しなければ経費節減の余地が少ないためと考える。
非公募である場合その理由	—
県からの委託料（千円）	平成 24 年度 27,300

書面監査の結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

(9) 浄化センター公園（「まほろば健康パーク」及び「スイムピア奈良」）



(左上の大画像) 平成 26 年 7 月完成時の予想イラスト

(右下の小画像) 平成 26 年 1 月時点の工事の状況



公の施設の名称	まほろば健康パーク（平成 26 年 7 月以降） （平成 26 年 6 月迄 浄化センター公園）【指定】
所在地	大和郡山市宮堂町 310 番地
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 公園緑地課 くらし創造部 スポーツ振興課
設立目的	浄化センター公園区域において、健康増進施設、競技施設、管理等施設及び公園機能施設を 3 つの基本コンセプトのもと P F I 事業により一体的に整備。 ・健康増進・リハビリの中核施設 ・人に優しい施設 ・県内の水泳競技の拠点施設
敷地面積	11.8ha（平成 26 年 7 月以降） （平成 25 年 12 月現在、浄化センター公園 11.6ha）
延床面積	・スイムピア奈良（新プール棟）7,996 m <sup>2</sup> ・テニスコート管理棟 103 m <sup>2</sup> 、テニスコート上屋 1,444 m <sup>2</sup> ・ファミリープール管理棟 967 m <sup>2</sup> 、ファミリープール機械棟 221 m <sup>2</sup> ・便所棟等 7 棟
開館（竣工）年月	平成 26 年 7 月 （昭和 53 年 7 月、浄化センター公園の供用開始）
指定管理者	奈良新県営プール P F I 株式会社（平成 24 年 4 月以降） （平成 24 年 3 月迄、近鉄ビルサービス株式会社）

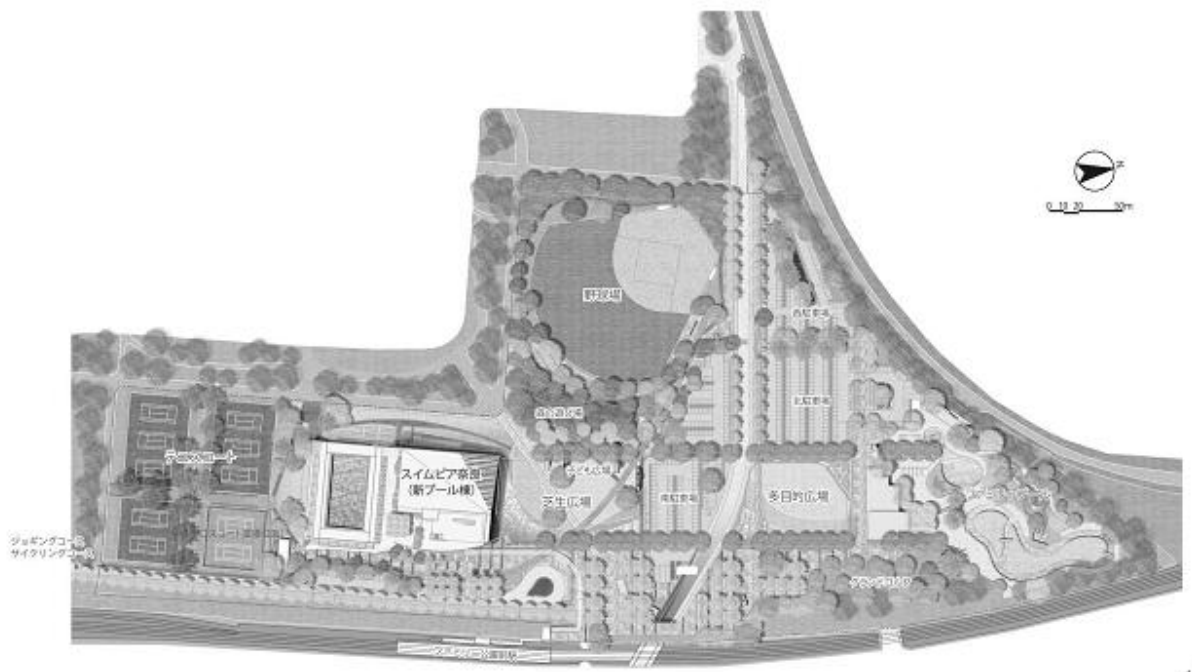


施設の内容	スイムピア奈良（新プール棟）、ファミリープール、テニスコート、野球場				
職員配置の状況	4名 (平成25年12月現在) 33名 (平成26年7月以降)				
自主事業の有無 (有の場合はその内容)	グランドゴルフ、インラインスケート、ミニ電車、ニュースポーツ講座、自動販売機など（平成26年7月以降）				
施設取得費	5,378,446千円（消費税、割賦金利含む）				
将来の修繕計画	平成41年3月31日までの全施設修繕費184,841千円（消費税別）				
県の年間収支 (千円) ※利用料金制により 使用料収入額は県の収入には ならない。		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	総収入額	0(39,184)	0(35,775)	(42,476)	
	うち使用料等収入額	0(39,184)	0(35,775)	(42,476)	
	歳出(①+②)	17,700	17,700	12,664	
	指定管理委託料①	17,700	17,700	12,664	
その他②	0	0	0		
利用状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
利用状況1	指標名	計画①	34,000人	36,000人	46,000
	ファミリープール 年間有料入場者数	実績②	51,715人	45,955人	55,395
		利用率②/①	152.1%	127.7%	120.4%
利用状況2	指標名	計画①	557コマ	633コマ	547コマ
	野球場 年間稼働率	実績②	198コマ	179コマ	182コマ
		利用率②/①	35.5%	28.3%	33.3%
利用状況3	指標名	計画①	5,760コマ	6,370コマ	5,529コマ
	テニスコート 年間稼働率	実績②	2,640コマ	3,351コマ	3,713コマ
		利用率②/①	45.8%	52.6%	67.2%
類似施設 (都市公園のうち 運動公園)	国所管	—			
	県所管	橿原公苑			
	市所管	鴻ノ池運動公園（奈良市）			

① 監査の目的

浄化センター公園は、現在、新名称まほろば健康パークとして新たに平成26年7月のオープンを目指して大規模な整備を実施中である。奈良県としては初めてのPFIによる整備手法を用いた案件であり、本監査においては、当公園のPFI手法をもとに、県全体におけるPFI手法による施設整備の方向性について主に分析する。

## ② まほろば健康パークの整備の概要



新たに整備されるまほろば健康パークの完成時の予定全体図

浄化センター公園は、奈良盆地のほぼ中央、大和川及び佐保川の合流点に位置し、流域下水道の下水処理場である浄化センターの、その近隣に環境向上を図ると共に、県民にスポーツと憩いの広場を提供する公園を設置することを目的として、昭和 53 年 7 月にオープンしたものである。

当公園には野球場、ファミリープール、管理棟、テニスコート、児童広場などが整備されるとともに、農林部所管のフラワーセンター（平成 24 年 4 月に組織改編され馬見丘陵公園に統合）が設置されていた。

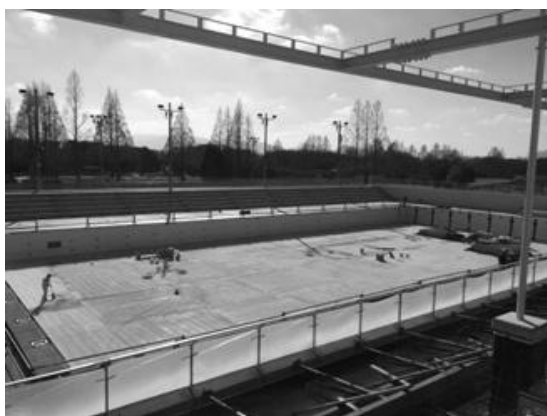
平成 20 年度になって当公園の整備計画が決定し、ファミリープールをリニューアルするとともに、フラワーセンター跡地を含む公園内に新県営プールを整備することとした。なお整備後の新たな名称について公募を行い、公園名称を「まほろば健康パーク」、新県営プールは「スイムピア奈良」とした。

### 【まほろば健康パークの整備に係る経過】

年	内容
平成 20 年	新県営プールの候補地検討を浄化センター公園に決定する
平成 21 年	整備基本計画策定及び PFI 可能性調査を実施
平成 23 年 1 月	「特定事業の選定について」を公表し PFI によることを決定
平成 23 年 8 月	新県営プール施設等整備運営事業事業者選定過程及び審査講評公開。
平成 23 年 10 月	奈良新県営プール PFI 株式会社と契約する
平成 26 年 7 月	全面開園予定
平成 41 年 3 月末まで	維持管理・運営

新たに設営されるスイムピア奈良内には、国体にも対応できる競技用の屋外型プール（50m）及び一般利用に対応した屋内プール 2 面（25m 及び歩行用プール）のほか、トレーニングジム、フィットネススタジオ、サイクリングステーション等を兼ね備えた、総合的な健康増進・リハビリ施設とする予定である。

また、ファミリープールは今回の整備によってウォータースライダー 2 基、流れるプールや複合大型遊具のある幼児用プール等に全面改修が行われ、また冬季にはインラインスケート等も可能な施設となる。さらに駐車場についても、かつて 200 台であったところ、新たに 550 台に拡張する。このほか、広場や各種施設等の整備を行うものである。



平成 26 年 1 月現在工事中の 50m 屋外プール場



工事中のファミリープール。ウォータースライダーの支柱と流れるプールが見える

### ③ 県による PFI 事業の評価測定

冒頭で説明したとおり、当公園の整備には奈良県として初めての PFI 手法が用いられている。

県においては浄化センター公園の整備にあたって、PFI 事業として実施することについて評価しその有効性を確認したうえで、県として初めて PFI の手法を採用することと

した。公募の結果、4 グループからの提案があり、その中から奈良新県営プール PFI 株式会社を事業者及び指定管理者として選定した。

県では初めての PFI 事業の導入にあたって、PFI 手法が有効であるかどうかについて、国の「VFM に関するガイドライン」に基づいて評価を行った。その結果、建設費及び平成 41 年までの運営費の比較で、県は VFM を独自に計算した。

その結果、県が自ら直接実施する場合の財政負担額を 100 とした場合の PFI 手法による財政負担額は 89.5 となり、10.5%の財政負担の削減が可能と評価され、これにより県として初めての PFI 事業として選定することとしたものである。

	財政負担（県が直接実施する場合を 100 とする）
県が自ら実施する場合	100
PFI 事業として実施する場合	89.5

出典：「特定事業の選定について」（平成 23 年 1 月 28 日）

#### ④ PFI 事業推進体制の整備の必要性（意見）

PFI 事業による施設整備は、県としては全体的な財政負担額や事務負担を削減することができ、民間事業者としては従前の公共事業よりもさらにより一步踏み込んで公共施設の運営まで可能となるという点で、県及び民間事業者のお互いにメリットの大きい、いわゆる Win-Win（交渉者のお互いがともに利得を得ること）の関係が築ける手法であると考えられ、それゆえに既に先行する自治体では積極的に PFI を導入しているところも多数あるところである。

今回、県として初めての PFI 事業の導入であるまほろば健康パーク及びスイムピア奈良は、整備を行う公園緑地課と関係部署が一体となって進めてきた事案であるが、PFI 手法は今後のファシリティマネジメントの手法のひとつとして有効である。

この事例をもとに、今後県において PFI 事業を推進するのか、また、推進するのであればどのように手続を明確化するのか等について、さらなる検討が必要である。

(10) 国際奈良学セミナーハウス/吉城園



(画像 左：国際奈良学セミナーハウス 右：吉城園)

公の施設の名称	国際奈良学セミナーハウス【指定】	吉城園【指定】		
所在地	奈良市登大路町 63	奈良市登大路町 60-1、水門町		
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局	奈良公園室		
設立目的	奈良に関する歴史及び文化の研究、研修等の促進を図り、県民の国際文化の向上に資する。	庭園鑑賞や散策及び茶会などに幅広く県民の利用に供し、日本の伝統文化に触れられる憩いの場として開放することにより、公共の福祉に資する。		
敷地面積	2,948.60 m <sup>2</sup>	8,971.78 m <sup>2</sup>		
延床面積	883.01 m <sup>2</sup>	990.03 m <sup>2</sup>		
開館（竣工）年月	昭和 63 年 11 月	平成元年 4 月		
指定管理者	関西美建・今西酒造グループ			
施設の内容	宿泊棟、玄関・宮殿、機械室	居宅、茶室、倉庫、物置		
職員配置の状況	(平成 25 年 4 月現在) 7 名	(平成 25 年 4 月現在) 7 名		
自主事業の有無 (有の場合はその内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良学セミナー、教養講座</li> <li>・オープンカフェ、和カフェ</li> </ul>			
施設取得費	178 百万円	33 百万円		
将来の修繕計画	—			
県の年間収支 (千円)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	0	0	0
	うち使用料等収入額			
	歳出 (①+②)	18,900	18,900	19,320
	指定管理委託料①	18,900	18,900	19,320

	その他②		0	0	0
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名 宿泊利用者数	計画①	2,800 人	2,800 人	2,700 人
		実績②	2,907 人	2,607 人	2,768 人
		利用率②/①	103.8%	93.1%	102.5%
利用状況 2	指標名 研修室稼働率	計画①	66.0%	66.0%	72.0%
		実績②	60.0%	82.7%	80.5%
		利用率②/①	90.9%	125.3%	111.8%
利用状況 3	指標名 吉城園 入場者数	計画①	30,000 人	30,000 人	22,000 人
		実績②	28,379 人	22,016 人	28,606 人
		利用率②/①	94.6%	73.4%	130.0%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	—			

【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	関西美建株式会社	今西酒造株式会社
所轄部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室	
設立年度	昭和 35 年度	昭和 29 年度
設立目的	造園工事の設計、施工、 監理、請負他	日本酒の製造
事業内容	緑地管理、緑地工事、 指定管理事業他	日本酒の製造・販売、飲食業、 宿泊業、不動産管理
県の出資団体である場合県の出資額	なし	なし
役職員の状況（うち県職員、OB）	代表取締役 1 名、 会計監査 1 名	代表取締役 1 名 取締役 2 名 監査 1 名
指定管理者としての実施施設	国際奈良学セミナーハウス・吉城園	
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日	
公募・非公募の別	公募	
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	1 者の応募、奈良県公の施設選定審査会における審査	
県の説明会への参加者数	3 者	
応募団体が 1 団体しかない場合におけるその理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要事業以外の業務内容への対応が困難である。</li> <li>・指定管理の枠組みで運営することの魅力が少ない。</li> </ul>	
非公募である場合その理由	—	
県からの委託料（千円）	57,960	

## ① 概要

国際奈良学セミナーハウス及び吉城園は、近鉄奈良駅から徒歩 10 分、東大寺や奈良県国立博物館にほど近い場所に立地する施設である。

国際奈良学セミナーハウスは、奈良に関する歴史及び文化の研究、研修等の促進を図り、県民の国際文化の向上に資する目的で設立され、全 7 室（1 泊 1 名 3,850 円から 6,160 円）の宿泊施設、研修室 1 部屋（最大約 50 名収容、1,800 円（午前利用）から 5,900 円（終日利用））、桃山時代初期に興福寺の子院として建てられた世尊院客殿を改修した展示室（約 5 室の和室と約 20 畳の板の間、4,000 円（午前利用）から 12,700 円（終日利用））を擁している。

吉城園は、庭園鑑賞や散策及び茶会などに幅広く県民の利用に供し、公共の福祉に資する目的で設立され、園内には、大正 8 年に作られた建物と庭園、平成 22 年 5 月に葺き替えられた茅葺屋根の離れ茶室があり、これらは重要文化財に指定されている。開園時間は午前 9 時から午後 5 時まで、入園料は 250 円（ただし、65 歳以上の高齢者及び外国人は無料、国際奈良学セミナーハウス宿泊者は 150 円）で、お茶室利用は全日利用 24,000 円（午前のみの場合 12,000 円、午後のみの場合 14,000 円）である。

施設全体は丁寧に維持管理され、宿泊客は主に観光客となっている。

## ② レジ内現金残高とあるべき残高との不一致について（結果）

レジ内の現金残高を実査したところ、レジ内現金残高が本来あるべき残高よりも 10,000 円過大となっていた。当日の売上高（往査時点 79,700 円）と釣銭（30,000 円）の合計 109,700 円がレジ内現金のあるべき残高となるが、実際には 119,700 円であった。指定管理者が原因を確かめた結果、当日に団体宿泊客から誤って 10,000 円過大に徴収したことが判明し、これについては当該宿泊客に返金するとのことである。

レジ内の現金については、午前と午後の毎日 2 回、現金残高を確認しているが、往査当日は午前の確認を漏らしていたため、事象の発見が我々の往査時点となった。

宿泊者からの料金回収を適切に行い、現金残高の確認は日々 2 回の実施を徹底し、万が一現金残高の不一致が発生した場合でも、早期に発見できるように運営すべきがある。

### ③ 不良備品の処理について（結果）

国際奈良学セミナーハウスを視察した結果、屋内外の物置スペースに今後使用見込みのない食器類や壊れた備品等が保管されていた。これらについて、県の備品台帳上、備品の実態を適切に管理するため、廃棄の可否を検討し、廃棄処理すべきものについては県に申請し、備品台帳から除外すべきである。

また、食器類が破損した場合、同機能を有する代替品を指定管理者が購入し使用していると聴取した。これについても、破損した食器類は、県に廃棄処理申請し、また、新規に購入した備品について所有権が県にあると認められるものについては、備品台帳の新規登録申請することで、県の備品台帳上、適切に備品管理を行う必要がある。

### ④ 今後の施設運営について（意見）

国際奈良学セミナーハウスでは、当館での直接予約受付のみでなく、ホテル予約サイトのじゃらん、海外利用者を意識したブッキングドットコムにより予約を受け付けている。また、当館は東大寺や奈良県国立博物館等主要な観光地にも近く、ハイシーズンでも宿泊料金が一定であるため、観光客のリピーターも多い。本来の施設設立目的は、「奈良に関する歴史及び文化の研究、研修等の促進を図り、県民の国際文化の向上に資する」と条例で定められているが、奈良県に関するセミナーの参加者による宿泊等、いわゆる設置目的に沿った利用は少なく、一方、観光客の割合が最も多い。民間宿泊施設と近似した施設運営を行ってはいるものの、条例で定められた設立目的のために料金体系の流動的な変更ができず、施設の位置付けが不明確となっている。

奈良公園の中での当施設の位置づけについて、将来にわたって従来の設置目的に沿って運営していくのか、あるいは利用実態に合わせて条例を変更し、例えば普通財産として施設を運営していくか等について再検討し、決定した方針に沿って運営されることが望まれる。

今後は、奈良公園区域に編入したうえで、都市公園法に掲げる便益施設（宿泊施設）と位置づけるなどし、民間活力を導入した運営を視野に入れるべきである。



(11) 県営住宅（指定管理/近鉄住宅管理株式会社）



指定管理者による県営住宅の例（北和団地）

公の施設の名称	県営住宅【指定】			
所在地	「所在地 1. 直営の部（28）県営住宅（直営）①概要 ア）県営住宅全般」の添付表参照			
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 住宅課			
設立目的	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し国民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。			
敷地面積	合計 278,555 m <sup>2</sup>			
延床面積	合計 191,555 m <sup>2</sup>			
開館（竣工）年月	昭和 42 年以降順次（売間団地ほか）			
指定管理者	近鉄住宅管理株式会社			
施設の内容	県営住宅			
職員配置の状況	（平成 25 年 4 月現在）			
	10 名（奈良県営住宅管理センター）			
自主事業の有無 （有の場合はその内容）	クラシックコンサートの開催（売間団地：平成 25 年 1 月実施）			
施設取得費	合計 18,162 百万円			
将来の修繕計画	H25 稗田団地外壁改修工事		執行予定金額	113,925 千円
	H25 姫寺団地給水ポンプ取替工事		執行予定金額	63,399 千円
	（財源は、上記両事業とも国費 1/2、県債 1/2）			
県の年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	※210,343	※201,510	604,885
	うち使用料等収入額	210,343	201,510	604,885
	歳出	※73,848	※73,831	221,206

	(①+②)				
	指定管理委託料①		73,848	73,831	221,206
	その他②		—	—	—
利用状況			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用状況 1	指標名	計画①	1,248 戸	1,248 戸	3,275 戸
	入居率	実績②	1,176 戸	1,168 戸	2,991 戸
		利用率②/①	94.2%	93.6%	91.3%
類似施設	国所管	雇用促進住宅			
	県所管	—			
	市所管	市町村営住宅、改良住宅			

※平成 22 年度及び平成 23 年度については売間団地及び稗田団地のみを指定管理者（近鉄住宅管理グループ）が管理を実施している。

【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	近鉄住宅管理株式会社
所轄部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 住宅課
設立年度	平成 7 年度(平成 8 年 3 月)
設立目的	下記の事業を営むことを目的とする。
事業内容	分譲マンションの管理、建物・施設等の総合管理等
県の出資団体である場合県の出資額	無
役職員の状況（うち県職員、OB）	OB 1 名
指定管理者としての実施施設	紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・六条山・東高田・稗田・天理南・橿原ニュータウン・阿部・山崎県営住宅
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	応募団体数：4 団体 審査方法：奈良県営住宅指定管理者選定審査会によるプロポーザル方式
県の説明会への参加者数	4 者(9 名)
応募団体が 1 団体しかない場合におけるその理由	—
非公募である場合その理由	—
県からの委託料(千円)	917,000 (5 ヶ年)

## ① 概要

公営住宅法によって定められた奈良県営住宅 45 団地の内、耐用年数未到来で今後も入居者募集予定の 13 団地について、近鉄住宅管理株式会社が指定管理者制度で管理している。（「1. 直営の部 (28) 県営住宅(直営) ①概要 ア) 県営住宅全般」参照)

ここでは、近鉄住宅管理株式会社の施設の管理体制を監査対象とする。

## ② 平成 23 年度の費用が、平成 23 年度と平成 24 年度の両方に二重に報告されていたことについて(結果)

平成 23 年度の費用として県に実績報告されていた平成 24 年 3 月空き家修繕施工費用 2,000 千円が、平成 24 年度の県への実績報告でも計上されていた。

指定管理者である近鉄住宅管理株式会社は、平成 24 年 3 月中の完成を目指して当該修繕工事を実施したが工事完了が 4 月 5 日となったため、企業会計上は平成 24 年 4 月すなわち平成 24 年度の費用として処理した。しかし、当該工事は平成 23 年度の指定管理者として実施した業務であることから、県には平成 23 年度の費用として実績報告していた。

よって、平成 24 年度の県への実績報告を行う際には当該工事費用 2,000 千円を差し引いて報告する必要があったところ、それを失念していたために、今回のような年度をまたいだ同一費用の二重計上につながったものと考えられる。

当該工事は本来であれば平成 24 年 3 月末までに完了しておく必要があるため、近鉄住宅管理株式会社は特に年度をまたぐ工事に関しては作業完了時期に留意すべきであった。

また、同年度内で完了しない工事案件等について、いずれの施設においても発生しうるため、指定管理者の混乱を招かないためにも、県で取り扱っている費用認識時期を指導し、ルールに沿った適切な費用を報告させることにより、指定管理者の施設運営をモニタリングする必要がある。

なお、指定管理者と県との間の協定により、当該修繕に係る収支差額相当については県に精算戻入を求めないとしていることから、当該費用の精算戻入は発生しない。

### ③ 月次報告と業務実績報告書の金額の相違について（結果）

近鉄住宅管理株式会社は、月次で県に月例報告書を提出するとともに、年度末に年間の業務実績報告書を提出している。ここで、“平成 24 年業務実績報告書”と“平成 24 年度 3 月月例報告：在庫空家修繕及び退去空家修繕”で、修繕金額が下記のとおり相違していた。

	業務実績報告書	平成 24 年度 3 月 月例報告	差異
在庫空家修繕	35,860 千円	39,940 千円	△4,080 千円
退去空家修繕	55,040 千円	48,960 千円	+6,080 千円
合計	90,900 千円	88,900 千円	+2,000 千円

まず、合計金額に 2,000 千円の差異があるが、これは上述の平成 23 年度事業として実施し平成 24 年 4 月 5 日に工事完了した分が業務実績報告書において前年度と二重に計上されているからであり、月例報告の 88,900 千円が正しい金額である。

また、在庫空家修繕と退去空家修繕とで、月次報告と業務実績報告書の金額の入り繰りが生じている。監査において、近鉄住宅管理株式会社がこれらの費用を明確に区分して認識しているかは不明であり、入り繰りの原因は不明である。

なお、指定管理者と県との間の協定により、当該修繕に係る収支差額相当については県に精算戻入を求めないとしていることから、当該費用の精算戻入は発生しない。

近鉄住宅管理株式会社は、費用を正確に識別し、県に対して正確な報告をすべきである。

同時に県も、月次報告と業務実績報告書を照合していれば上記②の 2,000 千円が二重計上となっていることを発見できた可能性もあるため、資料間の整合性のチェックに留意が必要である。

### ④ 指定管理先の現金管理について（意見）

指定管理者が保有しているお釣り用の現金 40,000 円（小金庫 2 つ、各 20,000 円）について、日々、現物確認しているが、いずれも金種表を作成していなかった。

現金管理は、内部管理上、非常に重要であるため金種表を用いて担当者が確認後、責任者が承認印を押印するといった管理統制を実施して、責任関係を明確にする必要がある。

⑤ 委託料の算定について（意見）

近鉄住宅管理株式会社に係る委託料については、家賃調定額と比して実際の家賃収納がどの程度であったかによって委託料が増減する取扱いとしている。

すなわち、

$$〔\text{当該年度収入額} - (\text{当該年度調定額} \times \text{基準収納率})〕 \times 10\%$$

$$= \text{翌年度特別配当金の支給又は翌年度委託料の減額}$$

と定め、上記基準収納率（＝家賃収納額／家賃調定額）が 93.9%以上であった場合は、翌年度に特別配当金を支給し、これを下回った場合は翌年度の委託料の減額を行うこととしている。県営住宅における家賃収入の確保について指定管理者に回収のインセンティブを与えるため、家賃調定額と実際の収納額を比較して委託料を増減することは問題なく望ましいことと考えられる。

しかし、現在の基準収納率である 93.9%はこれを超えるのが非常に難しい水準となっている。

平成 24 年度の調定及び収納額一覧は次のとおりである。

	調定額（円）	収入済額（円）	収納率（％）
現年度	608,916,982	598,781,373	98.34
過年度	48,530,035	6,102,941	12.58
合計	657,447,017	604,884,314	92.01

問題は、上記過年度調定額の内訳であり、上記過年度調定額のうち退去滞納者分が 38,719,908 円、入居滞納者分が 9,809,337 円となっており、退去滞納者に係る部分が 80%以上となっている点である。既に県営住宅を退去した滞納者については、未納家賃についての納付意識が低く、回収を図るのは困難な状況にある。上記のとおり、現年度は 98.34%と高い収納率を達成しながら、過年度収納率は 12.58%に留まっていることはこの点が表れていると言える。過年度調定に占める退去滞納者の割合は、今後も回収するのは非常に難しいと思われ、現在基本協定書における基準収納率 93.9%は達成困難な数値となっている。

指定管理者のインセンティブが適正に働くようにするために、基準収納率の設定について、早急な是正の必要があると思われる。

⑥ 退去者に対する未納家賃、損害賠償金の請求について（意見）

指定管理者である近鉄住宅管理株式会社においては、現に県営住宅に居住している者に対する未納家賃の請求について積極的に行っているとのことであったが、退去した者に対する請求は殆ど行っていないとのことであった。

例えば、未納家賃を有する者が県営住宅を退去して、他府県に転出したような、指定管理者が回収困難な一定の退去者に対する債権については、平成 24 年度以前であれば、県が自ら、債権回収会社へその業務を委託し、平成 25 年度からは弁護士に委託して、県にて、統一的に処理しているところである。

また、県が直接実施している損害賠償金（損害賠償金とは、住宅明渡経過後における住宅の占拠に係る利用の対価相当額と機会費用に相当する損害賠償額を言う。）の請求について、収納状況を確認すると以下のとおりである。

	調定額（円）	収入済額（円）	収納率（％）
現年度	1,527,567	492,600	32.25%
過年度	79,629,905	241,403	0.3%
合計	81,157,472	734,003	0.9%

上記のうち、過年度の損害賠償金は退去した者に係るものと考えられるが、収納率が 0.3%となっており殆ど徴収ができていない状況である。

既に述べたとおり、県営住宅を退去した者に対する未納家賃や損害賠償金を滞納者に請求していくためには新しい住居の把握が必要となるもののその把握は困難であり、退去者から回収を図ること自体が困難であることが想定される。

家賃債権や損害賠償請求権は、私債権であるが、県全体のルールが厳格に定められているため、不納欠損処理が出来ない状況となっている。

少額債権に対する全庁的な取組の必要性については「第 3 3. ④少額債権の全庁的な管理方針について」で触れているが、債権管理条例を制定するなどして、回収困難債権は放棄していくことも検討する必要があると考える。

(12) 県営住宅（指定管理/株式会社東急コミュニティー）（書面監査対象施設）

公の施設の名称	県営住宅【指定】				
所在地	1. 直営の部（28）県営住宅（直営）①概要 ア）県営住宅全般」の添付表参照				
所管部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 住宅課				
設立目的	公営住宅を住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し国民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。				
敷地面積	合計 189,064 m <sup>2</sup>				
延床面積	合計 130,728 m <sup>2</sup>				
開館（竣工）年月	昭和 46 年以降順次				
指定管理者	株式会社東急コミュニティー				
施設の内容	県営住宅				
職員配置の状況	5 名 (平成 25 年 4 月現在)				
自主事業の有無 （有の場合はその内容）	なし				
施設取得費	合計 20,127 百万円				
将来の修繕計画	-				
県の年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	総収入額	433,201	426,505	422,909	
	うち使用料等収入額	433,201	426,505	422,909	
	歳出 （①+②）	170,329	111,760	115,887	
	指定管理委託料①	170,329	111,760	115,887	
その他②	-	-	-		
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	1,835	1,835	1,835
	入居率	実績②	1,670	1,693	1,696
		利用率②/①	91.00%	92.26%	92.43%
類似施設	国所管	雇用促進住宅			
	県所管	-			
	市所管	市町村営住宅、改良住宅			

【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	株式会社東急コミュニティー
所轄部署	県土マネジメント部 まちづくり推進局 住宅課
設立年度	昭和 45 年度（昭和 45 年 4 月 8 日）
設立目的	土地建物の管理、賃貸、売買、仲介及びマンション管理業ほか
事業内容	管理業、賃貸業、工事業、その他
県の出資団体である場合県の出資額	なし

役職員の状況（うち県職員、OB）	なし
指定管理者としての実施施設	天理・橿原・坊城・纏向県営住宅
指定期間	平成22年4月1日～平成27年3月31日
公募・非公募の別	公募
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	応募団体数：8団体 審査方法：奈良県営住宅指定管理者選定審査会によるプロポーザル方式
県の説明会への参加者数	6者（12名）
応募団体が1団体しかない場合におけるその理由	—
非公募である場合その理由	—
県からの委託料（千円）	639,030（5ヶ年）

① 滞留債権について（意見）

「第3 3. ④少額債権の全庁的な管理方針について」に記載したとおり、約25百万円の滞留債権があるため、債務者に対して引き続き督促を促す必要がある。



(13) 社会教育センター（研修棟）



公の施設の名称	奈良県社会教育センター【指定】			
所在地	葛城市寺口 1096-1			
所管部署	教育委員会 人権・地域教育課			
設立目的	県民の自主的な学習活動を促進し、併せて県民の文化的教養の高揚を図り、もって社会教育の振興に資する。			
敷地面積	研修棟 81,849 m <sup>2</sup> ※1			
延床面積	5,288.55 m <sup>2</sup> （本館のみ）			
開館（竣工）年月	昭和 58 年 6 月			
指定管理者	アスカ美装株式会社			
施設の内容	研修施設、体育館、東屋、トイレ、車庫、プロパン庫、倉庫			
職員配置の状況	10 名 (平成 25 年 4 月現在)			
自主事業の有無 （有の場合はその内容）	フォトコンテストの開催（平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月） 「記紀万葉の世界」、「大和の風」をテーマに、写真を通じて奈良の魅力、歴史、文化を紹介する			
施設取得費	1,424 百万円			
将来の修繕計画	防水・内装(H27)、外壁(H34)、建具(H34)			
県の年間収支 （千円）		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	総収入額	※2 153	※2 142	※2 146
	うち使用料等収入額			
	歳出 (①+②)	37,500	52,043	50,862
	指定管理委託料①	37,500	37,500	37,500
その他②		14,543	13,362	
利用状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度

利用状況 1	指標名	計画①	1,077	1,077	1,077
	小研修室 A	実績②	356	361	373
		利用率②/①	33.1%	33.5%	34.6%
利用状況 2	指標名	計画①	1,077	1,077	1,077
	中研修室 A	実績②	249	289	273
		利用率②/①	23.1%	26.8%	25.3%
利用状況 3	指標名	計画①	5,390,000	5,390,000	5,390,000
	使用料収入	実績②	5,414,900	6,285,600	5,804,800
		利用率②/①	100.5%	116.6%	107.7%
類似施設	国所管	—			
	県所管	—			
	市所管	—			

※1 このほかに、施設内に普通財産として宿泊棟 4,362 m<sup>2</sup>がある。

※2 このほかに、年間 18,000 千円の普通財産である宿泊棟の貸付料収入がある。

### 【指定管理者調査票】

(平成 25 年 4 月現在)

法人名	アスカ美装株式会社
所轄部署	教育委員会 人権・地域教育課
設立年度	昭和 52 年
設立目的	—
事業内容	設備管理業務・清掃業務・警備業務等
県の出資団体である場合県の出資額	—
役職員の状況（うち県職員、OB）	—
指定管理者としての実施施設	奈良県社会教育センター
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
公募の場合の応募団体の数及び審査方法	1 者 プロポーザル方式
県の説明会への参加者数	5 者
応募団体が 1 団体しかない場合におけるその理由	宿泊棟の借受について採算がとれるか否か、また、研修棟の稼働率が低く、利用料収入や人件費などコスト比較で難しい面があったのではないかと思料される。
非公募である場合その理由	—
県からの委託料（千円）	175,000

## ① 概要



奈良県社会教育センター「かつらぎの森」HP より

「かつらぎの森」とは、県の公募により決定された、同宿泊棟の愛称である。今回の監査対象である公の施設としての奈良県社会教育センター(研修棟)は、当該地図では「奈良県社会教育センター」として表示されている。

奈良県社会教育センターは、大きく研修棟と宿泊棟の2つの棟とそれに付随する体育施設、それらを取り囲む形で配置されたその他周辺の駐車場や広場や多目的運動広場などから構成される、県教育委員会所管の施設である。

当該施設は昭和58年に、社会教育施設として、県民の自主的な学習活動を促進し、併せて県民の文化的教養の高揚を図り、社会教育の振興に資するため建設されたものである。

その後、平成5年に田原本町に県の教育の中核施設として新たに奈良県立教育研究所が建設された後、平成18年度に改正自治法の施行により施設の管理について指定管理者制度を導入するか県直営で行うかの選択が必要となったことから、検討の結果、平成19年度に社会教育センターが保有していた役割のうち「調査研究・人材養成・啓発・情報収集・提供等のソフト事業部門」については奈良県立教育研究所に移転・統合するとともに、残る「学習環境の提供機能(貸館機能)」については引き続き当該施設に残し指定管理者制度を導入することとしたものである。

当該施設については、田原本町に移転した社会教育センターの附属施設として条例に定めるとともに、隣接する宿泊棟については普通財産として「公の施設」としての制約を

外したうえで、社会教育センター研修棟の指定管理者に対して有効活用のための付随業務として貸し付けたものである。

奈良県社会教育センター条例 第一条 県民の自主的な学習活動を促進し、併せて県民の文化的教養の高揚を図り、もつて社会教育の振興に資するため、奈良県社会教育センター(以下「社会教育センター」と言う。)を磯城郡田原本町に設置する。 2 社会教育センターの附属施設として、研修施設を葛城市に置く。
--

研修棟及び宿泊棟はそれぞれ公の施設及び普通財産として異なる財産区分として整理したものの、県教育委員会ではこれらを一体不可分の施設として扱い、研修棟の指定管理を受託すると同時に宿泊棟については県と賃貸借契約を結ぶことで、これらを一体として運用することを条件として指定管理者を公募した。

平成 18 年度の募集では応募がなく、条件を変更して平成 19 年度の再公募も不調となり、3 回目となる公募で 2 社が応募し、平成 20 年度から平成 24 年度までの指定管理者及び宿泊棟の借受人としてアスカ美装株式会社が借受人となった。

平成 24 年度の募集の際にはアスカ美装株式会社 1 社のみが公募に応じたため、同社が研修棟の指定管理者かつ宿泊棟の借受人となっている。

施設名	区分	事業者	県との関係
研修棟及び社会教育センター全域	公の施設	アスカ美装株式会社	指定管理者
宿泊棟（「かつらぎの森」）	普通財産	アスカ美装株式会社	借受人

## ② 指定管理者制度と施設の位置づけの変遷

概要で述べたとおり、当該施設は複雑な経過を経て現在の運営形態となっており、その経過を記載すると以下のとおりである。

### 【社会教育センターの施設区分及び指定管理者の変遷】

年度	宿泊棟		研修棟	
	施設分類	運営主体	施設分類	運営主体
平成 18 年	公の施設	管理委託・指定管理者：文化事業団	公の施設	県が直営
平成 19 年	公の施設	指定管理者：文化事業団	公の施設	指定管理者：文化事業団
平成 20 年～平成 24 年	普通財産	借受人：アスカ美装株式会社	公の施設	指定管理者：アスカ美装株式会社
平成 25 年～平成 30 年	普通財産	借受人：アスカ美装株式会社	公の施設	指定管理者：アスカ美装株式会社

平成 18 年に指定管理者制度が導入された初年度においては、宿泊棟は同年 9 月から財団法人文化事業団が指定管理者となった。これは、平成 18 年については 7 カ月という短期間では応募する事業者がないことが予想されるため、緊急的に同財団に指定管理を受託してもらったものである。

この時点では宿泊棟は公の施設として分類されていたが、宿泊棟の宿泊という目的があらゆる人に利用可能であるはずの公の施設の定義にそぐわないこと及び普通財産のほう  
が機動的な運営が可能となるという理由から、平成 20 年以降、宿泊棟は普通財産に分類  
が見直された。同時にその年度から、普通財産である宿泊棟と公の施設である研修棟を一  
体不可分のものとして事業が実施できる業者であることを条件として公募することとなっ  
たものである。

③ 現金出納簿に記載のない現金について（結果）

現金実査の結果、現金出納簿に記載のない、以下の現金が確認された。現金出納簿に  
記帳して適切に管理する必要がある。

・ 緑の募金の回収分	423 円
・ 前受使用料	7,500 円（3 件分）
・ 切手販売代金	180 円
合計	8,103 円

④ 現金出納簿と実際現金在高の不足について（結果）

現金実査の結果、現金出納簿と本日の実在高に 1,575 円の現金不足があった。調査し  
たところ、往査前日である 9 月 11 日の支出が記帳漏れであった。その都度、現金出納簿  
に記帳する必要がある。

⑤ 協定書に記載されていた連絡会議の未実施について（結果）

本協定書によると、年 2 回連絡会議を行うこととなっているが、現在まで行われたこ  
とはないとのことであった。連絡は緊密に行っているとのことであるが、協定書に従った  
運用が必要と考える。

⑥ 保守関連契約の未保存について（結果）

保守関連契約の契約書については、エレベータの保守契約、空調用自動制御設備保守契約以外は残されていなかった。

また、アスカ美装株式会社が平成 20 年に指定管理を受けた直後に各事業者と契約締結した後は、契約更新時にも新たに契約書を作成せずに推移してきたとのことである。

契約書を更新する際には、保守点検費用の妥当性もチェックすることになるのであり、適正に契約締結を行い、契約書を保存しておくべきである。

⑦ 備品の管理について（結果）

従来、紙面備品台帳上、メモ欄に保管場所等を記載し管理していたが、現在はシステム管理に変更している。その結果、システム出力調書である備品管理簿と現物との紐づけが出来ていない状態である。

今後、現物に物品番号シールを貼付する等の整備を行い、資産管理を徹底すべきである。

⑧ 普通財産の貸付と指定管理の関係について

概要で記載のとおり、当該施設は公の財産である研修棟と、普通財産である宿泊棟を一体不可分のものとして指定管理者を公募し、指定管理者として選定された業者は宿泊棟については県と普通財産の賃貸借契約を結ぶという形となっている。

施設名	区分	県との関係
研修棟及び社会教育センター全域	公の施設	指定管理契約
宿泊棟（「かつらぎの森」）	普通財産	賃貸借契約

このように同じ社会教育センターでありながら二つの異なる契約に基づいて事業が実施されているため、その事業内容及び経費負担がどのように区分されているのかを監査したところ、以下のような問題が確認された。

ア) 宿泊棟に係る人件費が、研修棟の費用として支出されていたことについて（結果）

研修棟等（公の施設）に係る平成 24 年度の人件費総額 25 百万円の中に、宿泊棟（普通財産）の支配人に係る人件費 479.8 万円が含まれていた。

宿泊棟支配人は、研修棟と宿泊棟を合わせた社会教育センター全体の営業活動等を研修棟所長と共に行うものの、原則的には宿泊棟にて業務を行っており、原則、宿泊棟における経費として計上すべきである。

たとえその費用の一部を研修棟に負担させるとしてもその割合は業務量に応じた按分計算等によるべきであって、その人件費の全額を研修棟に賦課させていることは大きな問題であるため、早急に改善が必要である。

#### イ) 公の財産に属する公用車を普通財産の要に供していることについて (結果)

宿泊施設で車 3 台、研修施設で車 2 台を県から使用貸借している。各車は宿泊施設及び研修施設の備品台帳に記載がある。

研修施設として使用貸借している車の中には、乗合自動車があり、これは宿泊施設の送迎に利用しているとのことであり、研修施設としては乗合自動車の利用はしていないとのことであった。

宿泊施設運営のための自動車の準備、費用負担は本来普通財産を賃借しているアスカ美装株式会社で行うべきである。使用貸借させている点は外部から見た場合、批判を受けかねない。また、研修施設の備品である車を宿泊施設のために利用することは本来できないと考える。

宿泊施設につき車を使用貸借させている点の妥当性は今後検討すべきである。

#### ウ) 宿泊棟利用者に研修棟 (公の施設) の優先予約権を付与することについて (意見)

現在、研修棟 (公の施設) に属する体育館の予約の運用として、通常は 6 か月前から予約が可能なところ、宿泊棟 (普通財産) に宿泊する人には 1 年前から予約が可能との取扱いにしている。すなわち、宿泊しない人は 6 ヶ月前からであるが、宿泊棟 (普通財産) の宿泊者は最大 1 年前から予約でき有利な取扱いとなっているのである。

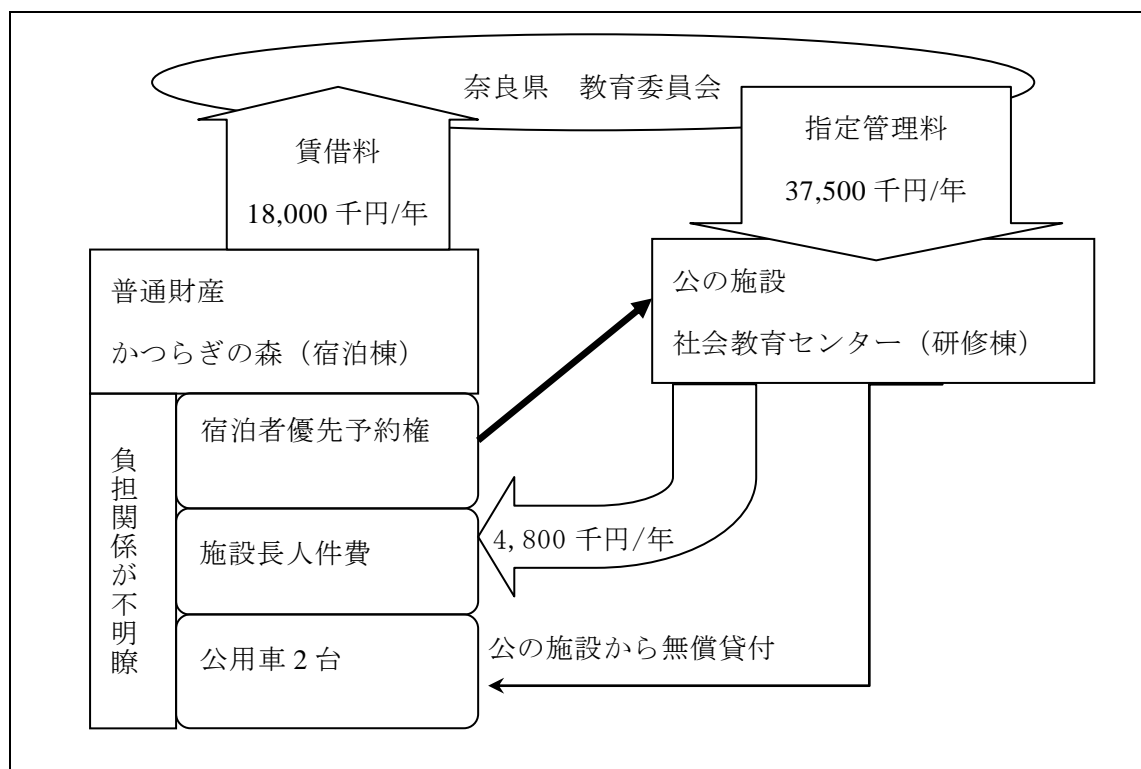
本来であれば平等であるべき行政財産の使用が宿泊者に有利となるように運用されているのは問題があるものと考えられ、全て 1 年とするか、あるいは 6 ヶ月とするかの改善が必要と思われる。

エ) 普通財産と公の施設を一体不可分として設定していることについて (意見)

アスカ美装株式会社と県との宿泊施設の賃貸借契約は、低廉な研修棟があって初めて成り立つものである。宿泊施設は設備面で他の民間施設に優位であると言い難いが、低廉な研修棟を利用できる点から宿泊客の集客が図れる状況となっている。

しかしながら監査したところ、公の施設である研修棟と普通財産である宿泊棟という異なる性質の県有財産を一体不可分としたことから、両財産の管理範囲が不明瞭となっている部分が見受けられた。

具体的には、当該施設は、研修棟等に毎年 37,500 千円/年の指定管理料を支払っているが、この指定管理料から上記で述べてきたとおり、研修棟を兼務している宿泊棟支配人の人件費が支払われており、また研修棟の公用車を宿泊棟の宿泊者の送迎目的に転用していることなどが確認された。



宿泊棟と研修棟は一体不可分として公募したとしても施設の性質及び契約は異なっており、その費用負担や関係については明確に区分して処理する必要がある。



⑨ 極端に低い施設稼働率について（結果）

当該施設は、昭和 58 年に建設後、備品の更新等が適時に行われておらず老朽化が著しく、かつ近年、近隣市町村に同種の施設が多数開設されていること、そして立地条件の問題もあって、他の貸館業の公の施設と比較しても施設利用率が著しく低い（平均 14.4%）。

特に利用率が低いスペースは、スタジオ(0.8%)、調理研修室(1.9%)、視聴覚室(3.3%)などであり、その他に現状自由スペース（大研修室並みの面積であるが貸室対象外）として使用されている空間は、もともとはインターネットの普及前において、検索装置があった部屋が不要となったために装置を撤去して自由スペースとして転用されているものである。

なお、研修棟の稼働率の過年度の推移は以下のとおりであり、指定管理者制度が導入されてからも、特段の改善がみられていない。平成 24 年度実績単年度で見れば、指定管理者制度導入前の利用率を 1.4 ポイント下回っている状態にある。

	指定管理者 制度導入前	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
研修棟	15.8%	14.7%	13.1%	15.9%	14.4%

出典：奈良県行政経営課(平成 24 年 11 月)

当施設を今後も維持する場合においては、施設稼働率の改善のための抜本的な改革が必要と考えられる。

⑩ 当施設の今後の方向性について（意見）

概要で記載の通り、県は奈良県立教育研究所を新たに田原本町に設置し、そこに社会教育センターの主たる機能を移管しており、今回の監査対象である研修棟は、かつての旧・社会教育センターの建造物である。

当該建造物を社会教育センター条例第 1 条第 2 項で研修棟として位置付けなおして公の施設としたものであり、またその活性化として隣接する宿泊棟を普通財産として貸し付けて、一体のものとして指定管理者を公募したものである。

このように公の施設と普通財産を組み合わせることで、両施設の活性化を図ろうとした県の試みは評価できる。

しかしながら現状の利用率等を考慮すると、研修棟の利用状況の改善が図られているとは見受けられなかったため、当該施設については今後の施設の在り方も踏まえた抜本的な改善策の検討が必要である。

研修棟と宿泊棟は一体不可分の性質を有しているものであり、これを公の施設と普通財産にわたる現状の手法では不明瞭な部分が複数生じていることから、両施設を一体の公の施設とするか、一体の普通財産とするか、または廃止・売却について検討する。

#### ア) 一体の公の施設としての運用

一体の公の施設とした場合、現状の「37,500千円の指定管理料を県が借受人でもある指定管理者に支払い、逆に指定管理者でもある借受人は18,000千円の賃料を県に支払う」という指定管理料と賃料の不明瞭な関係を、「19,500千円の指定管理料を県が支払う」（19,500千円は指定管理料と賃料の差額）という明瞭な関係にすることができ、また、現在の両施設の様々な曖昧な関係を排除することも容易となるという利点がある。

反面、宿泊棟について新たに条例に設置する必要がある。また料金設定についても条例に定める必要が生じるがこの場合、民間の宿泊施設において一般的な手法である、繁忙期と閑散期で異なる料金を設定することが困難となる。指定管理者は宿泊料を価格転嫁できない分について指定管理料の上乗せを求めると考えられ、県の負担額がさらに増えるであろうことや、宿泊という行為がそもそも公の施設の定義に適合するの否かなど、宿泊棟を公の施設として設定することには検討すべき課題が多い。

#### イ) 一体の普通財産としての運用

一体の普通財産とした場合でも、県と借受人の関係は明瞭とすることができる。また、本来であれば賃料収入を期待できる。

しかしながら現状の研修棟と宿泊棟の関係は、一体としてあわせて純額で19,500千円を県が指定管理者でもあり借受人でもある事業者に対して支払っている状況にあるため、たとえ県が無料で貸し付けたとしても借受人は19,500千円の赤字を背負うこととなるため、引き受ける事業者はいないものと考えられ、当該手法の実現は困難と考えられる。

ウ) 廃止・売却・転用

当施設の施設稼働率は前述の通り著しく低く、当施設に対する県民ニーズは乏しいと考えられる。

また当施設は老朽化が進んでおり、現状、毎年純額で 19,500 千円/年（平成 25 年度からは賃料と指定管理料が改定されたことにより 20,000 千円/年）の運営費相当額に加えて修繕費がかかっており、今後も防水・内装の修繕などさらなる修繕費が係ることが見込まれる。

当施設を廃止した場合、県の将来にわたる毎年度の負担額及び修繕費が不要となるため、今後も運営を続けるのであれば今後増大するであろう修繕費等の県税負担額に見合うだけの政策効果が必要であり、県税負担と県民ニーズとの兼ね合いも踏まえた総合的な判断が必要である。

なお、売却や転用が可能であればそれを優先すべきであるが、立地条件から当該施設の売却可能性や転用可能性は低いと考えられる。

現在、教育委員会において当施設の在り方を検討中とのことであるが、以上を踏まえ、抜本的な改革を行うか、それが不可能なのであれば、廃止の方向で検討すべきである。

## 第5. 総括意見

### 1. 直営施設の管理運営について

公の施設の管理方法は、大きく直営と指定管理者制度による管理に分かれる。奈良県の公の施設の管理において、直営の占める割合は100施設中69施設（県営住宅を除くと56施設中42施設）と大きく、今回の監査でも直営で運営している施設を複数監査した。

直営による管理のメリットは、県職員が自ら施設を管理することによって政策的な対応を機動的に反映できる点にある、といえる。今回の監査でも、直営であることのメリットを活かし、機動的に業務を見直している事例があった。

一方で、直営による施設管理は、指定管理者制度を導入した施設と比較した場合、現状の管理方法が効果的・効率的であるかを自ら確認する機会や第三者によって確認される機会に乏しい。指定管理者制度の場合は、募集に際して提出される指定管理申請書（提案書）で、利用時間の拡大や利用料金の割引、さらなる集客を図るための自主事業の実施など、利用者目線の施設管理運営を提案させ、競わせる過程で、サービスの向上に資する新たな施設管理の方法が生み出される。しかし、直営施設は、そのような競い合いの仕組みが存在しないため、所管課自らが意識を高くもって業務改善の手法を検討することが必要となる。逆にいえば、所管課の意識が高くない場合には、現状の管理手法や管理水準に満足してしまい、更なる改善が図られないことになる。

利用者満足度の調査結果や第三者委員会の提案を取り入れて、利用者数の増加、サービス内容の向上といった成果に結び付けている直営施設も複数存在していたため、直営による管理が一概に問題があるとはいえないが、直営であっても、常に利用者の視点で施設管理方法の改善に取り組む仕組みを構築すべきと思われる。そのためには、PDCAサイクルが確実に実施される仕組みを導入すべきである。

直営管理によるサービス向上に限界がある場合には、指定管理者制度への転換可能性を検討すべきである。すべての業務を指定管理者制度の対象にすることが馴染まない施設については、政策立案・企画部分を除いて指定管理者制度に移行することも考えられる。直

営施設の各現場で指定管理者制度の導入について肯定的な意見は聞かれなかったが、同制度の活用は県職員を日常的な施設管理業務から解放し、より高度な企画調整作業に注力できるようにすることと理解するべきである。

県の政策遂行上専門性の高い領域については、当然今後も県職員が担うべきであるが、そうではない領域や外部に任せた方がよい領域については、指定管理者制度を導入して積極的にアウトソースを進めていくべきである。

## 2. 指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は平成 18 年度から導入され、現在 31 施設（うち県営住宅 17 施設）に導入されている。

指定管理者制度の導入によって、コスト面・サービス面で一定の効果が発現していることは、概要で記載のとおりであり、指定管理者制度導入時に期待された成果は一定表れていると評価することができる。

一方で、指定管理者制度の運用に関して、今後改善が求められる事項は以下のとおりである。

まず、モニタリング体制について指摘したい。指定管理者制度の大きな特徴は、施設管理に係る「PDCA」の仕組みが制度上内在する点にあると言ってよい。このうち、所管課により実施される指定管理者のモニタリング評価が「Check」のひとつに相当するが、所管課によってモニタリングに対する意識が大きく異なっており、モニタリングの中身に差異があった。また、収支報告が適切に行えていないなど、本来ならばモニタリングを通じて是正されるべき事項が是正されていない例もあり、所管課によるモニタリングの不十分性がみられた。

所管課はモニタリングを適切に行い、協定書や提案書に記載されたサービス内容や提出書類が遵守されているかを確認することによって、指定管理者との間に適度の緊張関係をもたらし、制度導入の効果が一層発揮されること、また今後の改善にも繋がっていくことを改めて認識して、制度運用を行うべきである。

また、指定管理者選定にあたっての非公募及び一者応札についても言及する。指定管理者制度の長所は、指定管理者への指定を目指す民間事業者による、維持管理水準の向上のための競い合いにあるが、非公募や一者応札ではこの指定管理者制度の良さが半減してし

まうともいえる。今後もこのような状況が継続すれば、民間事業者の意識も直営の場合に近い形となってしまふ。公募方法について競争性を高めるように更なる工夫が求められるところである。

### 3. 奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針に基づく取組について

#### ア) ファシリティマネジメントの推進の必要性

総務省が実施した公共施設に関する全国調査（「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」平成 24 年 3 月）では、建設から 30 年以上経過した公共施設は全体の 43.1%（調査協力 111 市町村の平均）となっており、全国的にも施設の更新や維持管理が大きな課題となっている。

県においても、建設から 30 年以上経過した公の施設は全体の約 50%に達しており、今後、施設更新に向けた財源の確保が必要となる一方、逼迫した県の財政状況の中、効果的な施策の実現や財政健全化の推進を図る上でも、施設の整備や維持管理に係るコストを出来る限り抑制していく必要がある、とされている。このことを総合的に考えれば、施設管理対象を削減するためには施設の統廃合は避けて通れない。統廃合にあたっては様々な利害調整が必要になると思われるが、県が現在進めている「奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針」に基づき、ファシリティマネジメントの取り組みを着実に進めていかなければならない。

#### イ) 市町村・民間との協力

公の施設は県営だけでなく、市町村営のものも多数存在しており、機能的に相互補完関係にある施設も多い。また、市町村営の施設も老朽化が進んでおり、ファシリティマネジメントの必要性に迫られていると考えられる。統廃合にあたっては、県、市町村各々の施設を含めた全体ベースで、エリアマネジメントの観点から施設配置を最適化すべきである。最適化に協力する市町村にあつては、市町村もメリットを享受できるようにインセンティブを付与するなど、協力関係を促進するような施策も検討すべきである。

なお、平成 26 年度の地方財政計画において「公共施設等総合管理計画」の作成に特別交付税措置を行うこととされており、市町村においてもファシリティマネジメントの取り

組みが本格化することが予想される。このタイミングをとらえて、施設配置の最適化を推進することが必要である。

さらに県営住宅などは、県や市町村といった公的セクターだけで完結するのではなく、民間における住宅ストックの余剰も踏まえて施設整備方針を立案することによって、県営住宅としての必要量も圧縮可能であり、県全体としての全体最適に向けた取り組みが期待される。

#### ウ) 公会計情報の活用

今後、奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針に従って、個別の施設について維持更新、統合、廃止などといった施設のあり方が整理・決定されることとなるが、整理方針により説得力を持たせる観点から、現在整備が進められている新公会計制度の情報も活用すべきである。

現在県で整備を進めている新公会計制度には以下のような特徴がある。

- ・ 公有財産、インフラ資産、重要物品等を含む資産台帳を整備しており、県が保有するすべての施設について金額的評価を行っている。
- ・ 民間企業会計における発生主義の概念を導入しており、（施設別の区分設定等を前提として）各施設別の行政コストをシステム上算定することが可能。

現在の奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針に基づく施設評価においても、施設運営コストを用いて評価しているが、さらに新公会計制度における発生主義に基づくコスト情報を活用することによって、より数値に説得力を持たせることが可能と考える。

そのためにも、現在実施中の新公会計制度の整備を迅速かつ正確に進めるべきである。

#### 4. 「公の施設管理指針」の必要性について

前述のとおり、指定管理者については、指定管理者制度の全体枠組みを通じて施設管理水準が一定担保されるが、直営については、施設管理水準の妥当性を客観的に検証するための仕組みがそもそも設けられておらず、各所管課の自助努力に委ねる仕組みとなっている。この状況を改善するための取り組みとして、公の施設全体の管理方針を定めた「公の施設管理指針（仮称）」の制定を提案する。

具体的な中身としては、

- ・ 奈良県における標準的施設管理（維持管理、サービス）水準の提示
- ・ 管理手法（直営、指定管理、PFI 他）の選択・判断過程に関する開示
- ・ 施設運営管理方針の策定と承認（3 年程度の収支見込、サービス向上施策、修繕計画など）
- ・ 利用者満足度調査の義務付けと公表
- ・ 施設管理運営委員会など、外部有識者による意見聴取の機会設置
- ・ 公会計情報を用いた施設運営コストの情報開示と受益者負担（利用料金）の説明

などが考えられる。

指定管理者制度を導入している施設については、これらの実行が制度的に担保されているので、直営施設の一部について新たな対応が求められるものと思われるが、公の施設の管理として、サービスの維持向上のために最低限果たすべき水準であるとする。

## 5. 施設管理組織のあり方について

これまで見てきたとおり、現在は直営の施設管理を所管する各課が各々行っている。県営住宅を管理する住宅課や学校施設を管理する教育委員会、普通財産を一元的に管理する管財課など、一部の部局では施設を集中的に管理しているが、それ以外の部局では、施設管理を担当する職員は課内のごく一部の職員であり、必ずしも施設管理に関して専門性が高い訳ではない。また、各施設が維持修繕などに確保できる予算は限られており、必要な修繕が後回しにされがちである。

一方で、要修繕箇所の放置や先延ばし、保守点検の工数削減といった維持管理コストの削減によって十分な維持管理が行われず、万一利用者等に危害が及んだ場合、自治体や施設担当者が法的責任を問われる可能性があることを考慮しなければならない。

施設の稼働率を高め、設置目的に沿った有効活用を図っていくことは、施設を所管する所管課の責任において進めなければならないことは当然であるが、施設管理の水準を一定以上に保ちつつ、維持管理コストの削減、或いは中長期的な視点でのコスト削減のための予防修繕などを組織的に行うといった施設のハード面の管理については、施設管理専門組織ともいべき施設管理に特化した組織によって維持管理を行うことについて、将来的にはそのような組織を設置することも視野に入れた検討を行うべきである。



県全体の施設を一元的に管理する組織が施設管理を行うことで、県全体の施設管理予算を適切に配分し、予防修繕等が必要な箇所などに機動的に財源の手当てを行うことで、地方自治体で見られる、維持管理の不十分性に起因して、結果として施設の寿命を短くしてしまう事態を防止する効果が期待される。保守点検等の外部委託においても、スケールメリットを生かすことが可能である。施設管理組織において、施設管理のためのノウハウを集約し、県全体の施設管理の最適化を図っていくことが期待される。

## 6. 新たな管理方法の模索

公の施設の管理方法として、直営と指定管理者に焦点を当てて検討してきた。一方で、今回の監査対象の枠外ではあるものの、県有施設を普通財産として貸し出すことによって、公の施設の枠組みでは実現しない自由な料金設定、民間企業の発想によるにぎわい創出の事例も確認した。公の施設は、設置条例においてその施設目的を明確に規定することが求められ、施設目的の設定にあたっては、公的施設としての必要性を外部に説明することが必要となる。公の施設としての活用が困難な場合の選択肢として、普通財産としての貸付けも視野にいった検討が必要である。

また、今回は指定管理者の監査の一環で PFI 事業として進められているまほろば健康パーク及びスイムピア奈良について状況の把握を行った。PFI 手法は、施設管理にとどまらず設計・建設の段階から民間事業者を巻き込み、より効率的かつ効果的に施設整備と公共サービスの提供を進めるためのスキームであり、他の自治体において広く活用されている。県では、本事業が最初の PFI 事業であり、本年 7 月の開業に向けて建設、開業準備が進んでいるところである。今回の事業は県における今後の PFI 手法の拡大を占う試金石であり、今回の PFI 事業の成果を評価し、さらに PFI 手法を県の他の事業に適用すべきものはないか、検討していく必要がある。

今回の事業の成否如何によっては、今後の公の施設整備にあたって PFI 手法への転換が進むことも想定されるので、今後、PFI 事業に関する専門の部署の設置検討や県としての PFI 事業に関するガイドライン等の整備の検討も含め、今後より良い PFI 事業の実施に向けた体制の構築が望まれる。

## 7. 終わりに

公の施設は住民サービスを提供する手段の一つであり、奈良県においても 100 施設を有しており、さまざまな県民サービスの提供を行っている。その一方で、施設の維持管理や更新に関する費用が財政を圧迫する要因となっており、これらの費用を圧縮する必要にも迫られている。

このような状況の中で、時代に合った良質な県民サービスの提供を効率的に行うという視点から、施設の必要性や、施設の管理形態や運営状況について、不断の見直しを行い、県民満足度を高めていくことを期待する。

以上